

水俣市議会会議録

平成28年6月第2回定例会（6月10日招集）

水俣市議会事務局

平成28年6月第2回定例会（6月10日招集）会期日程表

（会期 6月10日から6月30日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月10日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	11日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	12日	日			市の休日（日曜日）
4	13日	月			議案調査
5	14日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	15日	水			議案調査
7	16日	木			議案調査
8	17日	金			議案調査
9	18日	土			市の休日（土曜日）
10	19日	日			市の休日（日曜日）
11	20日	月			議案調査
12	21日	火	午前9時30分		本会議
13	22日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（高岡朱美君・野中重男君・塩崎達朗君）
14	23日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（谷口明弘君・小路貴紀君） 議案質疑 委員会付託
15	24日	金	—	委員会	委員会
16	25日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	26日	日			市の休日（日曜日）
18	27日	月	—	委員会	委員会
19	28日	火		休 会	議事整理日
20	29日	水		休 会	議事整理日
21	30日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成28年6月第2回水俣市議会定例会会議録目次

平成28年6月10日（金）　　―― 1 日目 ――

出欠席議員	1～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
陳情文書表	3
開　　会	3
開　　議	3
諸般の報告	3
日程第1　会議録署名議員の指名について	3
日程第2　会期の決定について	4
日程第3　議会運営委員の選任について	5
議案上程	5
日程第4　議第46号　専決処分の報告及び承認について 専第1号　平成27年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	6
日程第5　議第47号　専決処分の報告及び承認について 専第2号　水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	7
日程第6　議第48号　専決処分の報告及び承認について 専第3号　水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条 例の制定について	15
日程第7　議第49号　専決処分の報告及び承認について 専第4号　平成27年度水俣市一般会計補正予算（第10号）	16
日程第8　議第50号　専決処分の報告及び承認について 専第5号　平成28年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	18
日程第9　議第51号　専決処分の報告及び承認について 専第6号　平成28年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	19
日程第10　議第52号　水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設 備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて	21
日程第11　議第53号　水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の	

	人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1～21
日程第12	議第54号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第3号）……………	22
日程第13	議第55号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）……	24
日程第14	議第56号 平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……	25
日程第15	議第57号 平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）……………	25
日程第16	議第58号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）……	26
日程第17	議第59号 平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）……………	27
日程第18	議第60号 工事請負契約の変更について……………	27
日程第19	議第61号 工事委託に関する基本協定の締結について……………	27
	市長の提案理由説明……………	27
	休憩・開議……………	32
日程第20	選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について……………	32
	散 会……………	34

平成28年6月21日（火） —— 2日目 ——

	出欠席議員……………	2～1
	事務局職員出席者……………	1
	説明のため出席した者……………	1
	議事日程第2号……………	2
	開 議……………	2
	諸般の報告……………	2
日程第1	一般質問……………	3
	○高岡利治君の質問……………	3
	1 熊本地震について……………	4
	2 市役所の庁舎機能移転問題について……………	4
	3 庁舎機能移転推進室設置及び6月の人事異動について……………	4
	市長の答弁……………	4
	休憩・開議……………	4
	総合政策部長の答弁……………	4

○高岡利治君の再質問	2～5
総合政策部長の答弁	7
休憩・開議	8
市長の反問	9
○高岡利治君の発言	9
市長の答弁	9
○高岡利治君の再々質問	10
市長の反問	12
○高岡利治君の発言	12
市長の答弁	12
市長の答弁	13
○高岡利治君の再質問	14
市長の反問	16
○高岡利治君の発言	16
市長の答弁	16
○高岡利治君の再々質問	18
市長の答弁	18
総務部長の答弁	19
○高岡利治君の再質問	20
総務部長の答弁	21
市長の答弁	21
総務部長の答弁	22
○高岡利治君の再々質問	22
市長の答弁	23
休憩・開議	23
○田口憲雄君の質問	24
1 市役所庁舎について	24
(1) 市本庁舎建替検討委員会について	25
(2) 庁舎機能の移転について	25
(3) 庁舎の建て替えについて	25
2 経済基盤について	25
(1) 企業誘致活動について	25

(2) 地場企業支援制度について……………	2～26
3 水俣高校への具体的支援について……………	26
(1) 支援について……………	26
(2) 高校周辺整備について……………	26
市長の答弁……………	26
○田口憲雄君の再質問……………	28
市長の答弁……………	28
○田口憲雄君の再々質問……………	29
市長の答弁……………	30
産業建設部長の答弁……………	30
○田口憲雄君の再質問……………	33
産業建設部長の答弁……………	34
○田口憲雄君の再々質問……………	35
産業建設部長の答弁……………	36
副市長の答弁……………	37
○田口憲雄君の再質問……………	39
副市長の答弁……………	39
市長の答弁……………	40
○田口憲雄君の再々質問……………	40
市長の答弁……………	41
教育長の答弁……………	41
休憩・開議……………	42
○藤本壽子君の質問……………	42
1 水俣川河口臨海部振興構想事業について……………	43
2 脱原発を指針とし次世代エネルギー事業を推進する取り組みについて……………	44
3 地域の野良猫の対策について……………	44
市長の答弁……………	45
産業建設部長の答弁……………	45
○藤本壽子君の再質問……………	46
産業建設部長の答弁……………	49
○藤本壽子君の再々質問……………	50
産業建設部長の答弁……………	50

市長の答弁	2～51
○藤本壽子君の再質問	52
市長の答弁	55
○藤本壽子君の再々質問	56
市長の答弁	57
福祉環境部長の答弁	57
○藤本壽子君の再質問	58
福祉環境部長の答弁	59
○藤本壽子君の再々質問	59
福祉環境部長の答弁	60
散 会	60

平成28年6月22日（水） —— 3日目 ——

出欠席議員	3～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	2
○高岡朱美君の質問	2
1 熊本地震に学ぶ減災対策について	3
2 病児・病後児保育実施計画について	4
市長の答弁	4
○高岡朱美君の再質問	5
産業建設部長の答弁	8
市長の答弁	9
○高岡朱美君の再々質問	10
市長の答弁	12
福祉環境部長の答弁	14
○高岡朱美君の再質問	14
福祉環境部長の答弁	16

○高岡朱美君の発言	3～16
休憩・開議	17
○野中重男君の質問	17
1 熊本地震の教訓から今後予想される日奈久断層の地震への備えについて	17
2 水俣川河口臨海部の開発について	18
3 水俣市庁舎移転と建替えについて	18
市長の答弁	18
総合政策部長の答弁	18
○野中重男君の再質問	20
総合政策部長の答弁	22
産業建設部長の答弁	22
○野中重男君の再質問	24
産業建設部長の答弁	26
○野中重男君の再々質問	27
産業建設部長の答弁	29
市長の答弁	29
○野中重男君の再質問	30
市長の答弁	30
○野中重男君の発言	31
休憩・開議	32
○塩崎達朗君の質問	32
1 熊本地震での水俣市の対応について	33
2 庁舎建替え問題について	33
3 移住定住の促進について	33
4 高校生の地元就職状況について	33
市長の答弁	33
総合政策部長の答弁	33
○塩崎達朗君の再質問	35
教育長の答弁	36
総務部長の答弁	37
総合政策部長の答弁	37
○塩崎達朗君の再々質問	38

総合政策部長の答弁	3～39
総務部長の答弁	39
市長の答弁	40
○塩崎達朗君の再質問	40
市長の答弁	41
総務部長の答弁	42
○塩崎達朗君の再々質問	42
市長の答弁	42
総務部長の答弁	43
○塩崎達朗君の再質問	43
総務部長の答弁	44
○塩崎達朗君の発言	44
産業建設部長の答弁	45
○塩崎達朗君の再質問	45
産業建設部長の答弁	46
○塩崎達朗君の再々質問	46
産業建設部長の答弁	47
散 会	47

平成28年6月23日（木） —— 4日目 ——

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
陳情文書表（追加）	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
○谷口明弘君の質問	4
1 市役所の庁舎機能移転について	5
2 新庁舎建設について	6

3 熊本地震に関する本市の対応について……………	4～6
市長の答弁……………	6
総務部長の答弁……………	6
○谷口明弘君の再質問……………	7
総務部長の答弁……………	8
○谷口明弘君の再々質問……………	9
総務部長の答弁……………	9
市長の答弁……………	10
○谷口明弘君の再質問……………	11
市長の答弁……………	13
○谷口明弘君の再々質問……………	15
市長の答弁……………	16
総合政策部長の答弁……………	17
○谷口明弘君の再質問……………	18
総合政策部長の答弁……………	20
市長の答弁……………	20
教育長の答弁……………	21
○谷口明弘君の再々質問……………	22
総合政策部長の答弁……………	23
休憩・開議……………	23
○小路貴紀君の質問……………	23
1 平成28年熊本地震について……………	24
2 市長ブログについて……………	24
3 初恋のまちづくりについて……………	25
市長の答弁……………	25
副市長の答弁……………	25
○小路貴紀君の再質問……………	27
副市長の答弁……………	29
教育長の答弁……………	29
○小路貴紀君の再々質問……………	30
副市長の答弁……………	32
市長の答弁……………	33

○小路貴紀君の再質問	4～34
市長の答弁	35
○小路貴紀君の再々質問	37
市長の答弁	39
総合政策部長の答弁	40
○小路貴紀君の再質問	42
総合政策部長の答弁	43
休憩・開議	43
質　疑	43
日程第2 議第46号 専決処分の報告及び承認について	43
専第1号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	43
日程第3 議第47号 専決処分の報告及び承認について	
専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	43
日程第4 議第48号 専決処分の報告及び承認について	
専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	44
日程第5 議第49号 専決処分の報告及び承認について	
専第4号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第10号）	44
日程第6 議第50号 専決処分の報告及び承認について	
専第5号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	44
日程第7 議第51号 専決処分の報告及び承認について	
専第6号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	44
日程第8 議第52号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設 備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて	45
日程第9 議第53号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の 人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介 護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	45
日程第10 議第54号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	45
日程第11 議第55号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	45
日程第12 議第56号 平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	46

日程第13	議第57号	平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	4～46
日程第14	議第58号	平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	46
日程第15	議第59号	平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	46
日程第16	議第60号	工事請負契約の変更について	46
日程第17	議第61号	工事委託に関する基本協定の締結について	47
議案上程			47
日程第18	議第62号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	47
日程第19	議第63号	平成28年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	48
		市長の提案理由説明	49
		休憩・開議	49
		質 疑	49
		委員会付託	50
日程第20		特別委員会の設置について	50
		採 決	50
		休憩・開議	51
		正副委員長互選結果の報告	51
		散 会	51

平成28年6月30日（木） — 5日目 —

出欠席議員	5～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
発言取り消し（藤本壽子君）	4
発言取消申出書	4
日程第1 報告の訂正について（報告第2号 繰越明許費の報告について）	4
総務部長の発言	5
採 決	5
日程第2 議第46号 専決処分の報告及び承認についてから日程第23陳第2号九州電力株式	

会社に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応 を求める陳情についてまで22件に関する委員会の審査報告…………… 5～5	
○総務産業委員長の報告……………	6
○厚生文教委員長の報告……………	12
委員会審査報告書……………	15
委員長報告に対する質疑……………	16
討 論……………	16
○桑原一知議員の反対討論（陳第4号）……………	16
○高岡朱美議員の賛成討論（陳第4号）……………	17
○小路貴紀議員の反対討論（請第1号）……………	18
○野中重男議員の賛成討論（請第1号）……………	19
○中村幸治議員の反対討論（陳第1号及び陳第2号）……………	20
○藤本壽子議員の賛成討論（陳第1号及び陳第2号）……………	21
採 決……………	21
日程第24 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について……………	23
採 決……………	24
閉会中継続審査・調査申出書……………	24
議案上程……………	25
日程第25 議第64号 固定資産評価員の選任について……………	25
日程第26 意見第2号 行政庁舎再建等についての国庫補助制度の創設を求める意見書につ いて……………	25
市長の提案理由説明（議第64号）……………	26
○庁舎建替等対策委員長の提案理由説明（意見第2号）……………	27
質 疑……………	27
討 論……………	28
採 決……………	28
閉 会……………	28

平成28年6月10日

平成28年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

平成28年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成28年6月10日水俣市長第2回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成28年6月10日午前10時1分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成28年6月30日午前11時8分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成28年6月10日（金曜日）

午前10時1分 開会

午前10時27分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（緒 方 克 治 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）	福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）
産業建設部次長（城 山 浩 和 君）	水 道 局 長（山 田 雅 浩 君）
教 育 長（吉 本 哲 裕 君）	教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）
総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）	総 務 部 総 務 課 長（緒 方 卓 也 君）
総務部財政課長（設 楽 聡 君）	

○議事日程 第1号

平成28年6月10日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
 - 第2 会期の決定について
 - 第3 議会運営委員の選任について
 - 第4 議第46号 専決処分の報告及び承認について
 専第1号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第9号）
 - 第5 議第47号 専決処分の報告及び承認について
 専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 第6 議第48号 専決処分の報告及び承認について
 専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第7 議第49号 専決処分の報告及び承認について
 専第4号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第10号）
 - 第8 議第50号 専決処分の報告及び承認について
 専第5号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
 - 第9 議第51号 専決処分の報告及び承認について
 専第6号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
 - 第10 議第52号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第11 議第53号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第12 議第54号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
 - 第13 議第55号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 第14 議第56号 平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 第15 議第57号 平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 第16 議第58号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 - 第17 議第59号 平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
 - 第18 議第60号 工事請負契約の変更について
 - 第19 議第61号 工事委託に関する基本協定の締結について
 - 第20 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
-

平成28年6月第2回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第3号	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について	水俣市洗切町 18-17 廣田 孝		厚生文教

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時1分 開会

○議長（福田 斉君） ただいまから平成28年第2回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（福田 斉君） これから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり厚生文教委員会に付託します。

次に、去る3月議会で可決された奨学金制度の充実等を求める意見書については、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、本日、市長から、地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費の報告2件、地方公営企業法第26条第3項の規定による予算の繰越しの報告1件、地方自治法第243条の3第2項の規定による水俣市土地開発公社及び株式会社みなまたの経営状況報告各1件、以上5件の報告が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成28年2月分、3月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、西田市長、本山副市長、緒方総合政策部長、本田総務部長、川野福祉環境部長、関産業建設部長、久木田総合医療センター事務部長、水田総合政策部次長、高沢福祉環境部次長、城山産業建設部次長、山田水道局長、梅下政策推進課長、緒方総務課長、設楽財政課長、吉本教育長、黒木教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（福田 斉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において高岡利治議員、藤本壽子議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（福田 斉君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月10日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	11日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	12日	日			市の休日（日曜日）
4	13日	月			議案調査
5	14日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	15日	水			議案調査
7	16日	木			議案調査
8	17日	金			議案調査
9	18日	土			市の休日（土曜日）
10	19日	日			市の休日（日曜日）
11	20日	月			議案調査
12	21日	火	午前9時30分		本会議
13	22日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	23日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	24日	金	—	委員会	委員会
16	25日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	26日	日			市の休日（日曜日）
18	27日	月	—	委員会	委員会
19	28日	火		休 会	議事整理日
20	29日	水		休 会	議事整理日

21	30日	木	午前10時	本会議	委員長報告 討論 採決	委員長報告に対する質疑 閉会
----	-----	---	-------	-----	----------------	-------------------

○議長（福田 斉君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から30日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、21日間と決定しました。

日程第3 議会運営委員の選任について

○議長（福田 斉君） 日程第3、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、塩崎達朗議員を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました塩崎達朗議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

日程第4 議第46号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

日程第5 議第47号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

日程第8 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

- 日程第9 議第51号 専決処分の報告及び承認について
専第6号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第52号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第53号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第54号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議第55号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議第56号 平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議第57号 平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議第58号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第59号 平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議第60号 工事請負契約の変更について
- 日程第19 議第61号 工事委託に関する基本協定の締結について

○議長（福田 斉君） 日程第4、議第46号専決処分の報告及び承認についてから、日程第19、議第61号工事委託に関する基本協定の締結についてまで、16件を一括して議題とします。

議第46号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成28年6月10日提出

水俣市長 西 田 弘 志

専第1号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

専第1号

専 決 処 分 書

平成27年度水俣市の一般会計補正予算（第9号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月30日専決

水俣市長 西 田 弘 志

（専決処分を必要とする理由）

地方債発行に係る熊本県知事の同意に際し地方債発行予定事業に係る起債額の調整を行うため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

平成27年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

平成27年度水俣市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第9号）

歳入（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
17. 繰入金		488,779	△5,500	483,279
	1. 基金繰入金	488,779	△5,500	483,279
20. 市債		2,069,400	5,500	2,074,900
	1. 市債	2,069,400	5,500	2,074,900
補正されなかった款に係る額		13,643,647		13,643,647
歳入合計		16,201,826	0	16,201,826

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	千円 257,600				千円 263,100			
補正されなかった事業に係る額	1,811,800				1,811,800			
計	2,069,400				2,074,900			

議第47号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月10日提出

水俣市長 西田弘志

専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

専第2号

専 決 処 分 書

水俣市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

平成28年3月31日専決

水俣市長 西田弘志

水俣市税条例等の一部を改正する条例

（水俣市税条例の一部改正）

第1条 水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条中「直ちに」の次に「賦課」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の納期限は、市長が別に定める。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条第3号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを

除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含めないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性

能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「

二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

を

営業用 年額 3,800円
自家用 年額 5,000円
専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

」

「

- (ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円
- (イ) 三輪のもの 年額 3,900円
- (ウ) 四輪以上のもの
 - a 乗用のもの
 - (a) 営業用 年額 6,900円
 - b 貨物用のもの
 - (a) 営業用 年額 3,800円
 - (b) 自家用 年額 5,000円
- (エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

」

改め、同号イ中

「

農耕作業用のもの 年額 2,400円
その他のもの 年額 5,900円

」

「

- (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円
- (イ) その他のもの 年額 5,900円

」

改める。

第83条(見出しを含む。)及び第85条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とある

のは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条中第9項を第15項とし、第8項を第14項とし、第7項を第13項とし、第6項を第7項とし、同項の次に次の5項を加える。

8 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

11 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

12 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第15条の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、熊本県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、熊本県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「熊本県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第15条の5 市は、熊本県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として熊本県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア（イ）	3,900円	4,600円
第2号ア（ウ） a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア（ウ） b	3,800円	4,500円

	5,000円	6,000円
--	--------	--------

附則第16条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第3項中「規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第4項中「規定する三輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 水俣市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「水俣市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	水俣市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第11号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) a

	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第3条 水俣市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項中「、新条例」を「、水俣市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中水俣市税条例第19条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)並びに同条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第3条中水俣市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第16号)附則第5条第7項の改正規定(「、新条例」を「、水俣市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。)並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日
- (2) 第1条中水俣市税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定(「、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中水俣市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第16号)附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)並びに次条第3項及び附則第4条の規定 平成29年4月1日
- (3) 第1条中水俣市税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の水俣市税条例(以下「新条例」という。)第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金に

ついて適用する。

- 2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 3 新条例第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(専決処分を必要とする理由)

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要することから、専決処分するものである。

議第48号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月10日提出

水俣市長 西田弘志

専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

専第3号

専 決 処 分 書

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

平成28年3月31日専決

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第21条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5千円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の水俣市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の賦課に急施を要することから、専決処分するものである。

議第49号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月10日提出

水俣市長 西 田 弘 志

専第4号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

専第4号

専 決 処 分 書

平成27年度水俣市の一般会計補正予算（第10号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日専決

水俣市長 西 田 弘 志

（専決処分を必要とする理由）

年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

平成27年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

平成27年度水俣市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74,488千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,127,338千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第10号）

歳入（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
9. 地方交付税		5,029,663	128,418	5,158,081
	1. 地方交付税	5,029,663	128,418	5,158,081
11. 分担金及び負担金		163,210	△4,903	158,307
	1. 分担金	6,339	△4,903	1,436
13. 国庫支出金		2,770,511	△14,423	2,756,088
	1. 国庫負担金	1,794,482	5,273	1,799,755
	2. 国庫補助金	969,750	△19,696	950,054
14. 県支出金		1,324,248	△5,359	1,318,889
	2. 県補助金	569,701	△5,359	564,342
17. 繰入金		483,279	△7,200	476,079
	1. 基金繰入金	483,279	△7,200	476,079
20. 市債		2,074,900	△171,021	1,903,879
	1. 市債	2,074,900	△171,021	1,903,879
補正されなかった款に係る額		4,356,015		4,356,015
歳入合計		16,201,826	△74,488	16,127,338

歳出（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
2. 総務費		2,158,621	0	2,158,621
	1. 総務管理費	1,729,106	0	1,729,106
3. 民生費		5,298,969	0	5,298,969
	2. 児童福祉費	1,663,863	0	1,663,863
4. 衛生費		1,997,927	△20,795	1,977,132
	1. 保健衛生費	378,025	0	378,025
	2. 清掃費	851,101	△10,217	840,884
	3. 簡易水道設置費	6,379	△1,158	5,221
	4. 環境対策費	222,422	△9,420	213,002
7. 土木費		1,818,607	△28,534	1,790,073
	2. 道路橋りょう費	480,709	△26,223	454,486
	3. 河川費	20,979	△2,311	18,668
	6. 住宅費	550,820	0	550,820

8. 消防費		909,067	△4,229	904,838
	1. 消防費	909,067	△4,229	904,838
9. 教育費		1,046,399	△10,494	1,035,905
	1. 教育総務費	241,252	△1,365	239,887
	4. 社会教育費	355,910	△8,147	347,763
	5. 保健体育費	208,995	△982	208,013
10. 災害復旧費		632,537	△10,436	622,101
	1. 農林水産施設災害復旧費	76,649	△4,991	71,658
	2. 公共土木施設災害復旧費	460,326	0	460,326
	4. 文教施設災害復旧費	84,952	△5,445	79,507
補正されなかった款に係る額		2,339,699		2,339,699
歳 出 合 計		16,201,826	△74,488	16,127,338

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
4. 衛生費	4. 環境対策費	太陽エネルギー利用システム導入補助事業	千円 1,100

第3表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等（道路）	千円 4,300				千円 2,900			
公営住宅建設事業	263,100				257,500			
自然災害防止事業	19,000				17,700			
過疎対策事業	510,500				461,700			
臨時財政対策債	500,000				463,079			
災害復旧事業	182,300				105,300			
補正されなかった事業に係る額	595,700				595,700			
計	2,074,900				1,903,879			

議第50号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成28年6月10日提出

水俣市長 西 田 弘 志

専第5号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

専第5号

専 決 処 分 書

平成28年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成28年4月14日専決

水俣市長 西田弘志

(専決処分を必要とする理由)

平成28年4月14日の熊本地震による災害救助等のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

平成28年度水俣市一般会計補正予算(第1号)

平成28年度水俣市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,430千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,464,485千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正(第1号)

歳入 (単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
17. 繰入金		377,882	40,430	418,312
	1. 基金繰入金	377,882	40,430	418,312
補正されなかった款に係る額		15,046,173		15,046,173
歳入合計		15,424,055	40,430	15,464,485

歳出 (単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
2. 総務費		1,665,758	19,084	1,684,842
	1. 総務管理費	1,296,308	19,084	1,315,392
3. 民生費		5,675,307	928	5,676,235
	4. 災害救助費	0	928	928
4. 衛生費		2,014,009	1,000	2,015,009
	2. 清掃費	811,867	1,000	812,867
8. 消防費		1,004,676	14,000	1,018,676
	1. 消防費	1,004,676	14,000	1,018,676
9. 教育費		1,166,368	1,836	1,168,204
	1. 教育総務費	249,564	1,836	251,400
10. 災害復旧費		22	3,582	3,604
	2. 公共土木施設災害復旧費	21	1,800	1,821
	3. 文教施設災害復旧費	0	1,782	1,782
補正されなかった款に係る額		3,897,915		3,897,915
歳出合計		15,424,055	40,430	15,464,485

議第51号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成28年6月10日提出

水俣市長 西田弘志

専第6号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

専第6号

専 決 処 分 書

平成28年度水俣市の一般会計補正予算（第2号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成28年5月10日専決

水俣市長 西 田 弘 志

（専決処分を必要とする理由）

平成28年5月10日の豪雨発生による災害復旧等のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

平成28年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

平成28年度水俣市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ17,064千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,481,549千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳 入 （単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
13. 国庫支出金		2,272,534	667	2,273,201
	1. 国庫負担金	1,725,125	667	1,725,792
17. 繰入金		418,312	16,090	434,402
	1. 基金繰入金	418,312	16,090	434,402
19. 諸収入		439,747	7	439,754
	4. 雑入	163,746	7	163,753
20. 市債		2,074,000	300	2,074,300
	1. 市債	2,074,000	300	2,074,300
補正されなかった款に係る額		10,259,892		10,259,892
歳 入 合 計		15,464,485	17,064	15,481,549

歳 出 （単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
2. 総務費		1,684,842	5,517	1,690,359
	1. 総務管理費	1,315,392	5,517	1,320,909
10. 災害復旧費		3,604	11,547	15,151
	2. 公共土木施設災害復旧費	1,821	11,547	13,368
補正されなかった款に係る額		13,776,039		13,776,039
歳 出 合 計		15,464,485	17,064	15,481,549

第2表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 300	証書借入又は 証券発行	4.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借 り入れる政府資金等 について、利率の見 直しを行った後にお いては、当該見直し 後の利率。）	政府資金については、その 融資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協定 するものによる。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、又は、 繰上償還若しくは低利に借換 えすることができる。
計	300			

議第52号

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部
を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年6月10日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準
に関する条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成
24年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第82条第6項の表中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業
所」を加える。

第203条を次のように改める。

（推進するための取組）

第203条 地域密着型サービスを提供する事業者は、地域包括ケアを推進するため、地域の高齢者の生活支援に関す
る初期相談を受け付け、必要に応じて地域包括支援センターへ情報提供を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う
厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第53号

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並
びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基
準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型
介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次
のように制定することとする。

平成28年6月10日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第44条第6項の表中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第86条中「第39条」の次に「（第5項を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第54号

平成28年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

平成28年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61,483千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,543,032千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成28年6月10日提出

水俣市長 西 田 弘 志

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入 （単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
12. 使用料及び手数料		175,364	455	175,819
	1. 使用料	159,143	455	159,598
13. 国庫支出金		2,273,201	9,064	2,282,265
	1. 国庫負担金	1,725,792	10,005	1,735,797
	2. 国庫補助金	502,315	△941	501,374
14. 県支出金		1,397,873	10,238	1,408,111
	2. 県補助金	612,571	10,238	622,809
18. 繰越金		1	30,964	30,965
	1. 繰越金	1	30,964	30,965
19. 諸収入		439,754	5,862	445,616
	4. 雑入	163,753	5,862	169,615
20. 市債		2,074,300	4,900	2,079,200
	1. 市債	2,074,300	4,900	2,079,200

補正されなかった款に係る額	9,121,056		9,121,056
歳入合計	15,481,549	61,483	15,543,032

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 議会費		153,665	359	154,024
	1. 議会費	153,665	359	154,024
2. 総務費		1,690,359	100,396	1,790,755
	1. 総務管理費	1,320,909	109,226	1,430,135
	2. 徴税費	195,986	△7,144	188,842
	3. 戸籍住民基本台帳費	97,564	△1,845	95,719
	4. 選挙費	33,611	463	34,074
	5. 統計調査費	8,909	△304	8,605
3. 民生費		5,676,235	△38,887	5,637,348
	1. 社会福祉費	3,375,312	△22,449	3,352,863
	2. 児童福祉費	1,634,266	△5,739	1,628,527
	3. 生活保護費	665,729	△10,699	655,030
4. 衛生費		2,015,009	4,152	2,019,161
	1. 保健衛生費	350,188	176	350,364
	2. 清掃費	812,867	2,951	815,818
	4. 環境対策費	227,326	1,025	228,351
5. 農林水産業費		324,260	1,308	325,568
	1. 農業費	240,278	△1,807	238,471
	2. 林業費	42,580	3,115	45,695
6. 商工費		408,285	△1,431	406,854
	1. 商工費	179,780	△3,754	176,026
	2. 総合経済対策費	228,505	2,323	230,828
7. 土木費		1,597,955	△21,860	1,576,095
	2. 道路橋りょう費	444,136	△4,028	440,108
	5. 都市計画費	745,207	△12,099	733,108
	6. 住宅費	353,981	△5,733	348,248
8. 消防費		1,018,676	9,556	1,028,232
	1. 消防費	1,018,676	9,556	1,028,232
9. 教育費		1,168,204	△15,110	1,153,094
	1. 教育総務費	251,400	△10,329	241,071
	2. 小学校費	141,230	500	141,730
	3. 中学校費	95,142	△500	94,642
	4. 社会教育費	449,403	△4,368	445,035
	5. 保健体育費	231,029	△413	230,616
10. 災害復旧費		15,151	23,000	38,151
	2. 公共土木施設災害復旧費	13,368	23,000	36,368
11. 公債費		1,398,750	0	1,398,750
	1. 公債費	1,398,750	0	1,398,750
補正されなかった款に係る額		15,000		15,000
歳出合計		15,481,549	61,483	15,543,032

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 300				千円 5,200			
補正されなかった事業に係る額	2,074,000				2,074,000			
計	2,074,300				2,079,200			

議第55号

平成28年度水俣市国民健康保健事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度水俣市の国民健康保健事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,531千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,917,219千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月10日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,268,171	1,620	1,269,791
	2. 国庫補助金	642,848	1,620	644,468
4. 県支出金		313,351	144	313,495
	2. 県補助金	295,264	144	295,408
9. 繰入金		284,626	△10,157	274,469
	1. 他会計繰入金	281,554	△10,157	271,397
10. 繰越金		1	19,924	19,925
	1. 繰越金	1	19,924	19,925
補正されなかった款に係る額		3,039,539		3,039,539
歳入合計		4,905,688	11,531	4,917,219

歳出（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1. 総務費		76,569	△8,293	68,276
	1. 総務管理費	37,043	1,620	38,663
	2. 徴税費	33,683	△10,057	23,626
	4. 国民健康保険特別対策費	5,654	144	5,798
2. 保険給付費		3,328,463	0	3,328,463
	1. 療養諸費	2,935,962	0	2,935,962
3. 後期高齢者支援金等		376,472	0	376,472
	1. 後期高齢者支援金等	376,472	0	376,472
4. 前期高齢者納付金等		253	7	260

	1. 前期高齢者納付金等	253	7	260
6. 介護納付金		131,147	19,817	150,964
	1. 介護納付金	131,147	19,817	150,964
補正されなかった款に係る額		992,784		992,784
歳 出 合 計		4,905,688	11,531	4,917,219

議第56号

平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成28年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,425千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ382,777千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月10日提出

水俣市長 西 田 弘 志

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入 （単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
3. 繰入金		150,996	△6,425	144,571
	1. 一般会計繰入金	150,996	△6,425	144,571
補正されなかった款に係る額		238,206		238,206
歳 入 合 計		389,202	△6,425	382,777

歳 出 （単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1. 総務費		388,801	△6,425	382,376
	1. 総務管理費	22,688	△5,266	17,422
	2. 徴収費	9,462	△1,159	8,303
補正されなかった款に係る額		401		401
歳 出 合 計		389,202	△6,425	382,777

議第57号

平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成28年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,679千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,359,507千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月10日提出

水俣市長 西 田 弘 志

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
7. 繰入金		495,769	1,679	497,448
	1. 一般会計繰入金	495,769	1,679	497,448
補正されなかった款に係る額		2,862,059		2,862,059
歳入合計		3,357,828	1,679	3,359,507

歳出（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1. 総務費		73,495	1,679	75,174
	1. 総務管理費	37,213	△2,546	34,667
	2. 徴収費	5,489	4,225	9,714
補正されなかった款に係る額		3,284,333		3,284,333
歳出合計		3,357,828	1,679	3,359,507

議第58号

平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,311千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,242,351千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成28年6月10日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
4. 繰入金		618,586	△2,311	616,275
	1. 繰入金	618,586	△2,311	616,275
補正されなかった款に係る額		626,076		626,076
歳入合計		1,244,662	△2,311	1,242,351

歳出（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1. 公共下水道事業費		459,215	△2,311	456,904
	1. 公共下水道事業費	459,215	△2,311	456,904
補正されなかった款に係る額		785,447		785,447
歳出合計		1,244,662	△2,311	1,242,351

第2表 債務負担行為補正

変更

事 項	補正前		補正後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
水俣市白浜雨水ポンプ場の建設工事委託	自 平成29年度 至 平成29年度	千円 220,000	自 平成29年度 至 平成29年度	千円 237,000

議第59号

平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度水俣市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収支の補正）

第2条 平成28年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収支の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	483,281千円	466千円	483,747千円
第1項 営業収益	445,073千円	0千円	445,073千円
第2項 営業外収益	38,206千円	466千円	38,672千円
第3項 特別利益	2千円	0千円	2千円
	支	出	
第1款 水道事業費	357,193千円	2,110千円	359,303千円
第1項 営業費用	324,544千円	1,158千円	325,702千円
第2項 営業外費用	31,647千円	0千円	31,647千円
第3項 特別損失	2千円	952千円	954千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第6条第1号中、職員給与費「88,511千円」を「89,035千円」に改める。

平成28年6月10日提出

水俣市長 西 田 弘 志

議第60号

工事請負契約の変更について

平成27年9月定例会市議会において議決された水俣市営牧ノ内団地2号棟建設建築主体工事の工事請負契約のうち、契約金額「238,093,200円」を「241,093,488円」に変更することとする。

平成28年6月10日提出

水俣市長 西 田 弘 志

（提案理由）

水俣市営牧ノ内団地2号棟建設建築主体工事請負契約について、土工事及び金属工事の数量に変更が生じたため、本案のように提案するものである。

議第61号

工事委託に関する基本協定の締結について

水俣市白浜雨水ポンプ場の建設工事委託について、次のように基本協定を締結することとする。

平成28年6月10日提出

- 1 協定の目的 水俣市白浜雨水ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定
- 2 協定金額 320,000,000円
- 3 協定の相手方 東京都文京区湯島2丁目31番27号
日本下水道事業団
代表者 理事長 谷戸善彦
- 4 契約の方法 随意契約

(提案理由)

水俣市白浜雨水ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明申し上げます。

まず、議第46号専決処分の報告及び承認について、専第1号平成27年度水俣市一般会計補正予算第9号について申し上げます。

本案は、地方債発行に係る熊本県知事の同意に際し、地方債発行予定事業に係る起債額の調整を行うため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

補正の内容といたしましては、地方債発行予定事業に係る起債額の調整を行っております。

その財源といたしましては、第17款繰入金、第20款市債をもって調整いたしております。

また、地方債の補正として、公営住宅建設事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第47号専決処分の報告及び承認について、専第2号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

次に、議第48号専決処分の報告及び承認について、専第3号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

次に、議第49号専決処分の報告及び承認について、専第4号平成27年度水俣市一般会計補正予算第10号について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を

要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,448万8,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ161億2,733万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出予算において事業費の確定に伴い予算額の調整を行っております。

その財源といたしましては、第9款地方交付税、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費の補正として、太陽エネルギー利用システム導入補助事業の追加を計上いたしております。

また、地方債の補正として、過疎対策事業外5件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第50号専決処分の報告及び承認について、専第5号平成28年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、平成28年4月14日の熊本地震による災害救助等のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,043万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ154億6,448万5,000円とするものであります。

主な補正の内容としましては、第2款総務費に、災害支援関係経費、公共施設構造点検経費、第3款民生費に、被災者臨時入居施設関係経費、第4款衛生費に、環境クリーンセンター旧焼却炉の煙突強度検査経費、第8款消防費に、避難所開設等に係る人件費、第9款教育費に、各小中学校施設構造点検経費、第10款災害復旧費に、公共土木施設災害復旧費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第17款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第51号専決処分の報告及び承認について、専第6号平成28年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

本案は、平成28年5月10日の豪雨災害に係る災害復旧等の予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,706万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ154億8,154万9,000円とするものであります。

主な補正の内容といたしましては、第2款総務費に、市庁舎機能移転関係経費、第10款災害復旧費に、公共土木施設災害復旧費を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第13款国庫支出金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整いたしております。

また、地方債の補正として、災害復旧事業を追加いたしております。

次に、議第52号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第53号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第54号平成28年度水俣市一般会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,148万3,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ155億4,303万2,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、コミュニティ助成事業、第4款衛生費に、もやい推進事業、第5款農林水産業費に、久木野ふるさとセンター管理運営費、第6款商工費に、湯の児・湯の鶴観光誘客事業、産業振興戦略推進事業、第8款消防費に、防災関係経費、第9款教育費に、県指定研究推進校事業、社会教育団体等育成事業、第10款災害復旧費に、現年発生補助災害復旧事業などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第12款使用料及び手数料、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、地方債の補正として、災害復旧事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第55号平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,153万1,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ49億1,721万9,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、人事異動による人件費の減額及び電算システム改修に伴う委託料の増額、第4款前期高齢者納付金及び第6款介護納付金の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第3款国庫支出金、第4款県支出金、第9款繰入金及び第10款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第56号平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ642万5,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ3億8,277万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費において、職員の異動等に伴う人件費を減額いたしております。

その財源といたしましては、第3款繰入金をもって調整いたしております。

次に、第57号平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ167万9,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ33億5,950万7,000円とするものであります。

主な補正の内容といたしましては、第1款総務費において、職員の異動に伴う人件費を増額いたしております。

その財源といたしましては、第7款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第58号平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ231万1,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ12億4,235万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款公共下水道事業費において、職員の異動等に伴う人件費を減額いたしております。

その財源といたしましては、第4款繰入金をもって調整いたしております。

このほか、債務負担行為の補正といたしまして、水俣市白浜雨水ポンプ場の建設工事委託の変更を計上いたしております。

次に、議第59号平成28年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成28年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を46万6,000円増額して、補正後の収益的収入の額を4億8,374万7,000円に、収益的支出の額を211万円増額して、補正後の収益的支出の額を3億5,930万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、収益的収入には児童手当繰入金の増額、収益的支出には職員の人事異動に伴う人件費の補正等を計上いたしております。

次に、議第60号工事請負契約の変更について申し上げます。

水俣市宮牧ノ内団地2号棟建設建築主体工事請負契約について、土工事及び金属工事の数量に変更が生じたため、本案のように提案するものであります。

次に、議第61号工事委託に関する基本協定の締結について申し上げます。

水俣市白浜雨水ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであります。

本協定につきましては、平成28年5月25日付で日本下水道事業団と随意契約により協定金額3億2,000万円で仮協定を締結いたしております。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第46号から議第61号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御承認及び御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○高岡利治君 議長、暫時休憩を求めます。

○議長（福田 斉君） はい、暫時休憩します。

休憩 午前10時23分

開議 午前10時24分

○議長（福田 斉君） 再開します。

以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第20 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（福田 斉君） 日程第20、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

まず、選挙管理委員会委員の選挙から行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によることとし、議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選によることとし、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員に吉村明賢君、大石健一君、佐伯宗雄君、松田喜正君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました4人の方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4人の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙に方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によることとし、議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選によることとし、議長において指名することに決定しました。

補充員に井上信二君、松山勝征君、市来敏明君、平田智士君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました4人の方を補充員と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4人の方が補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

ただいまの選挙によって選挙管理委員会委員及び補充員の当選人が決定しましたが、当選の告知については議長において措置しますので御了承願います。

○議長（福田 斉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明11日から20日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、21日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により21日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は14日正午まで、議案質疑の通告は21日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時27分 散会

平成28年6月21日

平成28年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成28年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成28年6月21日（火曜日）

午前 9時30分 開議

午後 2時52分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 16人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（緒 方 克 治 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）	総務産業部次長（水 田 利 博 君）
福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水 道 局 長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）	総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第2号

平成28年6月21日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 高岡利治君
 - 1 熊本地震について
 - 2 市役所の庁舎機能移転問題について
 - 3 庁舎機能移転推進室設置及び6月の人事異動について
 - 2 田口憲雄君
 - 1 市役所庁舎について
 - (1) 市本庁舎建替検討委員会について
 - (2) 庁舎機能の移転について
 - (3) 庁舎の建て替えについて
 - 2 経済基盤について
 - (1) 企業誘致活動について
 - (2) 地場企業支援制度について
 - 3 水俣高校への具体的支援について
 - (1) 支援について
 - (2) 高校周辺整備について
 - 3 藤本壽子君
 - 1 水俣川河口臨海部振興構想事業について
 - 2 脱原発を指針とし次世代エネルギー事業を推進する取り組みについて
 - 3 地域の野良猫の対策について
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

監査委員から、平成27年度4月分及び平成28年4月分の一般会計並びに特別会計等例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますので、御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、高岡利治議員に許します。

（高岡利治君登壇）

○高岡利治君 おはようございます。

真志会の高岡利治です。

まず冒頭に、4月の14日、16日に発生した熊本地震、そして昨夜の豪雨による土砂災害において亡くなられた方々に対し、衷心より御冥福をお祈り申し上げますとともに、今なお被災され避難所や車中にて不自由な生活を送っておられる方々に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興を進めるために、我々議会としても、できる限りの努力をしていかなければならないと思います。

水俣においても、市役所が、今回の地震の被害で、庁舎機能をほかの場所に移転しなければならない状況となり、来庁される市民の皆様と庁内で業務をする職員の方々の安全を確保するためにも、早急な対応が必要と考えます。また、国に対しても、特別立法を含めた財政措置を要望していかなければならないところです。

その一方で、折しもきょう21日に東京都知事、舛添知事が辞職をするという報道がされました。仮にも日本の首都、東京都知事の辞職の理由としては、余りにもお粗末過ぎてあきれざるを得ません。政治評論家時代から幾つかの本を出版し、政治家とはこうあるべきだ、こうなくてはならないなどの言葉を残した人が、今や反面教師を地でいってしまうという皮肉な結果になってしまいました。

ソチオリンピックの閉会式での旗の引き継ぎ式、いわゆるフラッグハンドオーバーセレモニーをする自分の姿を、渋谷の大型ビジョンに映し出したかどうかわかりませんが、表向きのパフォーマンスばかりを好み、みずからの出处進退の時期を見誤り、政治家としての汚点を残したかに感じます。選挙で支持をした与党の議員もかばうだけではなく、選挙で支持した政治家の責任として、潔く辞任する方向への道筋を強く示してやることも、支持した者としての責任ではなかったかと思えます。

あすからは参議院議員通常選挙がスタートします。今回から18歳以上に選挙権が与えられますが、地方議会の選挙も含めて、政治家・議員の志や人間性、政治に取り組む姿勢等を見きわめて一票を投じることが、これからの有権者に強く求められることではないでしょうか。

そう言う私自身も議員に立候補したときの気持ち、正しいことは正しい、間違いは間違いと体

制に流されず、ぶれることなく信念を通した議会活動ができているのかどうかを自問自答し、今後の議員活動を続けることを胸に刻み、以下質問をいたします。

大きい1番、熊本地震について。

- ①、水俣市の被害状況はどうなっているか。
- ②、地震発生後の市の対応はどのような対応だったのか。
- ③、避難所における問題点や市民からの苦情はなかったのか。また、今後の対策をどのように考えているか。

大きい2番、市役所の庁舎機能移転問題について。

- ①、市役所の庁舎機能移転の話が出ているが、現状の構造的問題はどのようになっているか。
- ②、移転するに当たり、いつまでにどこに移転をするのか、また予算はどのくらいかかるのか。
- ③、移転問題も含め、以前から議会でも取り上げていた庁舎建てかえに関して、どのように考えているか。

大きい3番、庁舎機能移転推進室設置及び6月の人事異動について。

- ①、推進室の機能と役割及び権限についてはどのようになっているのか。
- ②、6月1日付で課長3名が異動になっているが、推進室設置との関連はあるのか。

以上で、本壇からの1回目の質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 高岡議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、熊本地震については総合政策部長から、市役所の庁舎機能移転問題については私から、庁舎機能移転推進室設置及び6月の人事異動については総務部長からそれぞれお答えをいたします。

○議長（福田 斉君） 休憩します。

午前9時37分 休憩

午前9時37分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

緒方総合政策部長。

（総合政策部長 緒方克治君登壇）

○総合政策部長（緒方克治君） 初めに、熊本地震について、順次お答えします。

まず、水俣市の被害状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

本市の被害状況についてですが、まず、市役所庁舎に関しては28カ所においてひび割れが生じたり、壁がはがれるなどの甚大な被害が生じております。そのほか、浄化センターのエアレーションタンク損壊による汚水の流出がっております。また、総合医療センターなどの公共施設で外壁のクラック等の発生、道路への落石等の被害が報告されておりますが、人的被害の報告はあっておりません。

また、随時、個人住宅の罹災証明の申請があっており、現在5件の申請があり、3件は一部損壊で、2件は調査中です。

次に、地震発生後の市の対応はどのような対応だったのかとの御質問にお答えします。

本市の対応としまして、4月14日午後9時26分に発生した地震の際、午後10時14分に災害警戒本部を設置し、3回開催しております。また、4月16日午前1時25分に発生した地震の際には、午前2時に災害対策本部を設置し、市民への避難の呼びかけと、市が管理する避難所の開設を行いました。また、防災行政無線と熊本県防災情報メールサービスを使って全職員に参集を行い、朝には調査班において市内全域の被害状況調査を実施しております。災害対策本部は17日正午まで設置し、9回開催しております。

さらに4月19日午後5時56分に本市で震度3の地震が発生しましたので、再度、午後6時30分に災害警戒本部を設置し、4月30日正午まで21回開催しております。

避難所につきましては、4月16日から4月29日まで開設を行っております。

次に、避難所における問題点や市民からの苦情はなかったのか、また今後の対策をどのように考えているのかとの質問にお答えします。

避難所におきましては、避難所担当職員との連絡不足により、避難者への情報提供が十分にできなかったことへの苦情や、避難所開設の際に開設の開錠を行う警備会社との連絡がとれず、避難者を待たせたことへの苦情、避難所での情報入手手段がないことへの苦情等がありました。今後このようなことがないように、避難所担当職員の連絡体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、今、緒方総合政策部長のほうの答弁の中で、被害状況ということで、人的な被害がなかったというのは何よりであったのかなというふうに思っております。

公共施設の被害状況については、市役所、それから総合医療センターの外壁にクラックが入ってしまったということで、市役所の件につきましては、この後の大きい2番のところで、庁舎機

能の移転の問題もございますので、そこで質問させていただきます。

そこで、総合医療センターの被害については、建物それから患者さんへの今後の影響はないのか、また他の、それ以外の公共施設の被害はなかったのかというところを、まず質問の1点目とさせていただきます。

それから次に、地震発生後の対応についてですけれども、前震が発生した4月14日、この日の午後10時に災害警戒本部が設置されたと。その後16日、本震発生後の4月16日の午前2時に災害対策本部を設置したという今答弁でありました。その災害警戒本部、それから災害対策本部のメンバーと人数はどのような構成になっているのか、これが2番目の質問です。

それから次に、避難所における問題点や苦情については、避難者への情報提供が不十分であったと、避難所開設がおくれて待たせてしまった、避難所の中での情報の入手手段がなかったなどの問題があったということで今答弁にありました。実は私の家にも、地震発生後に津波が来るらしいけれども、どこに避難をしたらいいのかと、夜中に来られた方もいらっしゃいました。やはり正確な情報を、いかに素早く市民に伝えるかということの大切さを、私自身も痛感をいたしました。夜中でもあり、暗くて不安な中で、何に対して対応して、どこに避難をしていいのかという情報が、いま一つ不足をしていたのかなというふうに感じております。

携帯電話の普及によって、今は携帯とかスマホとか 아이폰 というんでしょうけれども、そういうものの普及によって、いろいろな情報が入手できると思うんですが、通話というものに関しては、やはり回線がパンクをしてつながらないという状況が、今回も発生をしております。そういった中で、そういうものになれない、使えない年配の方であったり、小さいお子さんであったり、そういった方にもいち早く正確な情報を伝える手段として、やはり防災無線の活用というものがあると思うんですね。ただ、これも屋外にあるために、雨風のときは、やっぱり閉め切って家の中で聞き取りづらい、また反響して何を言っているのかよくわからないといった声も聞きます。

そこで、3番目の質問なんですけれども、今回の地震による避難所の開設に当たって、職員の配置と体制はどのようになっていたのか、人数も含めて、それから避難所の数は何カ所開設をしたのか。それから、それに関連しまして、現在、防災無線のデジタル化を進めているところですけど、その進捗状況と戸別受信機の現在の普及率といいますか、これはどのくらい、何%ぐらいの普及率になっているのか。それと戸別受信機の機能はどういった機能があるのか、これを一くくりで、3番目の質問とさせていただきます。今言いました避難所の開設に当たっての職員の配置と体制ですね、人数を含めた、それから何カ所開設をしたのか、それからデジタル無線の現在の進捗状況と普及率、それに戸別受信機の機能、これを3番目の質問とさせていただきます。

それから、これは熊本地震に関連して、市長のほうに質問ですけれども、市長は個人のブログ

をやっておられますね。その中で、私ちょっと気になることがありまして、それは4月17日の市長のブログの中に、第7回防災対策本部を設置しました。さすがに三日連続徹夜で疲れますと載せてあったというんですけれども、これは事実なんでしょうか。今まさに大きな地震が発生して、益城町、熊本市周辺や南阿蘇村では死者まで出ている状況の中で、徹夜で疲れているのは当然で、大変だとは思いますが、担当課の危機管理防災課の職員であったり、災害対策本部のメンバーの方たち、そして、避難所に張りついている職員の方も、同じように大変な思いをしている状況の中で、さすがに三日連続徹夜で疲れますという、この発言が適当なのかどうかというふうに私は感じたからです。まず被害に遭われた方や、亡くなられた方に対する配慮と、現場で対応に当たる市職員に対するねぎらいの言葉が、やはり優先されるべきではないのかというふうに私は思います。

さらにもう一つ、熊本地震関連で、5月30日の臨時課長会議の挨拶の中で、益城町に行ってきた。テレビの映像と違って、実際見てみると、戦争の後のようなひどい状況であったと発言をされています。戦争と地震の被害とを比較するのはいかがなものかと思いますが、どうでしょうか。それくらいひどい状況だと市長は言いたかったのかもしれませんが、あたかも戦争を实际体験したことがあるかのような発言で、私自身違和感を覚えます。同じ比較をするのであれば、阪神・淡路の大震災であったり、東日本大震災と同じような被害を受けて、大変な状況であるといった表現であるべきというふうに思いますけれど、こういった発言が平穏な日常生活の中でならまだしも、被害に遭われている方が多数おられる状況の中で、そういった中での発言として、いささか配慮に欠けるというふうに思いますが、いかがでしょうか。その市長の考えをお尋ねします。

ですから、市長のほうに質問というのは、そのブログに載せてあった、さすがに三日連続徹夜で疲れるという文、それが事実かどうか、それと今言った、こういった一連の発言に対しての、配慮が欠けると思うんですけれども、それに対する市長の考え、ですから、以上、5点、2番目の質問とさせていただきます。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） では、私のほうから大きくくりの3点の答弁をさせていただきます。

まず第1点目、ほかの施設での被害はなかったか、あるいは総合医療センターで被害があったんですけれども、それが患者さんとか、あるいは施設に影響があったのかどうか、この第1点目からお答えします。

まず、総合医療センターの被害については、軽微な被害だったものですので、病院の患者さんや施設に影響はございませんでした。第2点目のその他の公共施設には被害がなかったかについ

てなんですが、これにつきましては、初野団地、西ノ浦団地、環境クリーンセンター、学校施設、あるいは徳富蘇峰・蘆花生家でクラック等の軽微な被害の報告が今のところ上がっております。

以上であります。

第2番目の大きくくりです。まず、災害対策本部の構成員、メンバーと人数はどれだけになっているかということなんですけれども、まずメンバーのほうからなんですが、市長を本部長に、副市長、教育長、総合政策部長、総務部長、福祉環境部長、産業建設部長、水道局長、総合医療センター事務部長、議会事務局長、消防本部消防長の11人で構成しております。今回の災害対策本部には、それに加えて消防団の団長さん、及び自衛隊にも御参加いただいております。

大きくくりの3番目です。今回の地震で、避難所が何カ所開設したのか、あるいは職員の配置はどうだったのか、そして、防災行政無線の整備の進捗状況と戸別受信機の設置希望の割合と戸別受信機の機能の点についてお答えします。

まず、今回の地震では、避難所、21カ所開設しております。職員配置は1カ所につき二、三人で、43人体制で行っております。避難所につきましては、4月16日から29日まで開設したんですけれども、避難者が徐々に減少してきたものですので、その数については、その数に合わせて縮小しております。

防災行政無線の整備状況につきましては、今回の地震で多少おくれましたが、8月から順次、工事を始めていき、4月からの運用を目標としています。

続きまして、戸別受信機の希望世帯の割合なんですが、現在のところ約71%になっております。残り3割の方々についても、引き続き戸別受信機の利点等、周知して、多くの世帯で設置いただけるようお願いしていこうと考えております。

3番目の戸別受信機の利点なんですが、先ほど議員がおっしゃったとおり、台風や大雨で屋外放送が聞こえづらい場合があります。その際でも戸別受信機は家の中にありますので、放送の内容をしっかりと確認ができるということ、また避難所だけに放送することもでき、情報伝達の手段としても活用できるということ、さらに自治会単位での放送もできますので、そのような活用方策も今後考えられると、このような利点が挙げられると思います。

以上、3点であります。

○議長（福田 斉君） 暫時、休憩します。

午前9時52分 休憩

午前9時54分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 反問をお願いします。

確認なんですけど、ブログについては御自分で見ずに、人から聞いた話での御質問ということによろしいですか。御自分で私を見て、そういうふうに表示があったのが、時間が、私、時間も今調べて来たんですけど、御自分じゃなくて、人から聞いた話で、何日に見たとか、そういったのは確認されてますか。

○高岡利治君 ネットで見ました。

○市長（西田弘志君） 御自分で見られた。御自分で見られたんですね。その日ですか。

○高岡利治君 いえ、その日じゃない、後日。

○市長（西田弘志君） 後日、はい。何日かわかりますか。その表示がしてあったのはということです。

○高岡利治君 ……。

○市長（西田弘志君） わかりました。それと戦争については、課長会議の挨拶で私がいつも挨拶します。その中で課長さんがそういうふうに戦争という言葉聞いて、私に直接じゃなくて、議員のほうに言われて、これはどうだろうかとというふうにあったということによろしいですか。

○高岡利治君 議事録に載ってました。

○市長（西田弘志君） 議事録に。議事録はないということです。誰からか聞かれたということでもいいですか。

○高岡利治君 いいですよ、それでも、いいですよ。

○市長（西田弘志君） はい、わかりました。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 今言われましたのは、小路貴紀議員のほうから出ておった質問にございました。さすがに三日連続徹夜で疲れますという表示があったということで、私は基本的には防災とか、いろいろな重要なことは、ネットでその都度情報を発信をしております。それが必要だというふうに思って毎日、日々のこと等も、ブログでなるべく書くようにしております。それは市民の方が水俣市政、私の行動について理解をしていただきたいということでございます。

17日の日にそういうふうにかかれていたということで、私は2時ですね、夜中の2時です。2時15分にブログを上げております。17日はもう一回、お昼に上げております。その内容は、本日AM8時と正午に第8・9回災害対策会議を開催いたしました。現時点では大きな被害は報告されませんでした。昼12時をもって災害対策本部は一旦解散し、今後、状況を見ながら対応となります。あすからは、県下で被災された方々への支援、義援金、ボランティア等の対応に移ってい

くと思われます。今後も余震が予想されますので十分気をつけてください。市役所には人員を配置しておりますので、何かありましたら御連絡をください。今回の地震で亡くなられた方が40人を超えました。改めて御冥福をお祈りいたします。

これが17日の2回目です。私たちはブログを上げたりするときに、上げたらその都度、誤字、脱字、どんどん見直していきます。ですから1回目、2時に見てから、書いてから、次この17日の昼にはもう訂正しておるんです。自分が表現した部分に関しては、その都度見直していきます。もし見られたとしたら、キャッシュとって、ネット上で私たちが削除しても一時的に残るのがあります。もしかしたらそれを見られたのかもしれないけど、基本的に、私のブログの中では訂正して、その文言は今載っていません。17日の午後1時34分に次のを書いておりますので、多分その間にはもう削除しています。削除されたものを、あれを書いたのはどうだと言われると、私もそれは何とも言えませんが、皆さんも原稿書くときに、多分ごみ箱に捨てられると思います。私たちが書いた分をその都度ごみ箱に捨てます。そのごみ箱にどう書いてあったというのと言われて、私もそれはって、難しいと思っています。その表現につきましては、その都度、変えていきますので、現時点では今言いました文言が17日のブログには載っております。ということでございますので、削除した分について、そういった表現を私が削除したことについてどうかと言われると、何とも答えることはできないというふうに思っています。現時点では載っておりません。

それと、戦争の表現につきましては、益城町に行きました。実際に見て、もうすごい状況でございます。これを表現するのに職員の方々に、戦争は体験してないだろうと言われました、私だって体験はしていません。しかし、今テレビで、イラク、いろんなところで中東でも爆撃の後とか見れます。そういったものを見たときに、その表現をしたかっただけでございます。それについては、戦争という表現がこの聞かれた課長さんが違和感を感じられて、議員に言われたと言われると、それは私には何とも言えませんが、その表現がまずいということであれば、今後は使いませんが、そのリアルな表現をしたくて、戦争ということを使ったというふうなことでございます。これが私の答弁でございます。

○議長（福田 斉君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

まず、デジタル無線の件に関しましては、先ほど部長のほうから答弁がありましたように、71%ですか、約7割ぐらいの普及率だということで、ちょっと私が聞いたところによりますと、これが無料で市民に配付をするということになっているんですけど、中には一部お金を出さなくちゃいけないんじゃないのっていうような感覚の方も、市民もいらっしゃるんですね。要するに有料、一部有料と。それから、ひとり暮らしのお年寄りの方、こういった方が割と申し込みをされない

というようなことも聞いておりますので、やはりそういった方々が一番私は今後必要になってくるんじゃないかというふうに思います。その申し込みをされていない残り3割の方がどういう世代で、どういう状況下にあるのかということ、まずそこも調査をしていただいて、できれば100%配付をすることが一番望ましいかというふうに思いますので、そこはもう一回確認をしていただいて、そういった形をとっていただきたいというふうに思っております。これはもう一応要望で言うておきます。

それから、今、市長のブログの件ですけれども、私が言っているのは、だから、そういう文言を載せたこと、載せたんですかということを知っているんです。削除したどうのこうのじゃなくて、今そこに読まれて、それは市長の公式のブログでしょう。じゃなくて、個人でも上げておられますよね。個人でもブログなのか何なのか。だから、そういうので、削除して17日のお昼には訂正したものを載せました。じゃその17日の午前2時に上げた分もそうだし、個人のも含めてですよ、そういう文章の表現がなかったんですかって言うんです。だから、その件、削除したりごみ箱に入れた分に関しては、そこまではあずかり知らないよということじゃなくて、そういう文章が載せた事実はあるんですかということ、私お尋ねしてたと思うんですよ、そういう。わかります。それを私は知っているんです。今、市長の答弁は、そういうのじゃなくて、17日に上げたブログの中に、今言った被災者に対するお見舞いの言葉であるとか何とか、いろいろな表現されてますけど、私はだからそれを言うてんじゃないで、さすがに三日徹夜で疲れたっていうことの表現があったのか、なかったのかということなんです、問題。だから、それを確認しているんですよ。市長に確認しているんですよ、だからどうなんですか。それを今の答弁だと、何かあたかもそれはなかったようにして、ブログを見直しして、ちゃんと違う文章を今ずっと読まれましたよね。だから、その文章は表現したけれども、そういった文章はなかったというふうに、私は今答弁の中でそういうふうに感じるから、また再度確認しているんですよ。もう3回目の質問ですから、ちゃんと。だから、見たから、それを確認しているんです、だからそれを載せたんですかって。討論じゃないから、質問ですから。それを言っているんです。わかります、言っている意味。

だから、反問権を使われて聞かれたんです。聞かれて、見ましたよって、見ましたよって言って、だから、それに対して事実どうだったんですかという、その答えはないじゃないですか。そうじゃなくて、自分が載せたのは、17日の午前2時にこういう文章を上げて、その次は訂正した文章を昼に上げましたという、そういうくだりの文章で、今、ずっと文章読まれましたけど、私はそういう文章、改めて載せましたっていうことを知っているんじゃないで、そういう文章があったかどうかという、この3日間徹夜したどうなんだということを聞いているんで。

その辺をきちっと答弁をしてもらわないと、そうじゃない違うところの答弁を、そういう違う

ところの答弁を求めているんじゃないんですから、そこをちょっとはっきりしてください。3回目の質問だから、もう私はこれ以上できないんですよ、わかります。これが国会の予算委員会みたいに何回もやりとりできるんだったらいいけど、できないから私は言っているんですよ、だから。じゃ何で私は2回目の質問でそれを出したんですか。それと全く違うような答弁をされて、話がかみ合わないから私は言っているんですよ、わかります。お願いしますよ、ちゃんと。

○議長（福田 斉君） 高岡議員、3回目の質問、今の1点の確認ですか。3回目ですね。

反問権。

○市長（西田弘志君） 自分で見られたって言われましたですよ。ネットで自分のパソコンだったら、何月何日、確認ができますので、時間を見ていただきたい。その17日の後で見た分だったら、先ほど言いましたように、キャッシュという分があって、一時的に残るものがあります。それにひっかかる部分があります。それを見られたのか、実際にこの夜中に見られたのかを、そこを確認、本来自分で見られたんやったら、聞く必要がない、あったというふうに答えられますでしょう。それはパソコン見ればちゃんとわかりますから、そこをちゃんとはっきりしていただきたい。御自分でちゃんと見られたのか、人から聞いたのか、そこをちょっと。時間の関係でキャッシュを見たのか、リアルタイムに見たのかで、違ってくるものですから。

○議長（福田 斉君） 傍聴席は静かにお願いします。

現在、反問権を使っておりますので。

高岡利治議員。

○高岡利治君 ちゃんと見れましたよ、その後に見ましたよ。リアルタイムじゃなくて、その後に見ましたよ。

○市長（西田弘志君） じゃキャッシュを見られたということですか。

○高岡利治君 キャッシュ、・・・キャッシュか何か知らないけど、検索をしたらひっかかってきたということなので、だから、実際、削除したかどうかということを私は言ってるんじゃないで、そういう事実があったんですかと、だから見たんでしょう、見たんでしょうって、だから、それを確認しているんですよ。

○議長（福田 斉君） 3回目の質問に対する答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 書いてあったのを見られたということで、それについては、私はもう削除しておりますので、現在は自分のパソコンにはその文言はありません。それで、その中で削除してごみ箱に捨てた分をどこかで見られたということだったら、それについて、一個一個、私たちが原稿を削除していく分を見られて、その指摘をされたことについては、そういうふうに文言が、もし三日連続で疲れますと書いてあったということでしたら、私たちはリアルタイムにその都度、

自分の感想を書くのがブログでございます。ネットも携帯で、スマホでその時点でぱっと上げてしまいます。その後で、どんどん書きかえていきますので、書きかえたことにつきまして、書いてあるのは、多分見られたんだったら、それが事実でございます。私には今すぐ確認はできませんけど。キャッシュを見られて、そういうふうに言われると、みんな削除したごみ箱のものを見られて、あんたこぎゃん書いとったろと言われても、私は非常に難しいというふうに思っています。書いたことにつきましては、見られているということだったら事実でございます。

○議長（福田 斉君） 次に、市役所の庁舎機能移転問題について答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、市役所の庁舎機能移転問題について順次お答えをいたします。

まず、市役所の庁舎機能移転の話が出ているが、現状の構造的問題はどのようになっているかとの御質問についてお答えをいたします。

市役所の本庁舎は、昭和35年に建設されたもので、既に築後56年を経過しており、平成21年に実施しました耐震診断では、建物の耐震性能をあらゆる指標である I s 値が0.2を示している場所もあり、公共施設に必要とされる0.75を大きく下回っております。

I s 値が0.3以下である場合、震度6強以上の大規模地震が発生すると、倒壊または崩壊する危険性が高いとされており、早急な対策が求められるところであります。また、このほかに本庁舎と渡り廊下で接続しております水道局棟も耐震基準を満たしておらず、同様に対策を講じる必要があります。

加えて、今回の地震発生後、4月20日の時点で庁舎の28カ所に多数の亀裂、剥離等が見られ、外観から受ける不安も増加しているところであります。

なお、教育委員会棟に関しては、I s 値は基準を満たしており、また、秋葉会館は建築基準法に定める耐震基準を満たしていることから、現在のところ、倒壊または崩壊する危険性は低いということでございます。

次に、移転するに当たり、いつまでにどこに移転するのか、また予算はどのくらいかかるのかとの御質問についてお答えをします。

移転時期については、市役所に来庁される市民の皆様、そこで勤務をしている職員の安全を第一に考え、遅くとも年度内に移転を完了させることとしておりましたが、議員の皆様のお承認をいただけるならば、早速、準備に取りかかり、プレハブの仮庁舎を建て、本年秋ごろから移転を開始し、遅くとも来年1月までには移転作業を完了したいと考えております。

場所については、緊急性、利用者の利便性、経費等の面から、市内の公共施設7から8カ所を候補地として、検討・調査してまいりましたが、総合的な判断のもと、第一小学校大運動場に近

接する水俣市文化会館駐車場にしたいと考えております。

また、予算については、現時点で算出できる費用といたしまして、電算移転費が約5,000万円、プレハブ棟の5年間のリース料が約4億3,000万円程度、このほかに電話の移設費用、引っ越し費用等が考えられ、順次見積もりを依頼する準備を進めているところであります。

次に、移転問題も含め、以前から議会でも取り上げていた庁舎建てかえに関して、どのように考えているかとの御質問についてお答えをいたします。

このほど庁舎機能の移転を決断したわけですが、御案内のとおり、市役所庁舎の老朽化、耐震性の問題につきましては、かねてより懸案事項となっております。

しかしながら、厳しい財政状況、耐震化の抜本策というべき庁舎建てかえに対する国の財政支援措置がなく、一方で、小・中学校の耐震工事を優先しなければならない等の事情もありまして、庁舎の建てかえ、その前提となる移転に着手することは非常に困難な状況が続いておりました。ただし、今回の熊本地震の発生状況、被災自治体の様子を目の当たりにいたしますと、庁舎の建てかえは喫緊の課題であると考えますので、今回の機能移転が終了次第、早急に着手したいと考えております。

○議長（福田 斉君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問をいたします。

今回の庁舎機能の移転問題に関しても、具体的にちゃんと答弁いただきまして、さっきもこのぐらい答弁いただければよかったんですけど、今の答弁を聞きますと、市役所庁舎の被害が予想以上にひどいということで、一日も早い機能移転が必要との認識は共有できるのかなというふうに思いますが、ここで1つ押さえておかなければいけないことが私はあると思います。

それは、今までも市役所の建てかえに関する質問というのが、この議会でも繰り返し出てきておりました。その都度、執行部の答弁は消極的で、前向きな答弁が出てこなかったということです。今から過去のことを持ち出してもしょうがないじゃないかと言う方もいらっしゃると思いますが、過去ずっと言ってきたことが、今回の庁舎機能移転にまでつながるということを認識しなければいけないというふうに思ったからです。

今まで建てかえが進まなかった理由として、過去の答弁の中にも出てきました。一番大きなネックは予算の問題、そして、公共施設の耐震化の優先順位の問題、今、答弁にもありました。それから建てかえ場所の問題、それから市民の理解を得ることの問題等々、それ以外にも幾つかクリアしなければいけない問題があったかと思っておりますけれども、この水俣市役所の庁舎というのは、先ほどからもありますように、昭和35年に建てられて、現在56年を経過しています。熊本県14市の中で一番古い庁舎であるというふうに言われてますけれども、耐震の補強もきかないという現実が常にあったわけですね。

私が調べた範囲の中から申し上げますと、平成12年の議会の一般質問に対する答弁の中で、今後、PFIの研究チームを設置し、建てかえに関する研究をするという答弁がっております。その後、チームを立ち上げて検討したという形跡がなく、少なくとも16年前に建てかえに関するこの問題が出てきていたということです。

そして、私が平成19年に議員になり、平成20年3月の議会の一般質問の中で、市役所建てかえの問題と今後の計画についてという質問をしております。そのときの答弁では、検討委員会を立ち上げて、その中できちんと議論をし、これを皆様と情報共有しながら一緒に考えていきたいというふうに思っていますという答弁がありました。あれから8年、何か聞いたせりふですよ、あれから何年ですよ、あれから8年、進展を見ないまま現在に至っているという現実があるわけです。その反省の上で、今後につなげていかなければいけないと思ったから、こういった質問をしているわけですし、市役所の建てかえには、当然、現時点では国からの財政支援措置というものは受けられないということでもありますし、建てかえに関する費用は、一般財源であったり、借入金であったり、起債、こういったもので充てなければいけないというふうになると思うんですけども、平成12年に議会で質問が出たとき、それから16年たっておるんですね。

今、執行部の皆さんがひな壇に座っておられます。副市長、部長、部次長、課長、それぞれその時代、16年前というと、中堅どころでばりばりで仕事をされていた時期ではなかったかというふうに思うんですけども、そのとき一人でも二人でも、問題意識を持って、基金の積み立てあたりを真剣に考えていけば、この16年の間に、それなりの基金も積み立てられていたんじゃないかというふうに思います。

市長も2年前の選挙のときにも、公約の中で、初恋のまちづくりという公約をされておりました。そうじゃなくて市役所の建てかえを公約にしていれば、今ごろ建てかえ問題も少しは進んでいたのかなというふうに思いますけど、とにかく、この市役所の庁舎機能移転問題と、建てかえに関する問題というのは16年以上前からの懸案事項で、この問題をいろいろな理由をつけながら軽んじできた結果が、現在に至っているという事実を踏まえ、今後の話をしていかなければいけないというふうに思って、私はそれを申し上げたかったということです。

そこで、2回目の質問に入りますけれども、6月15日号の市報にも、市役所の庁舎機能移転の記事が掲載をされておりました。移転の一番の原因は、今回の地震の影響だというふうに思いますけれども、4月の14日と16日に前震、本震という2回の地震が発生してから約1カ月たっております。庁内ではその間、どのような議論、それから動きがなされたのかというのがまず1点目。

それから次に、答弁の中で、文化会館駐車場にプレハブを建てるというふうな答弁がございました。現在の庁舎機能が、全ておさまるだけのスペースがとれるのかどうかというところが、まず2番目の質問ですね。

次に、文化会館の駐車場にプレハブを建てるということですが、当然、その向かい側にはもやい館がございます。今回の移転に伴って、そのもやい館に対しての何らかの影響というのは考えられるのか、これが3点目。

それから、文化会館の駐車場にプレハブを建てるという計画ですけれども、ここは今まで駐車場としてもやい館、それから文化会館を利用する方も駐車場として利用されておりました。また、ここに庁舎機能を移転するという事になれば、来庁者の駐車場も確保しなければいけないということも出てきます。そういった中で、駐車場問題をどのように考えているのか、そうなったときにですね。今の駐車場のところにプレハブを建てたときに、今まで使っている駐車場がなくなるわけですから、それも含めて、来庁者も含めて、じゃその駐車場の確保等はどのように考えているのか、それが4点目。

最後に、移転終了後には建てかえに関しても早急に着手したいという答弁がありましたけど、建てかえに関しては、着手から完成まで大まかにどのくらいの期間を想定をしているのか、以上の5点、2番目の質問とさせていただきます。

○議長（福田 斉君） 反問権。

○市長（西田弘志君） 確認です。2と4が駐車場で、そのすみ分けを教えてください。2も駐車場、4も駐車場。

○高岡利治君 2は、庁舎をプレハブで建てた場合に、この本庁舎が移転したときの、このボリュームが全部おさまるだけのスペースが確保できるのかというのが2番。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 庁舎建てかえにつきまして、私も議員をしてそこに座っておりましたので、前市長のときからずっと議論があったのは知っております。今お答えになったように、財源の問題が一番だったというふうに思っております。私も2年前にこういった立場になりましたから、庁舎は50年以上使えるのかって、非常に心配でありました。庁舎建てかえの委員会をできないかということを経営部のほうに振って、指示をしていたところでございます。この地震がなくても、やっぱり庁舎については、議論をしていかななくてはいけないということで2年前に市長になってから、その指示はしております。その中で今回の地震でありました。ですから、ここは使えないということで、もう早急に進めていきたいというふうな今思いでございます。

それで、質問でございますけど、4月の地震から5月の発表まで、どういった動きがあったかということですが、4月の24日に庁内の災害対応検討委員会というのを設置をしております。24日ですね。その中で避難者対応検討部会と庁舎機能維持検討部会、この2つの部を設けるように検討してくれと指示をしたところでございます。

それと、緊急を要していたため、連日会議をやっていたんですが、庁舎の安全面、機能移転の必要性については、3回の検討がされ、28日には報告を受けております。震度6以上の、6強の地震があったら、これは危ないということで、もう一回見ていただきまして、非常に危ないということで、やっぱり移転をしたほうがいいんじゃないかということ報告を受けております。

それと、こういった動きをずっとやりまして、庁内協議をやっている中で、最終的に5月30日に定例記者会見で発表をさせていただいたということでございます。

それと、2つ目の向こうに移った場合、もやい館と同じスペースは足りないというふうに考えております。

それと、もやい館の機能につきましては、当然、もやい館、いろんな方が今使われていらっしゃいます。私たちがもしそこにプレハブを建てた場合、もやい館の利用というのも当然プレハブに全部入り切れればいいんですけど、議会も含めていろんな形で、もやい館を使うことがあるかと思いますが、そのときには、やっぱりもやい館を使っている方には非常に御迷惑がかかるんじゃないかというふうに考えております。

それと、4番の駐車場の確保、もし移って、来て駐車場がいっぱいで、路上駐車をどんどん牧ノ内にされたら、私たちには苦情も来ますし、やっぱり心配でございます。最初はやっぱり移転したからには、駐車場の確保というのは当然やっていかななくてはならないというふうに思っております。現在、牧ノ内近辺で市で持っている土地で使えるところがないか、精査中でございますので、最終的には、その辺が御報告ができればというふうには思っておりますけど、大分、うちで使える分をちょっと壊して使うのがどうか、今、検討しているところでございます。

それと、どれくらいということは、よそのいろいろな建てかえ、今やっぺらいらっしゃいます。よそは建てかえがほとんど進んでいるのは、合併をして、合併特例債でほとんどつくられております。うちは合併をやってませんので、その分前市長、前々市長ぐらいからずっと、その中でやっぱり大きな負担を次の世代に残すのはということで、多分延び延びになってきたというふうに思っています。

合併特例債等使われましてやられた自治体を見ますと、やっぱり最低でも五、六年はかかっているというふうに見ておりますので、そのくらいはかかるのかなと思いますけど、庁舎につきましては、もうすぐ引っ越して、どんどん進めていきたいというのは、そういった思いでございます。これはやっぱり仮庁舎で水俣市民の方に行政のサービスを提供するというのは、困難というか、非常に御迷惑もかけるということでございますので、なるべく議会とこの辺はいろいろ、議会も委員会等がつくられるというふうにし少し聞いておりますので、その辺で調整しながら、早目に進めていければというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、3回目の質問をします。

2つ目の質問の中の、プレハブに庁舎機能が全部おさまるのかというところで、今、市長の答弁の中ではおさまらないと。おさまらなかった分どうするんですかね。だから、ありましたように、この本庁舎、それから水道局が入っている庁舎、ここが耐震基準にも満たないと、だから、教育委員会棟と秋葉会館は今のところ大丈夫なんだということであれば、教育委員会の棟として、機能はそこに残すのかどうか、そして、移るのは、じゃ庁舎機能、本庁舎と水道局のほうの部署が移るのか。じゃ議会は今言われたように、議会はもやい館あたりを利用してくれという話なのかと、今言われたようにですね、そういうことなのかというところを、まず確認を1点ですね。

それから、もやい館の駐車場に機能を移したときに、今、言われたように、新庁舎、仮に建設をすとした場合でも、着工から、じゃ完成まで五、六年はかかるということは、当然、プレハブの中で今の文化会館駐車場で五、六年はそこで、仮庁舎で行政事務をやらなきゃいけないということになりますよね。ということは、やはり今までもやい館を利用していた方々や、市民の方に対しても、非常に御負担をかけるということも、そういう状況が続くということにもなりますので、そこはやはり最大限配慮をしていかなければいけないのかなと。いろんな問題が今後出てくる可能性も十分ありますので、そこは非常に考えていかなければいけない問題だというふうに思っていますけれども、そういうところに対する対応をどう考えておられるか、そういう市民等に対してですね、それが2点目。

それから3点目、これは当然移転をする、それから新庁舎を検討しながら建てかえをしなきゃいけないという将来構想が今ありましたけれども、そういった中で、じゃ移転をするに当たっての引っ越しであったりとか、今度はプレハブを建てる建設であったりとか、新庁舎を建てるに当たっても建設があったりとか、そういったものに対する地域振興ということも含めて、企業の振興というのも含めて、やはり優先的に地元企業を使っただけということも考えておられるのかどうか、プレハブも含めてですね。だから、プレハブの建設であったり、移転であったり、それから新しい庁舎を建設にするに当たっても、そういった地域振興、やっぱり地元の企業支援という意味も含めて、そういうことを優先的にちゃんと使うということを考えておられるのかどうか、この3点質問します。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） このスペースをよそに持っていったときに、入り切れない部分は当然出てくるというふうに思ってます。担当課がつくった室で、今ずっと図面を引いているところだと思ってます。最終的にはまだ決定はしてませんが、私のほうから強いて言いますと、教育委員会については、あの棟は使えるということでございますので、できれば教育委員会はそのまま残

せば、引っ越しもしなくていいし、そこを使いながら、ちょっとあいているところを防災、いろんなところを少し入れ込んで、プレハブ、あともやい館を言われましたけど、もやい館の機能を使っていく、なるべくこの、この地域になるべく離れて分散すると市民の方に非常に御迷惑がかかりますので、この地域一帯で対応をしたいというふうに思っております。

これは2つ目の質問で、市民への対応、迷惑かけるということにどうかということでございますけど、じゃうちで持っている公民館とかいろんなところもあるんですけど、やっぱりなるべくワンストップで、この地域で受けられるように、いろんなところで今、うちの庁舎機能移転推進室のほうで考えているところでございますので、そういった市民に不便をなるべくかけないような仮庁舎にしたいというふうに思っております。

それと、地元の業者につきましては、いつも地元の業者、いろんなところで使ったらどうかということでございますので、それは移転、いろんな今から工事、大きい工事も始まりますので、地元の分が使える部分につきましては、それはやっていきたいというふうに思っております。

今、2つ目というのは、先ほど1番と2番がちょっと重なった部分がありますけど、この周りにワンストップでやるということ、市民の方に不便をかけないようにやっていきたいということでございます。もやい館につきましては、もやい館を使って、不便をかけられる方がいらっしゃると思いますけど、そこについても今から精査しながら、市民の方が100%、仮庁舎をしたときに、よかばいと言われるのは難しいかもしれませんが、そこに近づけていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 次に、庁舎機能移転推進室設置及び6月の人事異動について答弁を求めます。

本田総務部長。

（総務部長 本田真一君登壇）

○総務部長（本田真一君） 次に、庁舎機能移転推進室設置及び6月の人事異動についての御質問にお答えいたします。

まず、庁舎機能移転推進室の機能と役割及び権限についてはどのようになっているのかとの御質問にお答えいたします。

庁舎機能移転推進室の役割は、大きく2点あります。1つは、庁舎機能の移転、もう1つは、機能移転とあわせて庁舎の建てかえも検討していくことです。この2点に特化した組織として機能させるため、室として設置し、職員2名を配置しております。

次に、6月1日付で課長3名が異動になっているが、庁舎機能移転推進室設置との関連はあるのかとの御質問にお答えいたします。

今回の人事異動の目的は、庁舎機能移転推進室の設置に伴う人事異動のほか、熊本地震におけ

る対応などを踏まえ、地震はもとより梅雨時期の大雨警戒、台風警戒等にさらに迅速に対応できるよう、危機管理防災体制の強化を図りました。具体的には組織の強化を図るため、防災経験者を総合政策部の次長として配置し、危機管理防災課長を兼務させることで、指揮命令系統などの強化を図ったものであります。

○議長（福田 斉君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 では、2回目の質問をいたします。

庁舎機能移転推進室の機能と役割については、庁舎機能移転推進室に新たに2名の職員の方を配置して、要するに本田総務部長が答弁されましたように2点、庁舎機能の移転から最終的には建てかえまでを見据えての庁舎機能移転推進室設置という答弁がありました。現在は、この庁舎機能移転推進室が財政課の中に位置しているというふうに思いますけれども、この財政課に設置した理由というか、どのような経緯で財政課に庁舎機能移転推進室を設置したかということ。それから、将来的に建てかえ問題が出てくると思うんですけども、そのときの庁舎機能移転推進室の位置づけというものは、今のままでいくのか、どういうふうな位置づけにするのか、その構想があれば、その2つを合わせて1回目の質問とさせていただきます。

それから2番目の6月1日付の異動に関してですけれども、今回の課長級の異動は、今、本田総務部長から答弁がありまして、防災管理の強化を図るという目的ということであるんですが、通常そういう部分が強化を図らなければいけないということであれば、4月1日付でそういったものを、組織を再編するのが本来の姿ではないかというふうに思うんです。この4月に異動があつてまだ2カ月しかたっていないという、この時期に異動となると、やはり業務にやっとなれてきたばかりの働く職員の方も2カ月で異動となると、非常に僕は大変じゃないかというふうに思います。

そして、いろいろな災害は何も今に始まったことではなく、やはり平成15年の土石流災害等も水俣は経験しておりますし、いろんな場面で災害が起こっておりますし、その都度、対応もしてきているというふうに私は感じております。また、議員のほうからもいろいろそういった防災に関する一般質問や指摘があつて、その都度、改善、工夫がなされてこなかったのか。だから、そうであれば、これまでの防災に対する市の取り組みが不十分であつたと言えるのではないのでしょうか。強化するという言葉は前向きに聞こえますけれども、とり方によっては、今まで防災に対する考え方が真剣に取り組んでいなかったというふうにも言えるかというふうに思います。

危機管理防災課の組織を見ても、4月からの人員が6月の異動により、課長が異動されて部次長に昇格をしたということで、顔ぶれ、それから人数においては全く変化がない。そういった中で強化と言われても、私にはちょっとぴんときないですね。その経験がある課長を配置されたということですけども、本当に強化ということが目的であるのであれば、危機管理防災課の人数

であったり、そういったものを増員するとか、そういう工夫が必要だと思うんですが、今回の組織をつくるに当たっては、そういったものの検討や議論はなされてなかったのかというのが2番目の質問です。

それから、市長は常々、組織機構の改革というものをよく言われます。組織機構の改革というのは、役職やポストを与えるための人事なのですか。それとも、行政機能が円滑に回り、強化されるのが目的なのか、どちらなんですか。当然、後者だと市長も言われるでしょう。しかし、私の耳に入ってくる市民の声や行政経験者の中には、この時期の異動に関しては疑問や不信感、そして、2年後の選挙を見据えた人事ではないか、そういった声まで聞こえてきます。そういったことを市長は御存じですか。4月の組織改革で、総合政策部という部署が1つふえ、部長職が1つふえました。さらに今回、6月1日付で危機管理防災課に部次長が配属をされております。3名の課長の異動により、課長が部次長に格上げされただけで、課の体制や人数は何も変わっていないという、この現実を市長はどのように思われているのか、これが3点目。

以上、3つ、2回目の質問とさせていただきます。

○議長（福田 斉君） 本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） まず、今回の庁舎機能移転推進室を財政課に設置した理由は何かということでございます。これにつきましては、庁舎機能の移転を行うためには、庁舎建てかえについても視野に入れながら進めていかなければならないということと、それと庁舎の設備とか備品等を管理している財政課との連携が必要不可欠であるということ、それとこれまで庁舎建てかえについては財政課のほうで検討してきたということもあり、今回、財政課のほうに設置しております。

次に、今後、庁舎機能移転推進室はどうなるのかということだったと思いますけれども、それにつきましては、今回、庁舎機能移転推進室におきましては、主に庁舎の機能移転を実施するために、急も要することから設置したのですが、庁舎建てかえについても、その業務としております。今後、庁舎の機能移転がある程度落ちついたり、また、終了後は庁舎建てかえに本格的に取りかかる必要がありますので、必要に応じて組織の名称とか、職員配置なども含めて見直しを考えていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 私、常々、機構改革を口にするとき、やっぱり私の政策を進める上で一番いい形にしたいというふうに思っております。やっぱり停滞していった市政というのは、市民のために全然プラスになりません。2年間見させていただいて、やはり総合政策部が新しい政策をつくりたいということで、推進したいということでつくりました。今回、このような被災を受けて、庁舎機能の移転、こういったものがあつたときに、これつくっておいて本当によかつ

たなど今思っております、総合政策部をふやしておいて。これがもし総合政策部がなかったら、昔の総務企画部長が全部仕事を抱えてしまって、大変だったろうなというふうに思っております。そういうふうによかったと思っております。

今、2年後の選挙で人事絡み、また初めて聞きましたし、そんな首長がいるんやろうかというふうに自分は疑問です。そんな人事で選挙のためにやるような人事をやる首長は、私はいないと思いますし、私もそんな気も全然ありません。人事はきちっと、やはり適材適所を見ながらなんですけど、今回は非常にイレギュラーな形でございます。それは4月1日の異動があつて、今回、庁舎機能移転推進室をつくる等に当たって、ちょっと動かして、非常にイレギュラーで、本来ならこういったことはないほうがいいというふうに私も思っております。

○議長（福田 斉君） 本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） これまでの防災管理のほうの体制の強化につきましては、昨年4月に防災生活課を新たに設置し、その中で防災危機管理室で防災対応に当たっておりました。さらには本年度は危機管理防災課を設置して、職員を1名増員して、防災危機管理に特化して業務をやっていたところですけども、職員の増員というのは今回は考えておりません。ただ、指揮命令系統の強化を図るために、課長から部次長にするということで配置を行ったものでございます。

○議長（福田 斉君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 では、もう時間も残り少ないので、最後の質問をさせていただきますけれども、要するに、私が今回の人事に当たって、非常に疑問に思っていることというのは、今言われた、本田総務部長がですね、指揮命令系統の強化をすると。じゃ部次長じゃなければいけないのか、課長職ではできないのか。だから、部次長になった方を責めてるわけではないんですよ。そうじゃなくて、だから、組織として動くのであれば、トップの、上の指示命令系統がきちっとしてなきゃいけないというのは当然でしょうけれども、じゃそこで動く職員の数というのも問題になってくるのではないかと。特に今言われた強化をしなきゃいけないというのに、職員の人数は変わらない。指揮命令系統だけが強化されたとしても、動く人間は決まっているわけじゃないですか。そこで何が強化をされたのかなど。指揮命令系統だけ強化しても、動く職員の数が限られている、決まっている、何も変化がない、現状維持あるのみですよ。現場で動く人間が非常に今度は逆に負担もかかってくるのかなど。

であるのならば、本当に強化をするということであるのならば、危機管理防災課の職員の数をふやすとか、何か組織的にもっとこういうふうに工夫をするとか、そういったこともあわせてやったのであれば、ああ、強化をするというふうに、私も実際見て見えるんですけど、それが何も無い、だから今回こういう質問をしてるんです。本来議論するのであれば、そこまでを考えて組織

というものをつくっていくのが、行政に限らず、企業でもそうでしょうけど、やはり必要なことじゃないのかなというふうに思います。

この人事に関して私がいろいろ議会で一般質問をしても、これは市長の専権事項ですから、どうのこうのっていう口出しをする部分ではないんですけど、常にこの組織に関して、人事に関して、いろんな質問が出たときに、もう結局返ってくる言葉は適材適所、もうこの四文字熟語で終わっちゃう、四文字で終わるんですよ、適材適所って。それを言われれば何も言えないんですけど、本当にだから機能が100%、人事にしても、何にしても100%の希望がかなう人事じゃないと思いますけど、少なくとも働く職員のモチベーションが下がらないような程度の配慮は必要ではないのかなというふうに思います。

だから、それをもう1回市長にお尋ねしたいんですけども、そういったものも含めて、今後の人事でどういうことを考えてやっていかれたいというふうに思っているのか、今、総合政策部ができて非常によかったと、できてちゃんと機能すればいいんです。だから、今言ったように人数も変わらない、何も変わらない中で、ただ上だけを強化しても、果たしてそれが有効に機能するのかという疑問があるから、私、今回質問しているんです。だから、今後の人事に当たって、そういうことも含めて、何か考えておられることがあれば、1つ答弁をもらえればというふうに思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 適材適所以外使ってということでございますけど、基本的には、私、普通に考えて、その文言以外に考えられない、ほかの方もそうだと思いますけど、当然、政策を進める上で、市民の結局、政策、市政なんで、最終的に市民のためになるかならないか、そういった市役所でございます。それを進めていく中で、配置については100%、それは期待してやったところで、100%私が満足できるものができたというのは、なかなか難しいとは思いますが、それでもやっぱり100%、人を見ながら、担当課と色々な話を議論しながらやっていく姿勢は変わらないというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 以上で高岡利治議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田口憲雄議員に許します。

(田口憲雄君登壇)

○田口憲雄君 皆さん、おはようございます。

政進クラブ田口でございます。

まず初めに、平成28年熊本地震で被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。熊本地震は4月16日の本震を初めとし、1,740回以上もの余震が依然として続いております。私も何かできることはないかと思い、水俣の同志たちと、ボランティアとして募金活動や炊き出しにと、5回ほど被災地へ行かせていただきました。被災地に350人分の温かいカレーを持ち込んだとき、それまで冷たいおにぎりや弁当だった被災者の人々には、大変喜んでいただきました。水俣市民もさまざまな形でボランティアに参加され活躍されたと知り、本当に素晴らしいことだと思いました。

また、水俣のある企業では3,000万円の寄附と各被災地に合板を5,500枚届けられた聞き、心強く思ったところです。

大地が動き、地面がずれ、たくさん建物が壊れている現地の状況は、私自身言葉になりませんでした。しかしながら、たくさんのボランティアの人々、消防隊員、警察、自衛隊員、さまざまな人たちの力が、被災地に明かりをともしていたのも事実でした。

行政の動きも救出救助、生活支援、復旧、復興とスピード感を持ち進み、国と県の連携も、チームくまもとによる政治の後押しが大きかったように感じます。

国の予算では、平成28年度一般会計熊本地震復旧等予備費の予算額7,000億円から5月31日に1,023億円の使用が閣議決定されました。内容は、夏に向けて早急な対応と求められる中小企業、農業、観光事業等の事業再開支援に915億円、被災査定等が終わり、復旧に着手できるインフラ設備等の復旧に109億円が充てられました。

現在、水俣市も庁舎及び市道のがけ崩れなど被災が確認されていますが、市民の皆様が不安、不便にならないよう進めていかなければなりません。

そこで質問に入ります。

大きい1番、市役所庁舎について。

現在、熊本地震により庁舎が利用できなくなった自治体が5カ所、宇土市、益城町、大津町、八代市、人吉市があります。平成25年9月議会の一般質問で、公共施設の建てかえについて質問しました。その中で、庁舎建替検討委員会の検討結果はどのようになったのかと質問した際の答弁では、まず庁舎については耐震基準を満たしていない、そして耐震改修工事を行った場合には、業務スペースが狭くなり、市民サービス、業務環境への悪影響等が懸念される。結論として、建てかえをもって庁舎の再整備を図ることが望ましいとする結論、そのほか市庁舎の規模については、延べ床面積6,500平方メートル、事業費26億円が想定されている。また、建てかえの手法につ

いては、市内経済への投資的効果などを考慮し、従来型の手法で実施すべきであり、建設する場所については、必要な敷地面積、市街地への影響、経済性の観点から現在地が好ましいと答弁がありました。

今回、平成27年10月15日号の市報で、市本庁舎建替検討委員会委員を募集し、昨年12月から検討に入っているようですが、そこで（1）市本庁舎建替検討委員会について。

- ①、市本庁舎建替検討委員会委員の構成はどのようになっているのか。
- ②、委員会のこれまでの検討結果と今後の見込みはどうか。

平成28年6月1日付の人事異動で、財政課に庁舎機能移転推進室を新規に設置されました。5月31日付熊本日日新聞では、市長は熊本地震を受け、震度6強で倒壊のおそれがある市庁舎本館の機能を、市内の公共施設へ本年度中に移すと言われています。

そこで、（2）庁舎機能の移転について。

- ①、市庁舎建替検討委員会と庁舎機能移転推進室の目的は、どう違うのか。
- ②、庁舎機能移転について国からの財政支援はあるのか。
- ③、県は熊本地震において、国に対してさまざまな支援を要望しているが、その中に市庁舎への財政支援も盛り込まれていると聞いているが、水俣市の庁舎も市庁舎に含まれるのか。

水俣市において、これまでの災害対策は、台風、大雨が中心であったような気がします。今回の熊本地震を経験し、今後は風水災害だけではなく、地震についても考慮しなければならないと考えます。今後、庁舎建てかえの検討については、土地利用計画等ももとに議論し、水俣市の中心施設として、将来構想を踏まえたものにしてほしいと考えます。

そこで、（3）庁舎移転について。

- ①、市庁舎の建てかえ場所をどのように考えているのか。

次に、大きい2番、経済基盤について。

市長は、平成27年9月議会の一般質問で、水俣市の理想的な人口を市長はどう考えるのかとの質問に対して、現時点では大体3万人ぐらいを目標にできればと答えられました。人口3万人を実現するための経済基盤について伺います。

人口を何とか維持するためには、働く企業が必要になります。平成30年度の高規格道路の開通は、企業誘致の武器となると考えます。そこで、誘致活動と誘致企業優遇制度の充実について、また地場企業支援制度の拡充について、以下質問します。

（1）企業誘致活動について

- ①、現在の企業誘致活動の状況はどうか。
- ②、企業誘致活動をこれまでやってこられて何が課題だと考えておられるのか。
- ③、水俣市の誘致企業優遇制度は、ほかの自治体と比べてどうか。

④、本市の誘致企業優遇制度の充実をどのように考えているのか。

⑤、誘致場所として紹介できる土地はあるのか。

(2) 地場企業支援制度について

地場企業支援制度については、まだまだ対象企業の拡充や検討の余地はあると思いますが、一定の評価はできると考えます。

しかしながら、高校を卒業したほとんどの子どもたちが水俣を離れ、ほかのまちへ就職したり、また、大学等進学のために水俣から転出している状況に変わりありません。これらの人たちは、このまま都会に残るケースが多い状況だと思えます。

そこで質問します。

①、新卒者の就職や再就職を地元水俣で行うための方策についてどのように考えているのか。

②、水俣の企業情報や就職情報の発信を検討されないのか。

次に、大きい3番、水俣高校への具体的支援について。

今年度、熊本県立水俣高等学校は、県内では済々黌高等学校に次いで2校目のスーパーグローバルハイスクールの指定を受けました。指定期間は2016年度から2020年度まで、現在、水俣高校では魅力あるカリキュラムづくりを急ぐとしています。

そこで、(1) 支援について。

①、市長も支援を惜しまないと約束したが、支援策検討の現在の状況はどうか。

人口減少が進んでいる各地域の高校では入学者が減少しています。芦北町は平成28年度から芦北高校に対する総合的に支援を行っています。水俣高校支援については、谷口明弘議員も質問を行いました。そこで②、芦北町の芦北高校総合支援事業の内容はどんなものか。

③、本市で水俣高校に入学する生徒のスキルアップに資する支援事業を検討しないのか。

(2) 高校周辺整備について。

水俣高校の校地が洗切町になったことで、高校生の通学状況が変化しました。浜町本通りで徒歩や自転車通学、自動車での送り迎えなどで多くの高校生を見かけるようになりました。

そこで、①、統廃合後の高校周辺の交通量調査など実施されたのか。

②、高校周辺の道路整備は、どのように進めるのか。

以上で、本壇よりの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長（西田弘志君） 田口議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、市役所庁舎については私から、経済基盤については産業建設部長から、水俣高校への具

体的支援については副市長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、市役所庁舎について順次お答えをいたします。

まず、市本庁舎建替検討委員会についてのうち、本庁舎建替検討委員会の構成はどのようになっているかとの御質問にお答えをいたします。

この委員会は、平成27年10月に制定した水俣市本庁舎建替検討委員会設置要綱において、学識経験を有する者、市内の公共的団体等からの推薦者、その他市長が必要と認める者、18人以内をもって組織することになっております。

次に、委員会のこれまでの検討経過と、今後の見込みはどうかとの御質問にお答えをいたします。

本委員会については、学識経験を有する委員の選定に難航した経緯もあり、現在まで委員会の会議は開催されておらず、検討はなされていない状況であります。

今後の見込みにつきましては、熊本地震の影響を受け、早急に庁舎機能を移転する決断をいたしましたので、まずは安全な仮庁舎に機能を移転し、引き続き、建てかえに関する検討に入ることといたします。

次に、庁舎機能の移転についてのうち、本市庁舎建替検討委員会と庁舎機能移転推進室の目的はどうかとの御質問についてお答えをいたします。

市本庁舎建替検討委員会は、市民の意見を聞くために設置され、本庁舎建てかえの基本構想に関すること、本庁舎を建てかえる場合の規模、建てかえ時期、位置等に関すること、その他、本庁舎の建てかえに関して市長が特に必要と認める事項について検討し、意見を述べるものであります。

これに対し、庁舎機能移転推進室は、今回の熊本地震の発生を受け、早急に庁舎の機能移転を実施する必要性が生じたため、可能な限り速やかに庁舎機能を移転し、その後は、庁舎建てかえに関する検討に特化する室として、新たな設置したものであります。

なお、庁舎機能移転推進室が、市本庁舎建替検討委員会の庶務を行うこととなります。

次に、庁舎機能移転について国からの財政支援はあるのかとの御質問についてお答えをいたします。

現在のところ、庁舎機能移転に対する国からの財政支援はありません。

次に、県は熊本地震について、国に対してさまざまな支援を要望しているが、その中に被災庁舎の財政支援も盛り込まれているが、水俣の庁舎も被災庁舎に含まれるのかについての御質問にお答えをいたします。

現在、熊本県が国へ要望しております熊本地震に対応した財政支援措置を含む特別立法が実現した後、本市が特定被災地方公共団体に認定されることが財政支援を受ける条件になると思われる

ます。

本市の庁舎についても、被災庁舎に含まれるよう、県と一体となって国へ強く働きかけてまいります。

次に、庁舎の建てかえについて、市庁舎の建てかえ場所をどのように考えているかとの御質問についてお答えをいたします。

平成25年9月水俣市議会定例会の田口議員の一般質問に対し、建設場所について必要な敷地面積、市街地への影響、経済性などの観点から現在地が望ましいと答弁しております。

しかし、今回の熊本地震の被災自治体の状況を見ますと、市役所の立地場所については、大規模災害時に行政機能が停止しないように、災害に耐え得る強さ、安全性を考慮する必要が出てまいりました。よって、市庁舎の建てかえ場所については、さまざまな観点から、現在地を含め、再度検討をしていくことといたします。

○議長（福田 斉君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 市長はもう少し読んでこられたらどうですか。私も一生懸命話しているけど、私よりか下手やったかなと思います。ひっかかり、ひっかかりですね。

今の答弁を聞いていますと、平成27年度に募集した委員会は開催されていないということですね。それと、建てかえについては、自然災害による影響と建設コストの上昇から白紙であると、再度考えていくということだったかなと思います。

市役所庁舎も現状被災しており、多数のひび割れが確認されております。機能移転については、熊本日日新聞で市長は、機能分散は市民にとって好ましくないと言っておられますが、来庁者の安全や庁内で働く職員の安心・安全を考えると、機能移転については、私も早急に行うべきだと思います。

しかしながら、建てかえについては五、六十年に一度の事業であり、また、市民生活の拠点、そして市民防災の拠点でもあります。そして、庁舎建てかえの規模も現在よりか大きくなると予想されることから、財政面について2回目の質問をします。

建てかえ期間と建てかえの費用はどれくらいと考えているのか。

次に、建てかえのための積立金は幾らあるのか、2点質問します。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 原稿は前もって練習をするんですけど、田口憲雄議員のように上手に話せるように、もうちょっと練習してまいります。

建てかえの期間、費用についてでございますが、先ほども答弁をちょっとさせていただきましたが、建てかえに関する基本構想策定、そして基本設計、実施設計、建てかえ工事の工程で順番に進めてまいりたいというふうに考えております。先ほども答弁しましたように、先行の自治体

等を見ますと、最低でも五、六年の程度の期間を要するのではないかというふうに見込んでいるところであります。

建てかえの費用につきましては、平成25年9月に水俣市議会定例会の田口憲雄議員の一般質問に対して、延べ床面積が6,500平方メートル、事業費が26億円程度を想定していると答弁をしているわけでございますけれども、東京オリンピック関連施設の需要、さらに今回の熊本地震の震災復興など、建築資材や労務費単価の高騰が見込まれるわけでございますので、実際、まだ精査はしておりませんが、35億円、40億円というふうな数字が上がるのではないかというふうには考えております。

次に、建てかえのための積立金、幾らあるかということでございますけど、建てかえのための取り崩すことが現在できる積立金につきましては、平成27年度末の時点で公共施設整備基金というのがございます。これが8億8,000万円ございます。

○議長（福田 斉君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 それでは、3回目の質問をします。

高岡利治議員がさっき丁寧に質問されたので、私はさらっと行きたいと思っておりますけれども、私は建てかえについては、自分の思っていることをここで言いたいと思います。

先ほど質問した際に、土地利用計画等をもとに議論して、将来構想も踏まえてほしいという発言をしました。市民の利便性、安全性を考えると、この際、市内に分散する公共施設、保健所、ハローワークなどを取り入れた複合施設などもぜひ検討してもらいたいと考えます。

複合施設のメリットは、市民にとって1施設で済むことがふえます。また、各施設には大小会議室や水回り、トイレを持っていますが、これらのスペースを共有することでコンパクトになり、エレベーターも共有になり、バリアフリーに対する負担が軽減できます。

平成11年に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法が制定されました。PFI事業は、公共が民間に公共事業の設計、建設、維持管理、運営をトータル的に委託するものであります。この事業手法により、市場原理の導入や行政と民間のリスクを分担する等のコスト軽減効果や、ライフサイクルコストの削減が可能になるとともに、民間の持つさまざまなノウハウを生かした、公共サービスの質の向上が期待できるものだと理解しております。民間にとっては新たなビジネスチャンスとして、企業イメージの向上、意識改革と経営ノウハウの向上、新たなビジネスの創出につながるものだと思います。

そこで2つ質問して終わりたいと思います。1つは、公共施設を取り入れた複合施設について検討されるつもりはないかということが1つですね。それと民間活用のPFI方式で対応されるつもりはないかと、この2つでございます。お願いします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 御質問2つ、複合施設等は考えられないかということでございます。今、庁舎の建てかえの話になってから、私のところにもいろんな御提案というか、お話が来ているんです。今、ハローワークとか保健所と言われたんですかね、そういったところを1カ所にワンストップでやる機能、そういったものは非常に利便性があるとは思いますが。その中で、今後、駐車場の問題とか土地の確保の問題、大きさの問題ですね、それと交通の利便性、さまざまな視点から検討していきたいというふうに思っています。

先日は、図書館によく行くんですけど、図書館が非常に貧弱なので、図書館も一緒に入れたらどうかというふうなことを言われる方もいらっしゃいます。今、市民の方は非常に関心がございます。その中でいろんな意見を、言われた意見が全部できるとは思いませんけど、その中で精査しながら、水俣市民に一番よりよい庁舎をつくっていききたいというふうに思っているところでございます。

それとPFI方式でございますが、民間活用のPFI方式、設計、施工、維持管理、運営を行うことについて、コストの削減、年度ごとの予算の平準化などメリットもあるというふうには考えております。地元企業の参入が困難とか、新庁舎の完成までの時間を要するなど、メリットもあればデメリットもあるというふうに思っております。このようなことから、他市町村の事例を参考にしながら、従来建てる方式とPFI方式、比較検討するのは非常に必要だというふうに思っています。田口憲雄議員、起業家、経営者というか、そういった観点からいろんな御質問、提案をいただけるのは、今後、庁舎建てかえの委員会もできますでしょうし、そういった中で、ぜひ御自分のお考えもどんどん出していただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 次に、経済基盤について答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 次に、経済基盤について、順次お答えします。

まず、企業誘致活動についてのうち、現在の企業誘致活動の状況はどうかとの御質問にお答えします。

本市におきましては、平成9年度の水俣産業団地造成以降、積極的な誘致活動を行った結果、リサイクル関連企業は集積されたものと考えております。

一方で、最近の国内の動向に目を向けますと、多くの企業が本社や研究部門等が存在する大都市周辺への立地を重視する傾向にあることや、国内自治体の誘致合戦の過熱化、さらに本社の業績悪化等により、誘致後、数年で撤退するというケースも各地で顕在化してきており、企業誘致を取り巻く環境は厳しさを増しているものと考えております。

このような社会的要因に加え、本市においては適当な事業用地が不足していることなどもあり、現状では、事業規模の比較的大きな工場等の誘致は厳しいと言わざるを得ず、企業誘致の方向性を見直す段階に来ているのではないかと考えております。

次に、企業誘致活動をこれまでやってきて、何が課題と考えているかとの御質問にお答えします。

本市の企業誘致の現状は、今申し上げたとおりですが、市としましては、これまでと同様の取り組みを継続するだけでなく、今後予測される社会変革や本市の地域特性も加味し、地域産業の底上げにつながるような企業誘致の方向性と施策を検討しなければならないと感じております。

そこで、今年度からは試行的にはございますが、地域の自然資源や社会資源を知恵を用いて組み合わせ、新たなビジネスチャンスを創出するような起業家誘致の取り組みを行ってまいります。また、環境首都という本市の特徴に親和性の高い水環境、健康、食や農業分野等での先端技術を用いた事業開発を行うベンチャー企業誘致の取り組みも進めることとしております。

このような企業は大規模ではないものの、本市の既存産業との有機的な連携を進めやすく、新たな市場開拓が見込まれる分野と考えられるため、まずはこのような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、水俣市の誘致企業優遇制度は、ほかの自治体と比べてどうかとの御質問にお答えします。

本市における誘致企業向けの支援制度としては、水俣市企業立地条例に基づく固定資産税免除及び雇用奨励金の交付とともに、水俣市誘致企業立地促進補助金がございます。

本市では投下固定資産額が1,000万円以上の工場等の新・増設の場合には、最大3年間の固定資産税の課税免除と、一人当たり10万円、上限300万円の雇用奨励金を交付しております。

また、誘致企業立地補助金につきましては、投下固定資産額1億円以上、地元新規雇用10名以上の場合には上限5,000万円、対象企業が中小企業であれば、投下固定資産額5,000万円以上、地元新規雇用5名以上で2,500万円を上限に交付しております。

県内におきましても、雇用創出と投下固定資産額を要件としている同様の優遇制度がございます。例えば積極的な誘致活動を行っている大津町では、不均一課税の適用と雇用奨励金の制度があり、投下固定資産額の要件については、水俣市では1,000万円以上としているところを3,000万円以上と本市よりも高い額となっております。

大津町の補助金額については、上限額は2億5,000万円と高額でございますが、3,000平米以上の用地取得、3,000万円以上の投下固定資産額、合わせて10名以上の新規雇用の要件を全て満たさなければなりません。

また、菊陽町では、不均一課税や雇用奨励金の要件は大津町とほぼ同じでございますが、補助金上限額は最大5億円となっております。

ただし、3,000平米以上の用地取得、2億円以上の投下固定資産額、10名以上の新規雇用が要件となっており、ご説明いたします。

このように見ますと、本市の制度は比較的に利用しやすい制度ではないかと考えております。しかし、これらの自治体における企業誘致活動は見習うべき点も多いことから、今後の方針や制度設計も含め、企業が進出しやすい環境の整備に努めていかなければならないと考えております。

次に、本市の誘致企業優遇制度の充実をどのように考えているかとの御質問にお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、本市の課題といたしましては、未来を見据えた企業誘致の方向性を定めていくことが必要だと考えております。したがって、優遇制度の充実につきましても、その方向性を定めていく中で、企業側が利用しやすい制度への見直しを図りたいと考えております。

次に、誘致場所として紹介できる土地はあるのかとの御質問にお答えします。

平成27年9月議会の答弁にてお答えしましたとおり、水俣産業団地の土地はほぼ完売された状態となっており、ここ以外で市内において紹介できるまとまった面積のある既存の事業用地はないというのが現在の状況でございます。

次に、地場企業支援制度についてのうち、まず新卒者の就職や再就職を地元水俣で行うための方策についてどのように考えるかとの御質問にお答えします。

現在行っている取り組みとしまして、水俣高校生を対象とした、おしごと説明会がございます。この説明会は、就職を考える水俣高校生を対象に、地元企業の仕事や魅力を知ってもらうことで、地元就職する若者をふやそうとするものです。水俣高校を卒業後に就職する生徒の大半が市外に就職している、あるいは就職せざるを得ないという現状があるため、市内にある企業の情報を積極的に生徒に伝えることで、地元にもっと残ってほしいという思いのもと、昨年度から実施しております。

この説明会では、参加した複数の企業が会場にコーナーを設け、生徒が数人のグループでそのコーナーを訪問し、地元企業の仕事内容や仕事に対する思いなど、質問時間も交えながら話を聞くことができます。

このおしごと説明会を行った結果、平成27年度における水俣高校の地元就職率は、前年度の26%から33%と向上しており、一定の成果があっているのではないかと考えております。今後も引き続き水俣高校と協議を行い、就職希望の生徒のみならず進学希望の生徒にも地元水俣の仕事を知ってもらうように幅を広げ、大学等進学後や再就職の際などにも、地元企業への就職を促進できるようにきっかけにしたいと考えております。

次に、水俣の企業情報や就職情報の発信を検討されないかとの御質問にお答えします。

昨年度、地元企業情報発信の一環として、これから社会に出ていく高校生やその保護者に対し、

地元で働く若い人たちの生の声を通して、勤める会社の魅力や地元で働く魅力を伝えることを目的として、広報みなまたの中で地元で働く若者特集というものを行いました。

今後も地元企業情報や就職情報の発信について、ハローワーク等と連携しながら、より多くの方々に伝わりやすい方法で情報提供ができるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 それでは2回目の質問をします。

これも私、平成27年9月議会で一般質問をしておったやつの確認でございますが、9月議会において、新たに産業団地を造成する予定はないのかと質問した際に、答弁では、現在の産業団地はあいている場所はないことから、地場企業の拡充や企業誘致を進めていく上で、新たな産業団地を求めることは必要であるとし、高速道路のインターチェンジができれば、新幹線に加えてさらに交通の便がよくなるので、水俣に目を向ける企業が出てくるのも期待できると。そして、今後、適地がない場合には、産業団地の造成についても検討をしたいと答弁がありました。

また、企業誘致に対する質問では、企業が進出しやすいように優遇策として補助金等の整備を行うこと、水俣の新たな産業団地として水俣インターチェンジ近くのひばりヶ丘台地、現在の浜松町の産業団地付近、そして袋インターチェンジ近くの袋台地などを新たな産業団地として候補があると思いますが、どうだという質問をしましたが、その質問に対して答弁では、誘致企業への補助金等は他の市町村と比べてより有利な優遇制度になるように見直すことも必要であると。そして、事業規模が大きく、雇用の創出が多くある企業に対しては、補助金の増額も含め、優遇策を今後検討したい。また、企業誘致を行うためには、土地の提供は不可欠と、企業誘致の構想とともに検討すべき案件と答弁されました。それと、私の提案した場所も視野に入れて今後前向きに取り組んでいくと、すごく前向きな答弁をいただきました。そこで質問しますが、その後、これについての検討状況はどうなったのか。

次に、誘致企業優遇制度では、補助金の増額も重要だと思います。誘致企業の活動で、誘致場所等の問題も聞きます。そこで土地に対する質問ですが、土地のない水俣にとって、廃業、倒産した建物を取り壊して活用するための誘致優遇制度の対象の拡充などをどのように考えているのか、これが2つ目ですね。

次に、3つ目です。

私はこれまで、水俣市の将来構想をどのようにしていくのかと議会等で提案してまいりました。人口減少、少子高齢化、生産人口問題など課題があります。経済問題の中では、人材確保と人材育成にどれだけ力を入れていけるかが大きな課題だと考えています。

そこで質問しますが、人材確保と人材育成のために、新規に地場企業人材育成補助金などは考えられないのか。

次に、人口が減っている現状の中ではありますが、各企業には業績を上げて利益を出してもらい、雇用をふやしてもらい、そのために商圏の拡大が重要だと考えます。そのために、ほかの都市へ行ってプレゼン営業を行うために、事務所の新築や増築などの拡充、事務機器の購入、作業車や営業車購入なども含め、地場企業の支援材料だと私は考えます。

そこで質問しますが、地場企業支援制度の対象企業の業種や対象経費の拡充を検討されないのか。

次に、やっぱり以前一般質問で、産業支援対策で有資格者の調査と看護師・介護従事者の人材バンクの検討を提案してまいりました。それで2つ質問しますけれども、地場企業の人材ニーズの研究、またライセンスバンクの研究も必要と思いますがどうかと。

もう一つは、地場企業の人材ニーズと就職希望者のマッチング機関を設置する考えはないのかと、全部で6題あります。お願いします。

○議長（福田 斉君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） ありがとうございます。ただいま6つの質問だったと思いますが、まず最初、新たな産業団地の造成についてどう考えているか、また誘致企業立地促進補助金についても他の市町村よりも有利な優遇制度等見直す考えはないかということなんですけど、議員から今、御指摘いただいた内容、過去にもいただいているんですが、現在も検討を行っております。先ほどの答弁でもお答えいたしました、市内の企業、産業にとってもメリットがあるようにするには、どのような企業に立地していただくのが適切なのか、また業種や規模など、その方向性を定めることがまず大事なかと、必要なと考えているところでございます。まず、定めた方向性に沿いまして、誘致活動を行い、そのための制度の見直し、あるいは補助の増額についても、引き続き方向性を決めた後にもですけど、検討を進めてまいりたいと思います。

続きまして、廃業、倒産した建物を取り壊して活用するための優遇制度、これをやっていく考えはないかということなんですけど、土地資源が限られました本市におきまして、用地の確保というのは企業誘致を進めるに当たりまして、大きな課題の1つだと認識をしております。議員御提案の解体のみならず、既存空き物件の有効活用の方策も含め、制度のあり方等、十分に協議してまいりたいと思います。

続きまして、新規に地場企業人材育成補助金などの考えはないかという御質問だったと思いますが、国全体として人口減少が避けられない現状におきまして、地域企業が長く続いていくためには、人づくりに注力し、一人当たりの生産性の向上や、既成概念に捉われない発想での事業創出が必要だと認識しております。そのようなことから、まず従業員のキャリアアップや能力向上等を支援するにはどのような施策が効果的なのか、また支援の範囲はどの程度求められるかなどについて調査研究し、その結果を踏まえまして、効率的な補助制度等の支援策を考えてまいり

たいと考えております。

それから、4番目の質問は、商圏の拡大が必要で、そのためには市外の営業所の新・増築、作業車や営業車購入等を支援できるよう、地場企業支援制度の拡充を検討する考えはないかという御質問だったと思います。商圏をより広域的に捉えることは、地域企業が利益を生み出していくためにも、今後ますます重要な要素になってくるものと考えております。

市では地域外での営業や販路拡大に対する支援策として、現在、展示会等への出展補助等を行っておりますが、こういったことも含めまして、地場企業が活用しやすい制度にすることが必要だと考えておりますので、見直しや拡充も含め、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

次に、地元企業の人材ニーズ研究、またライセンスバンクの研究も必要だと思うがということですが、人口減少に伴う高度な技能や知識を持つ有資格人材等の不足は、水俣市の産業全体にとりましても喫緊の課題と考えております。しかしながら、必要とされる人材は、個々の企業ごとに多様なニーズ、つまり人気があるということでも、また資格の種類も多岐にわたっておりますので、今後もそれらの情報の集約とか、あるいは活用方法については必要なことですので、研究してまいりたいと考えております。

次に、地元企業の人材ニーズと就職希望者のマッチング機関を設置する考えはないかということでしたが、有能な人材の確保は市内企業にとって大きな生命線でございます。また、ニーズを持つ企業と就職希望者とのマッチングは非常に重要だと考えております。より効果的に企業の人材ニーズと就職希望者とのマッチングを行うためには、どのような取り組みが可能なか、他の市町村の事例調査も含め、こちらも研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 それでは3回目の質問をします。

何かずっと答弁を聞いていますと、すごく全部やる、頑張る、か細い声やったですけど聞こえました。

それで、3回目の質問で、旧山海館を例に挙げて、今後の誘致企業対策について具体的に伺います。

旧山海館が今年の4月に閉館して約1年が過ぎたわけですが、このままの状態が続けば、ますます老朽化が進み、湯の児のせっかくの景観が台なしになり、湯の児のイメージダウンにも直結します。今後の一刻も早い対策を行わなければ、水俣市にとって経済的に大きな損失につながると思います。

このまま状態が続けば、施設は活用されず、いずれは撤去ということになりかねません。もし、

このままの状態が続けば、最悪、市で撤去という事態にならないのでしょうか。

今回の地震で県内の被災地では農業、商業、工業、観光業、医療、福祉など多くの分野で打撃を受け、その打開策として施策の見直しが必要になっています。今こそ水俣市でも、思い切った施策を打ち出すタイミングではないでしょうか。被害が少なかった水俣市では、元気に頑張っていますなどの情報の発信はもちろんですが、旧山海館の今後の対策もあわせて、誘致企業立地促進補助金の増額などの優遇策についても早急に考えるときではないかと思います。

また、3年後には水俣にインターチェンジも開通予定です。遠方からのアクセスが格段によくなるわけで、この開通に向けて、観光客誘致を含めた、水俣市の経済対策も考えておかなければならないと思います。

特に、旧山海館は喫緊の課題だと考えております。制度の優遇策に加え、全国に買い手を求めるなどの宣伝や、場合によっては、全国から旧山海館の利活用に対する現実性の高い熟度のある提案を募集し、進出が決まれば解体費用などを含めた補助金を出すなど、積極的に取り組んでいくことは、湯の児温泉を初めとする、水俣市全体の観光振興につながっていくのではないかと考えます。

そこで最後に質問しますが、特例の補助金枠を設けるなど、南九州西回り自動車道の開通に間に合うよう対策が必要と思いますが、どう思われますか。終わります。

○議長（福田 斉君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 旧山海館につきましては、田口憲雄議員御指摘のとおり、倒産から約1年がもう過ぎております。非常に老朽化のほうも進んでおりまして、閉館した後からこれまでに、実は数件のお話があっており、私どもも現地を見学していただくなど、御案内をしたこともございます。しかし、施設が大き過ぎて、その分、改装や手直し、あるいはまた不要な設備が散らばっておりまして、そういった撤去などに相当な費用がかかるなということ、現状ではなかなか買い手が見つからないというのが現状でございます。

でも、市としましても、旧山海館につきましては、湯の児温泉の入り口ということもございまして、ロケーションやイメージダウンを防ぐためにも、またこれ以上のさらなる老朽化を招く前に、早急な対応が必要だと思っております。旧山海館はもとより、今後の企業誘致活動について、企業さんからしてみれば、安全な環境で事業活動を続けたいと思っていらっしゃると思います。熊本県といいますと、地震の影響で県内への進出をためらっておられるということもお聞きします。

議員言われます、南九州西回り自動車道の水俣インターチェンジ開通を3年後に控えております。今後の商工観光業の振興策、そして、現在の企業誘致立地促進補助金制度の見直し、あるいは増額していくなど、企業誘致につきましては、タイミングを逃してしまうと大変なことになり

ますので、早急にお話がある前から、もう手を打っておかなければならないと考えております。
また、ある意味思い切った手段も必要かなと思っております。

補助金の特別枠を設けてはどうかとのことですが、こちらは予算も伴うことをございますので、今後、議会の皆様に十分な説明をし、御理解と御協力を得ながら、できれば南九州西回り自動車道の開通に間に合うように進めていければと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣高校への具体的支援について答弁を求めます。

本山副市長。

（副市長 本山祐二君登壇）

○副市長（本山祐二君） 次に、水俣高校への具体的支援についての御質問に順次お答えいたします。

まず、支援についてのうち、市長も支援を惜しまないと約束したが、支援策検討の現在の状況はとの御質問についてお答えいたします。

水俣高校は水俣市唯一の高校であり、また、地域づくりは人づくりにあると考えておりますので、高校における人材育成や魅力ある学校づくりへの支援は、市としましても重点を置くべき事項として捉えております。

先ほども議員も紹介されましたように、熊本県立水俣高校は本年度、熊本県内では2校目のスーパーグローバルハイスクールに指定され、世界が直面する環境問題へ提言・議論するグローバルリーダーの育成を目標に、取り組みを進められておられ、水俣市としても積極的に協力、支援を行ってまいりたいと考えております。

現在、具体的に行っている事業は、水俣環境アカデミアを拠点に慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスと連携して行う高大連携未来塾です。本年3月には水俣高校において、PM2.5による健康への影響をテーマとしたワークショップを開催いたしました。また、先月は水俣環境アカデミアの遠隔会議システムを利用し、意見交換等を行ったところです。この高大連携の取り組みについては継続した取り組みを進め、さらに他の大学や研究者との連携や支援にも広げていきたいと考えております。今後も水俣環境アカデミアを介して研究者、大学などと水俣高校との連携を促進していくことで、水俣高校の生徒が先端の教育、研究に触れる機会などをふやしていきたいと考えております。

次に、芦北町の芦北高校総合支援事業の内容はどんなものかの御質問にお答えいたします。

お尋ねの事業は、芦北町が熊本県立芦北高等学校の生徒確保及び学校の魅力向上を図るための取り組みを総合的に支援し、芦北高校の存続・振興及び発展に寄与するため実施されている事業です。

具体的な内容といたしましては、教科書購入費や入学金支援、通学費支援のほか、高校が主体的に実施する生徒のスキルアップに資する講座等の事業費の支援や、在学中の生徒が国家資格取得及び英語検定、漢字検定等を受検する際の費用の助成、国公立大学入学料支援などが挙げられます。

次に、本市も水俣高校に入学した生徒のスキルアップに資する支援事業を検討しないのかとの御質問にお答えします。

水俣高校は、地域の中核となる学校であること、平成28年度の水俣市内の中学校からの水俣高校への進学者数は、生徒数の53.8%と半数程度であることなどを考えると、生徒のスキルアップに資する支援事業を展開し、水俣高校の魅力をアップさせることで、入学者をふやしていく必要性を感じているところです。

今後、水俣高校とも連携を深めながら、支援内容を検討し、水俣高校の教育環境の充実や高校魅力化に資する施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、高校周辺整備についてのうち、まず統廃合後の高校周辺の交通量調査などは行われたのかとの御質問についてお答えいたします。

国道や主要な県道につきましては、交通量調査と自動車起終点調査を含めた道路交通センサスが5年に一度、国土交通省により行われておりますが、その他の市道につきましては、対象外となっております。

道路改良事業などの補助採択に向けた基礎資料作成のために、水俣市が単独で交通量調査を実施することはありますが、お尋ねの高校周辺については、住宅の密集地であり、道路改良を行う計画は現在ございませんので、交通量の調査は実施しておりませんでした。

しかし、保護者による生徒の送迎等がふえ、雨天時や早朝の時間帯には相当混雑していると聞いておりますので、まずは状況把握を行い、必要であれば交通量調査を実施したいと考えております。

次に、高校周辺の道路整備はどのようになっているのかとの御質問にお答えいたします。

まず、橋本商店前交差点から水俣高校正門までの市道浜町5号線につきましては、主要通学路でもあることから、平成21年度から22年度にかけ経年劣化による舗装と構造物の補修工事を実施しましたが、先ほどお答えしましたとおり、周辺の市道について拡幅等の計画は現時点ではございません。

今後、交通量調査も含めて状況を判断し、地域住民や関係機関と協議を行いながら、道路事情の改善に向け努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 2回目の質問をします。

具体的な支援ですね。芦北町の芦北高校総合支援事業は、町長の肝いりで平成27年度に創設され、期待されておりますが、今後の見通しとすれば、まちと学校と同窓会が連携して、毎年、見直しをしながら進めていくということでした。予算規模とすれば、大体生徒数が190人ぐらい、1年生から3年生までですね、それで予算が2,164万円だったかなと思いますけど、少ないんだなというふうに思いました。一人頭大体10万円ちょっとかなというふうに判断したところです。

本市の水俣高校も生徒数が減少しており、私もOBの一人として水俣高校の今後を心配しております。

そこで、私も先日、水俣高校の校長先生に、現在支援してほしいことを伺ってまいりました。校長先生は、教育の質を上げる教育の充実に対して、水俣環境アカデミア等を通したさらなる連携事業の充実と、それと台湾、スロベニアなど水俣市が連携している都市との継続した海外派遣や海外交流事業に参加する機会、それとモンタナ大学派遣事業、海外インターンシップ事業など、県と同窓会も支援している事業等に参加する生徒への経済的な支援と。それと検定試験などの資格取得に向けた取り組みの支援、インターハイや九州大会に出場する生徒への支援、高額な部活動用具購入における経済的支援、そして頑張っている高校生を取り上げるような広報活動に対する支援として、広報みなまたに本校専用ページを設けてもらいたいということで、それと環境整備については、学校周辺に街灯等の整備、国道3号線沿いに水俣高校案内板の設置などが出てまいりました。

そこで質問いたしますが、今、校長先生から要望があった中で、できることもできないこともあると思います。これらについては検討をしてもらえと思いますがどうかと、これが1つです。

それと、また、私もこの前、こういう形で行ってまいりましたが、市長はそういう話を直接水俣高校に行かれて、支援について話し合う機会を持たれる気持ちはあるのかと、これ2点です。

それと、道路整備については、先ほどの答弁で、必要があれば交通量調査を実施したいということでしたが、水俣高校も普通高校と工業高校が合併したので、交通量がふえております。確実にふえております。朝夕と雨天時の交通量調査と周辺地域住民への通行量変化に対する聞き取りを実施していただくようお願いします。これは要望にします。

2点ですが、お願いします。

○議長（福田 斉君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 校長先生からのお話という形の、議員がおっしゃられたことにつきましてですけれども、大学との連携とか、そのような交流事業等の教育の充実は、先ほども申しあげましたように、本当に重要だと考えております。その中で、水俣環境アカデミア、4月に開設したばかりでございますけれども、既にいろいろな事業等を一緒に展開しているところでございま

すので、それを水俣環境アカデミアを軸に、いろんな大学との連携とか、研究者の交流とか、そういうものはさらに進めて、教育環境の充実を図ってまいりたいというふうには考えております。

また、例えば街灯、案内板とかいうのもありましたけれども、それも含めてですが、高校に対する助成と支援というのと、個人的な面というのがあるかと思えます。どちらかといえば、高校に対する支援というのをまずは考えているところでございますけれども、本当に必要であるならば、経済的な面というのも当然検討はしてまいりますが、先にまずは高校の魅力アップというものに重視していきたいと思っております。

それから、交通量調査のほうは要望ということでございますけれども、うちのほうもいろんな話を聞きながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 高校につきましての支援、私が足を運んで、そういった校長先生、担当の先生いらっしやると思います。お話を聞くかということでございますが、それは全然やぶさかではないというふうに思っております。

以前から言っておりますように、水俣唯一の高校でございます。水俣市としてどういった支援がいいのかというのは、今後いろいろ考えていかななくてはいけないと思っておりますけど、現在ではやっぱり水俣環境アカデミアを通して、高大連携未来塾も私、慶應義塾大学の先生、学生さん来られてやってられるのを見に行きました。非常にすばらしいと思いましたが、つい先日は遠隔授業で水俣環境アカデミアを使って、慶應義塾大学と水俣高校生が遠隔の授業でやりとりをするというのを見ました。これは7月5日にもやられるというふうにも聞いております。こういったものを通して、水俣高校の魅力を上げていくことも、私たちはやっぱり支援をしていきたいというふうに思っております。

水俣高校とは今、以前に比べたらすごく密な関係が、初恋のまちづくりの委員会に子どもたちの、高校生の意見ももらっているところでございます。そういったことで、やっぱり高校生も水俣の一市民として、いろんな意見もいただきたいというふうに思っておりますし、今後一緒になって盛り上げていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 支援については、気持ちだけではなくて、お金のほうも考えていただければと思います。

それと、生徒数は本当に減少しております。これはもうまだ減っていくのかなと、やっぱり優秀な子たちはちょっと違う学校に行ったりします。我々のころは、そのころは一学年450人だったですけれども、結構行っておりました。水俣工業高校もありまして、水俣工業高校も250人ぐらい

おりました。そのぐらいの人がおったということで、また田浦町からも、佐敷からも、いっぱい御所浦町からも来ておったという状況だったです。それだけ水俣高校に行って、次に就職とか大学に行きたいという子どもたちが多かったということで、その辺は、私は支援をするというのは、どっちかという、まず寄り添いながら話を聞くことから始まるんじゃないかと私は思います。私は行ったですけど、市長もお子さんもおられることなんで、ちょっと行っていただければと思います。

それと、私の水俣高校に対する思いとして、私が思うのは、地域や企業にとって人は財産だと考えます。地域にとって、人を育てる高校の役割は大変重要だと考えるとともに、水俣高校は水俣にとって唯一の高校でもあります。他の自治体では高校の存続に対して危機感を持ち、具体的な支援をしております。まず、市と高校が人として信頼関係を構築すること、そこで市と高校の連携を行いながら、中学校と高校の連携を市がサポートする。市が直接水俣高校に行き、市長がですね、市長が直接水俣高校に行き、そして水俣の若者が集う高校を盛り上げる必要があるかと思ひ、そこで最後の質問を行います。

市のトップである市長は、私今、高校生に対する考え方をちょっと言いましたけど、どう思われますか。それと、今議会では余り答弁がないようですので、義務教育のトップである教育長はどう思われますか。二人にお願いします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 人材育成という部分では、非常に大事だというふうに思っております。私もふだんから、まちづくりは人づくりということをよく御挨拶でもさせていただいております。やっぱりいい人材を輩出する、今、優秀な人たちが、もしかしたら八代市に、熊本市に、出水市に流れているのかもしれない。そういったものをやっぱり引きとめるには、水俣市の高校、唯一の高校を魅力のあるものにしたいと思ひます。

私も新水俣駅に行きますと、たくさん水俣の子が乗っていかれますね。それと町なかを見ますと、出水市の、私立の高校のバスが走っています。やっぱり乗っていらっしゃいます。どんどん昔から出ていましたけど、今、少子化の中で、よそに流れるのをストップして、水俣に残っていただきたいというふうに思っておりますので、中学校時代から、今から答弁されると思ひますが、中学校と高校のパイプも少しずつやっぱり密にしていくのも必要だというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 今回、教育長への質問がないと安堵をしておりましたところ、田口憲雄議員、特別な御計らいで水俣高校支援について教育委員会としてはどうするのと、どう考えているのというお尋ねが突然ございました。

これまでも中高連携のためには、学校と相互に支援策だけではなくて、いろんな情報交換をやって、協議も重ねてきております。特に教育委員会のほうに相談があって、水俣高校の情報を市内の中学校にちょっと詳しく知らせたいというのがありましたので、一緒に協議をしまして、ぜひということで、水俣高校からも市内の4中学校に出向いていただいて、進学であるとか、いわゆる学校のいろんな細かい情報を含めて、学科であるとか、そういった情報を中学校の生徒さんたちに提供していただきました。生徒にとっても、水俣高校に対する理解が深まったのではないかなど、私はそのように思っております。

今回、水俣環境アカデミアで企画されております、小中高生への知の還元という授業の中で、例えば高校生による中学校等への出前授業であるとか、あるいは現在、小学校、中学校の生徒会のリーダー研修やってますけれども、その中に高校生のリーダー、生徒会のリーダーが入って、一こま持つことができないのか、そういった授業も構想としては考えております。さらなる有効な支援策等があれば、ぜひ検討して支援してまいりたいというぐあいにも思っております。

実は、きのうも学校と警察の連絡協議会というのがございます。その中に、水俣高校の校長先生も来ておられました。時間が十分ではなかったんですけども、そういう場でも市の教育委員会と連携して何かやれることはないのか、先生のところへまた行きますというようなことで、そういう情報を話もしたところです。

これからも水俣市内にある唯一の県立高校です。子どもたちが胸を張って水俣高校に行けると、水俣高校を卒業したと思えるような連携を探っていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で田口憲雄議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時40分まで休憩します。

午後0時13分 休憩

午後1時39分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 皆さん、こんにちは。

無限21の藤本壽子です。

まずは、この間の地震によりお亡くなりになったり、また避難中の皆さんには心からお見舞いを申し上げたいと思います。そしてまた、熊本を応援してくださっている全国の皆さんに、本当に心からお礼を申し上げたい気持ちがございます。

4月14日9時26分、携帯電話が、地震です、地震です、大地震です、慌てて外に出ました。携帯の文字を読むと、熊本震度7。道に出たけれど、座ったほうがよいのか、逃げたほうがいいのかわからないまま、その場に立っていました。頭上でカラスがかあかあと鳴いていて無気味な夜でした。一夜が明けると熊本の状況がわかってきました。友人の顔が次々に浮かびました。ようやく心配していた友人が無事だったことがわかり、ほっとしたのもつかの間、本震が来ました。津波が来るといふことで袋の避難所に行ってみました。80人ぐらいの人たちが避難、東日本大震災のおそろしさが胸によみがえってきました。活断層の動きは予断を許さず、眠る前には南無阿彌陀仏、南無阿彌陀仏と唱えてから眠りました。熊本周辺の人たちは本当に怖かったことでしょう。

そして再稼働している川内原子力発電所のことを思うと、せめてこの揺れがおさまるまでは停止してほしいと思い、次の週は鹿児島県庁に要望に行きました。危機管理防災課の人の最初の言葉は、安全に運転しているから大丈夫ですよということで、がっかりしました。安全ではないから言っているのだと言っても、とり合ってもらえませんでした。これでよいのかなと思いながら暗い道を帰ってきました。私たちが熊本地震から学んだことは余りにも多く、整理がついていません。まだ進行中で、被災者への応援も行き届かない状況です。私自身も力が及ばずにいます。

そのような中で、水俣市が地震を受け、庁舎建てかえの方針を素早く決断されたこと、また観光地などへの対策にも、迅速に議会に提案されたことは評価できていると思っています。建設までは長い道のりになるかと思いますが、力を合わせて環境のまちにふさわしい庁舎ができ上がることを願っています。

今回は、水俣市にとって水俣病のようなことが二度と起こらないように、そう思いつつ質問をしたいと思います。

1、水俣川河口臨海部振興構想事業について。

この事業の説明としては、九州自動車道路で排出される土砂を利用し、河口護岸を埋め立てて整備する、丸島漁港へのアクセスが大幅に改善、産業団地企業の土地利用や護岸強化にもつながる。さらに5ヘクタールの土地が新たに造成されるため、再生可能エネルギー関連施設や新規のリサイクル施設、公共施設などを設置することができるということで説明を受け、調査費を出しています。説明当初からこの5ヘクタールの埋め立てということに疑問がありましたが、まだ計画にのって行くかどうかははっきりしないということでしたので、調査費については了承しました。

また、ここで説明書の中に、ほんのわずかですが、護岸強化ということで、この事業の大切な役割の一端が記述されています。市民にとっては、この地震の後、一番関心があるのは、実はこの事業への期待というより、八幡プールから水銀などが流れ出るような事態になっていないかと

ということではないかと思っています。

その他、疑問点を質問します。

- 1、今回の熊本地震後、八幡プール周辺の護岸について調査をしたのか。
- 2、八幡プールには、どのような物質が廃棄されているのか。
- 3、今回の振興構想の目的と進捗状況はどうなっているのか。
- 4、約5ヘクタールの埋め立てによる海域の環境変化をどのように捉えるか。

次は、脱原発を指針とし、次世代エネルギー事業などを推進する取り組みについて質問をします。

4月24日、肥薩4市の住民と市議会議員により、川内原発を考える肥薩ネットワークを立ち上げました。熊本地震が起こってすぐということもあり、思いがけず多くの住民が集まりました。このとき川内原子力発電所から30キロメートルから40キロメートル圏内の人々から出た意見は、地震の場合、屋内退避は困難、今回も新幹線、高速道路が寸断されたが、避難の際の道路の確保も難しい。つまり避難計画をつくるということ自体が困難であるという事実を、身をもって知ったという意見が多く出されました。

それとともに、この集会の記念講演を鹿児島県の向原詳隆氏がされ、再稼働した原子力発電所は、現在、放射能を放出していること、さらに詳細な調査により、川内原子力発電所から排出される温排水により海水の温度が上がり、海藻、魚介類への多くの影響があることも述べられました。

近隣の市町村への経済的被害を及ぼしていることを、私たちは忘れてはならないと思っています。水俣市はこのような原子力発電から脱却し、環境モデル都市として次世代エネルギーをつくり、使う、そんなまちを目指すべきではないかと思い、質問をします。

- 1、熊本地震はどのような地震であり、今後の余震をどのように捉えているか。
- 2、川内原子力発電所のある地域の地震、火山の活動をどのように捉えているか。
- 3、現在、水俣市の再生可能エネルギー事業などによる電力の量ですけれども、どれぐらいあるのか。
- 4、既に電力自由化を機に、電力売買事業会社を設立する先進自治体がありますが、これについてどのように思うかの4点です。

最後に、地域の野良猫の対策についてお伺いします。

昨年6月議会において、犬、猫などの殺処分を減らす取り組みについてということで質問をいたしました。平成26年度の記録としては、殺処分された猫は全国で3万2,702匹、これは大きくなった猫のことです。子猫が4万7,043匹、炭酸ガスにより殺処分されています。近年、環境省や各自治体でも取り組みが進み、熊本市などは殺処分ゼロの取り組みが進んでいますが、そんな中、水俣市も水俣保健所が、昨年猫についても捕獲をしないということになりました。捕獲しなく

なってからの水俣市の状況について質問をします。

- 1、地域での野良猫の現状をどのように把握しているか。
- 2、保健所が捕獲しなくなり、市民から苦情があるのか。
- 3、水俣市民の中には捨て猫の救援や地域で野良猫をふやさないため取り組んでいるグループがありますけれども、どのような活動をしているのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 藤本議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣川河口臨海部振興構想事業については産業建設部長から、脱原発を指針とし次世代エネルギー事業を推進する取り組みについては私から、地域の野良猫の対策については福祉環境部長からそれぞれお答えいたします。

○議長（福田 斉君） 水俣川河口臨海部振興構想事業について答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 初めに、水俣川河口臨海部振興構想事業について、順次お答えします。

まず、今回の熊本地震後、八幡プール周辺の護岸について調査したのかとの御質問にお答えします。

八幡プール周辺の護岸につきましては、市道築地・丸島町線の道路護岸として市が管理を行っており、平成26年度から27年度にかけて目視による護岸の老朽化調査を実施いたしました。この調査により護岸のひび割れ等については、おおむね把握をしているところでございます。

お尋ねの熊本地震後の調査についてですが、4月14日夜間に発生した前震後の15日に現地目視調査を行いました。老朽化調査時からの変状等は確認されませんでした。

その後、4月16日未明に発生した本震後につきましても、その日の早朝から現地目視調査を実施いたしました。その結果、1カ所で護岸の天端に入っていたクラック部から拳大のコンクリート片が剥離しておりました。また、もう1カ所で、同様に天端コンクリートのクラックが、老朽化調査時の写真と対比して拡大しているように見受けられました。

以上のように、老朽化調査時から2カ所の変状は確認しておりますが、護岸本体の安定については問題ないと考えております。

次に、八幡プールにはどのような物質が廃棄されているのかとの御質問にお答えします。

平成26年9月5日にJNCから市に説明された内容によりますと、八幡プールに埋め立てされた物質は、汚泥と瓦れき類ということでございます。

次に、今回の振興構想の目的と事業の進捗状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

今回の水俣川河口臨海部振興構想の目的は、丸島漁港を中心とした水産業の振興と、産業団地周辺の産業振興及び地域経済の活性化を図るとともに、水俣川河口臨海道路の整備を行い、アクセス性の向上を図ろうとするものでございます。

これまでに漁業関係者や産業団地関係者を交え、振興策に関するヒアリングやワークショップなどを行ったほか、臨海道路について老朽化した護岸擁壁等の点検調査やボーリング調査などを実施し、これらを踏まえまして振興構想を策定したところでございます。現在、事業を進めるに当たって、環境影響調査の実施を予定しているところでございます。

次に、約5ヘクタールの埋め立てによる海域の環境変化をどのように捉えるかとの御質問にお答えします。

今回、埋め立てを進めるに当たり、今年度から来年度にかけて環境影響調査を実施する予定としておりますが、今回の埋め立てが周辺環境に及ぼす影響等について、有識者に御助言をいただきながら調査を行い、この結果を踏まえた上で事業を進めることとしております。

また、埋立予定地の護岸につきましても、魚の産卵場所や幼魚、稚魚の保育場となる海藻が生育できるよう、生態系に配慮した形で進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。2回目の質問に入ります。

八幡プールは御存じのように、昭和19年に水俣川の河川工事に伴う埋立地を、チッソというふうに申し上げますけれども、チッソが購入し、残渣を埋め立てたということです。八幡地先、さらに明神地先も購入。昭和33年、チッソは、それまで水俣湾に流していたアセトアルデヒド酢酸工場の排水も八幡残渣プールへと変更、その毎日の量ですけれども、文献によると200トンにも及んだということです。

今回、答弁をいただいておりますが、

そのような物質が運ばれたということです。

私は、八幡プールということについて認識がちょっと自分で間違ってたなというふうに思ってたんですけども、八幡プールというものは、10カ所ぐらいあるということで、例えば工業高校

へのプールですね。それから新日本科学、それから北八幡、塩田プール、まだほかにもあります。私は今回この事業に当たって、八幡沖の第1プール、それから八幡沖の第2プール、亀首にもプールがあるわけですが、このあたりを八幡プールだというふうに誤解してたんです。10カ所ぐらいあるのが、このプールだということなんです、ここでお伺いしたいんですけども、それぞれのプールはもちろん建設に当たっては、工法だとか構造とかが違っているということをお聞きしています。それで、私が質問しましたチツソが廃棄したものというのに、違いがあるのかもしれないというふうに思うんですけども、確認のためですが、この廃棄物は、どのあたりのプールのものなのか、または全部に同じものを廃棄したと考えられるのかということ、まず第1質問とさせていただきたいと思います。

いろいろ詳しく言うとあれなんですけれども、排水が一番水俣病の問題になったということで、石垣の間から海中に流れ出して、上澄み液は海に放出される構造になっていたということで、これは水俣病の第一次訴訟と、さらに水俣病の刑事事件がございますが、その判決においても水俣病の被害拡大の原因だということで認められたということがございます。

この八幡プールにどのような物質が廃棄されたのかということで、文献を読んでも、水銀、セレン、鉛、銅などを含む産業廃棄物ではないかということ、当初は言われておりました。

もう少し論を進めて、ここに水俣市の資料がございます。平成元年1月に、水俣市が浄化センターと清掃センターを建設されたときに、二次汚染を防止するためということで、対策のための関係資料の中で、調査をされておられる結果がここに残っています。その土壌をとって検査、調査をしているんですけども、その中には、数値として上がってきているのはカドミウムですね、それから鉛、ヒ素、それから水銀、ほかの六価クロムとか、そういうのは少ないようなんですが、カドミウム、鉛、ヒ素、水銀というのは、浄化センターのほうも、それから清掃センターの場所になるところでも調査結果の中で明らかにその物質が含まれていて、数値が出ているという記録がここに残っております。

それで、水俣市はこういうふうに、まず何か建設しようとするときには、やはりこの調査をされてたんだなというのを改めて、この資料によって私は確認をさせていただいたんですけども、そして、ここで申し上げたいのは、この八幡プールの、今回できれば、きちんと築堤をただ補強するというだけではなくて、根本的にやはり改築とか、そういうことも考えていただきたいと思うので、ぜひ埋め立てたものというのがどのような物質であるのかということ、きちっといろいろなプールもありますので、そのところで調査をしていただけないかというふうに思っています。

それと、もう1つ質問を重ねますけれども、やはり百間町の埋立地のことでも意見を述べさせていただきましたが、やはり抜本的な解決ということでは、化学物質を無害化するという必要が

あるのではないかというふうに思っています。いつまでもここに太陽光のパネルを持ってくるとしても何としても、やはり化学物質が無害化をしていないという状況が残りますので、その方向についてどう思うかということ、第2の質問にさせていただきたいと思います。

さらにこの事業の説明の中に、九州自動車道建設で出た土砂を利用し、河口護岸を埋め立て、道路を整備する計画ということで、護岸整備を環境に配慮した整備で行う、海藻とか貝が生育するように、新たな漁場が生まれるという事業をするというふうにおっしゃっているんですけども、5ヘクタールを埋め立てるということを考えるときに、ちょっと矛盾をしているのではないかというふうに私は考えているんです。海面を埋め立てるということは、やはりその海域には大変な影響があることです。

例えば、本当にほんの一例で大変恐縮なんですけれども、東京湾は第二次世界大戦以降の埋め立てにより、大型の底生生物ですね、魚介類のことと思いますが、9万1,000トン喪失しています。水俣はそれ以上に大きな問題を抱えていますので、さまざまな、百間町の埋め立てもそうなんですけれども、現状としては、埋め立てたことで、やはり漁業が疲弊していったという側面があるというふうに感じているんですね。

漁業者の方にこの計画を産業団地の方だとか、漁業者の方とも懇談をされたということを知ったんですけれども、私はある漁業関係者の人に、この埋め立て、5ヘクタール埋め立てるんですけどどう思いますかというふうに聞きました。そうしましたら、予定地には一番もったいないのは、砂地があって、そこに藻がついてきて、キスとかヒラメとか、水産関係者にとっては本当に有用な生き物が生息しているということで、これを失うのはもったいないという意見もありました。

また、ほかの漁業関係者の方は、この辺ではヒジキを、まさかここでヒジキをとるとは私も思っただけなんですけれども、この辺でもヒジキをとると言われて、今、私たちが心配しているのは、八幡プールのしみ出しというのが一番心配で、海に影響がないかということのほうが心配なんだという、そのような意見もお聞きしました。

それで、第3の質問なんですけれども、本当に水俣市が環境モデル都市ということで矛盾のないやり方で土地利用も全てやるとしていき、そして産業が発展していくということを考える場合、やっぱり有機的に発展できるような仕組みというのをつくる必要があるんじゃないかというふうに私は思っています。まず、今していただきたいのは、事業者と市民と論議が未熟なままではないのかというふうに思っていますので、ぜひ早急に懇談の場を持つようにしていただけないかと思います。

3つ質問をいたしました。よろしくをお願いします。

○議長（福田 斉君） 藤本議員、ちょっと確認したいと思います。思いと質問がちょっと区別しにくい部分があるように感じます。ちょっと改めて質問事項をちょっと確認していただけますで

しょうか。執行部のほうに。3項目と言われてます。

○産業建設部長（関 洋一君） 1つ目が、それぞれのプールに埋め立てられているものの物質が、違うのかどうなのかというのが1つ目だったかなと、ですよ。それと、あと八幡プールの土壌調査をしないのか、また、するとした結果をもとで、水銀の無害化等しないのかというのは一緒に答えてよろしいんですかね。

○藤本壽子君 全然難しいことは言ってませんが、3つわかりやすく言ったつもりですけど、1つは、廃棄物はどのプールのものでしょうかということで、10あるので、答弁いただいたのは、全部のものに入っているものなのか、どこかの特定して言われたのかということが1つです。

それから2番目は、特定する必要があるということかというと、やはりもちろん築堤、改築することもあります。化学物質をやっぱり無害化するという方向のことはどのように思われるかということが2番目ですね。

そして3番目が、市民との懇談をこの事業はまだ論議が未熟じゃないかと思うので、市民との懇談をしてほしいというふうに、わかりやすく言ったつもりです。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） まず、私、8つプールがあると思ってるんですけど、そのそれぞれの8つのプールについて、違う物質が埋まっているのか、私はさっき、埋まっているのは瓦れき類だと聞いているということを言いましたけど、それはJNCさんから確認をとって瓦れき類ということで聞きましたので、そのままお伝えをいたしました。

それと、土壌調査をして無害化処理ですよ。八幡プールの周辺について、市や県で既に水質調査をしまして、もう数十年も周辺環境に影響が出てないことを確認してますので、これはもう以前からずっと申し上げていることなんですけど、土壌調査は現在のところは考えておりません。また、無害化につきましても、きょう、赤木洋勝先生の奥さん来ていらっしゃるんですけど、そういった実験室レベルでは無害化処理はきちんとできるでしょうけど、無害化につきましては、まだ検討が、予算的な話もありますし、まだまだ検討させて、研究させていただきたいと思えます。

それから、市民向けの説明会を開く予定はないかということなんですけど、こちらのほうは、今回の構想については、市民の関心度が非常に高いものと思っております。ですから、説明会の開催は必要だと思っておりますので、開催時期につきましては、今後の事業の進捗状況を見ながら開催時期を決めさせて、必ず開かせていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。

3回目の質問ですけれども、ことしの3月議会で野中重男議員のほうから、八幡プールについては、工事そのものをきちっと監視していく、安全な工法になっているかどうかを監視する、そういう機関が必要ではないかという質問をされています。つまり検討委員会のようなものを、それをつくってはどうかという質問でしたが、それについて市のほうは、今回の工事というのは、ヘドロ処理とは違うと答弁をされ、工事などの設計の中で、水環境や生態系に十分配慮した検討を行うというふうに答弁をされているんです。

確かに百間町の埋立地という、性格が違うとは思いませんけれども、事業としては違うということは、私も認めるんですが、やはり八幡プールというのが安定型の最終処分場だということを聞いておりますので、安定型最終処分場のやっぱり専門家の方だとか処分場全般にわたってよく精通された方、それから化学物質の専門家の方に、どのような改築を行えば、一番やはり震度7とかいう地震が来ても、安全にあそこを保ってられるか。無害化は今ちょっと無理だというふうにおっしゃるのだとすれば、どのようにあそこをきちんと守っていくのかということは、有識者だとか、それからまた市民の中には八幡プールの土砂を運んだ人たちとか、さまざまな方が生きておられるかとも思います。また、これについて大変心配をされている方もおられますし、そういう方たちを加えていただいて、ぜひ検討委員会のようなものをつくって、きちんと水俣市民が安心できるような改築というのをさせていただけないかというふうに思います。そのことをまず、3回目の質問の1番にしたいと思います。

それと、先ほどこの事業のことで、高速道路から出る土砂の有効利用で、水俣市にとっても土地の拡大にもなるのであるということで、市民にとっても喜ばしいことだという説明でありましたんですけれども、さまざまな立場の、さまざまな意見の人がこの計画については、思いがあると思いますので、これもぜひ事業全体のやはり説明会といいますか、そのことを設けていただけないかというふうに思いまして、2つの質問をさせてもらえばと思います。お願いします。

○議長（福田 斉君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） ありがとうございます。専門家が入った監視委員会等の設置につきましては、今後、環境影響調査というのを今年度から来年度にかけて1年以上かけてやります。それで、どういった工法が必要なのかとか、どういったところに配慮したらいいのかとか、当然、専門家の厳しい目であるというのがどこかで出ましたけど、専門家に見ていただいて、どういった工法がいいのかとか、そういったのが出ますので、それでもし、それを説明しながら、あるいは必要ならば、そういった委員会の設置あたりも考えていきたいなということを思っています。

それから、また土砂についても同様なんですけど、今、南九州西回り自動車道の、もう既に水俣・袋間の工事あたりも始まろうとしているんですけど、そういった土砂の受け入れに関しては、

普通、地元で行うというのが原則なんですよね。ちょうど芦北インターあたりのときは芦北で受け入れられていましたけど、前回の新幹線のときは、何かよそに持っていった経緯があって、一部の人からひんしゆくをいただいたというのもあります。今、ちょうど土砂が出てますので、まだ工事決定が出てませんし、どこかに仮置きさせていただいて、それをまた使うかどうか、もちろん環境影響評価でゴーサインが出ないと埋め立てはできません。そういったことも、まず仮置きという形でどこかに置いて、埋め立てのゴーサインが出たら、その土砂を使うとか、その前には、また市民の方には必ず説明会を開きたいと思ってますので、そのところで御理解いただきたいと思います。

○議長（福田 斉君） 次に、脱原発を指針とし次世代エネルギー事業を推進する取り組みについて答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、脱原発を指針とし次世代エネルギー事業を推進する取り組みについて、順次お答えします。

まず、熊本地震はどのような地震であり、今後の余震をどのように捉えているかとの御質問にお答えします。

気象庁によると、4月14日21時26分に、熊本地方の深さ11キロメートルでマグニチュード6.5の地震が発生し、最大震度7を記録しました。また、2日後の4月16日1時25分に、この地震の震央付近の深さ12キロメートルでマグニチュード7.3の地震が発生し、最大震度7を記録したものであります。

今後の余震について、気象庁は6月9日に発表した2016年5月の地震活動の評価の中で、現在の地震活動の減衰状況から、今後、熊本地方及び阿蘇地方でマグニチュード6程度、最大震度6弱程度の余震が発生する可能性は低下した。しかしながら、過去に九州地方において発生した2つの事例から、当初の活動域に接近する地域で二、三カ月の間を置いて同程度の地震が発生したことがあることを踏まえ、熊本県から大分県にかけて、今後も最低1カ月程度は震度6弱以上の揺れに見舞われることも否定できないことから、注意が必要であると発表されています。

そのような中、6月12日22時8分に熊本地方で地震が発生し、八代市で震度5弱を記録、翌日の13日15時54分にも熊本地方で地震が発生し、八代市で震度4を記録しており、本市においても引き続き注意が必要と考えています。

次に、川内原子力発電所のある地域の地震、火山活動をどのように捉えているかとの御質問にお答えします。

九州電力の資料によると、原子炉設置変更許可申請における新規制基準のうち、地震において

は、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定されている地震動を基準地震動としています。発電所周辺の活断層である甕断層帯や市来断層帯などから想定される地震動、また震源と活断層の関連づけが難しい過去の地震動から勘案し、基準地震動を決定しています。

火山活動においては、発電所周辺の半径160キロメートル圏内にある桜島などの火山の調査、また火砕流や溶岩流などの火山事象の影響が十分に小さいかどうかを始良カルデラ、阿蘇カルデラ等について確認をするよう示しています。

次に、現在、水俣市の再生可能エネルギー事業等による電力はどのくらいあるのかとの御質問にお答えします。

水俣市においても再生可能エネルギーについては、太陽光や小水力発電が行われております。中でも、太陽光発電の導入がそのほとんどを占めており、平成27年3月末現在では、太陽光発電が約7メガワット導入されています。

次に、既に電力自由化を機に電力売買事業会社を設立する先進自治体があるが、これについてどのように思うかとの御質問にお答えします。

水俣市が平成23年度に行った地域経済循環分析において、エネルギー関連産業資金の市外流出額は約85億円と推計しており、本市の経済にとってもエネルギーの地産地消は重要と考えています。市としましては、地方自治体が関与する電気の小売り事業については、その手段ではないかと考えており、今後の固定価格買い取り制度や市場の動向を見きわめながら、まずは情報収集を行ってまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 2回目の質問をいたします。

御存じのとおり、日奈久断層から水俣湾、長島にかけて活断層がクモの巣のように並んでおります。想像したくないんですけれども、日奈久断層のその先の破断が起こる可能性というのを気象庁のほう、それから地震学者の方たちもテレビに出ておられました、そのところが心配だというのが出まして、本当に何があるかわからないというのが、今の状況であるというふうに考えています。

それで、ここに火山物理学者の方で、原発と火山ということで、須藤靖明さんという京都大学の先生なんですけれども、これは実は水銀の分析で世界的な赤木洋勝先生のほうからいただいて、多分市長もこれらわれたかと思うんです。これを読んでみますと、もともと始良火山の痕跡では、川内原子力発電所の3キロメートル近くまで来ていたので、本当はその痕跡があるところにはつくってはいけないというのが、原子力規制委員会はそのことを認めなければいけないんですけども、まずそれは認めなかったというのがあると思います。

それと、先ほど答弁の中でもありましたけれども、須藤靖明先生もおっしゃっておりますが、

薩摩川内市は北薩火山群に入り、新萌燃岳がこの間爆発して、私どものところでも少し揺れました。あのマグマとつながっているということで、薩摩川内市に伸びる中央構造線というのが一番心配をされていると。

火山でいいますと、やはり始良火山ですね。始良火山は今のところ爆発的なことはないだろうという予測ではあるのだけれども、今までの歴史から見て、予想もつかないような火山の爆発というのはやっぱり起こっているということを、この先生はおっしゃっておられまして、ここで一番私どもが自分たちの胸の中に置いておかなければいけないのは、事故が起こるということ、決して過小評価をしてはいけないということではないかということだと思っています。

それで、福島第一原子力発電所の事故がある前も、福島の原子力発電所のことでも心配している友達がいる、大体、常磐地震のときに2,000ガルぐらいの地震だったので、福島も2,000ガルということをお願いということで、2,000ガルということで規制してほしいというふうに言い続けていたらしいんです。だけれども、結局、今と一緒に、今の川内原子力発電所が620ガルぐらいで原子力規制委員会が認めているんですけども、そのことですね、福島大ぐらいの地震なり火山の爆発が来たときに、原子力規制委員会が認めた基準ということは、もう認められないということになるわけです。

それで、私は2市2町で原子力規制委員会のほうにも前に要望を出していただいたと思うんですが、第1、第2の質問、この2番目の質問の中で、原子力規制委員会のほうにはぜひこの620ガルというのを、やはり2,000ガルということにしなければいけないのではないかと、その内容のことを要望してほしいということです。これは水俣市民を守るためです。

それともう1つは、熊本地震の経験から、避難計画をつくるというのは困難ではないかというふうに私は思っています。ほかの方たちもそういうふうに言われます。避難計画が本当にできない中で、原子力発電所を動かすというのは、やはりこれは私どもにとってはどうしても許すことはできませんので、許す、許さないの問題ではなく、原子力規制委員会のほうに、避難計画ができないままでは認められないということをお願い書の中に、できれば水俣市だけでもいいですけども出して、送っていただけないかというふうに、要望を出していただけないかというふうに思っています。これが2つです。

話が何か途切れてしまうので、申しわけないんですが、再生可能エネルギーということで、福島の後にたくさん太陽光発電とかができまして、水俣市もふえたと思います。私も太陽光発電を今しているんですけども、それでもなかなか再生可能エネルギーがふえていかないという実情があって、日本では10%ぐらいしか今、再生可能エネルギーがないんじゃないかと言われていると思うんです。やはりこれは水俣市に影響するので言いますが、国の方針というのが、政策としてきちっと実現してないからではないかということも1つ思っています。

例えばドイツの場合でしたら、脱原子力発電をするというふうに打ち出しているの、バイオマス燃料が安くなるように、ガソリンとか石炭などの税金を多くかける、また全量固定価格制度を設ける、さらに再生可能エネルギーを電力送電網に優先的に接続させるようにしているということとか、国がやっぱりきちんとエネルギーの政策を打ち出すために、国民に対してこのようなことをしているということが、やはり大きなことではないかなというふうに思っています。その中に水俣市はありますので、大変だろうというふうに思っているんです。水俣でできている7メガワットがどれぐらいのものかというのが、もう私はよくわからなかったんですが、7メガワットというのは7,000キロワットだということで、ソーラーパネルが4キロワットぐらいらしく、1,750基ぐらいのソーラーパネルのことなのかなというふうに思って、もう少し詳しく聞きたいなと思いましたが、水俣市でできている電力というのは、今のところ、そういう形であるのだなということを答弁で認識させていただきました。

地産地消のことで、エネルギーの地産地消のことではびっくりしましたけれども、水俣市の市外への関連のエネルギーの流出が85億円ぐらいだということで、もう本当に、できれば地産地消を目指すような政策を、きちんと前に向けて打ち出していただけないかなというふうに思っています。

ここで、福岡県のみやま市というところを紹介したいんですけども、私も視察に行きたいと思っています。筑後平野が広がる平たん地に、2007年に合併し、瀬高町、山川町、高田町が合併しまして、3万9,000人のまちだそうです。経済産業省の家庭向けエネルギー管理システムの方法というのに手を挙げられて、2014年から実証地域になったということです。

ここで、エネルギーをつくるというと、つくるだけのようになるんですけども、経済産業省の方針に全て賛成はしていないんですけど、ただ、電力の地産地消が節電に、そのことを1つの計画の中にかなり入っているということは、評価できるなというふうに思いました。まず、家庭の電力の使用の可視化、それから電力によるCO₂削減のための機器制御、再生可能エネルギー、蓄電池などの管理などがその計画の中には入ってまして、電力会社の基盤となったのは、遊休地を利用したメガソーラーなんですけれども、ソーラーについてはいろいろ意見があると思います。三井石炭鉱業の跡地を利用して、みやまメガソーラーだとか、大手の企業も入っていたりしていて、基盤があったということで、電力会社をつくらうということになったということが説明をされていました。

それがただ電力をつくることで、もうけようとかいうのではなくて、市民へのサービスに、ずっと回っているということがすばらしいなと思ったんですけども、高齢者が多く、私どものところも、みやま市も抱えているんですが、まず、家庭には1円高く電力を買ってあげるとのこと、つくったところには電力を買ってあげるとのことだとか、あと3つですね。高齢者に対する福

祉サービスなんかもその中にずっと盛り込まれていて、電力による循環というか、経済の循環みたいなのが図られるということで、全てがよいということではないとは思いますが、こういうやり方もあるんだなということで、ぜひ1つのモデル地域として、私ども勉強したほうがいいのかというふうに思いました。

それで、ここで質問なんですけれども、環境モデル都市推進委員会の中に、このエネルギーの円卓会議にもあったんですが、結局尻切れトンボみたいになってしまって、このことでのきちっとした議論が進んでないと思います。それでなぜ電力会社かというのを私が申し上げたいのは、電力会社というのは経営ですよ、やっぱり。なので、電力会社をつくるように、やはり市民が議論をしていくということが必要なんじゃないかなというふうに思うので、そのところでせいかく円卓会議がずっと話をしてきた後のことを受けて、きちんとそういう施策を進めるための根幹となるようなチームですね、そういうのをつくれないうふうに思いますので、そのことを提案というか、そのことをどのように思われるか質問をしたいと思います。

今の質問は、1つ目は原子力規制委員会に要望をしてほしいということ、それから2つ目は電力会社をつくるために、市民の中でそういうことを考えられるような施策を打っていただけないかという、この2つです。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 川内原子力発電所、今回の地震を受けて非常に心配されているということもわかります。実際、大きい地震がありましたので、非常に心配されているという声は、私のところにも届いているところでございます。今質問のありました基準地震動の件で、原子力規制委員会に質問ができないかということでございますけど、熊本地震が発生した後、5月16日に九州電力の八代配電事業所の所長並びに九州電力八代営業所の所長、来庁されております。川内原子力発電所災害の安全性について説明を受けました。その都度、九州電力のほうからうちのほうに来て説明は来られています。今回のこれにつきましては、地震後、川内原子力発電所は規制基準では設計をされていると、新規制基準で設計されており、耐震強度は620ガルであると。今回の地震では8.6ガルの値を示したこと、そして、布田川・日奈久断層帯では100ガル、これが想定をされているということでございます。また、施設の自動停止の設定値は160ガルと説明を、私のほうには一応受けております。

私から大地震による川内原子力発電所の災害発生に、強い不安を水俣市の方は持っていらっしゃる方もたくさんいらっしゃるということは伝えてあります。きちんと対応していただくように要請をしたところでございます。現時点で、うちのほうから原子力規制委員会のほうに質問を、また要望書を提出するということは、今のところ予定はないところでございます。

それと市民を巻き込んだ電力会社につきましては、今後、要するに今、みやま市のお話をされましたが、いろんなところも勉強もさせていただきたいというふうに思っております。水俣市の方向性としては、公共施設や学校教育施設への再生可能エネルギーを率先して導入しております。さらに住宅用の太陽光発電等に対する補助を継続して実施しているところでございます。平成27年3月末現在、水俣市が設置または補助した太陽光発電は、約2メガワットというふうになっております。

平成28年4月からの電力小売全面自由化が開始され、一般家庭や事業所等が小売電気事業者から電気を購入することが可能となったわけでございます。小売電気事業者が自治体と連携して市町村内の再生エネルギーを買い取り、公共施設や市内の一般家庭等に販売する地産地消を取り組み、今後ふえていくのではないかとというふうには考えております。

水俣市としては、今年度は再生可能エネルギー等の導入や、省エネルギーに関するマスタープラン策定をする予定でございます。市民の皆様の見解も参考にしながら、環境モデル都市として、人と建物と機械のエネルギー使用の効率化に資する取り組みを進めながら、方向性を定めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 質問を早めたいと思います。

近くに住む婦人会の方が大変心配をされて、川内原子力発電所はいよいよ危なかねと言われました。それから19区などの地域の防災の会議の中でも、このことについての意見が出たというふうに聞いています。鹿児島県のほうでは、南日本新聞の世論調査で51.5%が原子力発電所の安全対策を要望というか、しているということが書いてあります。出水市の市長が、今心配されているということで、出水市の方に聞いたのは、免震重要棟がまだできていないままで稼働しているので、30キロメートル圏内なので、大変心配しているということで、近隣の方たちというのは、本当に心配を今されています。この現状なので、1番目の質問ですけれども、安定ヨウ素剤の配布、それから避難計画の問題ですね、今後、水俣市のほうとしては、どのように取り組んでいかれるのかということをお尋ねします。

それからもう1つ、2つあります。脱原発をめざす首長会議のことですけれども、全国で参加している自治体が少ないということで、会費を減額するという意見が出、現在、減額しているわけなんです。ちょうど熊本地震の後に佐賀県で全国の集まりがありました。この内容は、30キロメートル圏以外の自治体には、事実上、住民を守る何の対策もないということで、このことが1つ、幾つかありましたけれども、1つは、首長会議の中でどのようにしていくかというような論議というのがあったと。これはまさにもう今の水俣の状況なんですけれども、私はここで西田市長が新聞紙上で読みました、経済優先で、環境を置き去りにすると何が起こるか、水俣病

の教訓を世界に発信するのが水俣の役割。心配というときは立ちどまる勇気が必要という内容で、市長が発言されています。大変共感をいたしました。私はぜひ、脱原発をめざす首長会議のほうにも参加していただきたく、お考えを聞かせていただきたいというふうに今思っています。

それから、3回目の質問は、2番目と重なりますが、もう要望にいたします。市民エネルギー研究会というようなことで、ぜひ電力会社に結びつくような、市民からでもいいし、市のほうからでもいいので、電力会社に結びつくような、みんなの夢が集まったような研究会の立ち上げを考えていただけないかというふうに思います。これは要望にいたします。質問は2つでした。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 安定ヨウ素剤と原子力災害の避難計画でございますけど、避難計画につきましては、いろいろ御指摘をもう毎回のようにはいただいています。地震を受けまして、水俣市のほうも、防災計画のほうを今見直しを行っておりますので、その中で検討をしていきたいというふうに思います。安定ヨウ素剤につきましても、いろいろよそのを実際見せてもいただきました、私もですね、金額も予算的にどのぐらい要るかというのも調べてはありますので、今後その辺をどう配布するかもまだ決まってませんので、安定ヨウ素剤につきましても、今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

脱原発をめざす首長会議は、選挙が終わって6月の議会に出させていただいたわけでございます。私は平成26年の2月に就任して、平成26年の6月に3万円だったか、年会費のほうも予算計上させていただく中で、否決をされております。今後ぜひ議会のほうでも、その辺が皆さん御理解が得られるということでしたら、当然検討はしていきたいと思いますが、議会とのその辺の兼ね合いも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、地域の野良猫の対策について、答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

（福祉環境部長 川野恵治君登壇）

○福祉環境部長（川野恵治君） 次に、地域の野良猫の対策についての御質問に順次お答えします。

まず、地域での野良猫の現状をどのように把握しているかとの御質問についてお答えします。

平成27年6月議会において、藤本壽子議員から水俣市の犬、猫の現状について質問をいただきましたが、猫は犬と異なり登録制度がなく、また飼い猫も外で飼われていることも多いことから、飼い猫か野良猫かとの判断をするのは非常に難しい面があります。

また、野良猫と判断するためには、まず捕獲する必要があるかと思いますが、現在、水俣保健所は捕獲作業を行っておらず、野良猫の現状については把握をいたしておりません。

次に、保健所が捕獲しなくなり、市民から苦情があるのかとの御質問についてお答えします。

水俣保健所は、平成27年度から猫の捕獲は行っておらず、飼い猫に関して多頭飼いについての苦情はありましたが、ほかには特に苦情はないとのことでした。

次に、水俣市民の中には、捨て猫の救援や地域で野良猫をふやさないため取り組んでいるグループがあるが、どのような活動をしているか把握しているのかとの御質問にお答えします。

市内のグループなどが、水俣保健所管内で収容された犬や猫の里親や一時預かりを募集したり、飼い主のいない猫の不妊手術を定期的に行ったりする活動をされていることを把握しております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 第2質問をいたします。地域を回ってみました。猫はどうなっているのかということで回りました。私は18区に住んでおりますので、18区を回りましたが、月浦だとか出月とかは、大体旧村ですけれども、そこは割と少なくなっているということでした。

ただ、陣原団地でたまたま聞いた方が、野良猫が家に入り込んで、子どもを産んだので、保健所に連絡をし、預かってもらったという人がありました。これはことしに入ってからのことです。そして、昔は猫が多かった茂堂の人にも連絡をしました。昔は茂堂には猫のえさがいっぱいあったので、猫がうろうろしていたけれども、今は野良猫は減ってきているということでした。このような実情があり、全体的には減ってきているのかなという実感を持ちました。けれども、ボランティア活動をしている人に詳しく聞いてみますと、捕獲をされなくなってからのことですが、水光社の前に、水光社の箱に入れられて猫が捨てられていたり、それから保健所の前にも猫が置かれていたということで、水光社の方たちも、多分警察に届け出られたということなんです。

水俣市の動物愛護グループの中に、みなまたワンニャンたすけ隊というのがあるんですけども、この方たちは、乳飲み子だった猫たちにミルクをやったりして、今保護をされているということなんです。たくさん多頭飼いの問題というのがあるかと思うんですけども、そのように小さくてかわいそうだった猫を、いっぱい預かっている方たちもたくさんいらっしゃるというのが、実情ではないかなというふうに私は思っています。

それで、みなまたワンニャンたすけ隊とともに、地域猫の対策で、こういうグループもあります。若い女性の方たちがやっているんですけども、TNR in 水俣というグループです。Tはトラップで、飼い主がいない猫を捕獲、それからNはニューターで不妊手術を施す、Rはリターンで、もとの安全な場所へ戻すという意味らしいんですけども、2月に1回目の犬猫みなしご救援隊の方に来てもらって、不妊手術だとかノミ、ダニの駆除とか、獣医による病気やけがの処置をされているんです。そのとき集まった猫が88匹も集まりまして、ただ、この活動に寄附金が必要だということも1つはありますし、それから低料金でできるようにということで募金を集めたりして、本当にこのグループの若い方たち、女性の方たちが中心ですが、一生懸命頑張ってやっ

ておられます。募金で足らずに、手出しを大分されたようで、小さな命を助けたいというその思いに、私も拍手を送りたいという気持ちがあるんですが、このようなみなまたワンニャンたすけ隊だとか、それからTNR i n水俣のこういう活動に対して、市のほうから何らかの形で助成をしていただくことはできないかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） ただいま2回目の質問をいただきましたので、答弁をさせていただきます。

私も今回の質問をいただきまして、みなまたワンニャンたすけ隊とかのフェイスブックを拝見させていただきましたし、また不妊手術の取り組みをされている団体のことにつきましても、直接はお話は聞いてみませんが、いろいろ情報につきましては、調べさせていただきました。大変熱心に取り組まれているということで、地域の野良猫とか、あるいは地域で飼われている、飼われているといえますか、地域猫の対策を一生懸命市民の方がされているということは理解しました。

ただ、このような活動について、市が助成をするかどうかということにつきましては、現在のところは考えておりません。

○議長（福田 斉君） 時間も迫っておりますので、簡潔にお願いします。

藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問です。この活動に助成しているところは、長崎県の佐世保市、それから千葉県の市川市、私の調べたところですけど、豊橋市、神戸市などがあります。千葉県の市川市の例なんですけれども、地域猫不妊等手術費助成金交付制度という制度がありまして、対象となる猫は飼い主のいない猫です。申請団体によって管理されているという猫ですね。それから、市川市地域猫活動団体の登録を受けているということの、2つの条件を満たした団体に助成金が出るようになっています。

私も大変勉強になりましたが、市川市の助成金までの考え方というのは、地域猫活動ということが土台になっています。それは、目からうろこだったんですけども、この地域猫活動というのは、猫の問題ではなく、地域の環境問題として捉えて、地域計画として考える必要があるということをお聞きしています。地域猫は野良猫とは異なり、えさや水やりの場所が決まっている。排せつ物の処理、清掃も行う。また不妊、去勢手術が行われることで、数がふえることを抑える。つまり、地域が猫との共生を目的としながら、人間との共生を目的とするということの中で制度ができてきているということです。もちろん責任も、飼い猫を捨てることは犯罪になるということをお聞きし、捨て猫の防止を徹底するなどということもその中にはうたっています。

私はぜひ、いろんな考え方があると思うんですけども、動物との共生ということ、ぜひ水俣市は考えていただけないかというふうに思いまして、このような中身を持つ交付制度というものを、まず考えていただくことはできないかということでお願いをしたいと思います。

それと、7月29日に2回目の地域猫への不妊手術とかをされるんですけども、そこにぜひ、前も来ていただいたようなんですが、水俣市のほうからも見学といいますか、見に行っていて、どんな状況か見ていただけないかと思います。

以上、今のは要望です。

○議長（福田 斉君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 今の3回目の御質問の2つ目は御要望ということでよろしいんですか。では、去勢とか不妊につきましての助成について検討して、制度化するようなつもりはないかという御質問だったかと思います。県内の状況を調べてみましたけれども、県内でこういう助成制度を持っておりますのは、熊本市のみとなっております。多分、それ以外はないかと思えます。熊本市の場合も協議会をつくって、市が直接するのではなくて、協議会を通して助成をしているという形でございますので、まずは、こういう状況等もお聞きしながら、県外についてもどのような状況になっているかということ、まずは調査をしてみたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 以上で、藤本壽子議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明22日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時52分 散会

平成28年6月22日

平成28年6月第3回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成28年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成28年6月22日（水曜日）

午前 9時33分 開議

午後 2時35分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
書 記（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 16人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総 合 政 策 部 長（緒 方 克 治 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福 祉 環 境 部 長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総 合 医 療 セ ン タ ー 事 務 部 長（久 木 田 美 和 子 君）	総 務 産 業 部 次 長（水 田 利 博 君）
福 祉 環 境 部 次 長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水 道 局 長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）	総 合 政 策 部 政 策 推 進 課 長（梅 下 俊 克 君）
総 務 部 総 務 課 長（緒 方 卓 也 君）	総 務 部 財 政 課 長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第3号

平成28年6月22日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 1 高岡朱美君 | 1 熊本地震に学ぶ減災対策について |
| | 2 病児・病後児保育実施計画について |
| 2 野中重男君 | 1 熊本地震の教訓から今後予想される日奈久断層の地震への備えについて |
| | 2 水俣川河口臨海部の開発について |
| | 3 水俣市庁舎移転と建替えについて |
| 3 塩崎達朗君 | 1 熊本地震での水俣市の対応について |
| | 2 庁舎建替え問題について |
| | 3 移住定住の促進について |
| | 4 高校生の地元就職状況について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時33分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 本日の議事は議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 おはようございます。

日本共産党の高岡朱美です。

まず初めに、熊本地震で多くの方がお亡くなりになられたり、被災をされました。また昨日の大雨で新たに6の方が亡くなっています。たび重なる災難に本当に心が痛みます。心からお

悔やみとお見舞いを申し上げます。

16日の本震のあった直後、すぐに思い浮かべたのは、阪神大震災のあの光景でした。

青ざめて、子どもの安否を確認し、道路事情の悪さに備えて、車に自転車を乗せて、迎えに行きました。早朝、まだ寒くて、毛布が必要でした。びっくりしてアパートを飛び出した息子は何も持たずに水前寺公園に避難し、たびたび余震が襲ってくるので帰ることができず、そこで一晩を明かしていました。

見知らぬ人が、寒そうにしていた息子にジャンパーを貸してくださったそうで、後から探してお礼を言いたいと言っていました。娘もパジャマ1枚に毛布をまとい、寮の仲間と小学校の校庭に避難していました。周辺の方がたくさん集まっていて、おのおの持ってきたシートの上に座っていました。

このような指定されていない地域の避難場所を含めると、ピーク時には855カ所の避難場所に18万3,882人が避難をしていたといえます。これらを行政が把握するのは至難のわざです。物資がなかなか届かず、届いても2、3時間列に並ばなければもらえず、諦めてしまう高齢者もいたそうです。

一方、共産党の国会議員団が調査に入った中で、人口1万1,000人の甲佐町は、車中泊も含め、隅々まで避難者がどこにいるのかを把握しており、全員に朝夕の食事が提供されていたことが国会で取り上げられていました。

自治体が大きくなればなるほど、行政と住民との距離は遠く、サービスが届かなくなることを実感する出来事にもなりました。

小さな自治体だからこそできることに目を向け、そのよさを高めるために今後も頑張る決意をいたしまして、以下質問に入ります。

大項目1、熊本地震に学ぶ減災対策について。

①、阪神淡路大震災後、国土交通省は建物の耐震化を推進している。水俣市は平成23年度に、水俣市建築物耐震改修促進計画をつくり、建物の耐震化を進めているが、その目標と達成状況はどうなっているか。

②、発災時の避難行動要支援者に対する支援及び避難所での対応のおくれが問題になっている。水俣市において、災害時に支援が必要な人の人数、その受け入れ態勢はどのようになっているか。

③、大規模地震により原子力発電所事故が起きる可能性は否定できない。水俣市の原子力災害対策計画では、事故が起きた場合は、自家用車または、市が確保した民間運送会社の車両で避難するとしている。また、国の原子力災害対策指針では放射性プルームを避けるため、30キロメートル圏外の住民にも屋内退避、安定ヨウ素剤服用が必要な場合があるとしている。これらの計画

は地震災害の実態に即していると思うか。

大項目2、病児・病後児保育実施計画について。

①、今年度、病児・病後児保育事業実施のための予算が初めて計上された。実施スケジュールはどうなっているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 高岡朱美議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、熊本地震に学ぶ減災対策については私から、病児・病後児保育実施計画については福祉環境部長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、熊本地震に学ぶ減災対策について、順次お答えをいたします。

まず、水俣市は平成23年度に水俣市建築物耐震改修促進計画をつくり、建物の耐震化を進めているが、その目標と達成状況はどうなっているかとの御質問にお答えをいたします。

本市では、地震発生時における建築物の倒壊等の被害から、市民の生命・身体及び財産を保護すること等を目的に、水俣市建築物耐震改修促進計画を平成23年度に策定しております。

この中で、平成23年度時点の耐震化率は、住宅については約63.9%、特定建築物については約74%となっており、平成27年度までに、いずれも90%になるように目標を設定しております。

ここでいう特定建築物とは、学校、ホテル、病院等多数の人々が利用する建築物で、一定規模以上のもの等です。

市営の特定建築物の達成状況については、平成27年度における耐震化率が96.7%となっており、目標を達成できております。

その他の住宅及び民間の特定建築物については、今年度、計画の改定を行うこととなっており、その中で、現在の耐震化率も調査する予定でございますので、今年度末までには達成状況をお示しできるものと考えております。

次に、発災時の避難行動要支援者に対する支援及び避難所での対応のおくれが問題になっている。水俣市において、災害時に支援が必要な人の人数、その受け入れ体制はどのようになっているかとの御質問にお答えいたします。

まず、災害時に支援が必要な人の人数についてですが、対象となる避難行動要支援者は、在宅生活を送る高齢者や障がい者等のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、みずから避難することが困難で、支援を要する者であります。

要介護認定3から5を受けている者、身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する者、療育手

帳Aを所持する知的障害者、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者、市の生活支援を受けている難病患者、このほか市が支援の必要を認めた者が対象となっており、本年2月に避難行動要支援者名簿を作成しています。

このうち、要介護認定者における要支援者は87人、障害者手帳を所持する者の要支援者は567人、合計で654人になります。

また、その受け入れ態勢はどのようになっているかについてですが、本市の避難所の中で、最優先に開設する基幹避難所である、もやい館を福祉避難所に指定し、高齢者や障がい者、その他特に配慮を要する方などの受け入れを行っております。

この避難所では、担当職員の中に保健師を配置し、必要があれば当施設内の社会福祉協議会職員の協力も得られ、簡易ベッドや車いすなどの設備面においても要支援者に配慮ができるようになっております。

ただし、医療が必要な方、重度の障がいをお持ちの方など常に介助や見守りが必要な方については、ケアマネジャーや相談支援専門員へお願いし、ふだんから利用している施設や病院等へ一次的に入所できるような体制をとっております。

次に、大規模地震により原子力発電所事故が起きる可能性は否定できない。水俣市の原子力災害対策計画では、事故が起きた場合は、自家用車または市が確保した民間運送会社の車両で避難するとしている。

また、国の原子力災害対策指針では放射性プルームを避けるため、30キロメートル圏外の住民にも屋内退避、安定ヨウ素剤服用が必要な場合があるとしている。

これらの計画は地震災害の実態に即していると思うかとの御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、予想を超える非常に大規模な地震が発生し、原子力発電所施設の損壊等により、放射性物質が放出され、かつ本市においても多数の住家の倒壊や道路の寸断が発生した場合、倒壊した自家への屋内退避はできませんので、避難所などの別の施設等の退避及び避難が必要になってきます。

今回の熊本地震を受けて、本市の地域防災計画についても見直しを行いたいと考えています。

また、予想を超える非常に大規模な地震が発生した場合は、実態に即した対応を行っていきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問に入ります。

まず、建物の耐震化の現状についてお答えをいただきました。

建築物耐震改修促進計画は、阪神淡路大震災を機につくられた、建築物の耐震改修の促進に関する法律の中で、自治体が策定しなければならないことになっています。この背景には、阪神淡

路大震災で亡くなった方の90%近くが建物の倒壊による圧死、窒息死だったことから、地震による人的被害を減らす最も有効な手だては、建物の倒壊を防ぐことだと位置づけられたことがあります。中央防災会議は、東海地震が起きた場合、建物の倒壊による死者を6,700人と想定をしております。これを耐震化率90%にすることで3,200人に減らせるとしています。昭和56年にできた新耐震化基準を満たした建物は、震度6弱から7の揺れに、損傷はあっても、倒壊はしない程度の強度を持っており、今回の熊本地震でも耐震化してあれば多くの命は助かった可能性はあると思われます。

水俣市では市が保有する特定建築物の耐震化は96.7%と御答弁がありました。残りは庁舎と旧第三中学校というふう聞いています。庁舎建てかえが今後具体化をいたしますので、現在利用されている公共施設はほぼ耐震化されることとなります。課題は民間の建物です。平成23年時点での達成率は住宅が63.9%、特定建築物については、74%とのお答えでした。耐震化には非常にお金がかかります。目標値の90%に近づけるのは、そう簡単ではないかもしれません。

しかし、4月14日の最初の揺れで熊本市の29歳の青年が遊びに行っていた益城町でブロック塀の下敷きになって亡くなっています。建築関係の人のお話では、水俣の市街も相当古いブロック塀があって、小学生の通学路にもなっているとのこと。古い建物は自分だけでなく、人の命も奪いかねません。何とか進めてほしいと願います。

そこで質問です。民間の建物の耐震化に対する助成制度にはどのようなものがあり、利用状況はどうなっているのでしょうか。また、こうした助成制度の紹介も含めて、民間の建物の耐震化を進めるために、今後どのような工夫をされる計画でしょうか、これが1点目です。

次に、いわゆる災害弱者の対応についてです。

運よく建物に押しつぶされずに済んでも、その後の避難生活で命を落とす方が少なからず出ています。これは、避けようと思えば避けられることなので、とても残念です。私も地域の防災委員をやっています。先日、歩くのが不自由な方を避難所にお連れをしましたが、床に横になることができずに、一晩中椅子に座って過ごされました。そのときは、私はこれで大丈夫ですからとおっしゃっていましたが、次に避難が必要になったとき、お誘いしても家で過ごしたいと言って断られました。あの晩は、想像以上にきつい思いをされていたんだと、配慮のなさを反省いたしました。

そのやさきに今度の地震があり、福祉避難所という言葉が耳に入りました。調べてみたら、福祉避難所はあらかじめ自治体が高齢者施設などと提携を結んでおき、発災時、一旦避難所に避難した人の中で、特別な支援を必要とする人がいた場合に開設を要請し、そこへ移す仕組みになっています。費用は災害救助法で国から交付されることになっています。熊本市では、176カ所の高齢者施設に1,700人が避難できる計画があったようですが、実際に開設されたのはわずか2割の37

カ所、これは4月25日現在の数です。こういう結果になったのは、施設自体が被災をしたり、職員が被災して人手が足りなかったり、福祉避難所の利用を決める手続に時間がかかるなど、多くの想定外があったようですが、私は、それ以前に圧倒的な人が福祉避難所について知らなかったと思います。

情報がなく、行き場を失っていた多くの障がい者を熊本学園大学が受け入れて、ボランティアが24時間体制で運営に当たったという記事が熊本日日新聞に大きく紹介されました。私も記事を見てすぐ現場を訪ねまして、お話を聞きましたが、運営に当たられていた大学の先生方も、福祉避難所という言葉をお聞きありませんでした。御答弁にありましたように、水俣では、もやい館が福祉避難所に指定されているということですので、私は実はこれは知りませんでした。

それと、もう1つ知らなかったのは、私が移送を受けた方の身体の状態です。つえをついて歩くことはできる。しかし、ベッドの上には横になれないという状態をわかっていませんでした。結局どのようなニーズがあって、そのニーズに応えられる場所はどこで、そこへ誰が連れていけるのか、この3つの情報がマッチングできていないと適切な支援につながらないということです。御答弁ありましたけれども、既に要援護者の名簿はできており、対象者は654人とのことです。かなり多いという印象を受けます。もやい館での受け入れが30人ということですから、熊本地震のように町全体が被災するようなことになれば、とても対応し切れません。

そこで伺います。今後654人の要援護者について、どのような形で支援をしていくお考えでしょうか。これが2つ目の質問です。

そして、3つ目の質問は、大規模地震と同時に原子力発電所事故が起きた場合の対応についてです。

今度の地震では、専門家も驚くような事象が起きました。二度も震度7以上の揺れが来たことと記録的な余震の多さです。4月14日の夜、多くの人が青空避難をしているのを見て、国が屋内避難を指示しました。これに対して、蒲島県知事が、避難所が足りなくて皆さんがあそこに出たわけではない。余震が怖くて部屋の中にいられないから出たんだ。現場の気持ちがわかっていないと不快感を示す場面がありました。余震の回数はきょうまでに1,788回、いまだに車中泊やテント生活を続けている方がたくさんおられます。

昨日、藤本壽子議員の質問にもありましたが、川内原子力発電所が想定している最大の揺れは620ガルです。今回益城町で観測された揺れは1,580ガルでした。また、9つの観測地点で620ガルを超えています。同じ揺れが南西方向で起きれば、原子力発電所に重大事故が起きる可能性は決して否定はできません。

2007年の新潟県中越沖地震の揺れが、2,000ガルを越えた東京電力柏崎刈羽原子力発電所は、緊急停止、さまざまなトラブルが起きました。中でも緊急事態時に司令部が置かれるはずの緊急時

対策室のドアが地震で変形し、あかなくなるという事態は深刻でした。その反省から、東京電力は2010年7月、事故が起きる8カ月前ですけれども、福島原子力発電所に免震棟を完成させていたそうです。これがなかったらと思うと、ぞっとすると東京電力の前の社長は言っています。

調べて驚きましたが、免震と耐震には大きな違いがあります。免震は、建物と地盤との間の分厚いゴムが、揺れそのものを吸収してしまうために、ほとんど揺れないそうです。熊本地震の震源近くで免震マンションに住んでいる人が、花瓶1つ倒れなかったと書き込んでいるのを目にしました。その免震重要棟を、川内原子力発電所は初めはつくと約束をして審査に合格をしておきながら、後になって結局耐震に変えてしまいました。

南日本新聞によりますと、鹿児島県の伊藤知事は熊本地震を受けた5月13日の定例会見で、川内原子力発電所周辺では今回のような地震は起きない。少なくとも文献上ないので少々安心。緊急性は感じなくていいと述べ、原子力災害避難計画は見直さない考えです。免震重要棟をつくらなかったのも、地震は起きないという前提があるからなのではないでしょうか。私たちも、まさか熊本でこんな地震が起きるとは思っていませんでした。このまさかに備えるのが防災であり、伊藤知事はその責任者だと思いますけれども、そういう自覚はお持ちにならないようです。

その一方で、鹿児島県内の市町村レベルでは、原子力災害の避難計画を見直しするところが出てきています。余震が続いて多くの人が屋内で過ごさざるを得ない中、原子力発電所事故が起きたらどうなるのか、今の計画では安定ヨウ素剤を服用して直ちに避難をするか、屋内退避のどちらかになっています。ところが実際には、屋内退避もできないし、道路が崩壊をすれば、市外への避難もできなくなるということがわかりました。JR九州沿線の自治体では、新幹線や在来線を使つての避難を検討していた自治体もあり、見直しが必要との判断があっています。

しかし、こう言うは何ですけれども、見直す、見直すと言いますが、ほかに何かよい方法が、避難計画が見つかるのか。先ほど答弁をいただきましたけれども、水俣市も見直すというお考えでした。

そこで伺いますが、計画の見直しにはどれくらいの期間を考えておいでなんですか。これが3点目の質問です。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 高岡朱美議員の第2の質問にお答えします。

まず、1つ目が耐震改修支援事業等についてだったと思うんですけど、民間建築物に対する耐震改修支援事業につきましては、戸建て木造住宅の耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修工事に係る費用の助成制度、それから緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断及び耐震補強制度に係る費用

の助成制度をそれぞれ平成25年度に策定しており、これまでに戸建て木造住宅の耐震診断事業を3件、緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断事業を1件実施をしております。

また、要緊急安全確認大規模建築物に対する耐震改修事業に係る費用の助成制度も、平成26年度と平成27年度に策定しており、これまでに耐震診断事業を2件、耐震補強設計事業を1件実施し、現在耐震改修工事のほうを1件実施しております。

これらの民間建築物に対する耐震改修支援事業につきましては、今年度も引き続き取り組んでおりまして、戸建て木造住宅の耐震診断事業におきましては、熊本地震の関係もございまして、ことは突出しており、応募が既に11件もあっております。予算の関係上ではございますが、3件については事業を進めておりますが、今後は流用等を用いて、残りの8件についても、どうか要望をかなえていきたいと思っております。

それと、普及啓発についての御質問だったと思うんですけど、普及啓発につきまして、民間建築物に対する耐震改修支援事業につきましての普及啓発は、助成制度策定当初から、市報及び水俣市のホームページを用いて耐震改修促進の普及啓発を行っておりまして、今後も継続して普及啓発に努め、耐震改修促進に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 残りの2点につきましてでございますが、今、冒頭述べられました熊本地震で非常に支援が必要な方の避難所、私も熊本学園大学のをテレビで見させていただきました。災害があったときに、支援が必要な方の避難というのは、本当に大変だなというふうに私も感じたところでございます。

先ほど答弁しましたように、要介護認定者における要支援者654人いらっしゃるということでございます。今後そういった不測の事態が起きたときに、どうやって支援していくかということだというふうに思いますが、市で2月に避難行動要支援者名簿というものができております。今後、この名簿を使いまして、これを使うには本人さんの同意とか、クリアするところがあるというふうには聞いておりますが、福祉課、健康高齢課など、関係部署において具体的な避難支援方法を協議していきたいというふうに思っております。

個別計画の策定に向けては、順次進めていきたいというふうに思っております。

それと、原子力の災害対策計画の見直しの期間ということでございますが、現在、今回の熊本地震を受けまして、長期の避難所開設に対応する必要があるとか、避難所開設職員の体制、そういった見直しを行っているところでございます。

今後、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法などの関係する法律の改正等に合わせまして、国の防災基本計画、県の地域防災計画の変更に対応しながら、なるべく早く本市の地域防災

計画の見直しを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 では、3回目の質問をさせていただきます。

住宅の耐震化についてですけど、私も今回初めて知ったんですが、耐震の診断には10万円から12万円ぐらいかかるということで、または耐震の改修になると、またさらに高額のコストが必要になります。しかし、国の補助金に加えて、市も頑張って上乗せをされています。そして費用の半分以上が公費から出るということです、ぜひこれを利用して進めていただきたいなと思います。

先ほどお話ありました、11件の申し込みがあっっていて、私もちょっと今年度の平成28年度予算を見たら、3件分しか計上されていなかったの、このせっかくの11件の申し込みをやってほしいなということで、ここで要望しようと思っていましてけれども、もうお答えをいただきましたので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、もう一つですね、避難所の耐震の問題なんですけど、市が所有して管理している指定避難所、これは耐震化が終わっています。ところが、地域が管理している避難所が38カ所ありまして、そのうちの15カ所は耐震化をされていません。熊本地震のように市の全体が被災をするようなことになると、道路の寸断とかで孤立をする集落も出てきます。その地域のそれぞれの避難所が、その機能をきちんと果たせる状態にしておくということは、今度の地震の教訓ではないかというふうに思います。

一方で、人口がどんどん減っている中で、山間部に行けば行くほどに地域の力というのは落ちていまして、公民館を自力で改修するというのは非常に難しい状態です。今は市庁舎の建てかえもありますので、大変なんですけれども、1年に1カ所ずつでも、地域の避難所を避難所としてふさわしい施設にしていくように、ぜひこれは行政が積極的にかかわって進めてほしいというふうに思いますけれども、この点を1つ質問いたします。

それから、要援護者の避難についてですが、まだ名簿ができたばかりで、これから個別の計画はつくっていくということでした。この名簿に関して、私ちょっと調べましたら、厚生労働省の通知で、名簿については行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、それから日ごろから見守り活動をしている町内会組織、こうした方々の情報をもとにつくられるようになっています。この中でも民生・児童委員さんの持つておられる情報というのは、その方と地域とのつながりも含めて、非常に具体的で有用な情報ではないかというふうに思います。

そして、民生委員さん自身も、組織として災害時に1人も見逃さない運動、これはもう全国的に取り組んでおります。民生委員さんと地域の防災組織が情報を共有して、そして役割分担をしていくということで、この災害の要援護者の支援というのは、大きく加速するのではないかとい

うふうに思います。先ほど、災害時要援護者の対象とする要介護者と障がい者が654人と言われました。私も実際に民生委員さんにお聞きしましたが、災害時に安否を確認に行かれるんですが、人口の多いところでは、とても1人では見回れないというふうにおっしゃっていました。やっぱり、今から名簿を活用して、地域の防災委員と消防団と一緒に連携して、地域で要援護者を支援していくという形を整えていくのは、本当に一番大事なことだというふうに思います。

それともう1つは受け入れ施設の問題があります。2008年に厚生労働省が出している、福祉避難所設置・運営に関するガイドラインというのがありました。福祉避難所には2種類の避難所が想定されていて、1つは、地域における身近な福祉避難所、もう1つは障害の程度が重く専門性のあるサービスを必要とする方のための拠点避難所です。今の水俣市の現状は、1つ目の地域における身近な福祉避難所がもやい館1カ所に指定をされるというふうになっているんですね。

重度の方については、いつも通っているデイサービスとか、病院に行ってもらいたいということなんですけれども、実際には全部の方をいつもの施設で受け入れられるわけじゃないので、こうした大きな災害を経験しましたので、今後は拠点避難所についても、新たに広域的な視点からも提携を結んでいただくように努力をしていただくことと、それから、地域の避難所にそれなりの施設整備があれば、軽度の方は受け入れられるわけですから、それも含めた地域の避難所の充実についても図っていただきたいというふうに思います。これが今、2点目の質問です。

地域の避難所の耐震化についてが1点ですね、それと拠点避難所の提携と、地域の避難所を福祉避難所として機能を果たすような施設の充実をしてほしいということですね。

それから、最後に原子力災害避難計画のことですけれども、今のお答えですと、今から国や県が見直しをしていく中で、それに合わせて市も見直しを行うというお答えだったかなと思いますが、それでは遅過ぎるんじゃないかなというのが私の感想です。何かあった場合、今の現実に即した対応をするというふうにもお答えになったんですけれども、今の現実というのは、地震活動が非常に活発になっていて、いつまた大きな揺れが来るかわからない、そういうときに住民を避難させる手段がないというのが今の現実です。だとしたら、今とるべき最も現実的な避難は何かといたら、即時原子力発電所を停止してもらいたいことだと、これしかないと思います。

福島第一原子力発電所で事故が起きた際に、当時の菅直人首相は浜岡原子力発電所を停止させました。この判断は誤りだったと誰が非難をしたのでしょうか。国民の命と財産を守る立場の人間がとるべき、最も現実的で責任ある行動だったのではないかと私は思います。市長も同じ立場におられるわけです。少なくとも今度の一連の地震が終息するまでは、原子力発電所を停止するよう求めていただきたいというふうに思います。

市長は議員時代に事故後の福島県に入られております。現地の様子も見聞きしておられ、市長という立場になられて、あの状況で陣頭指揮をとることが、いかに大変かということは十分にわ

かっておられると思いますけれども、先日、福島県の二本松市在住の方にお話を聞く機会があって、大変印象深かった話があったので、ちょっと紹介をしたいと思います。

南相馬市は人口約7万1,000人で、大部分が原子力発電所から30キロメートル圏内に入ります。原子力発電所事故後に、国から屋内退避の指示が出されました。このとき46カ所の避難所に合計8,271人の住民が避難していたそうです。ところが指示が出ますと、30キロメートル圏内には全く物流業者が入らなくなりました。市内の日常生活が困難な状態に陥ったんです。そして、メディアも避難してしまって、市内の状況が外部に伝わらずに、市長みずからインターネット動画とか、ニュースの電話取材で、市内の状況を発信しました。

これに応えたのが泉田新潟県知事でした。市長は新潟県を目指して、全市民の避難を決行いたしました。市長の判断は非常に立派だったけれども、それでも2万人の人が避難をせずに残ったそうです。どういう人が残ったかという、障がい者であったり、病人であったり、高齢者だったということなんですね。その後、ボランティア団体が入って、この残った方々に支援を続けたそうですけれども、中には餓死した状態で見つかった方もいらっしやったそうです。

南相馬市の桜井市長は、事故時のこの国の対応を棄民政策と呼んでいます。そして現在、脱原発をめざす首長会議の世話人を務め、首長同士が連携する中で、原子力政策の転換を求めたいと主張をされています。

九州電力は免震重要棟をつくる約束をほごにして、あくまで会社の立場、経営者の立場でしか行動していません。それに対して、原子力規制委員会は非常に甘い対応をしています。であるならば、市長にはほとんど住民の立場、命と財産を守る立場で行動をしていただいて、市民を守っていただきたいと思うんです。そして私は、議会に御出席の皆さんにも、同じようにそういう立場で行動していただきたいと強くお願いを申し上げます。

質問は原子力発電所に関しては2点あります。1つは、九州電力に対して即時川内原子力発電所の停止を求めること。もう1点は、脱原発をめざす首長会議に参加をしていただいて、これはきのうの藤本壽子議員の質問にもありました、他市町村と共同して原子力発電所事故の恐怖のない社会をつくるために貢献をしていただくこと、これについて市長の決意をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 4点ございました。

まず、耐震等の避難所の件からいきますけど、市が管理する避難所はもやい館、市総合体育館、消防本部など22施設でございます。風水害、土砂災害、津波及び地震の災害種別ごとに指定をしているところでございますが、その中で地震に対して耐震構造を有しているのは、水俣商工会議所を除く21施設ということでございます。

今後、この地域で管理する避難所でありますけど、公民館、福祉施設、ホテル、企業、38カ所ございます。その中で地震に対して耐震構造をしているというところが23カ所でございます。基本的には、もう耐震化するには財源の問題があるというふうに思っております。現在の財政状況を見ますと、これらの部分の耐震化を市の責任でやるというのは、現在ではちょっと非常に厳しいというふうに思っております。

それと、2つ目でございますけど、避難所の整備ですね。障がい者の方が避難されたときに、快適にといいですか、最低限使うのに不自由ないような整備でございますけど、地域が管理している避難所は、先ほどから申しておりますように38カ所指定があるわけでございます。これまで、この地域の公民館などは、まちかど健康塾をやっておりますけど、地域リビング、こういったものを活用するときに、手すりやスロープの設置、トイレの改修などの拠点整備を行っております。地域の自治会の交付金等で、少しずつ整備をしているところでございます。

また、きのうから答弁しておりますけど、市内の老人福祉施設や介護保険施設、病院など、福祉避難所として対応できそうな施設と協定をできるだけ結んでいただいて、避難所として利用できそうな身近な既存施設を新たな避難所として指定をする、そういった対応をしていきたいと思っております。しかし、向こうの人員的な問題とか、いろいろクリアする部分は、まだ多いのかなというふうな思いでございます。

次の3、4は原子力発電所でございますけど、福島県は私も行ったんじゃないかということでございます。

私も福島第一原子力発電所が起こってから見に行ったとき、やっぱり非常に不安を感じたのは事実です。だんだんいわき市のほうから、福島第一原子力発電所の現場のほうに近づいていくときに、やっぱり少しガイガーカウンターが上がっていくのを見て、非常に心配したのを今でも覚えております。やっぱり原子力災害、原子力発電所の災害、本当に大変だというふうな思いは持っております。

この原子力発電所につきましては、地震後、きのうも言いましたが、九州電力株式会社のほうから5月16日に八代の配電事業所の所長、また九州電力八代営業所の所長が来所されたわけでございます。川内原子力発電所災害の安全性について説明を受け、私からは大地震による川内原子力発電所の災害発生に強い不安をもちいらっしゃる方、水俣の方、非常にいらっしゃって、私のほうにも声が聞こえているということをきちんと伝えました。そして、きちんと対応していただくように、要請をしていただくように、来られた方に九州電力のほうには伝えているところでございますけど、即、川内原子力発電所の停止を要請というのは今のところは考えておりません。

そして、脱原発をめざす首長会議、きのうもこれ答弁させていただきました。平成26年、水俣市は前宮本市長がこれに入会をされておられまして、そして選挙が終わりましてから6月の議会

には、負担金を入れた予算を審議いただいたところですが、そのときには否決をされております。今後、今議会でこの部分が御理解がいただければ、入会する方向では考えているところでございます。

○議長（福田 斉君） 次に、病児・病後児保育実施計画について答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

（福祉環境部長 川野恵治君登壇）

○福祉環境部長（川野恵治君） 次に、病児・病後児保育実施計画についてお答えします。

今年度、病児・病後児保育事業実施のための予算が初めて計上された。実施スケジュールはどうなっているかとの御質問にお答えします。

病児・病後児保育事業は、保護者が就労している場合等において、児童が病気または病気回復期にあり、集団保育や家庭での保育が困難な場合に、その児童を適切な処遇が確保される施設において一時的に預かり、保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を目指すものです。

本市においては、この病児・病後児保育事業の実施に向け、長年、検討を行ってきましたが、これまで実現に至っていない状況でした。

病児・病後児保育事業を実施する場合の要件として、職員の配置は、利用児童おおむね10人につき看護師等1名、利用児童おおむね3人につき保育士1名の配置が義務づけられております。

しかし、この配置基準については、昨年12月に厚生労働省の通知で、看護師等が病児・病後児保育事業以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には、速やかに施設に駆けつけることができる職員体制が確保されていること、また、利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師が速やかに出勤し、業務に従事することなど、必ずしも職員の常駐を要件としない、柔軟な対応が可能となりました。

このようなこともあり、事業実施に取り組みやすい状況になったと思われることから、本年度中に病児・病後児保育事業の開始を実現したいと考えております。

お尋ねの病児・病後児保育事業の実施に向けてのスケジュールですが、本市としましては、直営ではなく、民間事業者への業務委託による実施を考えており、本年7月に公募による事業者の募集を行う予定です。その後、応募した事業者の審査及び決定、実施事業者による施設整備等の準備期間を経て、開設を目指しております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 病児・病後児保育は、私の周りにも、どうしても仕事を休めずに、看護師をしている母親に、夜勤明けだったけど預けてきちゃったという人、母子家庭で親が病身で、水俣には病児保育がないので、八代から通っている、こういう人もいまして、間違いなくニーズがあるとい

うことは私も知っておりました。議会でも何度か取り上げられてきました。今年度初めて実施の方向で予算が計上されまして、7月から公募ということで非常にうれしく思っています。初めてのことで、一体どれだけ利用者がいるんだろうかと、担当者が心配をされていまして、私も既に実施をしている八代市と人吉市の担当課、それと施設の設置者にお話を聞きに行ってきました。

八代市は現在3カ所、人吉市は1カ所で実施をされています。いずれも最初の年は、1日平均、来るか来ないかという人数だったんですけど、翌年には平均2人以上にふえていて、もう安定的に来られています。ただ、その最初の1年の間には、施設でも、行政のほうでも、かなり力を入れて認知度を高める努力をされていました。利用者のアンケートも見せてもらってきたんですが、祖父母が近くにいない共働きの家庭にとっては、本当になくってはならない制度であることがよくわかりました。

実際に病児をケアする様子も見せてもらったんですけど、いずれも違う種類の病気の子どもを接触しないように、完全に個室をつくってあって、そのときは一対一で保育がされていました。アンケートには、1日しっかり遊んでもらって楽しかった、また行きたいと子どもが言う、そういう記述も見られました。

人吉市のベテラン保育士さんにお話を聞いたんですけど、保護者がつくってくるお弁当、病児保育の場合は、基本的に、親が弁当をつくってくるというふうになっているところが多いです。お弁当の中身を見て、病気のとときにどういった栄養をとらせなければいけないか、そういう指導をしたりとか、お迎えのときに育児の悩みを聞いて、そしてアドバイスをしたりしている、そしてやっぱりプロの保育士として、役に立てているのを感じていらっしゃいました。研修には積極的に参加して、資質向上を図っているともおっしゃっていました。

病児保育に預けに来る保護者というのは、その多くが、日常的に両親や親戚とかの支援を得られない家庭です。シングルマザーもいらっしゃいます。精神的にも追い詰められやすく、この事業がセーフティーネットになっている、そういう役割を果たしていることを実感いたします。

事業の性格上、季節的な利用の変動が大きいために、運営の難しさというのは確かにあるんです。けれども、困ったときに駆け込む福祉事業なんですね、これは。そこをしっかりと踏まえて、行政が後ろ盾となって、事業が継続するように取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと同時に、私は本当は、子どもが病気のとときには仕事を休める社会、子どもにとっても社会にとってもそれが健全であり、両方を進めていかなければならないというふうに思います。

昨日は田口憲雄議員から、水俣高校の生徒数の減少のことが出されました。地域で抱えているさまざまな問題の根っこは、結局は少子化問題にたどり着くんですけど、この今の社会は、その少子化問題を解決する行動を、なかなかとっていないというふうに思います。子どもの病気ぐら

いでは会社を休めませんので、子育て中の夫婦は、必死で預け先を探さなければなりません。見つからなければ、会社をやめるという選択肢も出てきます。

連合の調査で、妊娠中の女性4人に1人がマタニティーハラスメントを受けています。子どもを産むこと、育てることを許容しない職場が非常に多い。アメリカには、家族の看護休暇というのが法律で定められています。同僚も、取引先も、子どもが病気になるのであれば、みんな協力するのが当たり前になっているそうです。日本もこういう社会にしていかなければ、少子化はとまらないと私は思います。

そこで1つだけ質問をいたしますけれども、平成27年に策定した水俣市子ども子育て支援事業計画の中に、職業生活と家庭生活の両立支援という項目がありまして、主な事業として、1、職場における次世代育成支援対策の推進、2、労働者、事業主、地域住民等の意識改革推進のための広報・啓発・研修・情報提供というふうになっています。この計画、何か具体的に推進する計画があるのか、それを1点お尋ねをします。

○議長（福田 斉君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 高岡朱美議員の2回目の御質問にお答えいたします。

子育てしやすい環境を整えていくためには、仕事と子育ての両立や、ワークライフバランスの推進に努めていく必要があります。

市内事業者の雇用主を初め、関係者の意識改革を進め、市民の理解と協力を得ていくためには、これらに関する広報、啓発、研修、情報提供などが大切であると思います。

市ではこれまでも、企業等への出前講座や講演会の実施等に取り組んできております。今後も引き続き関係各課や関係機関等と連携して、地道な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 ありがとうございます。

私、八代市でも人吉市でも何か取り組んでいますかという質問をしたんですけど、余りこの点については、答えがなかったんですね、動きがなかったんです。

国のほうで、次世代育成支援対策推進法というのが2014年に改正されて、10年間延長になっていました。この中で101人以上の職場とか地方公共団体には、子育て推進のための行動計画の策定が義務づけられています。私もまだよく勉強してないんですけども、ぜひこういう法律を背景に、事業計画として位置づけられておりますので、今後も何らかの行動をとって、社会を変えていけるようにしていただけたらと思います。これは要望で終わらせていただきます。

○議長（福田 斉君） 以上で高岡朱美議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時41分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 皆さん、こんにちは。

日本共産党の野中重男です。

震災及びその関連死、そして昨日の大雨などでもたくさんの方がお亡くなりになりました。心からお悔やみ申し上げます。また、被災された方々もいっぱいいらっしやいまして、お見舞いを申し上げたいというふうに思います。

さて、きょうから参議院議員通常選挙が始まっています。私はこの間、多くの市民の方々とお話しする機会がありましたけれども、私がお尋ねしたのは、アベノミクスであなたの生活はよくなりましたかという質問でした。ほとんどの方が、こちらには何にもなかった、よくなっていないと答えられました。水俣市民の皆さんの生活感覚は、今申し上げたとおりだったんですけども、東京周辺だとかではどうなのかということで、熊本日日新聞を見ておりましたら、アベノミクスの実像の連載がありました。10日付では、商店経営者が、アベノミクスは株価を上げて一握りのお金持ちが潤っただけ。われわれ一人一人には回っていない。同じ紙面のSMBC日興証券のアナリストは、物価上昇で年金受給額が実質的に目減りし、将来不安は広がったと分析しています。

11日付、熊本日日新聞の同じ連載では、働く人が15年には110万人ふえた話があるが、しかし、ふえたのは非正規労働者。15年の正規労働者は12年に比べて36万人減ったと報道しています。これらが問われる状況ではないのでしょうか。市民の根本的生活基盤は国政が握っています。地方の隆盛衰退も、国政が根本的どころは握っています。その選択の季節が来たんだというふうに思います。

ところで、昨日からの大雨で、災害対策本部が立ち上がり、市長を初め職員の皆さんはきょうは防災服ですし、夕べも12時ごろから対策会議を開かれたということでお疲れだと思いますけれども、水俣は雨も上がっておりますし、通告どおり質問し、議会としての、議員としての役割を果たしていきたいというふうに思います。

早速質問に入ります。

1、熊本地震の教訓から今後予想される日奈久断層の地震への備えについて。

①、震度6クラスの地震が起きた場合、電気、水道、道路、電話など多くのライフラインが寸

断される可能性がある。水俣市ではどのようなことを想定して対応を考えているか。

②、今回の補正予算で地震など大規模災害に備えて備蓄の予算が計上されている。どのようなものをどれくらい、どこに保管するのか。

③、熊本地震を受けて、水俣市での避難所の設置や職員の配備体制は検討対象になっているのか。

2、水俣川河口臨海部の開発について。

①、熊本県は、八幡プール群について、JNCの安定型産業廃棄物最終処分場として許可をしている。その許可はいつからか。また最終処分場に入れられているものは何か。許可は何年ごとの更新か。

②、水俣市が八幡プール群の一部を譲り受けたのは何年か。

③、この八幡プール群は長い年月を経て変遷している。その形状や面積はどのように変わっているのか。その中で水俣市に譲渡された海岸部の道路敷きはどのように変遷しているか。

④、水俣市は、平成15年前後に安定型産業廃棄物処分場設置者の許可を熊本県から得ているか。

⑤、水俣市が一昨年度実施した八幡プール周辺の道路のボーリング調査では、地層はどのようになっている、地下水位はどの層に確認されているか。

⑥、熊本県は八幡プール群の周辺で総水銀と有機水銀の調査を実施している。2013年の調査ではどのような条件下で検体を採取しているか。

3、水俣市庁舎移転と建てかえについて。

①、現在までの進捗状況についてお尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 野中重男議員の御質問に順次お答えをいたします。

熊本地震の教訓から今後予想される日奈久断層の地震への備えについては総合政策部長から、水俣川河口臨海部の開発については産業建設部長から、水俣市庁舎移転と建てかえについては私から、それぞれお答えをいたします。

○議長（福田 斉君） 熊本地震の教訓から今後予想される日奈久断層の地震への備えについて答弁を求めます。

緒方総合政策部長。

（総合政策部長 緒方克治君登壇）

○総合政策部長（緒方克治君） 初めに、熊本地震の教訓から今後予想される日奈久断層の地震へ

の備えについて、順次お答えします。

まず、震度6クラスの地震が起きた場合、電気、水道、道路、電話などの多くのライフラインが寸断される可能性がある。水俣市ではどのようなことを想定して対応を考えているかとの御質問にお答えします。

本市では、今回の大地震を踏まえ、現在、震度6クラスの地震が発生した場合に、どのような被害が想定され、どのような対応が必要になるのかを各担当課で検討しております。具体的には、汚水処理場及び雨水ポンプ場の機能停止については、関連業者及び下水道事業団への応援・要請を行う対応、教育施設の大規模損壊、利用不能となった場合については、代替施設及び代替地において早期に授業再開ができるように努めるといった対応、避難所でトイレが使用できないことを想定し、簡易トイレを貸与している民間業者との連携やトイレ用品の確保といった対応、大量の災害廃棄物が発生した場合には、県を通じて熊本県産業廃棄物協会への災害協力を要請する等の対応、災害時の停電により、水道施設のポンプ等が機能停止した場合については、九州電力に早期復旧と高圧発電機車の手配を速やかに依頼する対応等を検討しております。ただ、震度6クラスの地震が発生した場合、市役所職員自体も被災する可能性が高く、それによって、災害対応する職員が不足し、避難所の運営、罹災証明書の発行等の災害時に対応すべき業務ができなくなる可能性も十分考えられます。そこで、自主防災組織や災害時における協定を締結している他自治体及び各種団体と協力しながら進めていく体制づくりに取り組んでいきたいと考えております。

次に、今回の補正予算で地震など大規模災害に備えて備蓄の予算が計上されている。どのようなものをどれくらい、どこに保管するのかとの御質問にお答えします。

今回の補正予算で計上している備蓄物につきましては、水、ごはん、パンなどの食料品や毛布、おむつ、簡易トイレ等の日用品等、500人分の購入を計画しております。最終的には想定避難者の3分の1である1,700人分を確保したいと考えております。しかしながら、この1,700人分は1日分程度ですので、その後は、災害時における協定を締結している事業所などに支援物資の供給をお願いすることとしております。また、道路寸断等により支援物資の供給ができない場合に備え、災害時には、自衛隊や海上保安庁に空輸や海上輸送等の要請を行うことも考えております。給水タンクや支援物資の輸送については、海を使った活動も考えていかなければならないと考えております。

保管場所につきましては、例えば閉校した学校施設といった公共施設の空きスペースに一旦全部の備蓄物を保管し、今後、各地区の状況を勘案しながら分散して保管することを考えております。

次に、熊本地震を受けて水俣市での避難所の設置や職員の配備体制は検討対象になっているの

かとの御質問にお答えします。

避難所及び職員の配備体制につきましても、避難所担当職員を50人から120人程度へふやすなど、現在、水俣市地域防災計画の中で見直しを行っております。とりわけ、今回の熊本地震のような被害が本市で発生した場合、災害対応に当たる職員自体が被災することで、避難所の運営自体が困難になる場合も考えられますので、自主防災組織や災害時における協定を締結している各種団体と協力して対応していくよう見直しを行っております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 今御答弁いただきましたけれども、熊本地震から学びながら、いろんな改善点が職員から知恵を出してもらいながら、進められているというのは答弁でわかりました。

それで、手法としては、例えば福祉課の職員であれば自分たちの業務から、その部分でどういふことが必要なのかということも考えますし、水道局は水道局で給水するには何が必要かと考えられるし、下水道課は下水道管が破壊されていたらどうするのかということでも考えられるし、1人では考えられないことが各課で対策を検討することによって、全ての職員の知恵を引き出すということになるんだと思うんですよね。そういう手法は、ぜひこれは進めていただきたいなというふうに思います。

最後に提案があるんですけども、熊本市の様子を見ていまして、避難所が機能しませんでしたよね、そう僕は思っているんです。避難所が本格的に機能し始めたのは、東日本関係の被災を受けたところの自治体の職員が、まとまって熊本市に入られた。10人、20人と入られて、避難所をどういうふうに運営するんだというノウハウがしっかり伝わって、その体制がとられて、熊本市の避難所が動き出したというふうに、私は理解しています。

それから、救援物資についてもそうでしたよね。うまかな・よかなスタジアムにどんどん物資がたまっていて、そこに物がおろせない、物資が来ているのに、避難所に物が行かないということもありました。これについても、物資をどうさばくのかという経験のある、東北方面の東日本の被災地から自治体の職員の人たちが来て、それでノウハウを学んでうまくいったということもありました。

こういうのを熊本市の場合は、そういうところから直接人が来ていただいて、それで回ったという面もあるんですけども、そういうところからもしっかり学んで、救援物資たくさんいただくこともあると思います。避難所も、予定外のところを運営しなければいけないということもあると思います。どうするのかということは今からよく検討していただきたい。短兵急にはできない部分があると思います。しかしそこは、2万5,000人の身の丈に合ったものがあると思いますので、つくっていただければなというふうに思います。

それで、実は私も熊本地震が起きて、高岡朱美議員や友人たちとともに、深夜に地震が起きた4月16日の午後から要請に応じて、水俣市内の水光社だとかロッキーだとか、そういう店で水や食糧を買い込みました。それで、16日はワゴン車に積めるだけの物資を積んで熊本市に走りました。向かった先は市が指定されていない団地の集会所でしたけれども、高齢者や子どもたちが多くおられました。

17日に行ったところは、中学校の体育館でした。学校名は言いませんけれども、約1,000人ぐらいが避難されていました。ここも、17日も水がなくてお茶だったんですけども、ペットボトルを積めるだけワゴン車に積み込んで、約700本積んだんですけど、到着して、避難所にいた若い熊本市の職員から話を聞いたら、ここに1,000人おいでになっているんですよという話なんです。持って行ったのは700本だったんですけども、それでも足りない、これはもう行き届かなかった人たちに申しわけないという気持ちでいっぱいでした。

そして、18日はお菓子とかちょっとした食糧を運び、19日は食べ物がないという連絡がありまして、これは私たち共産党だけでは対応できないと判断しました。それで、市内のお弁当屋さん3軒に事情をお伝えし、あしたの朝つくってくれませんかというお願いをしました。そうしたら、3軒とも急な話だったんですけども、快く引き受けてくださって、約350食分をつくっていただきました。私たちがつくった分とあわせて運んだんですけども、もううれしかったのは、代金は要らないよ、全額寄附するよというふうにおっしゃっていただいたところもありましたし、半分だけいただきますよというふうに言われたところもありました。また、注文した数よりも多くつくっていただいたところもありました。もう本当に、名前は申し上げませんが、水俣の皆さんが温かく被災者を支えようという、その気持ちが大変伝わってきた出来事でした。御協力いただいた皆さんに、心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、提案ですけども、先ほど言いましたように、熊本市に直後に入ったんですが、どこの避難所に、どれくらいの人たちが避難されているのか。高岡朱美議員は、確かに行政がつかむのが800何カ所ですから、大変だったろうなというふうに先ほど質問でも言いましたけど、確かにそうだったと思いますが、どこに何人おられるのか、そして何に困っておられるのかという把握に、随分時間がかかったのではないかなという印象を持っています。

水俣市が指定する避難所は22でしょう。先ほど答弁あったようにそれ以外のところで25から30くらいある。そのほかにも、いろんなところに避難されている場合もあると思うんですよね。それぞれのところで、事情は違うのもあると思います。そういうところをきちっと把握する。何を困っておられるかということをしちっと情報を集めて、報道機関等も通じて、水俣はこういう災害があったけれども、今は何カ所に避難していますとかね、何が今足りないんですとか。そういうものを災害対策本部のほうで検討していただいて、情報発信していただくと、何とかお助けし

たいと思っているほうも、その要請に応じて動けるといふのがありますので、そういう報道機関の皆さんに協力をお願いするということは、これはぜひ考えたらいいんじゃないかなというふうに思っているんですけども、この辺についてはいかがお考えでしょうか。ここについては質問はそのこと1点だけです。

具体的には、担当のところを中心に、市役所でつくることがベストだと思いますので、それをつくっていただいて、私どももそれに意見を言って、さらにいいものをつくり上げるというふうにしていきたいと思えます。

以上1点です。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 御提案ありがとうございます。

確かに私も今回対応したんですが、地震に対するノウハウは、決して十分なものではなかったと思えます。実際、私も聞いたところによりますと、やはり一番有効だったのは、ほかのところでは地震の避難のノウハウを持たれた方がこちらに入ってきて、いろいろ采配をしていただいたと、そのようなノウハウの取得、これは大事だと思います。

あと、2点目、避難所の人数と場所の把握、指定避難所については、水俣市でももちろん把握しているんですが、あるいは地域避難所についても情報交換はやっています。それ以外のところの情報の把握については、また今後検討させていただければと思います。

そして、最後の点、避難所の方がどのような点に困っていらっしゃるか、あるいはその情報発信なんですが、確かに外から支援物資を持ってくるときに、こういうようなものが不足しているという情報を発信すると、そのような物資が手に入る確率が格段に高くなると思えます。こちらのほうにつきましても、庁内で検討を進めてまいりたいと思えます。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣川河口臨海部の開発について、答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 次に、水俣川河口臨海部の開発について、順次お答えします。

まず、熊本県は八幡プール群についてJNCの安定型産業廃棄物最終処分場として許可をしている。その許可はいつからか。また最終処分場に入れられているものは何か。許可は何年ごとの更新かとの御質問にお答えします。

まず、その許可はいつからかとの御質問にお答えします。

昭和36年に熊本県土木部河川課から水俣川河口付近の公有水面埋め立てを免許されておりますが、当時の廃棄物処理に関する法律である清掃法には最終処分場という概念がなく、この時点に

おける産業廃棄物最終処分場としての許可はございません。その後、昭和45年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法が施行、昭和52年に一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令が施行され、安定型、管理型といった最終処分場の構造基準が定められております。

現在、JNCの敷地内にある安定型最終処分場は、そのときの構造基準に従って整備されたわけですが、その経緯については、現在、熊本県に確認中でございます。

次に、最終処分場に入れられているものは何かとの御質問ですが、JNCが平成24年度に熊本県に提出した産業廃棄物処理計画実施状況報告書では、瓦れき類となっております。

次に、許可は何年ごとの更新かとの御質問についてですが、更新が必要なのは、産業廃棄物処分業及び産業廃棄物収集運搬業で、5年ないし7年の更新となっております。

産業廃棄物処理施設に対する許可には更新はございません。

次に、水俣市が八幡プール群の一部を譲り受けたのは何年かとの御質問にお答えします。

水俣市が沿岸道路を当時のチッソ株式会社から譲り受けたのは平成14年12月となっております。

次に、八幡プール群は長い年月を経て変遷している。その形状や面積はどのように変わってきているか。その中で水俣市に譲渡された海岸部の道路敷きはどのように変遷しているのかとの御質問にお答えします。

八幡プール群は、当時、日本窒素肥料株式会社が、昭和19年から汚泥と瓦れき類を投入されたと伺っております。プールは複数の箇所に分かれており、その面積は、約50ヘクタールあったものと聞いております。

現在では、一部が安定型最終処分場として使用され、それ以外の土地については、埋立地として水俣市や民間に譲渡されています。海岸部の道路につきましては、埋め立てられた雑種地として、平成14年9月、市がチッソ株式会社から寄附で採納し、平成14年12月に所有権移転登記を終え、平成15年3月に市道認定を行っております。

次に、水俣市は、平成15年前後に安定型産業廃棄物最終処分場設置者の許可を受けているかとの御質問にお答えします。

議員の御質問は、平成14年にチッソ株式会社から譲り受けた八幡プール沿岸の道路部分の土地のことと思われませんが、この土地は、JNCの安定型産業廃棄物最終処分場に係る土地ではなく、その部分についての産業廃棄物最終処分場設置の許可は不要との県の回答でございました。

次に、水俣市が一昨年実施した八幡プール周辺の道路のボーリング調査では、地層はどのようになっている、地下水位はどの層に確認されているかとの御質問にお答えします。

八幡プール周辺の道路であります市道築地・丸島町線において、道路構造物の健全度を把握す

るために必要なボーリング調査を平成26年度に行っております。調査位置としましては、丸島漁港付近から水俣川河口にあります浜雨水ポンプ場付近までの区間において、5カ所で調査を行い、道路面から構造物の支持層となる強固な地層が確認できた深さまでを調査しております。この調査で、道路面より最大で6.8メートルまでが護岸や道路部分を築造するために埋め立てられた土砂の層となっており、その下に最大で9.8メートルの厚さの砂質土の層を確認しております。また、道路面より深さ9.7メートルから16.0メートルの位置には粘性土の層があり、構造物の支持層となる強固な地層につきましては、道路面から最大深さ27.5メートルの位置で確認をいたしております。

地下水位についてですが、道路面から最大3.5メートルの深さに確認されております。

次に、熊本県は八幡プール群の周辺で総水銀と有機水銀の調査を実施している。平成25年の調査ではどのような条件下で検体を採取しているかとの御質問にお答えします。

熊本県は八幡プール沖の海上で環境省の水質調査方法に従い、海水を採取し、分析しております。分析内容につきましては、水質汚濁防止法第15条の規定に基づき、健康項目が21項目、生活環境に係る項目が4項目、その他の項目が1項目で合計26項目となっております。平成25年度は4回検査を実施しておりますが、検査日及び検体採取時刻はおおむね満潮であったと聞いております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問をします。

質問項目が多かったので、実務的に確認だけというところもありましたけれども、少しずつ質問を絞っていきたいと思います。

最初に、一番最後に御答弁いただいた、県の水質調査のところなんですけれども、これは答弁ありましたように採水をして検査をしているんですが、どういう条件のときに採水するかというのは、仕様書が県から出て、それに沿って採取する業者さん、分析する業者さんが水をとるんだと思うんですね。晴れた日の満潮時の採水でいいんだろうかという、実は疑問を持っています。なぜかという理由を幾つか申し上げます。

これも5番目の答弁のところにあったんですけれども、一昨年、水俣市が実施したボーリング調査の答弁であったように、地下水面、埋め立て道路部分の水面ですね、水がある層は上からおおむね3.5メートルのところというのが答弁ありました。それで3.5メートルのところにあっていうことは、結構高いところにあるということで、底辺からすると高いところにあるということは、壁面からは、あんまり漏れ出してないだろうということが考えられることでした。ということであれば、地下からの浸透、地下に浸透して行って、それが拡散するということが、入った水が

抜けるということを考えたらいいのかなというふうに思いました。これが1点です。

それから、もう1つは、この前3月議会でも紹介しましたがけれども、熊本水俣病の刑事事件判決ですね。改めて紹介しますと、これは昭和54年3月に熊本地方裁判所で判決があって、その後、被告人2人の方が控訴をされていて、福岡高等裁判所に行き、最終的には昭和63年に最高裁判所で決定ということになって、上告は却下というふうになって、確定している判決ですけども、熊本地方裁判所判決が事実関係については確定したということでもあります。

この判決にはこういうふう書いてあるんですね、私も随分読み込みました。それでこういうのがありました。同工場においては、八幡プールの建設当初から、同プールに入った排水が、地下浸透水して海に排出されることを、想定して設計されていたと判決している。地下に浸透するというのを、そもそも想定してつくられているということですね。これだけの判決があるわけですから、擁壁から出るんじゃないじゃなくて、地下から出るということを前提として、いろんな方法の採水を考えなければいけないんじゃないかなというふうに私は思いました。

もう1点です。環境省の水質保全局長から出ている、水質調査方法というのがあります。これは、インターネットで取れる資料ですけども、その中に、海域での調査はどうするか。調査の時期だとか、採水日は原則として大潮時にとるんだと。採水地点をどうするかというと、水域の地形、海の潮流、利水状況、主要な汚染源の位置、河川水の流入状況等を考慮し、水域の汚濁状況を総合的に把握できるように、選定するというようなのが、環境省の通知で出ているんですよ。こういうのに基づいて、調査されているのかどうかというのが、よくわからないんです。ですから、ここについては、水俣市からこういう指針だとか判決だとか、そういうものに基づいて、検査してほしいということを、水俣市から熊本県に伝えるべきではないかなというふうに思うんですけども、これについてはいかがでしょうか、これが1点であります。

2点目は、安定型産業廃棄物最終処分場の変遷、経緯については、県からの回答がまだないという答弁だったと思います。それで、この変遷の証拠は示さずに、この土地は、JNCの安定型産業廃棄物の処分場に係る土地ではないという連絡があったというのも、答弁で出されたんだと思います。

八幡プール群への埋め立てについては、今答弁あったように、昭和19年から始まって、いろいろな法律に沿って変わってきたというのは、もう答弁のとおりであります。それで、熊本県が道路敷は安定型最終処分場ではないと主張するのであれば、その証拠となる資料を見せていただきたい。あるいは水俣市は、それを把握しなければいけないんじゃないかというふうに私は思います。

それで、この最終処分場というのは5年ごとに許可が変わるものではなくて、更新をするものじゃないというのが、最初の答弁であったと思います。だから、処分場を持っていますよという

ことであれば、それはずっと持っていますよということになるんですね。そこを改変するときは、面積がどういうふうに変りました、構造がどういうふうに変りましたということで、それなりに届け出なければいけないし、県の職員は、それを確認に、現地に来なきゃいけないというふうになっているはずなんです。ということであれば、熊本県にその関係の書類があるはずなんです。

なぜかという、先ほど紹介しました熊本地方裁判所の昭和54年の判決で、警察が裁判所に出して、被告・原告双方が確認して、それは証拠物として確認するというのがあるんですけど、それには図面もついています。執行部には提示していますから、わかると思いますけれども、図面もついておまして、これには周辺部に道路があるとかいう記載はないんですよ。構造は書いてあると。だけれども、道路があるんだということであれば、それは改変したわけですから、改変した資料が県にあるはずなんです。それは、そういう証拠も出していただいて、いわゆる道路敷きなんだと。安定型最終処分場ではないんだということであれば、それを明確にしていきたいというふうに思っています、これは熊本県に資料を出してくれということで、水俣市としては求めてほしいというふうに思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

なお、今回質問があったからということじゃなくて、水俣市政としては、管轄するこの地域、水俣市の中に遮断型最終処分場もあるでしょうし、管理型最終処分場もあるでしょうし、安定型最終処分場もあるでしょうし、一般廃棄物もある産業廃棄物の処分場もあるということは、当然把握されていると思いますから、そういうのは基本的に把握しているのが、市政としては大切じゃないかなと思います。そういう面からも、これは熊本県に、きちっと資料を出してくださいということを、お願いしてほしいというふうに思いますけれども、その2点はいかがでしょう、質問は2点です。

○議長（福田 斉君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） ありがとうございます。

まず1点目が、水質検査は満潮時でいいのかという御質問だったと思います。

議員もおっしゃられた環境省の水質調査方法によりますと、採水地点は水域の地形、海潮流、利水状況、主要な汚濁点の位置、河川水の流入状況等を考慮し、水域の汚濁状況を総合的に把握できるよう選定するとなっております。

今回、熊本県が実施した八幡プール沖での水質検査は、水俣川の河口であるため、河川水の流入量を考慮して、満潮時に検体採取を行っているとの県の回答でございました。熊本県は、水質調査を実施する場合は、当然環境省の、この水質調査方法にのっとって行っていると私も考えております。しかしながら、それらの調査方法等の詳細につきましては、再度熊本県のほうに確認していきたいと思っております。

また、2つ目の御質問なんです、最終処分場について、その詳細を県にさらに尋ねるべきと

のことで、という御質問だったと思います。

野中重男議員のおっしゃるとおり、JNC敷地内に存在する安定型廃棄物最終処分場についての情報は、今のところ市に入ってきておりません。しかし、これは市にとりましても重要な情報と考えておりますので、しかしながら、熊本県から、まだ時間をいただきたいという回答でございます。引き続き、再度依頼をしたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 3回目の質問をします。

私は、ことしの3月に大きな地震が来れば、あの八幡プール群の護岸が、崩壊しないかという危惧がありますという質問をしました。市長のほうでも、それに対しては、大きな地震が来ればどうなるかということで、答弁があったというふうに記憶しています。

それで、熊本地震で日奈久断層、布田川断層の北のほうは動いたんですけども、南のほうはいずれ動くだろうというふうなことが言われていて、それに伴って、市庁舎の移転だとか、そういうことも対応されていますし、いずれにしても全体的に、私たちの生活全体が地底から動くということですから、備えなければいけないし、見直さなければいけないし、対策を講じなければいけないということになっているんだろうというふうに思います。

それで、この水俣川河口臨海部の開発については、調査用予算が提案されて、それなりに作業を進められているというふうに思うんですけども、護岸を整備するだとかなんかについては、きのうも一般質問ありましたし、この間の予算説明等でも、10億円を超えるんじゃないかというような話が伝わってきています。

私はこの間、この問題ずっと詳しく調べていく中で、そもそも八幡プール群は、どのような変遷を遂げてきたのか。道路部分は、安定型最終処分場の一部なのか、そうでないのかという疑問に行き当たりました。どちらなのかによって、これは今後の考え方が全く変わってくるということに行き当たりました。それで、2回の質問では、しつこいような形で、事実関係の確認をずっとこれまでしてきたところなんですけれども、これは具体的事実が解明されていかなければいけないというふうに思っています。早急に対応しなければいけないということを、私が望んでいないわけではありません。早急に対応しなければいけない。しかし、事実関係を確認すると、どちらにいくのかがわからないというか、対応しなければいけないというのは、はっきりしているんですけども、水俣市が主体となるのか、それともほかのところが主体になるのかが、変わってくるという意味で、どちらにいくかわからないという意味なんです。

それで3回目の質問をします。

まず1番目は、地震はいつ来るかわからないということですね。突然来る。台風はわかります。

二、三日前から台風が来るだろうというのはわかります。だけれども、地震はいつ来るかわかりません。護岸も、大きな地震で壊れる可能性があるわけですから、壊れてから内容物はわかりませんということでは、話にならないというふうに思うんです。ですから、事前に内容物について、調査をしておく必要があるんじゃないか。それは、道路敷き、それから調査するのは、市の所有地になっていますから、当然ですけれども、その内陸部にある部分についても、JNCが所有されているところについても、情報等をもらって、内容物は何なのかということ、改めてきちっと確認しておくことが、必要なのではないかとこのように思うんですが、これについてはいかがでしょうか。これが第1点であります。

第2点は、先ほど言ったこととちょっと重なるんですけども、検察が水俣病刑事事件の裁判のときに、熊本地方裁判所に提出した資料では、どうなっているかというのは先ほど言いました。これは、文書による証拠ということで、書証というふうに言うんですけど、図面にもなっていて、どういう形態か、あるいは面積も含めて、この熊本地方裁判所の判決の中には書かれています。

ところで、譲渡を受けたとき、水俣市は、安定型産業廃棄物の施設の許可を県から受けていたかという質問に対しては、受けてないということでありました。

それで、もし安定型最終処分場であったということが確認できているのに、水俣市がそれを譲渡を受けたとすれば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反するんです。廃掃法といいますけど、9条の5と15条の4に違反します。

どういうことかという、廃掃法あるんですけども、9条の5はこうなっています。これは一般廃棄物のところなんですね。一般廃棄物処理施設を譲り受け、または借り受けようとするものは、環境省令で定めるところにより、都道府県の許可を受けなければならない。同じことは廃掃法の15条の4のところ、これは産業廃棄物のところで、そのまま先ほど申し上げました9条の5を準用するよ、みなすよというふうになっていて、今申し上げたとおり、許可施設設置者から、当該許可にかかわる産業廃棄物施設を譲り受け、または借り受けようとするものは、環境省令で定めるところにより、都道府県の許可を受けなければならないというふうになったんですね。繰り返しますが、道路部分が産業廃棄物処分場の一部であって、水俣市は県の許可をとっていないとなれば、これは違法です。その部分は、産業廃棄物処分場ではないということの明確な証拠が出てくれば、違法ではないということになります。ですから、資料を県からもらってくださいということを、しつこく申し上げているということなんですね。

私が幾つか疑問を挙げたんですけども、これを前に進めるためにも、確たるものを、納得いく資料を、県からもらうということで、これについてはぜひ頑張ってください、今、水俣市で独自にあそこをどうするかということで、いろんな段取りもしていると思うんですけども、そ

の作業はここが確定しないと、前に進まないような、そういう重大事件だと思っておりますので、そのつもりで対応されたいのではないかなど、私は思いますが、いかがでしょうか。

以上2点です。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） まず1点目が、道路の土壌調査をしたらということですが、昨日の藤本壽子議員の御質問でもお答えしたとおり、八幡プール周辺については、市や県で水質調査を実施しておりまして、周辺環境に影響が出ていないことを確認しておりますので、土壌調査は現在のところは考えておりません。どうか御理解いただきますようお願いいたします。

それから、2点目として、県から納得いく資料の提出があるまで、開発を中断されたらどうかということだったと思っておりますが、本当は野中重男議員の御心配と忠告は、大変うれしく思っております。

しかし、いまだに続いている熊本地震の余震もあります。市民の不安を一日でも早く払拭できるように、関係機関の協力を得ながら、事業を進めてまいりたいと思っております。また、今年度、市で計画しております、海水面埋め立てに関する環境アセスメントは、今後の事業を左右する重要な事業でありますので、予定どおり実施させていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣市庁舎移転と建てかえについて、答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、水俣市庁舎移転と建てかえについて、現在までの進捗状況についてお答えをいたします。

5月30日の定例記者会見で、平成21年に行った耐震診断の結果や、今回の熊本地震後の28カ所の外見上の損傷状況等を勘案し、これ以上庁舎を安全に使用し続けることは困難であると判断し、移転を決断したということを述べさせていただきました。その後、緊急性、利用される方の利便性、経費面などを総合的に判断しまして、既存の公共施設を中心とする7から8カ所の移転候補先を選定し、さまざまな調査・分析、検討、調整を行ってまいりました。その結果を踏まえ、今回、第一小学校大運動場に隣接する水俣市文化会館駐車場に、仮庁舎を建てるという考えを示させていただいたところであります。

今後、議員の皆様方の御承認をいただければ、早々に庁舎機能移転に関する必要な手続を進めてまいりたいと考えております。

建てかえにつきましては、仮庁舎に移転した後、基本構想の策定、基本設計、実施設計、建て

かえ工事の工程で進めていくこととなりますが、市庁舎の建てかえは数十年に1度の事業であります。市としましては、市民、議会、行政が一体となり、取り組んでいけたらと考えております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問をします。

市庁舎の建てかえに関しては、これまでも一般質問が議会でもずっとあっていましたし、話題にのぼっていました。そういう提案もされてきたのも、私もよく記憶しています。それで、それらを受けて、庁内で検討委員会だとか、あるいは基金を積み立てようだとか、そういうことがされてきたんだろうと思うんですけども、その辺のどういう要望を受けて、どういう議論があって、基金の積み立て等をしてきたのかということ、第1問目にしたいと思います。

第2問目ですけれども、阪神淡路大震災だとか東日本大震災があって、先ほどもありましたように、建物の耐震基準等がどんどん強化されていったという流れもあります。そのような中で、教育施設の整備などについては、国からの補助金が拡充されるという動きもあって、全国的に教育施設の整備等が進んできたという経過があります。水俣市では、何年にどのような教育施設を整備し、どれくらいの金額がこれに投じられてきたのかというのが、2点目であります。

3点目は、災害時、市民みずからが命を守る選択をする、4月16日は明け方ありましたよね、1時20何分にありましたよね。実は、私の家は汐見町の高いところにあるんですけど、1丁目の人たちが、津波が来るという情報があったもんですから、上に上がってみえました。たまたま私の家の前が、車をとめられるところだったもんですから、車に乗ったままの人もいらっしゃいましたし、私の家は電気を全部つけて、お手洗いを使ってくださいというように提供したんですが、そういうふうな情報をもとに行動をされるんですよね。あのときは夜間で、騒音がなくて、外のスピーカーで聞こえたというのがあったんだと思います。

ただ、大雨のときだとか、昼間雑然としているときは、なかなかものが聞こえないというのもあって、的確な情報を市民に伝えるということで、これも行政の役割ですけれども、戸別受信機の設置などの予算が組まれて、今進んでいるというふうには思うんですが、ちょっと確認をしておきますね。本局は、教育委員会の上に設置するというのが、これまでの説明だったと思うんですが、けれども、庁舎を移転しても、デジタル放送等の本局は教育委員会の上につくるという理解で、そのままいいのかということと、デジタル無線関係の費用は何回か説明されたと思いますが、その後一部変更になっている部分もあるかもしれませんので、改めて総額幾らで、各年度ではどれだけの負担をしてきたのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 庁舎につきましては、私も議員時代、いろんな議論がされたのを知っております。さかのぼりますと、平成12年の3月の定例会でございまして16年ぐらい前ですね、庁舎

建設の必要性、建設手法として、P F I の導入の可能性について研究する旨、答弁をなされております。その後、なかなか検討が進んでおらず、平成20年3月定例会でも議会で御質問をいただいているところでございます。その後、平成20年4月に水俣市庁舎内検討委員会を設置し、11回の会議を開き、その間に耐震診断を実施しております。また、平成24年3月に検討結果が報告されているところでございます。

基金の積み立てにつきましては、平成17年の国の三民一体の改革によりまして、施設整備に係る国庫補助金負担金の一般財源化が予想される状況の中で、施設整備時の財源確保、また庁舎建設の財源にも活用できるように公共施設整備基金を創設し、積み立てを開始しているところでございます。

2つ目の教育施設の整備、どのくらいかかっているのかということでございます。どのくらいの時期からでございますけど、学校施設の耐震補強工事につきましては、平成22年から平成24年にかけて、水俣第一小学校体育館、水俣第二小学校校舎及び体育館、袋小学校体育館、袋中学校体育館、湯出小学校体育館、久木野小学校体育館、葛渡小学校校舎、緑東中学校校舎、水俣第一中学校校舎及び体育館、水東小学校校舎について行っております。そして事業費のほうは、8億3,700万円かかっているところでございます。

学校以外の教育施設に関しましては、平成26年7月にかけて、図書館、公民館の耐震改修工事を行っており、事業費は約2,900万円、また平成27年から28年にかけて行われます、文化会館のつり天井改修工事につきましては、事業費1億円を見込んでいるところでございます。

3つ目の質問のデジタル無線についてでございますが、放送設備につきましては、先ほど述べられましたように、耐震基準を満たしている教育委員会棟に移す予定としております。今回の庁舎機能移転によって影響を受けることはないというふうに考えております。

施設のデジタル化の費用総額でございますが、全額でいきますと11億2,400万円で、各年度の負担、保守点検等が必要になりますが、450万円となる見込みでございます。本庁と庁舎機能を移転するプレハブまでの配線費用等につきましては、別途の積算が必要というふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 大きな流れが理解できました。

それで、市庁舎の移転と建設というのは、市長も先ほどおっしゃいましたけれども、それこそ五、六十年に1回の事業ですよ。しかも投資額としては、それこそ30億円とか40億円ですから、もうとてつもないお金ということは、経験したことのないお金を一遍につき込むわけですから、それだけに市民の意見をよく聞くとか、市役所の職員の意見をよく聞くとか、あるいは議会とも綿密な情報交換をするだとか、そういうことを綿密にしながら進めることが必要だというふうに

考えています。

基本的にはそういう姿勢で進むということですので、進めていただきたいということをお願いして質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、塩崎達朗議員に許します。

（塩崎達朗君登壇）

○塩崎達朗君 こんにちは。

真志会の塩崎達朗です。

昨年度は蘇心会で、1人で活動してまいりましたが、本年度より1人会派を改め、真志会さんに新緑会の桑原一知議員とお世話になることになりました。今まで以上に、市民の皆様の私益につながるような活動をしていきたいと思っております。

さて、4月14日から16日にかけて発生した熊本地震は、甚大な被害をもたらし、2カ月が過ぎた今でも余震が続いています。死者49名、行方不明者1名、避難生活による震災関連死の疑いがある死者20名、震度7を2回も記録した熊本地震。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧、復興を願っております。

我が水俣市でも、市のシンボルである市庁舎が被害を受け、市職員の安全はもとより市民の皆様の安全・安心を考慮し、早急な市庁舎機能移転、建てかえを余儀なくされました。市民の皆様には、御不便をおかけすることは必至ですが、皆様の御期待に沿う新庁舎を建てていただきたいと思えます。

そんな熊本地震でこのような話がありましたので、ちょっと1つだけ言っておきます。

発生から1週間が過ぎたとき、関東在住の方が、トラック2台分の支援物資を集め、熊本までみずから運転、輸送する計画を立てられました。申し込み時に議員の紹介ということで、議員の氏名、連絡先を記入すると、高速道路の通行料が免除されるそうです。そこで議員にお願いしたそうですが、その議員は、このような善意の活動を理由もなしに断られたそうです。そういう議員がおられたということを、皆さんにちょっと御報告をしておきます。支援物資のほうはその後、別の議員さんに頼まれて、支障なく、熊本市のほうの被災地に届けられたということです。もう余りにも情けない、がっかりすると同時に、議員としての資質を疑ってしまいました。私たちは、

そういった議員と同じように見られないよう、何事にも一生懸命に取り組み、頑張ろうと思います。

それでは、通告に従い質問します。

1、熊本地震での水俣市の対応について。

- ①、地震後の被災者受け入れ態勢として、どのようなことをしたのか。
- ②、長期的な避難になったとき、市としてはどのような施設を避難所として考えているか。
- ③、今回の地震で自主防災組織と消防団は市と連携してどのような動きをしたか。
- ④、4月16日の本震が発生したとき、市は全員登庁を発令したが、全員登庁したのか。
- ⑤、福祉避難所は、開設されたのか。

2、庁舎建てかえ問題について。

- ①、どのような手順で進めていくのか。
- ②、庁舎機能移転のために人事異動があったのはなぜか。

3、移住定住の促進について。

- ①、地域おこし協力隊員の現況はどうか。

4、高校生の地元就職状況について。

- ①、地場企業からのおしごと説明会の現状、成果について。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 塩崎議員の御質問に順次お答えをいたします。

熊本地震での水俣市の対応については総合政策部長から、庁舎建てかえ問題については私から、移住定住の促進については総務部長から、高校生の地元就職状況については産業建設部長から、それぞれお答えをいたします。

○議長（福田 斉君） 熊本地震での水俣市の対応について、答弁を求めます。

緒方総合政策部長。

（総合政策部長 緒方克治君登壇）

○総合政策部長（緒方克治君） 初めに、熊本地震での水俣市の対応について、順次お答えします。

地震後の被災者の受け入れ体制としてどのようなことをしたのかとの御質問にお答えします。

本市での受け入れ体制としましては、市が管理する避難所への受け入れとカヌー艇庫への受け入れ準備を行いました。

また、市営住宅の提供につきましては、初野団地に2戸、西ノ浦団地に1戸提供しております。

避難状況は、初野団地に2世帯2人の方が熊本市及び宇土市から避難しており、西ノ浦団地には1世帯1人の方が菊池市から避難してきております。

被災した児童生徒の受け入れにつきましては、水俣第一小学校に1人、水俣第二小学校に7人、葛渡小学校に4人、水俣第二中学校に3人、緑東中学校に1人の計16人受け入れを行っております。

受け入れ体制の情報提供につきましては、本市のホームページに掲載するとともに、報道機関にも情報提供を行っております。

そのほか、被災者の方へ湯の鶴温泉保健センターほたるの湯の無料開放も実施しました。

次に、長期的な避難になったとき、市としては、どのような施設を避難所として考えているのかとの御質問にお答えします。

基本的には、市が管理する避難所を中心に開設しますが、災害が甚大で大勢の市民が避難を強いられる場合は、これらの避難所以外についても避難所を確保する必要があると考えております。

また、今回のように避難者が徐々に減少していった場合には、避難所の規模、環境面、運営体制等を考慮し、その状況に適した避難所を選定し、避難所を集約するといった対応も考えています。

次に、今回の地震で、自主防災組織と消防団は市と連携してどのような動きをしたかとの御質問にお答えします。

まず、自主防災組織につきましては、地震発生後、自主防災組織の代表者へ連絡を行い、地域の状況の把握をするとともに、必要があれば地域管理の避難所の開設をお願いしたところです。また、災害の状況等につきまして、随時報告、連絡を行いました。

消防団につきましては、災害対策本部の会議に消防団長が出席されているため、各消防団から入ってきた情報を報告していただいております。

また、災害対策本部での協議内容や対応等については、消防団長を通じて、各消防団に伝達していただいております。

具体的な動きとしましては、災害警戒の広報活動、土のうの準備及び災害に備えて自宅待機等の対応をしていただいております。

次に、4月16日の本震が発生したとき、市は全員登庁を発令したが、全員登庁したのかとの御質問にお答えします。

4月16日午前1時25分に本震が発生した際、午前2時に災害対策本部を設置し、第3号配備体制を確立し、午前2時8分には防災行政無線で市役所職員の登庁及び避難所開設を呼びかけております。午前3時には熊本県防災情報メールサービスで再度連絡し、約8割の職員が登庁または

避難所開設を行いました。

次に、福祉避難所は開設されたのかとの御質問にお答えします。

本市の福祉避難所として、もやい館を設定しておりますが、今回の地震では、もやい館については、通常の避難所として開設しており、福祉避難所としては開設しておりません。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 それでは、2回目の質問をしたいと思います。

水俣市自体の被害というのは、今度の地震によっては、余り大きな人的被害とか、そういったやつもなかったわけですが、熊本市、益城町、そういう県以北のほうを考えると、そのままではやっぱり住めないような状態で、皆様不安でいっぱいというのがまだ続いているというふうな形で思っています。ましてや、ここ二、三日のこの大雨、これによっても甚大な被害が出ております。水俣市自体は被害はなかったけれども、結構雨量的にはいっぱい降っているのかなというふうな感じで、皆さんもその都度、その都度、災害対策本部を設置されて、夜中まで出てこられて、いろいろやっておられるということで、そこには本当頭が下がる思いです。

特に危機管理防災課の方々には、本当に夜中、防災無線が鳴ります。今のこの時間帯に誰か来ているんだというような感じで、市民の皆さんにとっては、やはりそういうのも安心というふうな形で受けておられると思います。

そこで、ちょっと第2回目の質問ということで、まず、項目1のところでの質問ですが、地震発生後、被災した児童・生徒が16人、水俣市に転入したということでしたが、現在はどのような状況になっているのかというのを1つお聞きしたい。

あと、また、被災者受け入れ体制の情報提供は、本市ホームページに掲載し、報道機関にも情報提供を行っているとのことですが、実際のところ、いきなり例えばパソコンを開いて、ホームページを見る被災者の方がどれだけおられたのか、そこはちょっと疑問なんです。まずはテレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアで情報を得て、その後で詳しい内容を、ホームページで確認するというふうな形でやるんじゃないかなと思うんですけれども、テレビのテロップ等で、避難所の提供や被災者に対する支援情報というのが、他の自治体に比べて水俣市はすごく少なかったような気がします。そこで、情報提供先の報道機関とは、どのようなところに情報提供をされたのかというのを、項目1のところではちょっと聞きたいなと思っております。

②のところですが、長期的避難になったときに、市が管理する避難所を中心に開設し、災害が甚大で、大勢の市民が避難を強いられる場合は、これらの避難所以外にも、避難所を確保する必要があると答弁されたわけですが、それは具体的にはどんなところなのかというのを1つお聞きします。

3番目ですね。③のところ、地域管理の避難所開設のお願いや災害状況などについても、随時、報告及び連絡を行ったということでしたけれども、地域管理の避難所開設はあったのか。あったとしたら場所はどこか。また、支援物資等はどうだったのか。それと、報告及び連絡の方法、手段、または反省点はあったかをお尋ねいたします。

それと、④の答弁のところですけども、市役所職員へ防災無線で呼びかけ、そして熊本県防災情報メールサービスで連絡し、約8割の職員が登庁または避難所開設を行ったとの答弁であったが、私としたら、公務員さんはやっぱり本来、このような場合というのは、全員が登庁、または避難所開設などに当たられるというのが、本来の姿じゃないかと思います。なぜ、あとの2割の職員が、登庁できなかつたかという理由をお聞かせ願えればと思います。

最後に、5番目ですね。5番目のところで、水俣市の福祉避難所として、もやい館を設定しているが、今回の地震では、もやい館については、通常の避難所として開設をし、福祉避難所としては開設していなかったと述べられております。

私も午前中の高岡朱美議員の質問で、福祉避難所というのを余り詳しく知らなかったわけです。今度の熊本震災のやつで、テレビ等で盛んに福祉避難所という言葉が出てきて、あ、水俣って本当にそういうのってあるんだろうかというふうな疑問もありましたので、ちょっとここで出させていただいたというふうな感じもあるんですが、今後は、通常の避難所と福祉避難所というのは、分けて考えるべきだというふうに思うんですけども、その辺はどうか。

そして、その福祉避難所の市民の皆さんへの周知というのは、どうなっているのかというのをお聞きしたいと思います。

質問は以上6点です、お願いします。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 被災した児童・生徒へのお尋ねでございましたので、教育長の私のほうから御答弁させていただきたいと思います。

被害の大きかった被災地、益城町や熊本市から、水俣市のほうに身寄りのある祖父母、あるいは親戚宅に避難をしてきた児童・生徒、これは16名ということで、さきに答弁したとおりでございます。

最初の地震の次の日から、教育委員会に、被災地からの水俣市内の学校への受け入れについて問い合わせがございました。各小・中学校へ受け入れの協力依頼をし、4月18日から市内の小・中学校で受け入れを行ってきたところでは。

その間、心のケアが必要なことも多々あったことと思われませんが、各学校が温かく迎え入れ、被災した児童・生徒もみんなと一緒に部活をしたり、あるいは学校行事に参加するなどして、頑張る姿が見られました。

被災地の学校が再開されるに伴いまして、被災した児童・生徒は地元のほうに帰っていかれました。今なお3名の児童・生徒が、水俣の小・中学校に残っていらっしゃいます。

学校、学級の雰囲気にもすっかり溶け込んで、楽しい学校生活を送っているというのが現状でございます。

市教育委員会としましても、一日でも早く、地元の学校に帰れるようにお祈りいたしますと同時に、水俣で生活をしている間は、楽しい思い出をたくさんつくっていただけるように、精いっぱい応援をしていきたいと、そのように思っています。

○議長（福田 斉君） 本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） 4月16日に2割の市職員が登庁できなかった理由はなぜかとの御質問につきましては、私のほうからお答えいたします。

今回、登庁状況を見まして、職員の登庁状況の把握のため、早々に総務課におきまして各所属長に職員の登庁状況、防災行政無線及び防災情報メールの確認状況等の調査を行いました。

調査しました結果、登庁できなかった理由といたしましては、まず消防団活動、それと共働きなどで子どもの面倒を見る人がいない、親の介護、防災行政無線と防災情報メールに気づけなかった。また、市外に居住しているため、交通手段が途絶したことにより、登庁できなかったなどの理由でありました。

市としましては、今回の熊本地震の登庁状況を踏まえまして、全職員が災害時等には速やかに出勤できるように、日ごろからその準備をしておくよう、課長会議や文書等で周知徹底を図ったところです。

以上です。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 残りの点につきまして、私のほうから答弁させていただきます。

まず、マスコミについては、どこに情報を提供したのか、この点についてお答えします。

この点につきましては、市役所内記者クラブというものがございまして、そこに一斉でファクスが送ることができます。そこで、記者クラブの記者さんたちに、情報を一斉で送信した次第であります。

あと、答弁の中で、市管理の避難所以外についても避難所を確保する必要があると答弁したんですけれども、具体的にはどういうところを考えているのかについてなんです。市が管理する避難所以外に、地域が管理する避難所がございます。災害の種類や規模、被害箇所を考慮して、災害状況に応じた避難所を選定する必要があると考えております。

そして、地域避難所の開設はあったのかということなんですけれども、地域避難所について、自主防災から開設したと報告があった避難所は、7区公民館、深川駅跡休憩所、桜野集会所、湯

の鶴温泉保健センター、白梅の杜、八ノ窪公民館の6施設でありました。

そして、通常の避難所と福祉避難所を分けて考えるべきだと思うが、どうかという点につきまして、現状としまして、今まで避難行動要支援者と一般の方どちらも避難所として使用されており、問題も発生しておりませんでしたので、福祉避難所、通常の避難所を分けていませんでした。

本来であれば、福祉避難所と通常の避難所については、分ける必要があると考えておりますので、避難体制の見直しを行っていききたいと思います。

また、福祉避難所の市民への周知についても、今後、市報等で市民の方に周知を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 それでは3回目の質問というふうな形で入させていただきます。

なかなかこういう震災というのは、地域防災計画という分厚い本を幾ら読んでも、なかなか地震に関しての対処法とか、そういったやつは、本当に1ページぐらいしか載っていないみたいな感じで、ほとんどが大雨・洪水・高潮・土砂災害というふうな感じのやつを、結局まとめたような形で書いてある。確かに、今までそういった大きな地震というのが水俣市にはなかった。近くの周りの市町村でもなかったというふうな形で、なかなかそういう計画書に、地震のものを盛り込むというのはなかったかもしれないけれども、昨今、いつ何時、何が起こるか、大雨がいつ来るか、ゲリラ豪雨がいつ来るか、竜巻がいつ来るか、全然わからない、この気象状況の中で、やはりこの地域防災計画書というのも見直し、もしくはきちっとした部分で、足りない部分はここに付け加えるんだというふうな形の対処も必要かなと。

皆さん、ほかの議員さんたちも、いろいろこの震災に関して、質問をされて、そういった部分というのも、何か同じような答弁をもらうような感じになってくると思うんですけども、ぜひそういったもの見直しというのは、早急に上げていただければというふうな感じで思いますし、あと、市の管理の避難所を見てもそうですが、避難所の看板、やはりちょっとわかりづらいというのが私の考えです。黄色い大きな看板が施設の壁に張ってあったりするんです。市内の方だったら、そこが避難所ですよというのはわかるかもしれないけれども、やはり近隣、最近よそから越してこられた方とかは、避難所がどこにあるのかもわからないし、通常市内を走っていても、避難所という目新しい看板じゃないが、目につくような看板というのがなかなか目に見えない。

例えば、国道3号線を走っていて、ここに避難所がありますよみたいな感じの、やっぱりわかるような看板の設置の仕方とか、あと絵で、いろいろ土砂災害とか高潮とか書いてあるんですけども、なかなかわかりづらい看板になっているなど。

だから、例えば地域の方々にも、きちっとここに、こういったときの避難所がありますよとかというもお知らせ、自主防災組織というのが各地区にあるんで、そういったところの人たちもひっくるめて、消防団もひっくるめて、そういうふうな形で、市民みんなに周知徹底を図っていくような、何かそういった訓練じゃないですけども、避難訓練はもとより、そういう周知徹底をするというふうな感じのものを、きちっとやってほしいなというふうな感じで思います。

それはもうちょっと要望というふうな形でやらせていただきます。

今回、水俣市が行った被災者への支援の内容について、例えば、湯の鶴温泉保健センターほたるの湯が無料開放されたというふうな形でありましたけれども、被災者の方々に水俣市はこういったことを支援、提供していますよといったことなど、市民への情報提供がちょっと遅いかなと思うんですが、今後、どのように対処していかれるかというのを1つお聞きしたい。

それと、消防団活動や親の介護など、いろいろ職員の方に対して理由はあると思いますけれども、今回のこのような大きな災害が発生したときに、市外に住んでいる市役所職員は、やっぱり迅速に災害対応というのはできないだろうなと思います。ましてや、その方たちも例えば通勤手当、住居手当などは、正規に受給されていると思うんですよ。水俣市に住んでいる職員の方にはそういった、その方が来られなかった分は、その方たちの仕事の負担というのがやっぱり出てくるだろうと、そういうふうに思いますので、危機管理防災体制の強化を図るために、今回、人事異動も6月1日にちょっとあったわけですから、市役所職員は水俣市内に住んで、いつでも迅速にそういった何か事があったときには、対応できるようなことが大切だと思いますけれども、そこをどう考えておられるのか、2点だけお願いします。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 水俣市が行いました被災者の方々への支援内容について、それを市民の方への情報の提供が遅いのではないかという御質問なんですけれども、今後はその情報提供の方法を再度確認して、スピード感を持って対応するように、ホームページとか報道機関、あるいは自治会とか市報等を通じて、多方面にわたって情報提供を行っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） 危機管理の上からも、市役所職員は市内に住んで、迅速に対応できるようにすることが大切ではないかという御質問ですけども、確かに防災と危機管理上、職員には、できるだけ市内に居住してもらうことが望ましいと考えております。職員採用時などには、市内に居住していただくようお願いはしているところです。

ただ、これは市内居住を強制することはできませんので、御理解いただきたいというふうに思

います。

○議長（福田 斉君） 次に、庁舎建てかえ問題について、答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、庁舎建てかえ問題について、順次お答えをいたします。

まず、どのような手順で進めていくのかについてお答えをいたします。

5月30日の定例記者会見で、平成21年に行った耐震診断の結果や、今回の一連の地震による外見上の損傷状況等を勘案し、これ以上庁舎を安全に使用し続けることは困難であると判断をし、移転を決断したことを述べさせていただきました。

まずは、早急に安全な仮庁舎に庁舎機能を移転し、それから新庁舎の建設について検討していきたいと考えているところであります。

仮庁舎につきましては、設置場所として水俣第一小学校大運動場に隣接する水俣市文化会館駐車場を考えているところであり、移転完了後に水俣市本庁舎建替検討委員会で、基本構想の検討を行い、それを踏まえ、基本設計、実施設計の作成、建てかえ工事等の工程を進めてまいりたいと考えております。

次に、庁舎機能移転のために人事異動があったのはなぜかとの御質問にお答えをいたします。

私は、市民及び市役所で働く職員の安全を第一に考え、早急に庁舎機能移転を実施する必要があると考えております。

庁舎機能移転には、短期的に多くの業務が発生すると予想されますので、早急かつ確実に実施するには、既存の組織ではなく、役割を庁舎機能移転と庁舎建てかえ検討の2つに特化した組織が必要であると判断をいたしましたので、庁舎機能移転推進室を新たに設置し、職員の配置を行ったものであります。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 それでは、2回目の質問というふうな感じで入らせていただきます。

まずは、庁舎の建てかえについては、基本構想の検討を行い、基本設計、実施設計、建てかえ工事などを進めていくとのことですが、新庁舎の完成までに、市民は結局、行政の手續とか、何かと不便が生じるということになると思います。

できる限り短期間に、庁舎の建設をしていただきたいということ、市民生活に不便をかけないようにしていただければと思っております。

そこで、新庁舎はいつごろの完成を予定しているのか、これはちょっとまだ何も始まっていないのであれなんですけれども、一応そこを1つ聞きたいというふうな形で思っております。本当に絵に描いた餅ではないですけれども、何もまだ今から始まってと言ったらおかしいですけど、

つくっていくのに、何でそういうことを聞くのかみたいな感じで思われても、ちょっと仕方ないんですが、聞きたかったので聞きたいと思います。

次に、水俣のシンボルである、この市庁舎の建てかえなんですけれども、水俣市民が注目している大きな事業だと思います。工事が着工されてしまうと、もう完成までの間というのは、どこまで進んでいるのか、工事がどういった形のものできているのか、どこまでやっているのかというのが、ちょっとシートとかで覆われて、なかなか見るできないんじゃないかと。

そこで、完成間近で、初めて市民が全体像を知るというふうな形になっていくと思うんですけども、私も市民の一人として、庁舎がどのように建てられていくのか非常に興味があるわけがあります。市民の皆様も、私と同じ考えでおられるのではないかなと思うんですけども、そこで1つ提案なんです。今後、基本構想、基本設計があつて、実施設計があつて、建てかえ工事の工程を進めていかれると思うんですけども、その節目節目に、ぜひ市民向けに情報発信をするべきと考えているんですが、そこはいかがでしょうか。

そこをちょっと2つお聞きして、最後に庁舎機能推進を進めるために、6月1日付で本当は庁舎機能移転推進室を新たに設置されたわけですけども、職員を配置したということで、定期の4月1日にも人事異動があつております。その4月1日の人事異動と、年度の途中で人事異動というような形で6月1日あつたわけですけど、その違いは何かというのを、ちょっとお聞きをしたいと思います。

以上3点です、済みません。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 庁舎については、今回ずっといろんな御質問をいただきまして、その都度答弁させていただいております。

やっぱりいつ建つのかというのは、今はもう率直に言われたように、私たちも市民の方々からいつごろになつてかというの、よく聞かれるところでございます。やっぱり手順がございますので、最終的には、その手順を一個一個踏みながら進めていくわけでございますが、昨日も答弁したように、先行する自治体いろいろ調べさせていただいております。すると、最低でもやっぱり五、六年程度かかるんじゃないかなというふうな感じですけど、できればやっぱり早くしたいという気持ちは、もう議員と同じでございます。

新庁舎を建てかえるに当たりまして、やっぱり場所、安全面、防災機能の整備等、検討しなければいけない課題がかなりございますので、新庁舎完成まで、何かと市民の方々には本当に不自由をおかけして大変申しわけないというふうに思いますが、できるだけ新庁舎建設を早くできるように進めてまいりたいというふうに思っております。

それと、2つ目のどういったものができるか、節目節目に市民の方に教えたらどうかというこ

とだと思いますけど、今回建てかえると、これ56年ここを使っていますので、次建てかえたら、やっぱり50年、半世紀は使うような庁舎でなければならないというふうに思っております。

それにはやはり市民の方々に期待をしていただくような、本当にいい建物をつくりたいと思っております。設計が上がったり、デザイン、本来ならジオラマとかできて、その都度御紹介ができるような形で、市民の方にはわかりやすい形で、この庁舎建設というのはやっていきたいというふうに思っております。

人事は担当のほうから。

○議長（福田 斉君） 本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） 定期の4月1日の人事異動と年度途中の人事異動との違いは何かとの御質問でございますが、まず定期、4月1日の人事異動は、職員の定年退職等の後任補充とか、組織機構の見直し、また新規採用職員の配置などに伴い実施しております。

また、臨時の年度途中の人事異動につきましては、職員の中途退職とか育児休業、病気休暇等の休職があった場合や、また緊急で処理すべき大きな業務とか、課題が発生した場合などに行っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 ありがとうございます。

3回目の質問というふうな形で入らせていただきます。なかなか6月1日の人事異動に関しては、初日に高岡利治議員のほうからも質問があったと思うんですけども、私たちも庁舎機能移転推進室がこうやってできますよって、その庁舎機能移転推進室に関しては物すごく先に進むんだなど、機能移転に関して庁舎機能移転推進室ができましたということで、ちょっといろいろなと思ったんです。ただ本当に考えてみると、部課長クラスだけの異動みたいな感じでしかちょっととれなかったもんですから、やはり職員の方が2名新たに入られたわけですけども、その2名の方で本当に足りるのかということも、ちょっと心配がありまして、今後、職員の方をふやされるとかというのは考えておられないのか、1点だけで最後聞きたいと思えます。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 今、異動させて2人態勢でやっております。今後どうなるかは進めながら検討はしていきますけど、基本的には今の段階では、サポートは全体でこれはやっています。庁舎問題は、全部にまたがってきますので、全体でサポートしていきながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、移住定住の促進について答弁を求めます。

本田総務部長。

(総務部長 本田真一君登壇)

○総務部長(本田真一君) 次に、移住定住の促進について、地域おこし協力隊員の現況はどうか、との御質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊員につきましては、本年3月の市議会で、塩崎達朗議員の一般質問にお答えしましたとおり、2月から久木野地区における地域おこし協力隊員1名の募集を開始しております。

また、本年度当初予算におきまして、新たに2名の地域おこし協力隊員の経費を計上したところであります。

そのような中、まずは、久木野地区を優先して受け入れができるように、集落支援員を通じて、地元自治会長などの協力のもと、久木野地区住民への地域おこし協力隊の制度や概要の周知を行い、住居となる空き家の選定など受け入れ態勢を整えてきたところであります。

募集に当たっては、市のホームページや、一般社団法人移住・交流推進機構、通称JOINが運営する移住定住専用ホームページへの掲載を行い、3月からは、ハローワーク水俣を通じての募集も行いました。しかしながら、現時点では、応募はない状況であります。

そこで、応募しやすくするために、募集の条件を検討し、内容を緩和いたしました。

具体的には、年齢制限の40歳を50歳程度に引き上げ、募集人員も1名から2名にして、夫婦や家族での申し込みもできるようにいたしました。

そして、5月からは、新たな募集条件により、本市やJOINへのホームページ掲載や、ハローワーク水俣からの募集に加え、久木野地区内での募集チラシの回覧、棚田のあかりボランティアスタッフへの呼びかけ、また、東京で行われました関東水高会での参加者への周知など、さまざまな手段を使って募集を行いましたところ、数件の問い合わせをいただいているところです。

○議長(福田 斉君) 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 それでは、2回目の質問というふうな形で入ります。この地域おこし協力隊員のことですけれども、3月議会でちょっと質問をさせていただきましたが、私はこの地域おこし協力隊員はすでに決まって、もう活動されているものだとばかり思っておりました。今回の答弁の中で、まだ誰も決まっていませんというふうな感じで言われて、ちょっとびっくりしたところでした。

今年度は、ほかにあと2名の方の受け入れのための予算というのも、たしか出ていたと思うんです。なかなか何がそうさせているのかちょっとわかりませんが、何か決まっていたと思っていた自分が物すごく情けなく思うんですが、ちょっとそこで質問というふうな形で入ります。

まず地域おこし協力隊員は、地域の活性化に有意義な取り組みであると思っております。これまで移住となると空き家の選定など、受け入れ態勢を整えたり、ホームページなどを活用した募集をしたということ、それでも応募がなかったということですが、今後、この募集条件の緩和をしたり、募集チラシの回覧や関東水高会での周知を行うなど、さらなる取り組みをしてこられて、数件の問い合わせがあったということですが、問い合わせの内容というのはどういったものがあったのか。

次に、なかなか募集しても募集がない状況ということで、近隣の自治体も地域おこし協力隊員というのは募集をしていると思うんですけども、その近隣の自治体の状況というのはどういふような感じになっているのか、その2点をちょっとお伺いいたします。

○議長（福田 斉君） 本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） まず、数件の問い合わせがあったとのことであるが、どのような問い合わせの内容だったのかとの御質問です。これにつきましては、鹿児島県内や福岡県内のハローワークの職員の方から応募したい人がいるとの話があったり、関西のほうで水俣市のホームページなどを見て、応募したいという話など、4件の問い合わせがありましたけれども、年齢条件等が合わずに応募までには至っておりません。

次に、近隣の自治体の状況はどのようになっているかとの御質問ですが、平成28年度現在、募集しております県内の自治体は、水俣市や荒尾市、山鹿市など3市5町であります。

また、近隣で募集しております出水市と阿久根市の状況ですが、昨年からの応募に対して採用はできているが、定員を満たしていないということで、4月以降は問い合わせもほとんどなく、応募もないということで、募集期間を延ばすなどして対応しているということでございます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 なかなか少子化で人口も減っていつている、水俣は特にそれが問題になっているんじゃないかと思うんですけども、やはり、こういう地域おこし協力隊員の方に入ってきていただいて、水俣と一緒に住んでいただいて、水俣のいいところをまた発信していただく。その方たちがまた人を連れて、水俣に来ていただくと、そこに住んでいただくというふうな形のものが、この地域おこし協力隊員の方の仕事だと思うんですけども、その仕事をする人が来られないというのは、何かちょっと寂しい思いなんです。ぜひ早急にもう一回基準を見直したところで、緩和して、今40歳から50歳にしましたというふうな感じなんですけれども、例えばもう極端な話、リタイアされた方、もうその方たちをどうにか水俣市に、こういった農業をしませんかとか、おうちも提供できますよというふうな形のやつで引っ張って来られるような、何かそういう施策というか、施策はないのかなというふうな感じで思います。

地域の活性化のために、地域おこし協力隊員の活動には期待をしていたんですけども、市としても熊本地震や庁舎機能の移転等で忙しいとは思いますが、地域おこし協力隊員も大切な事業でありますので、ぜひ積極的に取り組んでいただいて、一日でも早く地域おこし協力隊員の配置を、地域の活性化に努めていただきたいというふうな感じで思っておりますので、これはもう要望で終わりたいと思います。ぜひよろしく願いいたします。

○議長（福田 斉君） 次に、高校生の地元就職状況について、答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 次に、高校生の地元就職状況について、地場企業からのおしごと説明会の現状・成果についての御質問にお答えします。

このおしごと説明会につきましては、昨日の田口憲雄議員からの御質問にもお答えしたところですが、市が水俣高校と連携して、平成27年度から実施しているものでございます。

水俣高校生が地元の企業などに興味を持ち、地元企業へ就職する若者をふやすことを目的として、市内事業者から仕事の内容などを説明いただいているところでございます。

昨年度は3年生と2年生を対象に、それぞれ1回ずつ開催をいたしました。

昨年度、この取り組みを行ったところ、前年度と比較しますと、地元企業への就職率が、26%から33%に向上いたしております。

市としましては、このおしごと説明会の実施によって、一定の成果が上がったものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

おしごと説明会、非常にいい内容のやり方かなというふうに思っております。

やはり、地元に残りたい人、またはUターンして帰ってこられる方、高校卒業して、大学に行かれて、またUターンして帰ってくると、仕事についても、向こうでちょっと挫折して、水俣に帰ってくるとい人もおられると思います。その中で、やはりこういう若いうちにどういった企業があって、そこはどのような仕事をしているのかというふうな形のものを、しっかり教えていただくと、よそに出ても、水俣にもこういった仕事、こういった関連の仕事があるというふうな形で、思っただけだと思いますので、ぜひそういった事業に関しては、続けてほしいなというふうな形で思います。一定の成果があったというふうな感じの答弁でしたので、ちょっとうれしく思っております。

そこで2回目の質問ですけども、昨年度は、3年生と2年生を対象に行ったということです

けれども、説明会の時期と説明対象学年について、ことしも同じような感じで行うのか、そこを1点お聞かせください。よろしくをお願いします。

○議長（福田 斉君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） ありがとうございます。

ことしも同じように行うのかという御質問にお答えいたします。

昨年度は6月に3年生向け、2月に2年生向けということで説明会を開催させていただいております。6月の3年生向けの説明会は、就職活動の前に、地元企業のことを知ってもらうために開催をいたしました。しかしながら、開催時期が求人票提出の1カ月前ということで、既に高校生によっては、市外への就職の気持ちが向いている子どもたちもいたんじゃないかなということ、もう少し早い段階で開催すればいいんじゃないかなということ、開催時期を見直して、昨年度はもう一回、2年生を対象に3学期に開催したところでございます。

今年度につきましては、今、塩崎達朗議員からも御提案ございましたとおり、進学を希望する生徒を含めた2年生も対象に開催しようと現在、水俣高校と協議を進めているところでございます。

これは、御提案されたことと同じ趣旨かと思えますけど、進学予定の生徒も対象とするのは、地元にいるうちに地元企業のことを知っていただいて、大学卒業後とか、あるいは都会で就職して、地元に戻ってこようかなという気分が起きるんじゃないかな。そういったことを期待して、進学者にもおしごと説明会にも来ていただきたいということ、学校側と協議をしながら今回はやっていこうかなと思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 じゃ3回目の質問ということで入ります。

なかなか地元に残っておられる若い人というのが少ないので、自分らの時代というのは、地元に残る人も結構多かったんですけども、何せ仕事自体が水俣市にちょっとないというふうな感じで出ていかれる方が多い。親御さんにしても、水俣にある企業よりも、やっぱりよそに出て、福利厚生面とか待遇のいい、ちょっと大きな会社というふうな感じで、親御さんだったらやっぱりそういうふうな形で考えると思うんです。水俣もやっぱりそういうふうな形で、よそに負けないような、うちはこういうことをやっているんですよという、福利厚生にしても何にしても、技術的にしても、よそに行っても負けないんですよというふうな企業さんにもうちょっと努力をしていただきたいところもあるんですけども、でも水俣にはJNCさんがあります。本当にJNCさんの技術力とか、そういったものを考えると、よそにない非常にすばらしい会社なんです、もっとこう皆さん、地元の企業さんといっても、ほかに河村電器産業さんとか大きな会社も

いっぱいありますので、そういうところもきちっと若い人たちにアピールができるような場というふうな形で、これを続けていってほしいと思う。

3回目ですけど、説明会を行った地場企業、学生さん、水俣高校、この反応というか、受け取り方等はどんな感じなのかというのがあれば、教えてください。よろしくお願いします。

○議長（福田 斉君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） それでは、塩崎達朗議員の3回目の質問についてお答えいたします。

説明会が終わった後の反応についてなんですが、説明会の実施後に、アンケートをとらせていただきました。その結果、参加企業の約6割から、自分たちの仕事について話す機会が足りなかったため、今回はいい機会をつくっていただいたと思っているという声を寄せていただきました。

また、参加した生徒の反応としても、約9割から、説明会の時間がたつのが充実して、早いと思うほどだったと。もう少しほかの企業さんの話も聞きたかったとか、仕事に対する誇りややりがいを感じたとか、あとこういった機会をぜひ後輩にもつくってあげてくださいという声が寄せられまして、両社からとも反応がよかったかなと思っております。

今後も学校側とか参加企業等の御意見をお聞きしながら、よりよい説明会になるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で塩崎達朗議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明23日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時35分 散会

平成28年 6 月23日

平成28年 6 月第 2 回水俣市議会定例会会議録
(第 4 号)

一般質問・質疑

平成28年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成28年6月23日（木曜日）

午前 9時30分 開議

午後 1時51分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 16人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（緒 方 克 治 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）	総務企画部次長（水 田 利 博 君）
福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水道局長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）	総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第4号

平成28年6月23日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 谷口明弘君 1 市役所の庁舎機能移転について
2 新庁舎建設について
3 熊本地震に関する本市の対応について
- 2 小路貴紀君 1 平成28年熊本地震について
2 市長ブログについて
3 初恋のまちづくりについて

(付託委員会)

第2 議第46号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 平成27年度水俣市一般会計補正予算(第9号) (総務産業)

第3 議第47号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について
(総務産業)

第4 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(総務産業)

第5 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 平成27年度水俣市一般会計補正予算(第10号) (各委)

第6 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 平成28年度水俣市一般会計補正予算(第1号) (各委)

第7 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成28年度水俣市一般会計補正予算(第2号) (総務産業)

第8 議第52号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)

第9 議第53号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(厚生文教)

第10 議第54号 平成28年度水俣市一般会計補正予算(第3号) (各委)

第11 議第55号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) (厚生文教)

- 第12 議第56号 平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（厚生文教）
- 第13 議第57号 平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）（厚生文教）
- 第14 議第58号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）（総務産業）
- 第15 議第59号 平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）（総務産業）
- 第16 議第60号 工事請負契約の変更について（総務産業）
- 第17 議第61号 工事委託に関する基本協定の締結について（総務産業）
- 第18 議第62号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について（総務産業）
- 第19 議第63号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第4号）（総務産業）
- 第20 特別委員会の設置について

平成28年6月第2回水俣市議会定例会陳情文書表（追加）

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第4号	水俣湾埋め立て地、八幡残渣プールに対し早急に適正な対策を講じる事を求める陳情について	水俣市袋54番地117 上村 好男		厚生文教

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、条例案1件、補正予算1件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定により株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況報告1件の報告が提出されましたので、議席に配布しておきました。

次に、本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、厚生文教委員会に付託します。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、谷口明弘議員に許します。

(谷口明弘君登壇)

○谷口明弘君 皆さん、おはようございます。

真志会の谷口明弘です。

きょうの一般質問に臨むに当たりまして、身だしなみを整えようと思ひまして、本会議の後、散髪に行きました。家に帰ったんですが、誰も気づいてもらえませんでした。子どもたちが巣立つてから、家族が非常に会話が少なくなったなど感じる昨今でございます。

改めましてですが、このたびの熊本地震及び20日夜から21日未明にかけての豪雨災害により、犠牲になられた方々の御冥福をお祈りいたします。あわせまして、今なお避難生活を強いられている被災者の皆様に対して、心からお見舞いを申し上げます。また、今回の熊本地震に国内外からお寄せいただきました、多くの善意に対しまして心から感謝を申し上げます。

現時点では、この水俣市の被害は少なく済んでおりますが、いまだ余震も続いております。今後も予断を許さない状況が続いておりますが、あすは我が身という危機感を持って、自治体としても、また個人個人としても、さまざまな自然災害から身を守る備えを再確認する必要性を感じました。

さて、5月26日から27日にかけて行われました伊勢志摩サミットでは、各国首脳が伊勢神宮を訪れるなど、日本人の精神性の原点を世界に示す大きなきっかけになったと思います。また過去のサミットでは、日本の総理大臣の存在感が薄かったのが常でしたが、今回の伊勢志摩サミットでは、安倍総理が遜色なく肩を並べて通訳を介さず話をするなど、存在感が際立ち、日本主導でサミットの共同宣言を取りまとめることができた、初めてのサミットではなかったかと思ひます。

とりわけ、サミット後にオバマ大統領の広島訪問という、歴史的な出来事を実現させた功績は、大いに評価されるべきだと思います。オバマ大統領と安倍総理のスピーチの内容もすばらしいと思ひましたが、オバマ大統領と被爆者の坪井さんとの握手のシーン、または森さんと抱擁を交わすシーンは私の胸を打つものがありました。人間は、お互いの立場を理解し、認め合うことで不幸な歴史を乗り越えて、明るい未来を築くために手を取り合えるのだと感じました。

水俣も水俣病問題を抱えていますが、水俣の明るい未来を築くために、立場や考え方の違う人々が、お互いに歩み寄れる日が早く来るようにしなければならぬと、そんな希望の光を見る思いでテレビの抱擁シーンを見詰めていました。

また一方で、政治の話題では、東京都知事の舛添氏が政治資金の公私混同疑惑、危機管理に対

する考え方の甘さ、また高額な海外出張経費などを問題視され、辞任する事態となりました。

直近のニュースでは、都議団のオリンピック視察の経費が問題視されています。市長や議長も今年度中に姉妹都市のデボンポートに表敬訪問される予定ですが、1人当たりの予算が50万円ほどと聞いております。今から準備をすれば、航空券の早期割引など十分節約は可能ですので、水俣市の海外出張経費は、一円たりとも無駄遣いはしていないと率先して示していただきたいと思っております。

また一方で、政治家が不用意に発した一言で、政治生命を絶たれることはよくあることです。今回の舛添都知事も、東京都知事が二流のホテルに泊まって恥ずかしくありませんかとの発言が、そもそものきっかけでした。西田市長もその発言やSNSでの発信には、格段の配慮をしていただかないと市民が恥をかくことになります。

初日の高岡利治議員の質問で、市長のブログに書かれた、災害対策会議3日目、さすがに疲れますと書かれた件が取り上げられ、高岡利治議員にはそれを見たんですかとしつこく反問されていましたが、問題の品質はそこではないと思っております。見たか見ないかということで言うならば、私は市長ブログのフォロワーですから、私はしっかりこの目で拝見いたしました。4月18日の日です。八幡宮例大祭の演芸のパフォーマンスを見ていたときでしたので、はっきりと記憶しております。その日に市民の方からも市長のブログを見ましたかと、あれはひどいと内容だといぶかる電話ももらいました。

高岡利治議員に、もう削除した内容にとやかく言われても答えようがないと言われておりましたが、市長はSNSの世界では、たとえ削除しても、次々とそれがスクリーンショットなどで拡散し、大炎上することがあるというネットの怖さをよく理解しているはずですし、SNSに投稿した内容を削除することと、書斎で書き損じた文書をごみ箱に捨てるのでは、全く意味合いが違うことを、インターネットに精通されている市長なら、本当はわかっているはずです。この件に関しましては、小路貴紀議員が質問項目に挙げていますので、後の追及はお任せしますが、ネットの世界では、市長として発信されるその内容は、修正や削除をしても、投稿した瞬間に世界中の人が目にし、スクリーンショットなどで内容は保存され、拡散され、炎上する可能性があることを肝に銘じて、市民が恥をかかないよう、十分吟味して投稿してもらいたいと注文をつけさせていただきます。

長々と語りましたが、一般質問も3日目ということで、熊本地震とその影響による市役所庁舎の機能移転や建てかえ問題に市民の関心が高まっているので、既に多くの議員さんが質問されましたが、私なりの考えを示しながら、以下質問します。

1、市役所の庁舎機能移転について。

①、市役所庁舎の現況はどのような状態か。

- ②、いつまでに仮庁舎を移転する予定か。
- ③、仮庁舎の移転候補地はどこか。
- ④、仮庁舎の移転費用は幾らか。
- ⑤、仮庁舎がプレハブとなった場合、リース料は幾らになるのか。
- ⑥、どれくらいこの状態が続くのか。
- ⑦、財源はどのようになるのか。
- ⑧、庁舎機能移転推進室の業務内容は何か。

2、新庁舎建設について。

- ①、今後どのような手順を踏むのか。
- ②、建設候補地としてどのような場所が考えられるか。
- ③、水俣市本庁舎建替検討委員会の会議は行われたのか、また会議の内容は、また委員会の権限はどこまであるのか。

- ④、新庁舎建設にかかる費用は幾らか。
- ⑤、財源はどのようになるのか。
- ⑥、新庁舎建設により市民の税負担はふえるのか。
- ⑦、新庁舎建設に当たって、どのようなコンセプトあるいはビジョンを持って臨むのか。

3、熊本地震に関する本市の対応について。

- ①、本市の危機管理体制はどのようになっているのか。
- ②、今回の震災で浮き彫りになった問題点はどのようなものか。
- ③、被災者支援に関するこれまでの取り組みはどのようなものか。
- ④、今後新たな被災者支援策はあるのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 谷口明弘議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、市役所の庁舎機能移転については総務部長から、新庁舎建設については私から、熊本地震に関する本市の対応については総合政策部長からそれぞれお答えをいたします。

○議長（福田 斉君） 市役所の庁舎機能移転について、答弁を求めます。

本田総務部長。

（総務部長 本田真一君登壇）

○総務部長（本田真一君） 市役所の庁舎機能移転について、順次お答えします。

まず、水俣市役所庁舎の現況はどのような状態かとの御質問にお答えいたします。

市役所本庁舎及び水道局棟については、建築年が古く、現在の耐震基準を満たしていない状態であり、平成21年に実施しました耐震診断では、建物の耐震性能を示す指標である I s 値が0.2を示している場所もあり、公共施設に必要とされる0.75を大きく下回っており、震度6強以上の大規模地震が発生すると、倒壊または崩壊する危険性が高いという結果が出ております。

そのような状況の中、今回の一連の地震により、4月20日時点で庁舎の28カ所に多数の亀裂・剥離等の外見上の損傷を確認したところであります。

次に、いつまでに仮庁舎に移転する予定かについてと仮庁舎の移転候補地はどこかについてお答えします。

移転時期につきましては、今回、議会の御承認をいただければ、早急に必要な手続を行い、仮庁舎の建設に着手し、本年秋ごろから移転を開始し、遅くとも来年1月までに移転作業を完了したいと考えております。

仮庁舎の移転候補地は、水俣第一小学校大運動場に隣接する水俣市文化会館駐車場を考えています。

次に、仮庁舎の移転費用と仮庁舎がプレハブとなった場合、リース料は幾らになるのかについてお答えします。

予算については、現時点で算出できる費用といたしまして、電算移転費が約5,000万円、プレハブ棟の5年間のリース料が約4億3,000万円、このほかに電話の移設費用、引っ越し費用等が考えられ、順次見積もりを依頼する準備を進めているところであります。

次に、どれくらいこの状態が続くのかについてお答えいたします。

今後、仮庁舎の完成を待って移転した後、新庁舎建設に関する基本構想の策定、基本設計・実施設計の作成、建てかえ工事の工程で進めてまいりたいと考えておりますが、先行する他自治体の事例も勘案し、5年から6年程度の期間を要すると見込んでいるところです。

次に、財源はどのようになるのかとの御質問にお答えします。

財源としましては、通常、基金、一般財源があります。現在のところ、国からの財政支援等はありませんが、熊本地震に対応した特別立法を熊本県が国へ要望しているところであります。

次に、庁舎機能移転推進室の業務内容についてお答えいたします。

庁舎機能移転推進室につきましては、庁舎機能の移転に関する業務と庁舎建てかえに関する業務を行うこととしております。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 市役所庁舎の現況をお伺いいたしまして、大変深刻な状況であると理解いたしました。特に耐震診断基準である I s 値が0.2の場所があるということは、震度6強以上で倒壊または

崩壊する危険性が高いと、つまり市役所の職員や来庁する市民の命をも奪いかねない危険な状態であるということを理解いたしました。

したがって、一刻も早くこの危険性を除去するためにも、市役所庁舎の機能移転をしなければならぬわけですが、いかんせん、これまで庁舎の建てかえについて、議会からも何度か質問やってきましたんですけれども、準備をしておきませんでしたので、限られた時間の中で多くの課題を処理しなければなりません。庁舎機能移転推進室を中心に、職員一丸となって、最大限のパフォーマンスを発揮してもらいたいと思います。議会も特別委員会の本日設置を検討しており、全力で取り組んでまいります。

庁舎機能移転につきましては、現時点で試算できる部分で4億8,000万円以上かかるとの答弁でございましたが、その財源については、自主財源で賄うのか、国の支援を引き出せるかで大きく財政事情が違ってまいりますので、この件に関しては、次の新庁舎建設に係る部分とも関連しますので、そこで集中してお尋ねしたいと思います。

ところで、仮庁舎といえども、少なくとも5年から6年、そこで市民サービスを提供しなければなりません。もし万が一、今回のような地震などが発生した場合、防災拠点としての役割も果たさなくてはなりません。

2次質問でお尋ねしたいのは、移転の候補地についてです。文化会館の駐車場にプレハブ庁舎を建てる案が有力となっているようですが、これまでに検討された、それぞれの候補地の比較検討結果を、メリット・デメリットを示していただき、もやい館の道向かいの駐車場を最有力とされた根拠をお尋ねします。

以上です。

○議長（福田 斉君） 本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） 2回目の質問ですけれども、文化会館の駐車場を判断した根拠ということですが、仮庁舎の候補地につきましては、震災発生以降、慎重に検討を重ねてきております。検討の候補に挙げられた施設は旧水俣高校、市総合体育館、公民館、水俣第一小学校、旧水俣第三中学校、旧深川小学校、城山公園、文化会館駐車場などです。候補地を絞り込む際には、施設でしたら耐震基準を満たしているかどうか、土地でしたら土砂災害特別警戒区域などに含まれていないか、それと公園用地等の用地の制限がないかといった法的規制の検討とか、市民の皆様の利便性ですね、それと教育環境への影響、移転に係るコストといった点、考慮いたしました。

具体的には、耐震基準、土砂災害特別警戒区域、公園用地といった法的規制の面から、旧水俣第三中学校校舎、旧水俣高校校舎、浜グラウンド、城山公園が候補からまず外れました。市民の利便性という点から、市街地から離れている旧深川小学校、面積が狭いため、一部の庁舎機能し

か移転できない公民館別館、市が管理する避難所である総合体育館等が外れました。

あと、移転までに期間を要するところから水俣第一小学校を断念して、そして水俣第一小学校大運動場に隣接する、文化会館駐車場を最終候補としたところでございます。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 国の財政支援が受けられるかどうかということで、水俣市の財政運営に大きく影響が出てくるわけですから、今後、新庁舎の建設費なども考えると、できるだけ仮庁舎にかかる経費を抑えつつ、市民の利便性も考慮しつつ、どうしても不便を強いる部分は包み隠さず明らかにして、仮庁舎の設置場所は決定してもらいたいものです。例えば、利便性の問題で否定されました深川小学校跡地も、もやい館と併用するというような方法で、コストをかけずに仮庁舎機能を維持できるのではないかと考えますし、もやい館に市民生活に関する窓口機能を入れて、市民の利便性を維持しつつ、その他の部署を深川小学校跡地に入れるということができれば、仮庁舎の維持費はぐっと抑えられるのではないかと、私は考えたりもしたりですね。あとは、文化会館の駐車場にプレハブを建てる場合のそのメリットは、確かに消去法でいけば、そういうふうになるというのはよく理解しましたが、一方で、もやい館や文化会館でイベントのたびに、駐車場が少ないという問題が現在もございます。さらにこの状況が悪化したり、駐車場の狭さの件でイベントの規模を縮小したり、イベントも誘致できなかつたりというようなことが発生しないかというのも懸念いたします。

浜グラウンドや第三中学校跡地では、なぜいけないのかというようなのも、私なりの考えですが、例えば、浜グラウンドは医療センター建てかえの際に、一部駐車場として利用した経緯もございますし、仮に第三中学校跡地にそこを求めた場合には、今、校舎の取り壊しなどもさんざん議会でも議論されておりますが、そういったのも仮庁舎の建設という大きな理由で、校舎の取り壊し等も考えられるのではないかと、いろいろ私なりに考えたりするわけですよ。

いずれにしても、この件に関しましては、新しい庁舎の建設工事も含めて、市民それぞれにいろんなお考えがあると思います。ここで決めるのは大変な決断が伴うと思いますが、最善の候補地を選択してもらいたいという希望を伝えます。

改めて質問です。私が今お示したような点も、ぜひよく検討してもらいたいなどは思うんですけども、これは次の庁舎建てかえの件も含めて検討してもらいたいわけですが、文化会館駐車場にプレハブの仮庁舎を建てるというのが、もうこれは決定事項なのかということを改めて確認させていただきます。その場合、駐車場の確保に具体的な方策があるのか、あわせてお尋ねします。この2点です。

○議長（福田 斉君） 本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） 3回目の質問でございますけれども、文化会館駐車場につきましては、

もう私たちも慎重に検討を重ねまして、最終的に文化会館駐車場が適地であると決定したところでございます。

それと駐車場につきましては、これは確かに駐車場のほうの不足というのが懸念されております。不足する駐車場につきましては、周辺の市有地の活用を含めて、今後十分に検討し、利用される皆様へ、できる限り御迷惑にならないように対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、新庁舎建設について答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、新庁舎建設について順次お答えをいたします。

まず、今後どのような手順を踏むのかの御質問にお答えをいたします。

新庁舎建設は、基本構想の策定、基本設計・実施設計の作成、建てかえ工事の工程で進めてまいりたいと考えております。

次に、建設候補地としてどのような場所が考えられるかの御質問にお答えをいたします。

平成25年9月の市議会定例会の一般質問に対し、建設場所については、必要な敷地面積、市街地への影響、経済性などの観点から現在地が望ましいと答弁しております。しかし、今回の熊本地震の被災自治体の状況を見ても、市役所の立地場所については、大規模災害時に行政機能が停止しないように、災害に耐え得る強さ、安全性を考慮する必要が出てまいりました。よって、市庁舎の建てかえ場所については、さまざまな観点から、現在地を含め、再度検討をしていくことといたします。

次に、水俣市本庁舎建替検討委員会の会議は行われたのか、また会議の内容は、委員会の権限はどこまであるのかの御質問にお答えをいたします。

水俣市本庁舎建替検討委員会の会議は、学識経験を有する委員の選定に難航した経緯があり、現在まで委員会の開催はされておられません。また、委員会の権限については、1、本庁舎の建てかえの基本構想に関する事。2、本庁舎を建てかえる場合の規模、建てかえ時期、位置等に関する事などの事項について検討し、意見を述べてもらうこととなっております。

次に、新庁舎建設にかかる費用は幾らかの御質問にお答えをいたします。

新庁舎の建設費用については、平成25年9月定例会で、延床面積を6,500平方メートルとした場合、26億円が想定されると答弁しましたが、東京オリンピック関連施設建設の需要、さらに今回の熊本地震の震災復興などで建築資材や労務単価の高騰などが見込まれますので、35億円から40億円程度になるのではないかと考えております。

次に、財源はどのようになるのかの御質問にお答えをいたします。

財源としましては、市債、基金、一般財源があります。通常の新庁舎建設には、一般単独事業債が事業費の75%充当され、地方交付税措置はありません。また、先ほどお答えいたしましたとおり、現在のところ、国からの熊本地震に対応した財源支援等はありませんので、熊本県が国へ要望しているところであります。

次に、新庁舎建設により市民の税負担はふえるのかの御質問にお答えをいたします。

新庁舎建設により市民の税負担はふえませんが、市が将来負担しなければならない元利償還金の返済額は増加しますので、市の財政運営は厳しくなるものと思われまます。

次に、新庁舎建設に当たって、どのようコンセプトあるいはビジョンを持って臨むのかの御質問にお答えをいたします。

今回の熊本地震により庁舎が損壊し、行政機能が停止した自治体がありました。このことを踏まえ、災害に耐え得る構造、強度を持ち、防災拠点としての機能をあわせ持つ新庁舎を建設したいと考えております。また、本市は、世界で類例を見ない水俣病の経験と、そこから得た教訓を生かし、環境モデル都市づくりを進めてまいりました。このことから、太陽光などの再生可能エネルギーを導入し、エネルギーの地産地消に努め、温室効果ガスの排出量の削減に寄与してまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 今、最も市民の関心が高い、この市役所新庁舎の建てかえの話題とありまして、たくさん議員の方が今回一般質問で取り上げられ、議論はかなり深まっておりますが、私なりの視点で、さらに執行部の考え方を追及させてもらいたいと思います。

まずは候補地の選定についてですが、現在地が望ましいという考え方を一旦白紙に戻されて、これから再度検討するということですが、この件については、先ほども申し上げたとおり、市民もそれぞれにいろんな考えがあると思いますので、その中で最善と思われる候補地を選定していただくことになると思います。私は、質問でお聞きしたビジョンやコンセプトとも関連することですが、例えば、水俣市が津奈木町と将来的に合併が仮にあるとした場合に、消防署や警察署があり、さらには高規格道路のインターチェンジができる予定である、ひばりヶ丘周辺であったり、または新幹線駅がとまる新水俣駅付近の初野付近に新庁舎ができるというのが実現すれば、今、八代市でも本庁舎機能をどこに置くかということでもいろいろもめております。津奈木町民の方々も、水俣市内よりも津奈木庁舎に近いし、あそこはインターチェンジのそばだから、あそこは本庁舎にすることは納得せないかんとか、そういったことにもなりはしないかとかです。あとどちらの市街地よりも少し高台にありますので、防災の機能の面から見ても、十分役割を果たせるのではないかと、そういう立地条件ではないかと考えたりもいたします。

また一方で、住民の利便性を重視するなら、市内中心部に適地を見つけるという案も、確かに一考する余地はあると思います。また、今、現在地に建てかえるという場合でも、今後少子化が進み、児童数が減少する見通しの水俣第一小学校ですね、こちらの小運動場を、これは市役所敷地に割譲してもらおうということなども、しっかり関係部署と議論を詰めなければならないと思います。現在でも、市役所駐車場には夕方になれば、子どもの送迎の保護者の方がたくさん車をとめておられますし、土・日には、部活動の送迎の車がたくさん駐車されている状況もございます。水俣第一小学校の小運動場を市役所の敷地に割譲できれば、市役所の狭い駐車場の問題も少しは改善されるのではないかと期待しますし、そのかわりと言っては何ですが、水俣第一小学校さんには、今の大運動場の隅に遊具を充実させたりと、お互い納得できるような解決策は見出せるのではないかと思います。

また、厳しい財政事情を考えれば、民間の力を活用したPFI方式による新庁舎建設も、その選択肢も排除するべきではないと思いますので、今後、議会としても特別委員会でしっかり議論してまいりますので、執行部におかれましても、ぜひ、今示した考え方も参考にさせていただきたいと思います。現時点では、建設候補地の件は要望で終わっておきます。

次に、建設費用や財源、市民の税負担についてですが、財政面から考えれば、はっきり言って、最悪のタイミングで、建てかえを実施することになったなと思います。先ほどの答弁にもありましたが、平成25年9月議会では、建設コストは26億円との試算が答弁でありました。今回はオリンピックや震災復興関連の建設費や資材、労務費の高騰、さらには、これは答弁にはありませんでしたが、消費税の増税も今後見込まれます。そうなれば、先ほど答弁によりますと、35億円から40億円程度になるという見通しが示されました。また仮庁舎にかかる経費も先ほどの答弁ですと、5億円程度かかる、そんなような見通しです。わずか3年でですね、合わせれば15億円から20億円も建設費、または新庁舎建設にかかる経費がかさんだこととなります。

結果的に、これは前政権が、市民に不利益を生じさせる結果となったと指摘せざるを得ません。なぜ市民の不利益になるかといいますと、新庁舎建設で税負担はふえないということですが、元利償還金の返済額がふえるので、市の財政運営は厳しくなるという答弁がございました。簡単に言えば、収入は変わらないけれども、借金返済がふえるので、支出を切り詰める必要があるということになるのではないかと思います。支出を切り詰めるということは、市民サービス、または補助金あるいは道路や公共施設の整備補修の予算を削る、削減して節約せないかんという状況が発生するということだと思います。

ここで1つ目の質問ですが、仮に30億円を市債で賄った場合、元利償還金の返済は年間幾らかかり、返済期間は何年かかるのか、その見通しをお尋ねします。

また別の話題ですが、市役所庁舎の建てかえ問題は、議会の一般質問でたびたび取り上げられ

てきました。一番現実味を帯びたのは、平成20年ころに、チッソの八幡社宅跡地にPFI方式で市役所、商工会議所、さらにはショッピングモールなどを建設して、市役所を移転してはどうかと、チッソから水俣市に提案があり、その後協議を重ねたのですが、当時の宮本市長時代に、水俣の市政のほう積極的に進める姿勢が見えなかったため、この話は立ち消えになってしまいました。

結果論になってしまいますが、その当時の執行部が、この民間の提案を真摯に受けとめて、建設にゴーサインを出しておれば、今ごろとくに新庁舎はでき上がり、支出も大幅に削減できたはずですが、私は、当時の執行部の判断が、市民に大きな不利益をもたらす結果となったと考えますが、PFI方式で庁舎を建てないかとのチッソからの提案を、前向きに検討できなかった当時の執行部の判断について、現執行部はどのような認識をお持ちか、お尋ねします。

次に財源についてです。市民によく理解しておいていただきたいのですが、通常、新庁舎建設には、基本的に地方交付税措置がございません。つまり、市債という借金で建設して、長くそれを返済していかなければなりません。その間、人口や企業がふえない限り、どこかの予算をカットしたりして帳尻を合わせる必要があります。

そこで、今回、熊本地震によって建物に亀裂や剥離が確認できたということで、熊本地震に対する特別立法に、水俣市庁舎も適用してもらおうよう国に要望しているわけですが、宇城市や八代市役所の被害と比較して、水俣市役所の被害は少ない状況、これを国に財政支援を認めてもらうには、政治的な力を発揮する必要性を感じます。そこで、市長に国からの財政支援を引き出す秘訣についてお聞きしたいと思います。

市長は、国への財政支援の要望活動に関してブログで、5月26日に福田議長とともに、蒲島知事と吉永県議会議長に要望を行ったと掲載されておりましたが、その要望内容はどのようなものだったのか、また、それ以外に地元選出の国会議員などに要望活動を行ったのか、その手応えはどうだったのかお尋ねします。

次に、市長は既に2年以上市長の職務を務めてこられました。このような自治体の一大事に、政権与党とのパイプがあることが重要であると感じているかどうか。

以上4点お尋ねします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 庁舎につきましては、今回の議会でいろんな御意見もいただいているところでございます。考え方は今から固めていくところでございますけど、今の質問の中で、まず30年返済、そういった期間で返す30億円にしたときは、単純に割りますと、1億円、それに利息がつく。これはもう民間と全く同じで、自主財源でやった場合でございます。これはあくまで30億

円そのまま自己負担でやったときでございます。そういったところがありますが、国の補助金等の額によって、この金額は変わっていくというふうに思っております。

今言われたように、国・県にいろんな要望して災害の部分、今、県のほうは、そういった災害の分のかさ上げの部分、特別立法等でかさ上げしていただきたいということを、国のほうに言っておられるというふうに思っています。まずは私たちが、まだ確定はしておりませんが、そういった部分をぜひ使わせていただきたいというふうに、今後も要望していきたいというふうに思っております。

2つ目のPFI方式について、当時の宮本市政のときの執行部の考えをどう思うかということでございますが、最終的には、それを提案があって、多分議会、議会には出てませんでしたかね。執行部でいろいろ検討された結果だというふうに思っておりますので、私からはそれについては、今のところ何とも言うところはないでございます。当時の執行部が決めたことだというふうに思っております。

それと3つ目の県に行ったときの、福田議長と5月26日に要望いたしました。内容といたしましては、熊本地震によって甚大な被害があった自治体に対して、水俣市は救援物資の提供、職員派遣、行政事務等の処理面で、可能な限り協力を惜しまないということをお伝えした上で、地震の影響で庁舎に多数のひび割れ、剥離が生じていると、大規模地震で倒壊の危険性が非常に高まっていると、庁舎機能を移転せざるを得なくなったということをお伝えをしております。現行制度では、行政施設の再建・復旧に対する国の支援メニューは十分でないわけでございますので、庁舎の機能移転を行う場合、多額の負担をしなければならないことをお伝えいたしております。防災拠点として機能を有する庁舎の再建・復旧、仮庁舎の整備、庁舎建てかえ、移転に要する費用等について、地方債の弾力的運用、新たな補助金の創設等を、国に対して強く働きかけていただきたいということをお願いしたわけでございます。

それと4つ目の与党とのパイプということでございますけど、上京するときに、国会議員の皆さん方と集まって意見交換の場があります。今回も市長会がございまして、意見交換をさせていただきまして、その場で今の水俣市の現状、時間は皆さん、14市、大体何分決めてありますが、私のほうもその部分をきちっとお伝えさせていただいて、手応えについては何とも言えませんが、水俣市がこういった被害に遭っているということは、十分理解をしていただいたというふうに感じております。

○議長（福田 斉君） 4点です、政権与党とのパイプの件ですね。

○市長（西田弘志君） 失礼しました。今のが私の答弁ということでございます。与党について、与党というか、そういうふうに意見交換をさせていただいて、手応えは感じているということでございます。

○谷口明弘君 市長の職務をもう2年務めてこられたわけですがけれども、こういう一大事が発生した場合に、政権与党とのパイプがある。要は、今回、吉永県議会議長であったり自由民主党系の選出議員、国会議員との会合を行ったという話ですがけれども、そういうことに対して、パイプというのは重要だと思われるかということですか。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 重要と思うかというか、市としてきちっと伝えていっているということでございます。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 答弁にもありましたが、ちょっとはつきりしなかったんですけど、年間1億円以上の支払いが30年続くという答弁だったと思います。30年、それプラスアルファ、利息等がつくということでございます。

例えば平成28年度の事業でいえば、牧ノ内・大迫線の道路改良事業とか、あとは文化会館の改修整備事業などが約1億円程度の規模の事業になります。今後はこのような道路整備になるかどうかはわかりませんが、現在の予算から年間1億円程度の支出を常に抑えるといえますか、元利償還金の返済に充てる財源を見出さなくてはならないというわけですから、そのことはしっかりと市民の皆さんに理解していただく必要があると思います。改めまして、ここで市長の口から市民に対して、新庁舎建設を市債で賄った場合、市民サービスや財政運営に与える影響を示していただきたいと思っております。これが1点目。

次に財源の件ですがけれども、国から財政支援を引き出すための方法についてですが、きのう、参議院議員通常選挙が公示されました。私は、自民・公明連立与党の現安倍政権を支持しておりますが、現在の自由民主党水俣市支部とは諸事情から一線を画しております。内部事情は一部新聞の報道にも上がったので、全部そのとおりとは言いませんが、おおむねそのような状態です。しかし、熊本地震の復興を円滑に進めるためにも、新庁舎建設のための国の財政支援を獲得するためにも、必ず現職の自由民主党候補に再選を果たしてもらう必要があると思っております。市長は今の立場になられてから、自由民主党熊本県支部連合会の新春祝賀式に出席されたり、県知事選挙のときには、蒲島選挙対策本部の立ち上げ式などには副市長を派遣されたり、宮本市長時代にはない行動をとってこられました。市長選挙で支持をされた、共産党や社民党の支持者の方はどう思っているのか、勝手に心配します。

ところで6月20日付の熊本日新聞の1面では、今回の参議院議員通常選挙で、自由民主党現職候補の選挙対策本部立ち上げ式に、西田市長も出席されマイクをとって発言されたり、自由民主党国会議員を招いての吉永県議会議長就任祝賀式にも参列されたそうですが、私も現政権を支持する立場ですので、大いにその行動を評価しますし、こういうときこそ、国の財政支援獲得に

執行部と議会が協力して取り組まなければならないと思っています。

そこでお尋ねしますが、これらの市長の行動は、現政権とのパイプが大事であると、自由民主党の候補者を推すことで水俣市の財政負担を軽減して、市民生活を向上しようという深い考えがあつてのことでやったのか、お尋ねします。

最後に、初日に田口憲雄議員が、新庁舎建設にPFI方式を導入する考えはないかと質問されましたが、庁舎建設の財源に関して自主財源で賄わざるを得なくなった場合、市の財政運営を考慮して、JNCさんに対して、水俣市と改めて、PFI方式による新庁舎の建設ができないかと申し入れる考えがないかお尋ねします。

以上3点です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 3点ございました。30億円というのは、まだ全然確定もしておりません。負担が少しでもなくなるように、今、県に、国に言っておるわけでございます。これ、もっと早く建てとったらよかったじゃないかという今御意見もございました。考え方、いろいろだと思います。どの時点で建てるのが一番市民にとって負担がないかというのは、後にならないとわからないと思いますけど、現時点でやることは、30億円、40億円かかる金額を、何とか市だけで賄うことなく、災害の復旧、また国のほうの支援、補助金、防災の拠点として見ていただきたい。そういったことを今、国に上げてるわけでございます。やっぱりここが地震で倒壊、また宇土市みたいに使えなくなると、本当大変だというふうに思っております。

そういった観点から、やっぱり国のほうは、今まではどうしても、建てかえられた方はほとんどが合併されたところですよ。合併特例債で建てられています。10年たちまして、ほとんどいいところ、建っておりますのは、今、出水市も建てておりますけど、合併されています。うちは合併をしておりません。その中で市債で、自分ところの単独で、予算を賄うのが難しいということで、ずっと延び延びになってきておりました。そして、私は今2年になりますけど、少しずつその積み立てという部分をためていこうということで、そういったお金をためているところのやさきに今になりました。

今、私が一番やらなくてはいけないのは、県に、国に、その負担がないように申し入れをしていく。それを何とかして、市民の皆さん方に負担を少なくするのが、私の仕事だと思っております。30億円については、現在何もない時点でございますけど、そこを何とか少なくしたいということがございます。

ですから、最終的に市民の方に負担をかけるのは、今言われたように、1億円出すんだから、1億円をこっちに、道に使ってる分を違うところに使うから、おおむね市民の不利益になるというのはわかります。でも、その部分を少しでも少なくしていこうというのが、私の考えでござ

います。

それと、選挙について自由民主党、いろんな形で市長宛てに御案内が来ます。私は市長という立場でいろんなところで、御案内が来れば、日程が合う合わないがありますけど、行けるところには行っているということでございます。

それとPFI方式、JNCさんの件につきましては、JNCさんのほうから直接お話もいただいております。今からいろんな形で、議会も特別委員会されるというふうに聞いておりますので、その中でそういった議論があれば、また私のほうにもお伝えをしていただければと思いますし、今回の本庁舎建替検討委員会の中で、そういったJNCさんのほうからそういったお話があれば、その議論もきっとされるのではないかというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、熊本地震に関する本市の対応について答弁を求めます。

緒方総合政策部長。

（総合政策部長 緒方克治君登壇）

○総合政策部長（緒方克治君） 次に、熊本地震に関する本市の対応について、順次お答えします。

本市の危機管理体制はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

本市の熊本地震における危機管理体制についてですが、4月14日午後9時26分に発生した地震の際、午後10時14分に災害警戒本部を設置し、3回開催しております。

4月16日午前1時25分に発生した地震の際には、午前2時に災害対策本部を設置し、市民への避難の呼びかけと、市が管理する避難所の開設を行いました。また、防災行政無線と熊本県防災情報メールサービスを用い、全職員への参集を行い、朝には調査班において、市内全域の被害状況調査を実施しております。災害対策本部は17日正午まで設置し、9回開催しております。

さらに4月19日午後5時56分に本市で震度3の地震が発生しましたので、再度、午後6時30分に災害警戒本部を設置し、4月30日正午まで21回開催しております。避難所につきましては、4月16日から4月29日まで開設を行っております。

次に、今回の震災で浮き彫りになった問題点はどのようなものかとの御質問にお答えします。

今回の地震において問題となった主な点は、避難所の運営と備蓄物の確保という点です。避難所については、現在の体制では、台風や大雨などの短期的な避難所の開設には対応できていますが、地震のような長期的に避難所を開設しなければならない場合、避難所担当職員の負担が大きいく、災害対応を優先する結果、本来の業務に影響が出てくるといった問題が出てきました。また、本市で甚大な災害が発生した場合には、避難所の運営自体困難な状況になると思われまので、自主防災組織や災害時における協定を締結している各種団体と協力しながら進めていく体制づくりが必要だと考えています。

備蓄物につきましては、現在、災害が発生し、水や食料等の物資が必要になった際は、災害時

における協定を結んでいる事業者から調達することとしておりますが、道路の寸断等で物資の調達ができなくなった場合、対応できなくなるおそれがあるため、備蓄物の確保が必要であると考えており、今回の議会に備蓄物の経費を計上しているところであります。

次に、被災者支援に関するこれまでの取り組みはどのようなものかとの御質問にお答えします。

水俣市の被災者支援につきましては、被災者に市営住宅を貸与する住宅支援、被災された方が水俣市へ避難され、その生活が1カ月以上になることが見込まれる場合に支給する生活支援金や就学支援金の制度、本市へ宿泊された被災者の方への宿泊助成制度があります。それぞれの実績につきましては、6月15日現在で住宅支援が3件、生活給付金の支給が3件、就学支援金の支給が2件、宿泊助成が33件となっており、そのほか被災児童・生徒の受け入れや、被災した自治体への職員派遣を行っております。また、被災者に対する湯の鶴温泉保健センターほたるの湯の無料開放も行っております。

次に、今後新たな被災者支援策はあるのかとの御質問にお答えします。

先ほどお答えしましたとおり、被災者支援は現在も行っており、今後も被災した自治体からの要望等があった場合、対応していきたいと考えております。また、国からの被災地支援として、旅費の一部を補助する旅行券事業、商店街活性化を目的とした商店街にぎわい創出事業等があります。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 熊本地震から先日の豪雨、さらには今も警戒体制を引き続きとっておられるので、きょう防災服での参加ということになっておりますが、この間の災害対応に対しまして、市長以下職員の皆さん、自衛隊関係者、消防関係者、またその他さまざまな関係者の御努力に対しまして、心からねぎらいの言葉をお送りします。また、水俣市民の中にも、多くの方々がボランティアとして被災地支援に乗り出しておられること、国内外から多くの支援や浄財を、この熊本に対して寄せていただいていることに、冒頭でも述べましたが、改めて感謝したいと思います。

ところで、近年の自然災害の発生頻度は非常に高くなっている。これは皆さん認識一致するところだと思います。おとといの夜も土砂災害警戒情報が発令される事態となって、雷がピカピカなるような状況の中で、宝川内で起きた不幸な土石流災害の日と重なって、私もですが、住民は不安な夜を過ごしました。

頻発する、この自然災害に危機感を持った地方自治体では、災害などの危機管理のプロとして、退職自衛官を採用して危機管理監、または防災対策官のポストを設ける動きがございます。

質問としては、まず水俣市の危機管理防災課、あるいは庁内に防災士の資格を持つ方がいらっ

しゃるのか。また、危機管理の専門家として、退職自衛官を採用している近隣自治体では、防災・減災の観点から、どのような効用があっているかと考えるかお尋ねします。

次に、熊本地震の直後から長期にわたって、熊本市内の小・中学校が避難所として活用されていたわけですが、知り合いに学校の先生が多くいる関係で、彼ら、先生たちが避難所の運営に直接かかわり、奮闘、努力されている姿を見聞きしました。中には、学校にこんなに長く泊まったことは初めてだと。また、私はそういう危機管理とか防災の専門家ではないのに、どうやって、この運営の責任者といいますか、そういう立場にあられたということで、避難されている住民から、いろんな苦情・要望等を受け付ける事態となって、非常に心が痛んだというか、大変だったというようなことをよく聞きました。

そこで、仮に水俣でこういう大規模災害が発生して、学校施設に避難者を長期受け入れるような事態が発生した場合、今は職員で賄うのが今回大変だったという答弁もありましたが、学校の先生方が、こうやって避難所の担当者としてかかわる場合があるのか、水俣市の場合ですね。それを1点お尋ねします。

さらに、被災者支援に関してですけれども、私は東日本大震災のときにも感じたことなんですが、宝川内の土石流災害で全国から温かな、さまざまな支援を受けたこの水俣市、この自治体として、余りにも他の被災自治体への支援に対して、何かやる気というか、積極性を感じません、残念ですが。もっと支援に対して、積極的に、水俣市としてどのようなお手伝いができるのかというのを、市民も含めて、見せてもらいたいなというのが市民の感情ではないかと思います。

先ほど、湯の鶴温泉保健センターほたるの湯を無料で開放しているというお話もありましたが、これは小路貴紀議員が4月19日に執行部に申し入れて、ああ、そういうアイデアもありましたかということで、実現に至った話だと私は思います。

私は、教育委員会に、みなよむ号などを被災自治体に派遣して、子どもたちの心のケアに役立てたらどうかという提案もいたしました。ところが、先ほどの答弁にもありましたけれども、被災自治体から要望がないので、今のところ考えていませんというような回答でして、非常にがっかりいたしました。

震災で発生した瓦れきやごみ、または避難所の段ボール箱なんかも、水俣から支援に行ったときに、帰りにトラックで積んできてもらえないかという話も担当課にしましたけれども、とにかく返ってくる答えは、自治体からの要請があれば、それには対応しますということで、こちらからやろうという姿勢が私は感じられません。本当にそんな姿勢でいいのでしょうか。

市長、我々市民が、宝川内の土石流災害で受けた全国からの支援、これに対してはぜひ恩返しをしたいという思いを持っています。私は今回は特に、熊本の身近な県内の近隣自治体、同士が被害を受けているわけです。今こそ恩返しをすべきじゃないでしょうか。市民レベルでみずから

行動を起こした勇気ある彼らに続いて、何かできることはないかと、これからも支援策を次々と考えていきたいというような答弁をしてほしいと、私はそのように思います。

そこで、市長にこれをお伺いします。被災者支援に関しまして、市民の思いをくんで、水俣市内において最も高い頭脳集団の1つである、この水俣市役所の職員全てが、本気になって、どのような支援ができるのかというアイデアを出してもらって、その中から1つでも実行に移してもらいたいと思いますが、市長のお考えをお尋ねします。

以上、3点。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） まず最初の2点について、私のほうから御答弁させていただきます。

まず、第1点目、水俣市の職員に防災士の資格を持った職員はいるのかという点なんですが、結論から申しますと、資格を持った職員はおりません。

しかしながら、防災士の資格を取得する研修には過去6名参加しております。ただ、防災士の資格をちょっとまだ登録していないという状態です。

同じところで、よその自治体では危機管理監等の、例えば自衛隊のOBとかを採用なさっていますが、その効果はどうかということなんですが、これについては、私は過去そういう自衛隊の経験がられる方、あるいは被災地でいろいろ避難者対応をなさっている方のノウハウは、非常に貴重なものがあると思います。そこで、そういう方々のノウハウが、次の災害に活かされると思いますので、その効果は、私は大きいものと考えております。

2点目の学校でなんですが、例えば甚大な被害が起きて、学校が避難所となった場合、教職員の方々が避難所の担当としているかどうかということなんですが、現時点では教職員の方、避難所を担当とはしておりません。ただ、議員もおっしゃったように、校長先生とか教頭先生がみずから学校に出दैただいて、いろんな対応をしていただいていると、このようにお伺いしております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 災害地の支援でございますけど、地震が起こってから、私のところにも民間の方で多分御存じの方、たくさんいらっしゃると思うんですけど、深川のほうから拠点で行かれた方もいらっしゃいますし、個人で、飲食店関係で、水俣商工会議所の青年部の方、一生懸命やられておりました。市でできるものは、私も指示をしておりますけど、それが足りたか足りなかったという、外からの目では、今そういった御批判があるのでしたら、もっともっと見える形でやっていかなくはないというふうに思っております。

みなよむ号のお話がありました。それは私にも、議員のお考えだったとは、私は知りませんでしたですけど、私にも来ました。益城町の知り合いというか、うちのほうから益城町のほうに、県から行っておられる方に向こうの教育長等にも話して、そういった水俣にはこういったみなよむ号があるんです。子どもたちに、もし時間がつぶれればということで、お話をさせていただきました。そのときに返事は、災害がまだなかなか落ちついていない時期で、今はちょっと来ていただいても、無理かなというふうなお返事をいただいたことはあります。

今後、そういったものがまた使えるようでしたら、水俣にできるメニューというものは考えていきたいというふうに思っております。

市役所の職員の方やいろんな考えの方を集めて、挙げていただいて、こういうのをやりましょう、やっていこうというところは、やっぱり出していきたいというふうに思っております。

平成15年の災害のときに、私ももやい館、7月20日から8月十何日やったですかね、1カ月ぐらいボランティアセンター、ほとんど毎日お邪魔して、お手伝いさせていただきました。

議員も多分、今回いろんな形で支援をされていると思っています。私も今回は、こういった立場でボランティアに参加できませんので、うちの嫁は4回ぐらい行ってもらいました。いろんな形で皆さん、自分の気持ちでやっていらっしゃるので、それはまたできない方は義援金という形もあるでしょうし、体でボランティアしたいという方もいらっしゃると思います。自分ができることを、できるときに、できることをやっていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 避難所へのみなよむ号のボランティア派遣について、谷口明弘議員初め複数の市民から、教育委員会のほうにもそういうお声があったということで、お聞きいたしております。

ぜひ派遣できないかと、そういった強い要望がございましたし、教育委員会として、また市の図書館といたしましても、被災地の子どもたちに希望を与えることにもなり、かつ被災地への支援を強く希望していたところでございます。

先般、益城町での保育園で絵本コンサートなど、子どもたちと一緒に楽しみ、交流する機会があると、そこにみなよむ号を派遣できないかなという準備を進めていたところでございますけれども、一昨日の豪雨がございまして、その施設そのものが、受け入れが非常に難しいという状況もございました。

大変残念な結果になりましたけれども、今後におきましても、みなよむ号を初め、教育委員会としまして、できることがあれば、積極的に支援を行ってまいりたいというぐあいに考えております。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 いよいよ最後の質問になりますが、被災者支援について、ぜひ熊本地震による被災地の復興は、これから長い期間にわたって必要になってまいります。ぜひとも被災地の要請がないから、あった場合にはとかいう、消極的な支援ではなくて、過去に支援を受けた自治体として、市民の思いをくんで、積極的な支援の方向に切りかえていただきたいと思います。これは要望として、再度要望いたします。

危機管理監の件についてですが、退職自衛官といっても、いろんな考えの方がいらっしゃるのですが、誰でもいいというわけにはまいりませんが、自衛隊員の定年は階級によって違いはありますが、おおむね55歳で定年を迎えます。ほかの公務員や一般企業の定年からすると、非常に早く定年を迎えるわけですけれども、彼らは生活するために再就職先を見つけなければなりません。その中で、災害対策の専門的な知識を身につける、防災士の資格を取得する自衛官の方も多くいらっしゃいます。この流れは全国的に広がりつつありまして、答弁にはありませんでしたが、県内では熊本県庁、あるいは熊本市、菊池市、大津町、高森町、こういったところが既に危機管理の専門家を配置しております。全国的にも10%から20%、高いところでは30%ぐらいの県の配置状況だという。しかし、この動きは今後、私は広がっていくんだろうなと思います。

彼らは、防災対策等が、たとえ整備されていないような自治体であっても、一からそれをつくり上げるだけの能力を身につけているとお聞きしています。さらには、自衛隊本体と緊密に連絡をとり合うことが可能というのが、これは最大のメリットだと私は考えます。これらの点を踏まえて、今後水俣市に危機管理監、または防災対策監などのポストを設けて、退職自衛官を採用してはどうかと思いますが、執行部のお考えをお聞きします。

次に、一次答弁にもあったんですが、地震のような長期的な避難所開設が必要な場合、避難所担当職員の負担が大変大きかったと。災害対策を優先する結果、本来の業務に支障が出たというような答弁がございました。

また、水俣市では、学校の先生を現時点で、避難所運営の担当とはしないという答弁もございましたが、実際、ああいう被害が起きてしまえば、それこそ熊本市もそうだったのかもしれない。そういった、もともとは体制だったかもしれませんが、学校の先生が避難所運営に駆り出される可能性は十分考えられます。

また、自主防災組織の方々にも、場合によっては、避難所開設に大きな役割を果たしてもらう必要が出てくるかもしれません。そういった部分を、この平時のときにしっかりと関係機関、学校であったり、自主防災組織と調整を図っておく必要があると思いますが、この点について担当課の考えをお尋ねします。

以上、2点。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） まず第1点目、水俣市でも自衛隊のOBの方とか、あるいはそういう防災危機管理を経験なさった方のOBの方を、登用してはどうかという御質問の件なのですが、この今議員がおっしゃった御意見、非常に私は貴重な御意見だと思います。実際、この防災関係、そういう経験のある人のノウハウがなければ、なかなか経験のない者が対応できるというものではないと思います。

自衛隊とか、あるいは警察の退職者の方を登用することについては、今後、危機管理に本当に役に立つと思いますので、本市においても前向きに検討したいと思います。

次に、学校とか、あるいは自主防災組織との連携についてなんですが、先ほど答弁でお答えしましたように、本市で甚大な被害が起きた場合は、もうこれは総力戦になります。総力戦になった場合は、皆様の御協力が必ずいると思います。

そこで、自主防災組織、あるいは学校の先生方にもぜひ御協力をお願いしていくと、それを平常の段階から検討していくというお考えは、私も同じ意見であります。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 以上で谷口明弘議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、小路貴紀議員に許します。

（小路貴紀君登壇）

○小路貴紀君 皆さん、こんにちは。

水進会の小路貴紀です。

去る4月に発災した熊本地震、並びにここ数日の豪雨により、お亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々、そしていまだ日々の平穏を取り戻すに至らず、不自由な生活を強いられている方々に対しまして、お見舞いを申し上げます。

余震が続く中ではありますが、一日も早い復旧・復興を願うとともに、心を寄り添えられればと思う次第です。

幸いにも水俣市では、大きな被害もなく、特に人的被害がなかったわけですが、市民・市職員・企業を初め、いろんな方々がそれぞれの立場で、募金活動や被災地でのボランティア活動などを通じて、被災地を支援されたことに感謝の意をあらわすとともに、継続した支援につながることを強く期待しております。

本定例会では熊本地震とあわせて、庁舎機能移転及び建てかえの質問が多くありました。仮庁舎であっても、議会はしっかりと機能していかなければならないわけですが、議員においては諸先輩の苦渋の議論を経て、現在の定数に至っております。執行部におかれましては、平成28年度の人事異動及び発令によって、議員定数と同じ16名にふえました。仮庁舎での議員席は16名分を準備すれば間に合いますが、執行部席は16名プラスアルファ準備したほうがよいのか、要らぬ心配をさせていただきます。

私たちの生活は、常に自然災害などのリスクにさらされております。でも私たちは、そのリスクと共存し、物事を考えられる思考を持ち合わせております。庁舎の移転や建てかえにおいて、防災や減災の必要性は衆目の一致するところですが、この機会を仕事のやり方、あり方を見直す契機にしていくべきだと考えます。

私も未熟ながら議員活動を始めてこの1年間、会議資料を初め予算書や決算書類、種々の冊子類などがキングファイル5冊以上になっております。庁舎内には永久保存の資料が多く、火災や水害への対応はもとより、保管スペースの確保も大きな課題と認識しております。資料類の電子ファイル化や、先進自治体が行っている、タブレット端末を用いた議会改革によるペーパーレス化は、業務効率化なども相まって、長い目で見れば費用に対する効果の期待は大きいと考えます。

庁舎建てかえの費用は、原則自治体負担です。財源が乏しい水俣市においては、今後の特別立法や、地方交付税措置の行方次第にかかわらず、公共施設だけではなく、民間施設、民間の力も視野に入れた、あらゆるケーススタディをしておく必要性が求められます。そして、新たな庁舎は、市民や市職員の安全性と利便性を担保するとともに、新庁舎を中心とした新たなコミュニティの形成が大いに期待されると考えます。

以下、通告に従い質問いたします。

1、平成28年熊本地震について。

①、前震から本震及びその後の一連の諸対応に関する評価は。また、反省点や課題に対して、こういった対策が必要と考えているか。

②、湯の鶴温泉保健センターほたるの湯を被災者へ無料開放するよう申し入れたものの、無料開放に至るまで1週間も要した原因は何か。

③、本年度から運用開始されるべき空き家バンクが機能しなかった理由は何か。また、今後のスケジュールはどうなっているか。

2、市長ブログについて。

①、公的な水俣市ホームページに外部サイトにある個人的な市長ブログがリンクされている。公私の区別についてどのように捉えているか。

②、4月17日に開催された第7回災害対策本部会議の内容で、「さすがに3日連続徹夜で疲れ

ます！」とブログ配信されたが、後日削除されていた。削除に至った経緯等を踏まえ、市長の考えはどうか。

3、初恋のまちづくりについて。

①、初恋のまちづくりにおける関連事業がスタートして以来、平成28年3月までに投じられた費用は、補助金及び交付金を含めて総額幾らか。また、平成28年度に計上されている予算は幾らか。

②、初恋ポッドキャスト三部作に要した費用は幾らか。また、三部作全てが配信されたが、市としてどのように評価しているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 小路議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、平成28年熊本地震については副市長から、市長ブログについては私から、初恋のまちづくりについては総合政策部長からそれぞれお答えをいたします。

○議長（福田 斉君） 平成28年熊本地震について、答弁を求めます。

本山副市長。

（副市長 本山祐二君登壇）

○副市長（本山祐二君） 初めに、平成28年熊本地震について、順次お答えいたします。

まず、前震から本震及びその後の一連の諸対応に関する評価は。また、反省点や課題に対して、こういった対策が必要と考えているかとの御質問にお答えいたします。

本市での今回の前震から本震での一連の諸対応につきましては、14日の前震の際は、災害警戒本部を、16日の本震の際には、災害対策本部を設置し、また、避難所開設も行っております。

評価としましては、結果的に人的被害が生じなかった点はよかったものの、一部避難所で開設時の問題があったり、避難所での情報不足等の苦情が寄せられた点などについては、今後、改善・見直しが必要だと考えております。

また、避難所運営の体制の強化及び備蓄物の確保が必要であると考えております。

これからも、随時、水俣市地域防災計画も含め、各種マニュアルも見直しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、湯の鶴温泉保健センターほたるの湯を被災者へ無料開放するよう申し入れたものの、無料開放に至るまで、1週間も要した原因は何かとの御質問にお答えいたします。

無料開放についてのお話があった後、湯の鶴温泉保健センターほたるの湯を、被災された方々

に無料で開放するようにはしていましたが、地震直後の煩雑した状況もあり、また、湯の鶴温泉保健センターほたるの湯の指定管理者への連絡の行き違いなどもあったことなどで、無料開放がおくれ、一部の被災された方々へ御迷惑をおかけしたことに對し、申しわけなく思っております。

なお、無料開放から6月14日までに、延べ149人の被災者の方が利用されており、この無料開放は、被災者の方への支援として、今後も当分の間、実施することといたしております。

今後、このような災害があった場合には、早急な対応に努めてまいりたいと思います。

次に、本年度から運用開始されるべき空き家バンクが機能しなかった理由は何か。また、今後のスケジュールはどうなっているのかとの御質問についてお答えいたします。

まず、機能しなかった理由についてですけれども、空き家バンクについては、本年4月から運用することを目指しておりましたが、昨年度実施しました空き家実態調査の中で、空き家バンク意向調査も行い、空き家バンクへ興味を示した回答もいただくなど、空き家バンクへの物件情報の登録の可能性については、幾らかめどが立っている状況です。

しかしながら、空き家バンクにおきましては、不動産関係団体との間で、物件の空き家バンク登録前の調査協力や媒介業務に関して、協定の締結を行い、団体の協力を得ながら、運用を行っていく必要がございます。

本市は、熊本県及び県内市町村、各種団体等が連携し、移住定住施策の総合的かつ積極的な推進を図る目的で設置されております、くまもと移住定住促進戦略推進協議会に参加しており、その中で不動産団体との連携を図るため、県が不動産団体と移住定住希望者の住宅の確保に関して包括協定を締結し、それを受けて、各市町村が不動産団体と空き家バンクによる物件の調査、媒介に関して個別協定を締結する方向で進んでおりました。

そのような中、県から2月に県の包括協定が3月末から4月となるとの話があり、また県から示された個別協定の参考案の中に、空き家バンク登録前の調査協力に関する費用についても示されておりました。そこで、費用に関する確認と個別協定の手続等について、一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会の水俣市内の協会員に相談に伺いましたところ、今回、補正予算で計上させていただいておりますが、調査協力に関する費用が必要なこと、また、協定締結に当たっては、支部役員会や本部理事会の承認も必要とのことで、協定締結までに時間を要するとのことであり、4月の運用開始に至っていない状況でございます。

次に、今後のスケジュールについてですけれども、包括協定につきまして県に確認しましたところ、震災の影響で、いつになるか未定であるとのことでしたので、現在、個別協定を先行することとして、市内協会員と協定に関する内容につきまして協議を進めている段階です。

今後、速やかに進んだ場合、8月に開催される支部役員会を経て、現段階で開催時期は未定とのことでございますけれども、協会本部の理事会を経た後、協定締結を行うこととなりますので、

その協定締結後、運用を開始することとなります。

以上です。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 熊本地震に関してございますけれども、予期せぬ事態が真夜中の時間帯にあったということで、職員の皆様も大変だったと思いますし、避難された方々も不安を抱きながらの行動だったと思います。

庁舎内で訓練の経験を生かせれば、何も問題ないわけですがけれども、間違いを繰り返さないことが大切であり、反省点や課題をしっかりと潰して、改善していくことに注力することが重要ではないかと思った次第です。

そこで質問いたします。

4月16日未明に発生した本震の際、防災行政無線で職員への登庁呼びかけと、市民への避難呼びかけが行われた時間をお尋ねいたします。

次に、空き家バンクですけれども、今回、被災によって家屋が損壊した方から、水俣在住の兄弟へ連絡があり、被災された方も水俣出身ということもあって、年配の御夫婦が水俣で家を探したいと、そういった相談を私は受けました。その方は行政情報をよく知っておられて、もう具体的に空き家バンクを活用できないかという問い合わせでございました。私もすぐ庁舎のほうに向いて確認したところ、実は平成28年度当初4月から、担当課も変更になっておったということに気づきました。従来は企画課から市民課のほうに変更になっておったと。市民課のほうに再度確認に行きましたところ、空き家バンクの情報を、オープンにできる状態にはなっていないということでしたので、結果的に相談相手にも情報を開示できないということで、少なからず水俣に住んでいただく機会を失ってしまったことは、大変残念だったというふうに思っております。

ただ、今回の地震で空き家バンクが機能しなかったことが、よくよく聞くと、本質的な問題ではなくて、先ほどの答弁にあったように、熊本県の対応であったり、そういった変化があった中で、市役所庁舎の仕事としては、PDCAサイクルを機能させるということであれば、先ほどの県の対応が2月から3月、4月末にまずずれ込むといった情報、そういうことであれば、しかるべき時期に、平成28年度当初からスタートできないことや、先ほどの答弁にあった理由を、そして担当課も変わっておったと、こういったことの情報をやっぱり示してほしかったというふうに思いました。

そこで質問いたします。

平成28年度に入って、企画から市民課に業務が移管されたようですがけれども、引き継ぎはうまくなされたのかということ1点です。

湯の鶴温泉保健センターほたるの湯のことでございますけれども、多くの方も見られたと思

ますが、本震後、テレビにインフラや被災者支援の情報が、テロップ的に流され続けるようになりました。入浴施設の無料開放については、当初、熊本市近辺が主でございましたけれども、本震後の日曜日、月曜日にかけて、熊本全域に広がっていきました。私が目にしたのは、県南では天草や人吉地区を初め、隣の津奈木町、つなぎ温泉四季彩の情報も目にいたしました。

そういったことで、私もすぐ担当課のほうに尋ねたところ、特にそういった対応はしていないということでしたので、市の指定管理施設である、湯の鶴温泉保健センターほたるの湯の無料開放は、すぐできるんじゃないかということをお願いをいたしました。施設玄関への張り紙で情報を促すこと、もちろんマスコミ等への情報提供、市ホームページへの掲載もお願いいたしました。

担当職員の方も、その必要性を大いに理解してくれたと感じておった次第でございましたけれども、実際その後の私の行動はといいますと、被災地から水俣の実家へ帰省された御家族が、湯の鶴温泉保健センターほたるの湯に行かれた話を聞き、私から無料だったでしょうと尋ねたら、そうではなかったという返事をいただきました。すぐに湯の鶴温泉保健センターほたるの湯へ出向いたところ、張り紙の広報もしてなく、受付の方に尋ねたら、被災者への無料開放は聞いていないということでした。また、改めてすぐ市担当課へ電話にて、速やかな対応をお願いしました。およそ木曜日前後であったと思います。そして、気になって4月24日の日曜日に再度、湯の鶴温泉保健センターほたるの湯に出向きました。受付の方に確認したら、無料開放のことは存じておられましたけれども、しかし、入り口等々、施設の中に、例えばお見舞い申し上げますと、被災者の方に無料開放をしていますよという、張り紙は見当たらなかったということです。被災者の方々も張り紙を見ないと、自分から被災者だとは大変言いにくいというのは、誰が見てもわかるというふうに思います。

とうとう、4月25日の月曜日の朝に、総合政策部長へ直接お願いするに至って、25日に湯の鶴温泉保健センターほたるの湯に最終的に張り紙がなされ、市ホームページの、でかくっか水俣に情報が掲載されたこと、これが一連の私が、今回経験した流れでございます。ただ、でかくっか水俣は観光情報が主でございますので、本来、被災者支援ということであれば、水俣市のトップページにある被災された方々への支援策にも、あわせて掲載すべき情報ではなかったのかなというふうに思いました。

先ほど、谷口明弘議員の質問でもありましたけれども、あわせて私も宿泊費の助成については、そのときお願いをしております、その点については、助成がなされておること、その点については安心いたしております。

市の指定管理施設であり、非常に混乱しているという時期ではあったかもしれませんが、余りにも遅過ぎた。しっかり対応していれば、かかったとしても半日で完結する話であると。連絡が行きつかないと思えば、市職員が張り紙1枚持って、湯の鶴温泉保健センターほたるの湯に

張ってしまえば、それでもう完結してしまう。こういうことが1週間もかかったということで、要は水俣市での被害が少ないと思われる中で、被災者に寄り添えるサービスを、みずからどう考えるかと、そういった空気であったり、雰囲気、庁舎内で行うことができたのかというのを、大変私は疑問に思いました。

被災地域の小・中学生16名を4月18日から随時受け入れられたという話もございました。こういった方々に対して、手続に来られる保護者の方、あるいはこちらにおられるおじいさん、おばあさんの方々も、一緒になって恐らく教育委員会のほうに、手続に来られたというふうに思います。そういった方々に対して、この市の施設のである、湯の鶴温泉保健センターほたるの湯が無料開放されておれば、お帰りの際は一旦お風呂に入って、ゆっくり疲れをとっていかれたらいかげでしょうかという、寄り添える対応ができたんじゃないかというふうに思います。

そこで、これは教育長にお尋ねいたします。

湯の鶴温泉保健センターほたるの湯の無料開放の措置が早ければ、手続にくる児童や生徒、その保護者に対して、水俣の湯の鶴温泉保健センターほたるの湯を利用して、疲れをとっていただくことも促せたと思いますが、どうでしょうか。

以上、3点質問いたします。

○議長（福田 斉君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） それでは、2回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、避難等職員参集の呼びかけの時間についてのお尋ねだったかと思えます。

これにつきましては、4月16日本震のときには、午前1時25分に発生した地震の際に、まず午前2時6分に避難の誘導の放送を行っており、その後、2時8分に全職員の参集と避難所開設の放送を行っております。

次に、空き家バンクについての引き継ぎがうまくいったのかとのことでもございますけれども、空き家バンクにつきましては、昨年度は企画課で業務を担当し、空き家の適切な管理につきましては、防災生活課で業務を担当しておりました。しかしながら、空き家に関しましては、相談窓口を一元化することが、より市民サービスの点からも必要と考え、空き家バンクなどの有効活用と管理不十分な空き家の適切な管理に関する業務につきまして、今回の機構改革により、市民課内の市民生活係で業務を行うことといたしたところでございます。

今後につきましては、御指摘された点も含めまして、空き家バンクの所要の手続を進めて、確実に業務を遂行して、引き継ぎによる問題等がないように努力していきたいと思っております。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 被災児童の受け入れに当たって、教育にかかわる情報といいますか、そういうことを中心にやりとりをいたしておりまして、水俣における全てのいろんなサービス、あ

るいは支援情報であるとか、そういうことまでちょっとやっていなかった。例えば、湯の鶴温泉保健センターほたるの湯を無料で使えますよといったような情報ですね、やっていなかったのは確かでございますし、実に細かい配慮が必要であったかなということは、小路貴紀議員御指摘のとおり、私ども真摯に受けとめていきたいと思っております。

できる限り細かい情報を、今後においても、受け入れに当たっては流していく必要があるのかなというぐあいに考えておりますので、そのような点に十分意を用いながら、今後対応してまいりますというぐあいに考えております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 実際、私も今回議員という立場になって、初めて気づかされたような内容だったというふうに今、振り返っております。

小・中学生の手続等々で、そういった温泉施設の無料の入浴を促すことができれば、やはり保護者を含めて、またこちらにおられる、おじいちゃん、おばあちゃんも含めて、本当に水俣市の対応は優しい、温かいということを、これを人伝えで伝えられることだったんじゃないかというふうに思います。

テレビのテロップについても、NHK含め、民放各社ずっとテロップで出ていますので、水俣市民も座ってテレビを見ている中で、湯の鶴温泉保健センターほたるの湯無料開放というのが出れば、お、水俣はちゃんとやっとなとねということで、非常に安心されたんじゃないかというふうに思った次第です。

特に宣伝効果とかではありませんけれども、こういったときにすぐ何が情報として発信できるかというのを、気づききっかけになったんじゃないかと私は思いました。そういった意味では、非常に細かい対応でありますけれども、いろんな副次的に考えれば、水俣市の対応というのを、発信する機会を逃してしまったというふうに思っておりますので、また今後も、もちろん水俣市自体が大きな被害を受けてしまうと、こういったことはできませんが、現状においては、あとはもう被災された方々に対して、どれだけしてあげられるかということ、やっぱり私も考えていきたいと思っております。

湯の児海と夕やけさんは、自主的に無料開放をすぐされておりました。ただ、5月にかけてキャンセルは1,000泊以上ということもおっしゃっておりました。私も4月24日の日曜日に直接、湯の児海と夕やけさんに出向いて、社長とお話をすることができました。その際、東京ガスを含めた都市ガス会社が、数千名規模で、復旧支援者として熊本に入っておられると。ただ、熊本市近辺にはそれだけの収容ができないということで、天草市・人吉市などに分散して、湯の児海と夕やけには130名の方の復旧支援者が宿泊をされておったということです。

もちろん、作業に至っては毎日日帰りで、朝早く、夜は真夜中になると、寝るだけの旅館やホ

テルがある中で、湯の児海と夕やけさんは朝も夜中も御飯、そしてお風呂も入れる対応を必死にやっておられました。社長がおっしゃっておられたのは、従業員の方々が水俣出身者が多く、何とか対応できておりますということでした。そういったところにこそ、労をねぎらいにいくこともできるのではないかというふうに思いました。もちろん、ホテルの従業員というよりも、むしろ遠方から、この熊本に復旧支援者として入ってこられている作業者が、この水俣の施設を使っておられるという、こういった情報、そこがしっかりと水俣市の中で、いろんな被災時事に関する情報が、共有化されていたのかということを感じました。

実際、ゴールデンウィーク中になれば、熊本市内の高校が、バスで、陸上の練習で、エコパーク水俣のほうに入ってこられておりました。天草市に至っては、土・日は、そういった陸上施設を被災高校に無料開放すると、そういった対応もされておりました。その後、小学生の水泳大会も急遽水俣で行われたり、熊本県高等学校総合体育大会のサッカーやソフトボールも開催されておりました。もっと私の知らないこともたくさんあったんだろうと思います。

これら全てを、水俣市で対応するというのを、決して求めているわけではなくて、そういった情報を、水俣市側からいろんな関係者に問い合わせ、情報を収集することで、そこに1つや2つでも、行政側からサービス支援できる面があったんじゃないかというふうに思います。

高等学校総合体育大会の予選であれば、垂れ幕1つぐらいつくってあげてもよかったんじゃないかとか、歓迎の垂れ幕ぐらいつくってあげてよかったんじゃないかと。先ほど申し上げました、全国から来る復旧支援者にお疲れさまでございますと一言、市からも伝えてもらえれば、そういうことはホームページを使わなくても、人づたいで、いい情報は広がっていくというふうに思いますので、今後、そういったところも反省課題ということで、今後対応していただきたいというふうに思います。

地震対応について、先ほど避難誘導と、全職員の登庁と避難所開設のお時間をお聞きいたしました。2時6分に避難誘導を呼びかけられて、2分後の2時8分に全職員の登庁と避難所の開設ということで、非常に混乱しておられた状況だったとは思いますが、やはりこのときは、一時的に津波注意報が発令されたということもあったかと思いますが、避難誘導をすぐに呼びかけるよりも、むしろ高いところへ避難するというのを、まず放送すべきではなかったのかなど。この時間軸を見ますと、職員の方の登庁と避難所開設の準備ができていない中で、避難誘導が呼びかけられたという見方になってしまいます。

恐らく職員の方も慌てて登庁して、各担当ごとで避難所の対応をされたと思いますけれども、一般質問の答弁でもありましたが、一部開所が間に合わずに、苦情等もあったということですので、職員の方も一生懸命対応されているのに、その時間軸がずれることで、あんたたちは何をしょっとやと、ちょっと遅かばいとと言われると、職員の方も非常に心労負担は大きいと思いま

すので、こういったところについても、先ほど副市長からありましたけど、改善して、しっかりとしたマニュアル化を考えてほしいというふうに思います。

最後に質問する前に、5月30日付の毎日新聞東京夕刊の記事を紹介したいと思います。

見出しでございますけれども、役所に予報士、災害防げ、来月6市派遣、モデル事業、9月まで常駐というのがあります。これの中身を読みますと、災害時に自治体が防災気象情報を適切に活用できるよう、気象庁は集中豪雨や台風など水害の多い6月から9月の4カ月間、民間気象情報会社の気象予報士を自治体に派遣するとあります。

派遣された気象予報士は、災害発生時、防災気象情報を職員に解説し、避難勧告を出す判断を助ける。ふだんは防災気象情報に関する勉強会や防災マニュアルの作成・改善の支援など、自治体の防災力向上に努めるとあります。これがモデル事業として全国6市ということで、隣の鹿児島県出水市も、当市と同じく土石流災害を経験した市でございますけれども、この6市の中に出水市も含まれております。

この中に、問題提起されている部分もあるんですが、自治体では、専門知識を持つ職員が限られていることなどから、防災気象情報を活用し切れていないと指摘されてきた。担当職員は、2年から3年で異動することが多く、防災や気象に詳しい人材が育ちにくい。災害時には対応に追われ、更新される気象情報をフォローし切れないこともあると提起されております。

気象庁情報利用推進課、こちらのほうは、今回のモデル事業を通して、自治体が気象の専門家の必要性を感じてくれればと、自治体による事業継続に期待を寄せるというコメントを出しております。

先ほど、谷口明弘議員からも、自衛隊OBなどを使うようなことも提起されておりましたけれども、こういったところも含めて考えていくことが、危機管理防災課の具体的な体制強化にもつながるであろうというふうに思います。また、市民に対しても、そういう専門家がいるという情報を発信することで、安心感につながりますし、またそういった専門家に日々活躍していただくことで、市民への防災安全対策に対する啓蒙活動にも、尽力していただけるんじゃないかというふうに思いますので、谷口明弘議員と同様でございますけれども、そこで1点だけ質問をします。

この気象予報士の自治体派遣については、今年度はモデル事業でございますけれども、自治体の事業継続が期待されております。自然災害に翻弄される水俣市の現状からすれば、チャンスがあればぜひ活用すべきだと考えておりますけれども、執行部の考えをお尋ねいたします。1点です。

○議長（福田 斉君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 出水市が活用されているモデル事業について、水俣市のほうで活用する

計画はないかということでございますけれども、出水市に確認しましたところ、議員がおっしゃいましたように、気象庁のモデル事業として気象予報士が派遣されているということでございます。

これにつきましては、期間がことしの6月から9月の間、派遣されるということでございます。

本市におきましては、その事業を活用しておりませんが、平成15年の豪雨災害を受けまして、民間気象会社のウェザーニューズ、こちらにも当然気象予報士がおりますので、そちらと契約して、常時、気象情報を入手し、災害経過に対応しております。ですから、一応もう気象予報士をある程度活用しているということでございますけれども、今後、そのモデル事業をもう少し勉強させていただきまして、さらに利用する必要があるのかどうかは、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、市長ブログについて、答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 次に、市長ブログについての御質問に順次お答えいたします。

まず、公的な水俣市ホームページに、外部サイトにある個人的な市長ブログがリンクされている。公私の区別についてどのように捉えているかとの御質問にお答えをいたします。

私のブログにつきましては、市長としての活動を発信することで、市民や多くの方に、私が常日ごろ申し上げております、輝くみなまたづくりがどのように進んでいるのかなど、市政を理解していただきたいという思いで運用しております。更新作業も私自身で行っております。

ブログの内容につきましても、市長としての考えを発信しており、また、他の首長におかれましても、私のブログのように、個人ブログを自治体の公式ホームページへリンクしていらっしゃる方もおられます。特にリンクについて、問題はないと考えております。

次に、4月17日に開催された第7回災害対策本部会議の内容で「さすがに3日連続徹夜で疲れます！」とブログ配信されたが、後日削除されていた。削除に至った経緯等を踏まえ、市長の考えはどうかという御質問にお答えをいたします。

ブログにつきましては、その都度、誤字脱字も含め、内容を見直し、修正を行っており、議員が質問されている部分につきましても、その中の1つであります。ブログやフェイスブック等、インターネットを使った情報発信につきましては、紙媒体での広報とは違い、情報をすぐに発信できるというメリットがあると考えております。

今後も、私は市長としての活動をできる限りタイムリーに発信することで、市民や多くの方に水俣市の市政を知っていただきたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 ただいま市長から、タイムリーに発信することで、市民や多くの方に市政を知ってもらいたいとの答弁を聞きました。特に、熊本地震もあって、市のホームページやリンクされている市長の個人ブログを、あわせて見る人も多かったんだろうと思います。

そういった中で、私も含めて、市民の方々から市長ブログに関する意見も多数聞きました。先ほど、個人のブログを自治体の公式ホームページへリンクしていることについては、特に問題ないとの認識であるという答弁でございましたが、その前提に立って、4点質問いたします。

1点目に、個人のブログであれば、市長自身がブログの更新をされているのか。2点目に、個人のブログと言えども、使われている写真は、秘書係が公務中に撮影したものが大半であります。公私の区別はできていると思われるか。3点目に、個人ブログのトップ画面にオフィシャルブログと書かれております。個人のブログなのに、何をもってオフィシャルと位置づけておられるのか。4点目に、他の首長でも個人ブログを自治体の公式ホームページにリンクしているとありましたが、具体的な自治体はどこか。

続きまして、さすがに3日連続徹夜で疲れます！というブログの件についてでございます。

疲れます！という表現の不適切さ、それと、この感嘆符の、びっくりマークまでつけていることに、どういう意識が働かれたのか、非常に理解に苦しみます。被災された自治体や住民の方々に対して、心を寄り添うどころか、全く配慮に欠ける文章ではなかったかというふうに思います。

16日未明の本震の際には、先ほど申し上げましたとおり、一時的に津波注意報が発令され、すぐに解除されましたけれども、職員の対応、避難所開設で非常に苦勞をされたというふうに思います。職員の方も大変であったろうし、避難された市民の方も大変だったと思います。

確かに、昼夜連続で、災害対策本部の諸対応で、気苦勞が多いことも理解いたしております。災害対策本部のメンバー同士で、お互いに勞をねぎらうことだってあるというふうに思います。でも、市長みずから、さすがに3日連続徹夜で疲れます！とブログ配信することに、自治体トップとしての感覚や資質に疑問を抱きました。平成12年に発生した、雪印乳業の乳製品による集団食中毒事件の対応で社長が、寝てないんだよ！発言したことで、当時は猛バッシングの対象となってしまったことも記憶にあります。

先ほどの答弁で、その都度、誤字脱字も含めて、内容を見直し修正しており、今回もその中の1つである言われましたけれども、とても同様に考えることはできないと思います。誤字脱字の修正ではなく、文章自体が削除されております。

そこで、3点質問いたします。

1点目に、さすがに3日連続徹夜で疲れます！とブログに書いたことは間違いはないか、事実だけを回答願います。2点目に、削除に至った理由は外部などから指摘されたのか。それとも市長自身の判断だったのか。3点目に、今ふり返って、改めて被災された自治体や住民の方々に対し

て思うことはありませんか。

以上、合計で7点の質問です。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 多岐にわたりましたので、ちょっと抜けていたら、後で教えていただければというふうに思っております。

まず、このブログにつきまして、今回いろんな形で御意見をいただきました。私、ブログを、日ごろから私の思っていること、市の動きを感じていただきたいということで、ずっと更新をしております。大体1日200前後のアクセスがあります。基本的には、私のところには、よそからのメールでは、やっぱり水俣を離れて、水俣の動きがよくわかって助かるとか、結構お年寄りの方で毎日見ているというふうな方、楽しみにされているというふうな御意見ばかり聞こえております。

今回のさすがに3日連続徹夜で疲れます！というこの文言について、私には実際来ておりません。しかし、今回このように議会で御指摘をいただいております。このことについて、たとえ削除したとはいえ、不快な気持ちを持たれている方がいらっしゃるということを、このように指摘していただきました。そのことにつきましては、非常に私も御迷惑をおかけした、申しわけないというふうに思っているところでございます。

実際に指摘を私に受けていけば、その時点でわかったんですけども、今回このように御指摘をしていただいたことは、私も重々ブログの文言につきましては、きちっと精査していきたいというふうに思っております。

答弁でございますが、まず1つ、ブログを自分で更新しているかということでございますが、これは私が全部やっております。

そして2番の公私の区別ということにつきましては、きちっと問題はなくやっているつもりでございます。

他の自治体につきまして、私もいろいろ調べさせていただきました。結構いらっしゃいます。ブログを一生懸命やっている首長の方は、やっぱり同じ思いだと思います。ですから、たくさんの方に自分の思いを、その地域の方に見ていただきたいということで、やっていらっしゃって、ブログをホームページ上からリンクされている。大概是自分の御紹介のところからリンクされていますけど、中にはトップページから自分のフェイスブックに、ブログにという方もいらっしゃるように見受けました。

ちょっと、どういったところがあるかということでございますけど、有名なところでは福岡の市長さん、奈良県の奈良市長、兵庫県の西宮市長、長崎県の壱岐市長、大阪府の箕面市長、県内

では小国町の公式のホームページからリンクされて、多分一生懸命やられているのではないかと
いうふうに思っております。

それと、ブログについてですけど、先ほど言われたように、私は削除しているものですから、
その文言について、きちっと確認はできませんけど、そのように御指摘がございます。その日の
当日の内容につきましては、この間も言いましたように、同じ日に夜中の2時15分に行っており
ます。それと次の日の17日の13時34分、本日AM8時と正午に第8、9回の対策会議を開催いた
しました。現時点では大きな被害は報告されておりませんでした。昼12時をもって災害対策本部
会議は一旦解除し、今後状況を見ながらの対応となります。あすからは県下で被災された方々へ
の支援、義援金、ボランティア等の対応について移っていくと思われます。今後も余震が予想さ
れますので、十分に気をつけてください。市役所には人員を配置いたしておりますので、何かあ
りましたら、御連絡をください。今回の地震で亡くなられた方は40人を超えました。改めて御冥
福をお祈りいたします。これがこの後の文言でございます。

誤字脱字の削除ではないじゃないかという御指摘がございました。私はブログをずっと書きな
がら、前の分も見ながら、訂正もやっておきます。今回のこの17日の分につきましては、ここの
文言に全部まとめたという思いがありまして、前回の16日の夜中の2時15分に書いたところにつ
きましては、ただの削除ではなく、このように新しい意見を述べさせていただいたということ
でございます。

事実かどうかということでございますけど、それにつきましては、書いてあったということ
でございますので、事実だというふうに自分も思っております。

それと、指摘を受けてやったのか。多分、今回このようにされるのは、削除されたのは何か誰
か私のほうに、その文言どうですかという指摘があったから、削除したんじゃないかというふう
な御質問じゃないかというふうに、私は今回の質問とかを見て、ほかの議員さんのお話でも思う
んですけど、これだけはきちっと言います。私、この文言書いて、さすがに3日連続徹夜で疲れ
ます！という文言について、誰か外部の方から、私にその言葉どうかとかいうことは一切いた
っておりません。これについては、よそから誰か言うたという方がいらっしゃったら、それは、
私に言っていただければ構いませんけど、全然メール等でもありません。前後の文を勘案して、
17日の原稿をこのようにまとめたということでございます。

それと、被災自治体につきましては、当然先ほど言いましたように、亡くなられた方につつま
しては、御冥福をお祈りいたしますし、一日でも早い復旧・復興を願っているところでござい
ます。

先ほどから、私たち自治体どういった支援ができるかということでございます。今後の職員の
派遣も含めて、支援をしていきたいというふうに思っているところでございます。

私のブログの一番最初の部分に、西田弘志ホームページで、オフィシャルブログと書いております。これは、市のオフィシャルというより、個人のオフィシャルブログということでございます。基本的には、自分の公式のホームページという形でオフィシャルブログというふうに書いております。

もし、小路貴紀議員のように、そういうふうに誤解をされる方がいらっしゃるとか、御意見があるようでしたら、ホームページの最初の部分ですが、それも私が全部つくっております。削除することについては、全然問題はないというふうに思っておりますけど、現在では、自分個人の公式のホームページということで、オフィシャルブログというふうに書かせていただいております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 それでは、そのさすがに3日連続徹夜で疲れます！というブログは、外部からの指摘はなかったということで、恐らく市長自身で判断されて、削除されたと思うんですけども、そのときになぜ削除しないといけないと思った理由だけ、1点端的に確認させていただきたいと思います。これはまず1点ですね。

それと、先ほど、他の自治体の市長の話がございましたけれども、福岡市、長崎県壱岐市、西宮市、箕面市、奈良市、それで熊本県は小国町ということで、この熊本県下14市の現状を、私も調べてみました。個人のブログを公式ホームページからリンクされているのは、水俣市の西田市長1人だったと。小国町にはいらっしゃるということですね。近隣の伊佐市、出水市、阿久根市を見ても、リンクはされていなかったと。

先ほどの福岡市、長崎県壱岐市、奈良市、この各自治体の担当課に電話で確認をいたしました。

福岡市においては、ホームページによろそ市長室へと、市長公式ブログというのがあります。この市長ブログはまさに公式であり、ブログの内容は市の担当課が更新しておるということです。外部の媒体を活用した、自治体の広報活動の1つであるということですので、また、ちなみに、福岡市長は個人のブログをお持ちですけれども、自治体のホームページにはリンクしておらず、公私の区別をつけているという自治体からの回答でございました。

長崎県壱岐市につきましては、これはフェイスブックを活用されておりますけれども、これも自治体がフェイスブックを使って、市長活動を広報しており、この更新は市の担当課で行っているので、個人のブログではないということでございました。ちなみに、フェイスブックのアカウントは個人名で取得することが大半なんですけれども、壱岐市の場合は、アカウント名は@iki.nagasaki.channelであり、連絡先には壱岐市の代表電話が記載されております。

このことから、福岡市と壱岐市は個人のブログではなく、自治体として公式に運用されている。自治体がそういうブログであったり、フェイスブックの媒体を自治体が活用して、公式に発

信されておるといことですので、先ほど答弁にあった、個人ブログを自治体のホームページにリンクされていることにはならないというふうに思います。

一方、奈良市の例は水俣市と非常に似ておりました。奈良市の公式ホームページにリンクされておりますけれども、注釈として、個人ブログで奈良市が運営しているものではありませんと書かれております。

このブログを見ますと、市長としての活動記載とあわせて、市長自身の後援会サイトへもリンクできるようになっております。要は、奈良市の公式ホームページから市長個人ブログ、そして市長の私的後援会の活動まで閲覧できるようリンクされておりました。

この件を奈良市に尋ねたところ、法務関係者と確認して連絡があったんですが、大阪市の条例では個人ブログはリンクできないとなっているが、奈良市には条例がないので違反にはならないとの判断であると。しかし、リンクされているブログの内容が適しているか、不適であるかについては、今後庁内で検討するということがございました。

今申し上げた例からいっても、単にブログであっても、それが個人であるのか、自治体が管理したブログであるのか、フェイスブックであるのかと、そういう位置づけが全く異なります。今のネット社会において、自治体の公式ホームページとリンクされている事例も思った以上に多くない現状からすれば、基本的には各首長が公私の区別や判断を行っているのではないかと推察した次第です。

西田市長のアカウント名はsaladal101.otemo-yan.netとなっており、そもそも個人でブログを開設され、その後、市議会議員、そして現在の市長としての活動を発信されているブログではないかなというふうに思っております。このブログからは、いろんな外部サイトが閲覧できるようリンクされている一方で、バナー広告も見受けられます。

例えば、アルバイトの求人広告であったり、マクドナルドのマック裏メニューなどがリンクされ、それをクリックできるようになっております。個人ブログを使って、こういった広告の収入も得られたりする場合もあると聞いております。もしも、西田市長のブログも金額の多少はあれ、広告料収入があるとすれば、自治体の公式ホームページから個人ブログへリンクさせることで、ブログの閲覧者であったり、フォロワーをふやす仕組みとなり、別の意味からも余計に公私の区別が曖昧になると思います。ブログについては、以上です。

さすがに3日連続徹夜で疲れます！の件につきましては、私も見られた市民の方々から、市長は何を考えているんだろうかと、被災された自治体や住民に失礼だと、水俣市民として恥ずかしいよと、土石流災害のときに、他の自治体やボランティアから助けられたことをわかっているのかという、批判的の声が多くありました。そういったことで、個人ブログの情報発信の内容についても話題になった次第でございます。

地震の際の災害対策本部のブログも、会議をしている様子の写真を何回も何回もアップされております。対応が大変なのはわかりますけれども、同じような写真を何度もアップするより、適宜適切な情報があればブログはいいんじゃないかといった声もありました。また、いろんな会合に出席して挨拶する場面も多いでしょうけれども、水俣川のこいのぼりや婦人会が地震の募金をしているブログを見れば、市長自身が写真に写り込んでおられると。市長の立場からすれば、自分自身は写り込まずに、そういった活動に対する御礼を述べるブログにしたほうがいいんじゃないかといったような話もございました。

市長不在のときに、地震の募金を市役所に持参したが、市長が在所のときだけの写真しかアップされない。不在のときに持参された団体などを書いてくれればいいのになというのでも聞きました。そういった声もありますので、もう少し謙遜したブログのほうが、市民も受け入れやすいんじゃないかなということでお伝えいたします。

そこで質問です。

先ほど1点質問しておりましたが、それと追加で、市長の個人ブログについては、広告料の収入などは発生していないのか。自治体の公式ホームページから、外部サイトの個人ブログにリンクすることについては、改めて公私の区別を確認する必要があると思うが、どうか。さすがに3日連続徹夜で疲れます！と配信されたブログについて、水俣市民も憤りを感じておられます。市政を預かるトップとして、市民に対する言葉はありますか。

それと、これは1点、提起になりますけれども、市長のブログに新聞記事などの写真がアップされております。新聞社への配慮や記事の出所や出典を明確にすることが必要と思われるので、何日付の何何新聞とか、何何新聞の何面とかの記載をしたほうがいいと思いますので、お伝えしておきます。端的に回答をお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 文言の削除の件でございますけど、先ほどから言っておりますように、17日に同じようなブログをアップしております。先ほど言いました文言でございます。その内容に変更したということでございます。

それと、広告収入、これは全然ありません。

それと、リンクにつきましては、今御指摘がありました。私、皆さんフェイスブックの場合は発信をされます。ブログの場合は個人が見に来たい人が見に来られます。見に来られない人は、私の今の市の情報というのは取りに来られません。基本的にはブログはそれがいいとっていて、私はフェイスブックをやると、結構発信がありますので、ブログのほうに今は力を入れさせていただいております。

見に来られる方に不快な思いをされないような記事にしたいと思っておりますし、リンクにつ

きましては、今言われました、全然こだわりはございません。市のホームページから私のところに入っただいて、アクセス数が200が500になるということもありません。それでしたらもう全然リンクを外すことについては、こだわりはありませんので、今後そこについては精査させていただきたいというふうに思います。

それと、市民につきましては、先ほど小路貴紀議員のところには、ある程度の時間、削除したとはいえ、そのような文言があつて、どのくらい見られたか、私もわかりませんが、その市民の方の声があるということを知りました。そういった方が不快な思いをされたということでございますので、それにつきましては、非常に遺憾でございますので、申しわけないというふうな思いでいっぱいでございます。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 次に、初恋のまちづくりについて答弁を求めます。

緒方総合政策部長。

（総合政策部長 緒方克治君登壇）

○総合政策部長（緒方克治君） 時間も押してまいりました。多少早口になりますが、御了承ください。

次に、初恋のまちづくりについて、順次お答えします。

まず、初恋のまちづくりにおける関連事業がスタートして以来、平成28年3月までに投じられた費用は、補助金及び交付金を含めて総額幾らになるか。また、平成28年度に計上されている予算は幾らかとの御質問にお答えします。

初恋のまちづくりにつきましては、第5次水俣市総合計画・第2期基本計画においても、政策Ⅱ豊かさと活気を実感できるまちにおいて掲げております。

水俣市が生んだシンガーソングライター村下孝蔵さんの代表曲初恋にちなんで、恋路島や恋人の聖地モニュメント、恋龍祭など、恋でつながるさまざまな地域資源を生かしつつ、観光、物産、文化など、幅広い分野にわたって、水俣の新たな魅力の創造、新たなイメージの発信を行い、地域の活力を向上することを目的に、地方創生交付金などを活用して、平成27年度から取り組んでいるものです。

これまでに実施した事業について申し上げます。

平成27年度当初予算においては、宝くじの社会貢献事業であるコミュニティ助成事業の100%の助成を受けて、430万円の予算を計上して、初恋通り商店街に初恋のレコードジャケットの少女をモチーフとした初恋のまちづくりのシンボルとなるブロンズ像を設置しました。ブロンズ像は、村下孝蔵さんのアルバムジャケットのデザインを手がけた切り絵作家で、彫刻家でもある村上保さんに製作を依頼したもので、水俣市の新たな地域資源となるものと期待しております。

また、昨年9月の補正予算では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型上乗せ交付金を財源として、初恋のまちづくり事業経費として925万6,000円を計上いたしました。この中では、市内の物産・商工関係者に加え、水俣高校の生徒さんにも参加いただいて、今後の初恋のまちづくりの方向性の検討や、具体的事業内容の検討を行いました。また、初恋のまちづくりとの連携を踏まえて、恋路島の利活用等について、学識経験者も交えた検討を行いました。そのほか、初恋のイメージを活用した情報発信の取り組みとして、ポッドキャストを活用したラジオドラマを制作し、全国に向けてイメージの発信を行いました。

これらを合計しますと、初恋のまちづくりのスタート以来、平成28年3月までに投じた費用は、合計約1,355万6,000円、その財源は宝くじの社会貢献事業として交付されたコミュニティ助成金が430万円、地方創生関連で国から交付された交付金が800万円、市の一般財源が約125万6,000円となっております。

続きまして、平成28年度の取り組みについて申し上げます。

平成28年度においては、初恋のまちづくり事業費として、2,800万円を予算計上しており、その財源としては、国の地方創生加速化交付金を100%充当しております。

なお、本年度の事業内容としましては、平成27年度に実施した検討の結果を踏まえて、初恋のまちづくりのイメージの発信とさらなる集客を図るための事業を進め、ポッドキャスト、動画などによるメディア戦略のさらなる展開のほか、地域の集客力の向上、交流人口の拡大に向けたイベントの開催などを予定しております。済みません、早口になっております。

次に、初恋ポッドキャスト三部作に要した費用は幾らか。また、三部作全てが配信されたが、市としてどのように評価しているかとの御質問にお答えします。

初恋ポッドキャストは、水俣を舞台にした初恋に関するドラマを制作し、ポッドキャスト、すなわち、インターネット上に、例えばラジオドラマのような音声データなどを公開して、興味を持たれた方が聞くことができるシステムのことなのですが、このポッドキャストを活用して、全国に向けて発信し、初恋のまち・水俣を印象づけることを目的とした事業であります。

この事業の費用は、平成26年度の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用したもので、総額で515万円、そのうち400万円が国からの交付金となっております。この水俣を舞台にした初恋ラジオドラマは、平成28年2月25日に第1話を公開し、最終となる第3話は同3月29日に公開しました。ことし5月末のダウンロード数は約1万1,000回に達し、現在でもiTunesポッドキャストランキングの社会文化部門人気順位で、けさ見ましたが20位、総合ランキングで111位を記録しています。また、この事業は、全国放送のテレビ番組で2件、ラジオ番組で3件、インターネットや情報誌、地方紙等のニュースで十数件と数多く取り上げられ、広告換算費4,000万円以上という試算を受けており、当初の目的の初恋のまち・水俣のイメージづくり

に大いに貢献したと思っております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 それでは、これは以前、高岡利治議員も聞かれたんですけれども、執行部の皆様方でポッドキャストを聞かれた方、教えていただいでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。外部への発信なので、水俣市民の人は余り聞かなくてもいいのかなと思うと、そんなものではないと思うんですけれども、3月の一般質問でも取り上げさせていただきましたが、まだ第1話だけだったということで、父親は仕事が安定せず雇用不安、家庭内暴力や親にとって子どもはお荷物といった虐待、中学生での駆け落ち、停学、いじめや虐待が社会問題化している昨今において、演出やシナリオに関しては制作会社任せだったのではないかと、そういった問題点を指摘させていただきました。第2話、第3話の配信に期待しておりましたけれども、水俣市外の方は1つのフィクションの物語として受ければいいわけですがけれども、私たち水俣市民から見ますと、水俣をどのように発信してくれているんだろうかというのも期待するわけです。それだけの予算もつけられておるわけでございます。

しかし、私も聞いてびっくりしたのは、第2話のスタートはいきなり木魚の音から始まって、若い少年の葬式シーンから始まります。水俣川を見に行こうとして、どこかの商店街で車にはねられて命を落とします。亡くなった少年の思い出の場所であるエコパーク水俣のバラ園や恋人の聖地において、ライターを使って日記を燃やしたりします。第3話は同窓会のシーンですがけれども、肥薩おれんじ鉄道に乗車して、同窓会が開かれる薩摩川内市に向かうというようなシナリオです。

主人公を含めた3人は、水俣の恋人の聖地におり立って、最後終結するわけでございますけれども、水俣を舞台として、初恋をイメージするシナリオに、水俣で命を落とさなくていいと思うんですね。水俣川の桜やバラ園の観光施設は、もっと明るく取り上げてほしいと思うんですよね。同窓会なら、せめて地元のお店をイメージできればよかったんだけどなど。せめて山下ビルぐらいい使ってもらえればなとか思ったんですけれども、今後、今回の三部作については、これで終わったわけですがけれども、このポッドキャストが外部の方々の受け取り方と、水俣で聞かれる市民の方々の感想に、大きな違いがあるということだけは、ぜひ御指摘させていただきたいというふうに思います。

また、いろんな今後イベントを開催するということでもございましたけれども、視察に行った富山県の氷見市などは、結婚された御夫婦の写真を、市役所庁舎内にずっと張られております。赤ちゃんが生まれたときの手续に寄って、赤ちゃんの写真も一緒に掲載されております。氷見市で生活していこうということを、市役所庁舎内で一生懸命PRされております。そういったことも、

今後の取り組みやイベントに生かしていただきたいというふうに思いますけれども、最後に1点御質問いたします。

平成28年度の初恋のまちづくり関連事業において、地域の集客力向上や交流人口の拡大に向けたイベントの開催などを予定しているとのことだが、その検討されているイベント案をお示しいたい。

以上です。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 平成28年度の事業内容、事業推進費の運営費のほか、例えば先ほど申しました水俣の新たなイメージの発信のための事業として、ポッドキャストのメディアを活用したイメージ発信事業とか、観光客の入り込みとか、交流人口の増大に向けたイベント開催、初恋のまちづくりのイメージを生かした新たな物産の開発、動画作品コンテスト、これらのPRのイベント、あるいはエコパーク水俣を活用した集客拡大のためのイルミネーション事業の経費、恋路島の利活用の推進事業、あと初恋のイメージによるトータルプロモーションのための経費、このような事業を現在考えているところであります。

○議長（福田 斉君） 以上で小路貴紀議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

午前11時48分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第46号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

○議長（福田 斉君） 日程第2、議第46号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第47号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第3、議第47号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第4 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第4、議第48号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第5 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 平成27年度水俣市一般会計補正予算(第10号)

○議長(福田 斉君) 日程第5、議第49号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第6 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 平成28年度水俣市一般会計補正予算(第1号)

○議長(福田 斉君) 日程第6、議第50号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第7 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成28年度水俣市一般会計補正予算(第2号)

○議長(福田 斉君) 日程第7、議第51号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第8 議第52号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第8、議第52号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第53号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第9、議第53号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第54号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

○議長（福田 斉君） 日程第10、議第54号平成28年度水俣市一般会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第55号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（福田 斉君） 日程第11、議第55号平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第12 議第56号 平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(福田 斉君) 日程第12、議第56号平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第13 議第57号 平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(福田 斉君) 日程第13、議第57号平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第14 議第58号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(福田 斉君) 日程第14、議第58号平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第15 議第59号 平成28年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(福田 斉君) 日程第15、議第59号平成28年度水俣市水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第16 議第60号 工事請負契約の変更について

○議長（福田 斉君） 日程第16、議第60号工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第17 議第61号 工事委託に関する基本協定の締結について

○議長（福田 斉君） 日程第17、議第61号工事委託に関する基本協定の締結についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第18 議第62号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議第63号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

○議長（福田 斉君） 日程第18、議第62号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第19、議第63号平成28年度水俣市一般会計補正予算第4号、以上2件を議題とします。

議第62号

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
平成28年6月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例
水俣市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。
別表中

「

牧ノ内団地	昭和 26年度～36年度 平成27年度	水俣市牧ノ内95番地	木造平屋 簡易耐火平屋 低層耐火2階	45	を
-------	---------------------------	------------	--------------------------	----	---

」

「

牧ノ内団地	昭和 26年度～36年度 平成 27年度～28年度	水俣市牧ノ内95番地	木造平屋 簡易耐火平屋 低層耐火2階	61	に
-------	------------------------------------	------------	--------------------------	----	---

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

牧ノ内団地2号棟の建設による住宅の供用開始に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第63号

平成28年度 水俣市一般会計補正予算（第4号）

平成28年度水俣市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101,889千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,644,921千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成28年6月23日提出

水俣市長 西 田 弘 志

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳 入 （単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
18. 繰越金		30,965	101,889	132,854
	1. 繰越金	30,965	101,889	132,854
補正されなかった款に係る額		15,512,067		15,512,067
歳 入 合 計		15,543,032	101,889	15,644,921

歳 出 （単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
2. 総務費		1,790,755	94,450	1,885,205
	1. 総務管理費	1,430,135	94,450	1,524,585
7. 土木費		1,576,095	2,000	1,578,095
	5. 都市計画費	733,108	2,000	735,108
10. 災害復旧費		38,151	5,439	43,590
	1. 農林水産施設災害復旧費	1	2,439	2,440
	2. 公共土木施設災害復旧費	36,368	3,000	39,368
補正されなかった款に係る額		12,138,031		12,138,031
歳 出 合 計		15,543,032	101,889	15,644,921

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
仮庁舎プレハブリース料（財政課）	自 平成29年度 至 平成33年度	千円 391,147

ネットワーク機器リース料（総務課）	自 平成29年度 至 平成33年度	15,849
-------------------	----------------------	--------

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第62号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

牧ノ内団地2号棟の建設による住宅の供用開始に伴い、本案のように制定しようとするものがあります。

次に、議第63号平成28年度水俣市一般会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億188万9,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ156億4,492万1,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、庁舎機能移転事業、ネットワーク構築経費、第7款土木費に、公園整備関係経費、第10款災害復旧費に、現年発生補助災害復旧事業などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第18款繰越金をもって調整いたしております。

このほか債務負担行為補正として、仮庁舎プレハブリース料外1件を追加いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第62号及び議第63号につきまして、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後 1時36分休憩

午後 1時37分開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第62号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について及び議第63号平成28年度水俣市一般会計補正予算第4号、本2件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第46号から議第63号まで議案18件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第20 特別委員会の設置について

○議長（福田 斉君） 日程第20、特別委員会の設置についてを議題とします。

特別委員会の設置について

- | | |
|--------|------------------|
| 1 名 称 | 庁舎建替等対策特別委員会 |
| 2 構成人員 | 9人 |
| 3 調査事項 | 庁舎移転・建て替えに関する事項 |
| 4 調査期間 | 平成31年3月31日まで |
| 5 調査費用 | 議会費の既決予算の中から支出する |

○議長（福田 斉君） お諮りします。

庁舎移転・建てかえに関する事項を調査するため、委員9人をもって構成する庁舎建替等対策特別委員会を議席に配付のとおり設置したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって庁舎建替等対策特別委員会の設置については、そのように決定します。

お諮りします。

ただいま設置されました庁舎建替等対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、小路貴紀議員、谷口明弘議員、高岡利治議員、田口憲雄議員、藤本壽子議員、松本和幸議員、中村幸治議員、谷口眞次議員、野中重男議員、以上9人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました9人の議員を庁舎建替等対策特別委員に選任することに決定しました。

庁舎建替等対策特別委員会におかれては、直ちに委員会を開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会審査のためしばらく休憩します。

午後 1 時39分 休憩

午後 1 時50分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

庁舎建替等対策特別委員会の正副委員長の互選の結果を御報告します。

委員長 高岡利治議員

副委員長 松本和幸議員

以上のとおりであります。

○議長（福田 斉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、30日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、29日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後 1 時51分 散会

平成28年6月30日

平成28年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成28年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成28年6月30日（木曜日）

午前10時0分 開議

午前11時8分 閉会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 16人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（緒 方 克 治 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）	総合政策部次長（水 田 利 博 君）
福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水道局長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）	総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第5号

平成28年6月30日 午前10時開議

- 第1 報告の訂正について（報告第2号 繰越明許費の報告について）
- 第2 議第46号 専決処分の報告及び承認について
専第1号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第9号）
- 第3 議第47号 専決処分の報告及び承認について
専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第48号 専決処分の報告及び承認について
専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第49号 専決処分の報告及び承認について
専第4号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第10号）
- 第6 議第50号 専決処分の報告及び承認について
専第5号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 第7 議第51号 専決処分の報告及び承認について
専第6号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 第8 議第52号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第53号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第54号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 第11 議第55号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議第56号 平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議第57号 平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議第58号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議第59号 平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第16 議第60号 工事請負契約の変更について
- 第17 議第61号 工事委託に関する基本協定の締結について
- 第18 議第62号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議第63号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 第20 陳第4号 水俣湾埋め立て地、八幡残渣プールに対し早急に適正な対策を講じる事を求める陳情について

- 第21 請第1号 T P P協定を国会で批准しないことを求める請願について
- 第22 陳第1号 原子力規制委員会に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情について
- 第23 陳第2号 九州電力株式会社に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情について
- 第24 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 総務産業委員会
- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 厚生文教委員会
- 1 陳第3号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について
- 議会運営委員会
- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について
- 第25 議第64号 固定資産評価員の選任について
- 第26 意見第2号 行政庁舎再建等についての国庫補助制度の創設を求める意見書について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から人事案1件、庁舎建替等対策特別委員会で発議の意見書案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、報告の訂正についての申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、藤本壽子議員から発言取消申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。
 以上で報告を終わります。

○議長（福田 斉君） この際、お諮りします。

藤本壽子議員から、去る21日の本会議における発言の中で、不適当な発言があったので、水俣市議会会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって、藤本壽子議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

発 言 取 消 申 出 書

平成28年6月21日の本会議における私の発言の中で、不適当な発言があったので取り消したいから、議会の許可を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり（別紙省略）
 平成28年6月24日

水俣市議会議員 藤 本 壽 子

水俣市議会議長 福 田 斉 様

日程第1 報告の訂正について（報告第2号 繰越明許費の報告について）

○議長（福田 斉君） 日程第1、報告の訂正についてを議題とします。

「報告第2号 繰越明許費の報告について」の訂正表

（下線部分が訂正部分）

「平成27年度水俣市一般会計繰越明許費繰越計算書」中											
訂正前	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					一般財源
						既収入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源				
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
	2. 総務費	1. 総務管理費	年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業	189,424,000	189,304,000		<u>189,289,000</u>			<u>15,000</u>	
			計	1,406,275,000	1,261,568,857	83,000	<u>655,080,000</u>	60,423,000	338,500,000	<u>3,015,000</u>	204,467,857
訂正後	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					一般財源
						既収入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源				
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
	2. 総務費	1. 総務管理費	年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業	189,424,000	189,304,000	<u>189,304,000</u>					
			計	1,406,275,000	1,261,568,857	<u>189,387,000</u>	<u>465,791,000</u>	60,423,000	338,500,000	<u>3,000,000</u>	204,467,857

○議長（福田 斉君） 去る10日、市長から提出された報告第2号繰越明許費の報告についてを訂正したいとの申し出がありました。

訂正の理由を求めます。

本田総務部長。

（総務部長 本田真一君登壇）

○総務部長（本田真一君） 誠に申し訳ありません。

先に提出しました報告第2号繰越明許費の報告について、訂正が生じたので、御手元にお配りしております表のとおり訂正をお願い申し上げます。

具体的には、平成27年度水俣市一般会計繰越明許費繰越計算書中、2款総務費、1項総務管理費の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業の財源である国庫補助金について、出納整理期間内に収入があったため、未収入特定財源を既収入特定財源に改めるものです。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） ただいま議題となっております報告の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって、報告の訂正についてはこれを承認することに決定しました。

日程第2 議第46号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

日程第3 議第47号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

日程第6 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

日程第7 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

日程第8 議第52号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び

運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第9 議第53号 水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第54号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議第55号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第56号 平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議第57号 平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議第58号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議第59号 平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議第60号 工事請負契約の変更について
- 日程第17 議第61号 工事委託に関する基本協定の締結について
- 日程第18 議第62号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第63号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第20 陳第4号 水俣湾埋め立て地、八幡残渣プールに対し早急に適切な対策を講じる事を求める陳情について
- 日程第21 請第1号 T P P協定を国会で批准しないことを求める請願について
- 日程第22 陳第1号 原子力規制委員会に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情について
- 日程第23 陳第2号 九州電力株式会社に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情について

○議長（福田 斉君） 日程第2、議第46号専決処分の報告及び承認についてから、日程第23、陳第2号九州電力株式会社に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情についてまで、22件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩阪雅文議員。

（総務産業委員長 岩阪雅文君登壇）

○総務産業委員長（岩阪雅文君） ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第46号平成27年度水俣市一般会計補正予算第9号について申し上げます。

本案は、地方債発行に係る熊本県知事の同意に際し、地方債発行予定事業に係る起債額の調整を行うため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、地方債発行予定事業に係る起債額の調整を行い、その財源としては、第17款繰入金、第20款市債をもって調整している。

また、地方債の補正として、公営住宅建設事業債の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第47号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

改正の内容は、法人税割の税率の引き下げと交付税原資化、軽自動車税における環境性能割の創設及びグリーン化特例の延長、固定資産税における非課税の適用時、適用除外時に所有者が申告すべき固定資産の追加、わがまち特例の追加等を行うものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の改正により固定資産税に関するわがまち特例が追加されるが、本市で想定される対象となる資産はどういったものであるかただしたのに対し、本市で想定されるものは太陽光発電設備のみであり、その中でも収益を上げるなどの事業用として供されるものが対象となるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第48号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の賦課に急施を要しましたため、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び低所得世帯への軽減措置の拡充であるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第49号平成27年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等により、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、歳出予算において事業費の確定に伴い予算額を調整している。

その財源としては、第9款地方交付税、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第20款市債をもって調整している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業債外5件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、南九州西回り自動車道の袋インターチェンジ取り付け関連道路改良事業における用地買収が進まなかった理由と今後の見通しはどうかとただしたのに対し、インターチェンジ取り付けの交差点協議に期間を要したことから、着手ができなかったが、今年度から着手していきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第50号平成28年度水俣市一般会計補正予算第1号中付託分について申し上げます。

本案は、平成28年4月14日の熊本地震による災害救助等のため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

主な補正の内容としては、第2款総務費に、災害支援関係経費、公共施設構造点検経費、第8款消防費に、避難所開設等に係る人件費、第10款災害復旧費に、公共土木施設災害復旧費などを計上している。

これらの財源としては、第17款繰入金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、熊本地震後の構造点検業務委託料について、市役所関係施設12カ所と市営住宅12棟の計24カ所の建築物の構造点検、状況確認を行うとのことであるが、こういった業者に頼むのか、また市役所本庁舎も点検の対象となるのかとただしたのに対し、市内の建築士1級の資格をお持ちの業者に委託し、市役所本庁舎も点検の対象であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第51号平成28年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

本案は、平成28年5月10日の豪雨発生に係る災害復旧等の予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

主な補正の内容としては、第2款総務費に、市庁舎機能移転関係経費、第10款災害復旧費に、公共土木施設災害復旧費を計上している。

これらの財源としては、第13款国庫支出金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

また、地方債の補正として、災害復旧事業を追加しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第54号平成28年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,148万3,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ155億4,303万2,000円とする。

補正の主な内容としては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、コミュニティ助成事業、第5款農林水産業費に、久木野ふるさとセンター管理運営費、第6款商工費に、湯の児・湯の鶴観光誘客事業、産業振興戦略推進事業、第8款消防費に、防災関係経費、第10款災害復旧費に、現年発生補助災害復旧事業などを計上している。

これらの財源としては、第13款国庫支出金、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

このほか、地方債の補正として、災害復旧事業債の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、ふるさと納税について、業者に手数料を支払って宣伝や商品の発送を行う仕組みでなく、それらを地元で直接行い、市と生産者に少しでも有利となる仕組みにできないのかとただしたのに対し、宣伝や商品の発送の両方を直轄で行うのが理想的だが、ノウハウや宣伝効果の面から業者をお願いしている。宣伝効果を考えると、宣伝を業者をお願いし、注文受付から商品発送を地元で行うという仕組みも考えられるが、ノウハウの蓄積がなく、そこまで行き着いていないとの答弁がありました。

また、災害の備蓄用品の内容はどのようなものがあるかとただしたのに対し、500人の1日分の食料のほか、簡易トイレ、毛布、おむつ、ミルク用品、生理用品などがあるとの答弁がありました。

また、防災士や気象予報士の資格をお持ちの方を市役所に常時配置することで、市として日頃から防災についてノウハウを学んだり、リアルタイムで相談ができる。さらに自主防災組織への指導や助言により、市全体の防災意識の向上が図られると思うがどうかとただしたのに対し、出水市でモデル事業が行われており、その活用も含めて、前向きに検討したいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第58号平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ231万1,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ12億4,235万1,000円とする。

補正の内容としては、第1款公共下水道事業費において、職員の人事異動等に伴う人件費を減

額している。

その財源としては、第4款繰入金をもって調整している。

このほか、債務負担行為の補正として、水俣市白浜雨水ポンプ場の建設工事委託の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第59号平成28年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成28年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を46万6,000円増額して、補正後の収益的収入の額を4億8,374万7,000円に、収益的支出の額を211万円増額して、補正後の収益的支出の額を3億5,930万3,000円とする。

補正の内容としては、収益的収入には児童手当繰入金の増額、収益的支出には職員の人事異動に伴う人件費の補正等を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、平成28年度予算の支出予算における特別損失の内容についてただしたのに対し、平成28年1月の寒波時の水道管破裂による漏水分は、水道料金の減免が可能であり、これまで市報などで案内を行ってきたが、現時点で未申請がある。本予算は、その未申請分の今後の還付分であり、今後も申請の呼びかけを行うとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第60号工事請負契約の変更について申し上げます。

本案は、水俣市宮牧ノ内団地2号棟建設建築主体工事請負契約について、土工事及び金属工事の数量に変更が生じたため、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第61号工事委託に関する基本協定の締結について申し上げます。

本案は、水俣市白浜雨水ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

本協定については、平成28年5月25日付で日本下水道事業団と随意契約により協定金額3億2,000万円で仮協定を締結しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、工事委託費3億2,000万円の内訳についてただしたのに対し、白浜ポンプ場の長寿命化計画に基づく更新工事に係る委託であり、内容としては、機械設備としてポンプ設備の排水ポンプのディーゼルエンジン、減速機、空気圧縮機であり、電気設備については受変電設備、操作設備の更新であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第62号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、牧ノ内団地2号棟の建設による住宅の供用開始に伴い、本案のように改正しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第63号平成28年度水俣市一般会計補正予算第4号について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、庁舎機能移転経費、ネットワーク構築経費、第7款土木費に、公園整備関係経費、第10款災害復旧費に、現年発生補助災害復旧経費などを計上している。

これらの財源としては、第18款繰越金をもって調整している。

このほか、債務負担行為補正として、仮庁舎プレハブリース料外1件を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、庁舎移転に伴い、プレハブリースに係る規模や今年度のリース期間、移転候補先である文化会館駐車場は今後いつまで利用ができるのかとただしたのに対し、規模は3,000平方メートルの2階建て、今年度のリース期間は、10月までにプレハブの建設が完了し、11月から移転できると想定し、5カ月分とする。また、文化会館駐車場の利用は、現時点では8月に着工予定なので、7月いっぱいには可能と思われるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、平成28年3月から継続審議となっていました請第1号T P P協定を国会で批准しないことを求める請願について申し上げます。

本請願については、議会運営委員会でも同様の趣旨の意見書が提出され協議したが、国家間の約束事で進められており反対であるという意見と、前回の衆議院選挙のときに、断固として反対すると公約に掲げられたわけであるから、批准しないこととして議会として意思表示する必要があり、採択すべきであるとの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

最後に、平成28年3月から継続審議となっていました陳第1号原子力規制委員会に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情について及び陳第2号九州電力株式会社に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情について申し上げます。

これら2件の陳情は、同様の趣旨であるため一括して審査を行いました。免震重要棟の建設は、原子力規制委員会における再稼働の条件であり、稼働停止ができないのであれば、事故が起きた

ときの安全を考慮して、免震重要棟をつくるべきであるとの意見と、裁判での判決でも免震重要棟は必要ないとの結論が出ており、それを尊重すべきであるとの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、厚生文教委員長田口憲雄議員。

（厚生文教委員長 田口憲雄君登壇）

○厚生文教委員長（田口憲雄君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第49号平成27年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容は、歳出予算において事業費の確定に伴い予算額の調整を行っている。

財源としては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第20款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、太陽エネルギー利用システム導入補助事業の追加を計上している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業債等の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、台風の影響等で総合体育館の被害による付近への影響と今後の修繕等の計画についてただしたのに対し、体育館の幕板が飛来し、付近の住宅のガレージの一部を破損させた。今後の修繕等の計画については、緊急的に行う必要があるが、財源の問題もあり、今年度を含め3年をかけて行う計画である。施設自体が老朽化しており、指定管理者等とも協議しながら、今後の点検や修繕方法について、検討していきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第50号平成28年度水俣市一般会計補正予算第1号中付託分について申し上げます。

本案は、平成28年4月14日の熊本地震による災害救助等のため、予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

補正の主な内容は、第3款民生費に、被災者臨時入居施設関係経費、第4款衛生費に、環境クリーンセンター旧焼却炉の煙突強度検査経費、第9款教育費に、各小中学校施設構造点検経費、第10款災害復旧費に、各小中学校施設修繕経費などを計上している。

財源としては、第17款繰入金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、実際に避難者の施設への入居があったのかとただしたのに対し、4月16日の本震以降、問い合わせ等はあったが、避難者の入居はなかったとの答弁がありました。

また、現在までの予算の執行状況についてただしたのに対し、受け入れ施設の浄化槽ブローア及び電気の修繕、施設の清掃等を行い、支出を行っているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第52号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第53号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、本条例の改正により、事業所等において、マイナス面はないと考えてよいかとただしたのに対し、特に不都合等はないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第54号平成28年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第4款衛生費に、もやい推進事業、第9款教育費に、県指定研究推進校事業、社会教育団体等育成事業などを計上している。

財源としては、第12款使用料及び手数料、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第19款諸収入をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、空き家バンク登録物件調査協力謝金の内容についてただしたのに対し、空き家バンクの登録に当たっては、所有者からの登録申し出に伴い、事前にその物件が空き家バンクとして提供できる物件かどうかを調査する必要がある。調査については、熊本県宅地建物取引業協会等の不動産関係の団体に依頼するが、事前に協定を締結する必要があり、現在、1件当たり4,000円の謝金費用を計画しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第55号平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,153万1,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ49億1,721万9,000円とするものである。

補正の内容は、第1款総務費に、人事異動による人件費の減額及び電算システム改修に伴う委託料の増額、第4款前期高齢者納付金及び第6款介護納付金の増額を計上している。

これらの財源としては、第3款国庫支出金、第4款県支出金、第9款繰入金及び第10款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第56号平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ642万5,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ3億8,277万7,000円とするものである。

補正の内容は、第1款総務費において、職員の異動等に伴う人件費を減額している。

財源としては、第3款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第57号平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ167万9,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ33億5,950万7,000円とするものである。

補正の主な内容は、第1款総務費において、職員の異動に伴う人件費を増額している。

財源としては、第7款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、陳第4号水俣湾埋め立て地、八幡残渣プールに対し早急に適正な対策を講じる事を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情者の説明後、環境課より再度、水俣湾埋立地、八幡残渣プールの現況等について説明を受けました。

その後、自由討論を行い、埋立地については、熊本県が設置している水俣湾公害防止事業埋立地護岸等維持管理委員会において、現状では、埋立地の異常は認められておらず、八幡残渣プールにおいても水俣市や熊本県が、定期的かつ継続的に水質調査を実施しており、周辺環境への影

響等もないことが確認されている。そのため現時点では、適正な管理が行われていると判断され、本陳情には賛成しがたいという意見と陳情書の記述内容にいささか不備な部分等はあるが、現在、水俣市や熊本県が実施している水質調査は、調査の仕方自体に疑問があり、未実施である土壌調査についても調査、検討の余地があるため、現時点では適正な管理が行われているとはいいがたく、本陳情に賛成であるとの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成28年6月24日

総務産業常任委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 福 田 齊 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第46号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	承 認	全員賛成
議第47号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定 について	承 認	全員賛成
議第48号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の制定について	承 認	全員賛成
議第49号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第10号） 付託分	承 認	全員賛成
議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第1号） 付託分	承 認	全員賛成
議第51号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	承 認	全員賛成
議第54号	平成28年度水俣市一般会計補正予算（第3号）付託分	原案可決	全員賛成
議第58号	平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第59号	平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第60号	工事請負契約の変更について	原案可決	全員賛成
議第61号	工事委託に関する基本協定の締結について	原因可決	全員賛成
議第62号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第63号	平成28年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
請第1号	T P P協定を国会で批准しないことを求める請願について	不 採 択	賛成少数
陳第1号	原子力規制委員会に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情について	不 採 択	賛成少数
陳第2号	九州電力株式会社に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情について	不 採 択	賛成少数

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成28年6月24日

厚生文教常任委員長 田 口 憲 雄

水俣市議会議長 福 田 齊 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第49号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第10号） 付託分	承 認	全員賛成
議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第1号） 付託分	承 認	全員賛成
議第52号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第53号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第54号	平成28年度水俣市一般会計補正予算（第3号）付託分	原案可決	全員賛成
議第55号	平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第56号	平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第57号	平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
陳第4号	水俣湾埋め立て地、八幡残渣プールに対し早急に適正な対策を講じる事を求める陳情について	不 採 択	賛成少数

○議長（福田 斉君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

桑原一知議員並びに高岡朱美議員から陳第4号について、小路貴紀議員並びに野中重男議員から請第1号について、中村幸治議員並びに藤本壽子議員から陳第1号及び陳第2号について、それぞれ討論の通告がっております。

これから順次発言を許します。

初めに、桑原一知議員。

○桑原一知君 真志会の桑原一知です。

私は、陳第4号水俣湾埋め立て地、八幡残渣プールに対し早急に適正な対策を講じる事を求め

る陳情について、反対の立場で討論します。

現在、水俣湾埋立地では、適正な維持・管理のため、熊本県は水俣湾公害防止事業埋立地護岸等維持管理委員会を設置し、定期的に検討会議で今後の維持管理方法などについて検討されています。八幡プールについても、水俣市と熊本県において、定期的に水質調査を実施されています。

さて、皆様も御承知のとおり、水俣湾埋立地は、14年の歳月と莫大な費用をかけ、151万立方メートルのしゅんせつと埋め立て工事を行い、58ヘクタールの埋立地がエコパーク水俣として生まれ変わりました。スポーツ施設や遊具場では、子どもたちから高齢者までともに汗を流し、交流を深め、バラ園では、開花時には、イベントなど開催され、市内はもとより県内外から多くの方々が来園されます。このほかにも、竹林園や道の駅、美しい夕焼けの見える海岸など、水俣市の観光資源の1つであり、水俣市の情報発信の中心でもあります。

また、八幡プール埋立地は、現在、環境クリーンセンターや浄化センターなど、市民の日常生活を守るために、安心、安全に稼働しています。また、エコタウン水俣が隣接しており、水俣市の産業振興、雇用確保、環境モデル都市の実現に向けての重要な拠点と考えます。

私たち議員は、水俣市民にとって、この大切な場所を守るために、現在の適正な管理が、継続的に行われているかを注視し、チェックしていくことが重要な役割だと私は考えます。現状では、水俣湾埋立地の異常は認められておらず、八幡プールにおいても、周辺環境への影響等もないことが確認されています。

このことから、現時点では適正な管理が行われていると私は考えますので、本陳情に対しては反対であります。

また、厚生文教委員会の採決で、唯一賛成された高岡朱美議員も、討論では、陳情文章の文言には疑問があると発言されましたが、賛成されたことには違和感を覚えましたことを申し添えておきます。

議員皆様の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（福田 斉君） 次に、高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。

私は、陳第4号水俣湾埋め立て地、八幡残渣プールに対し早急に適正な対策を講じる事を求める陳情についてに賛成の立場から討論を行います。

この陳情の趣旨は、大量の水銀や有害物質が埋め立てられている八幡残渣プールが、まだ余震が続いている熊本地震の影響を受け、護岸崩壊や液状化現象を起こした場合、再び海を汚染する恐れがあることを憂慮し、急いで何らかの予防措置をとるよう国に求めるものです。

定期的に海水を採取して行われている水質調査では、問題は出ていないという水俣市が県から得た回答を根拠に、既に適正に管理されているという同陳情に対しての不採択理由が述べられま

した。

しかしながら、八幡残渣プールについては、一般質問の中で次のようなことが明らかになっています。

第1に、現在、安定型最終処分場と認定されているJNCの土地には、瓦れき類が埋設されているという報告が管理者であるJNCからなされているが、地続きにある市が譲渡された部分については、水質検査をしていることを理由に、内容物について詳細な調査がされていない。

第2に、昭和54年3月の熊本地方裁判所判決で八幡プール群は、地下浸透水として海に排出されることを想定してつくられた排水処理施設だったが、前述した水質検査が、汚染源からの影響を見るのに適切な方法なのか疑問が呈されており、今の段階では明確な説明はない。

第3に同埋立地の一部分で、現在、水俣市環境クリーンセンター及び下水処理施設があるところでは施設建設時に、土壌から高濃度の水銀が検出され、管理型最終処分場をつくって処理をされた事実がある。

これらの事実を踏まえると、陳情者が憂慮している場所の内容物が無害であるということを証明したことにはならず、処分場の管理者であるJNC、水俣市、熊本県は早急に土壌と水質調査を行い、安全を証明し、国はこれを監督する義務があると考えます。

よって、いつまた大きな地震が起きるかわからない中で、陳情者が急ぎ国に適正な管理を求めることは当然の要求であり、市民の安心・安全に責任を負う議会の一員として同趣旨に賛成するものです。

○議長（福田 斉君） 次に、小路貴紀議員。

○小路貴紀君 水進会の小路貴紀です。

請第1号TPP協定を国会で批准しないことを求める請願について、反対の立場から討論します。

TPPは、アジア太平洋地域に新たな経済圏を創造し、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定を目指し、本年2月、交渉に参加した日米など12カ国が署名し、正式合意に至りました。日本においては、貿易収支の黒字を支えている輸出をさらに拡大し、経済再生を初め、国益増進に資するものと期待をされております。

確かに日本国内において、農業者や畜産業者などからは、関税の即時撤廃並びに経過的な削減、輸入品の拡大などにより、経営に支障を来す懸念の声もあります。

農林水産業は、国内の基幹産業のみならず、国土や自然環境といった景観の保全に不可欠な産業でもあります。一方、リンゴや梨、桃といった果物類、ミカンなどのかんきつ類を初めとして、既に海外で高く評価されている農産物も多く、人口減が進む国内の市場頼りでは、農林水産業が衰退してしまうという危惧から、若手営農者などは、積極的に海外への販路拡大を図っております。

す。T P Pを見据えて稼ぐ農業、稼げる農業といった新たな農林水産業のあり方に挑戦し、国内市場における問題や影響を単に嘆くのではなく、海外も含めて活路を見出そうとしている多くの人がいます。

また、全国農業協同組合中央会は、政府が策定した総合的なT P P関連政策大綱に、私たちの意見も十分に取り入れてもらったこと、経営安定対策事業の法制化は、生産者の営農意欲を引き出すだけでなく、将来への安心感に結びついていくものとの声を寄せています。

T P Pには今後、アジアのほかの国々も参加に意欲を見せており、経済面での連携の広がりが、安全保障面でもプラスに働くことは間違いありません。昨日来、米国大統領選における候補者の発言が取り上げられておりますが、米商工会議所などの経済界からは反発や警告の声も上がっており、日本政府の態度も今のところ変化はありません。したがって、日本はアジア太平洋地域とともに安定と発展につなげていくこと、そして国際的な見地に立って、合意国との連携と協調を保持していくためにも、T P P協定の批准に向けて用意周到に手続きを進めていくべきだと私は考えます。

以上の理由によりまして、本請願には反対を表明して討論とさせていただきます。議員皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 次に、野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。

私は、請第1号T P P協定を国会で批准しないことを求める請願について、賛成の討論を行います。

この協定が成立すれば、どのようなことが進むのでしょうか。交渉に当たった経過が全ては公表されていません。また、交渉担当だった当時の大臣が辞任し、国会での質疑にも答えられない状況が生まれています。こういうことが続くと、なおさら中身がどうなのかというものが、国会で解明されないままに現在に至っています。

さて、わかっているだけでも私たちの日々の生活や安全、国内の各種の生産や経済に大きな影響を与えていると言われております。

まず農業分野では、お米や麦は輸入枠が拡大し、牛肉、豚肉での関税引き下げなど、重要農産物5品目全てで大幅な譲歩を行う内容になっています。さらに、政府が守ったという重要5品目については、例外規定があります。それはどういう例外かという、7年後には米国など5カ国と、関税撤廃についての協議を行うということを義務づけていることでもあります。このように詳しく見てくると、現在に合意に至っている、あるいは言われているものは、通過点にしかすぎず、ゆくゆくは全農産物の関税撤廃が迫られる恐れがあります。

今、反対者の討論がありました。リンゴだとか桃だとか、海外に輸出して多くの利益を上げら

れるところもあるかもしれませんが。しかし、農業生産全体にとって、どれだけのプラスとマイナスがあるのかということも、当然見比べなければいけないというふうに私は思います。

こういう中身では、地域の農業、特に海外の大規模農家と同じ土俵で競争させられることになるということになれば、国内の農業は守られないということは明確ではないでしょうか。

また、もう1つの面で申し上げますと、参加国の中の企業が、各国の環境政策や食品や医薬品の安全規制や規準について、その規制や基準を輸出入の障壁として裁判をする権利を認めています。さらに、公的サービスへの外国企業の参入も認めており、公営サービスの民間化が加速する恐れも出てきております。

結局、このTPPは、TPP参加国の中で関税や各種の規制をなくし、多国籍企業が参加国の市場に参入し、大きな利益を上げるためにつくられようとするものであるということ間違いのないと思います。その目的のために、国内の国民の安全や農業などの産業は犠牲にする内容であると思います。

このような大きな問題を抱えているTPPについては、国会で批准しないでほしいという請願であり、これは採択されるべきと考えます。

以上、賛成討論を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、中村幸治議員。

○中村幸治君 政進クラブの中村幸治です。

私は、陳第1号原子力規制委員会に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情についてと、陳第2号九州電力株式会社に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情について、反対の立場で討論を行います。

基本的に私は、将来は原子力発電をなくすべきというふうに思っています。

しかし、この2つの陳情は、川内原子力発電所の免震棟の建設についてであります。原子力発電所で大事故が起きたときの現場の前線基地である緊急時対策所を、積層ゴムで揺れを吸収する免震棟が、福島原子力発電所事故では注目を集めました。免震構造に対して耐震構造がありますが、岩盤上に固着させる丈夫な耐震構造の施設も、免震構造と同じように新基準を満たすというふうに聞いています。

九州電力は、重大事故時の対策拠点として、耐震施設を新設することを原子力規制委員会に申請しました。新聞記事によりますと、建物の強度を増し、原子力規制委員会の審査で示された地震の揺れにも耐えられる構造にするというふうに言っています。また、免震棟は、新規制基準の必須ではありません。

以上のことから、私は陳第1号、陳第2号に反対であります。これで討論を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、藤本壽子議員。

○藤本壽子君 無限21の藤本壽子です。

陳第1号原子力規制委員会に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情について、陳第2号九州電力株式会社に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情について、一括して賛成討論をいたします。

九州電力は、昨年12月17日、今年3月までに完成としていた川内原子力発電所の免震重要棟の建設撤回を前提に、設置変更申請を原子力規制委員会に提出。原子力規制委員会は、撤回の理由が不十分と指摘しましたが、耐震施設の拡充の可能性を示しました。その変更に対して、許可がなされないまま現在に至っております。

私は、6月27日、川内原子力発電所に連絡をいたしました。尋ねたところ、原子力規制委員会に申請したが、そのままの状態だということであります。

熊本地震の揺れは、必ず鹿児島へも影響するだろうと予想されます。一刻も早い対応が求められる中、九州電力も原子力規制委員会も対応が遅すぎであります。災害を過小評価しては、取り返しがつかないこととなります。

原子力規制委員会も九州電力も、何よりも福島原子力発電所事故の教訓を思い起こすべきであります。国会事故調査委員会で、福島原子力発電所事故当時の東京電力清水正孝社長が、免震棟がなかったらぞっとすると報告しました。その言葉を受けるように、全国の原子力発電所では、免震重要棟の建設を行っているところがあります。

事故が起こったとき、最大限の対策を立てるためには、免震重要棟が必要だと決めた原子力規制委員会も、審査の前にはつくらなければ審査を通さないとやったものであります。その取り決め事項を両者でほごにしてよいものでしょうか。

川内原子力発電所1号機、2号機が、免震重要棟なしで再稼働に入ってしまったことは大きな問題であります。水俣も含む近隣住民のせめてもの安全を守るため、この意見書の採択を心からお願いしたく思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第46号専決処分の報告及び承認についてから、議第51号専決処分の報告及び承認についてまで、6件を一括して採決します。

本6件に対する委員長の報告はいずれも承認であります。

本6件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本6件は、いずれも委員長報告のとおり承認しました。

○議長(福田 斉君) 次に、議第52号水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第63号平成28年度水俣市一般会計補正予算第4号まで、12件を一括して採決します。

本12件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本12件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって、本12件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長(福田 斉君) 次に、陳第4号水俣湾埋め立て地、八幡残渣プールに対し早急に適正な対策を講じる事を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(福田 斉君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長(福田 斉君) 次に、請第1号T P P協定を国会で批准しないことを求める請願についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、請願本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(福田 斉君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長(福田 斉君) 次に、陳第1号原子力規制委員会に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(福田 斉君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長(福田 斉君) 次に、陳第2号九州電力株式会社に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(福田 斉君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

日程第24 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第3号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について
議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（福田 斉君） 日程第24、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成28年6月24日

総務産業常任委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成28年6月24日

厚生文教常任委員長 田 口 憲 雄

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第3号	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成28年6月23日

議会運営委員長 野中重男

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第25 議第64号 固定資産評価員の選任について

日程第26 意見第2号 行政庁舎再建等についての国庫補助制度の創設を求める意見書について

○議長（福田 斉君） 日程第25、議第64号固定資産評価員の選任について及び日程第26、意見第2号行政庁舎再建等についての国庫補助制度の創設を求める意見書についてを議題とします。

議第64号

固定資産評価員の選任について

本市の固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成28年6月30日提出

水俣市長 西田弘志

住 所 水俣市長野町5番6号

氏 名 久保 敏博

生年月日 昭和34年2月13日

（提案理由）

職員の人事異動に伴い、新たに固定資産評価員として、本案のように選任しようとするものである。

意見第2号

行政庁舎再建等についての国庫補助制度の創設を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成28年6月30日

提出者

庁舎建替等対策特別委員会

委員長 高岡利治

水俣市議会議長 福田 斉 様

（別紙）

行政庁舎再建等についての国庫補助制度の創設を求める意見書

平成28年熊本地震は、4月14日の前震と続く同16日の本震の二度の激震により、多くの尊い人命を奪い、地域住

民の生活基盤や安寧な日常生活を奪い、甚大な被害をもたらしました。そのような中、本市においては庁舎機能の移転を余儀なくされ、同様に熊本県内各市町村でも行政庁舎等の施設、設備が甚大な被害を受けています。

今回の地震により、本市及び熊本県内各市町村の行政庁舎等は、あらゆる災害時に地域防災の要として機能し、人命救助や避難者支援など、防災対策の司令塔としての役割を果たさなければならないことが、改めて明らかとなりました。そのためには、庁舎等は単なる復旧ではなく、地域にとって真に必要な防災拠点機能を併せ持った、災害に強いものとする必要があります。

現行制度上、行政庁舎等の再建については、機能強化等を含め補助制度がないため、地方単独事業として実施する必要があります。しかし、特に本市のような小規模自治体では、財政基盤が弱く、災害に強い復旧、復興を進める上で大きな障壁となっています。

これらのことから、国におかれては、行政庁舎等の再建について、東日本大震災時の支援も踏まえ、躊躇なく災害復旧と防災機能の強化に取り組めるよう、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 行政庁舎再建等において、応急工事や調査、仮設庁舎の建設等も含めた国庫補助制度を創設すること。
- 2 あらゆる災害において防災拠点機能を発揮できるよう、行政庁舎等の耐震化を含む拠点機能の充実等に要する費用について、国庫補助制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月30日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
内閣官房長官	菅 義 偉 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣	高 市 早 苗 様
内閣府特命担当大臣 (防災担当)	河 野 太 郎 様
衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 様

○議長（福田 斉君） 順次提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例会市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第64号固定資産評価員の選任について申し上げます。

本案は、本年4月1日に実施いたしました市職員の人事異動に伴い、固定資産評価員である税務課長が交代いたしましたので、新税務課長である久保敏博君を選任しようとするものであります。

以上、本定例会市議会に追加提案いたしました議第64号について、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 次に、意見第2号について、庁舎建替等対策特別委員長高岡利治議員。

(庁舎建替等対策特別委員長 高岡利治君登壇)

○庁舎建替等対策特別委員長（高岡利治君） 行政庁舎再建等についての国庫補助制度の創設を求める意見書について、案文を読み上げ、提案理由にかえさせていただきます。

平成28年熊本地震は、4月14日の前震と続く同16日の本震の二度の激震により、多くの尊い人命を奪い、地域住民の生活基盤や安寧な日常生活を奪い、甚大な被害をもたらしました。そのような中、本市においては庁舎機能の移転を余儀なくされ、同様に熊本県内各市町村でも行政庁舎等の施設、設備が甚大な被害を受けています。

今回の地震により、本市及び熊本県内各市町村の行政庁舎等は、あらゆる災害時に地域防災の要として機能し、人命救助や避難者支援など、防災対策の司令塔としての役割を果たさなければならぬことが、改めて明らかになりました。そのためには、庁舎等は単なる復旧ではなく、地域にとって真に必要な防災拠点機能を併せ持った、災害に強いものとする必要があります。

現行制度上、行政庁舎等の再建については、機能強化等を含め補助制度がないため、地方単独事業として実施する必要があります。しかし、特に本市のような小規模自治体では、財政基盤が弱く、災害に強い復旧、復興を進める上で大きな障壁となっています。

これらのことから、国におかれては、行政庁舎等の再建について、東日本大震災時の支援も踏まえ、躊躇なく災害復旧と防災機能の強化に取り組めるよう、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 行政庁舎再建等において、応急工事や調査、仮設庁舎の建設等も含めた国庫補助制度を創設すること。
- 2 あらゆる災害において防災拠点機能を発揮できるよう、行政庁舎等の耐震化を含む拠点機能の充実等に要する費用について、国庫補助制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月30日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま、市長及び庁舎建替等対策特別委員長から提案理由の説明がありました本2件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本2件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本2件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第64号固定資産評価員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（福田 斉君） 次に、意見第2号行政庁舎再建等についての国庫補助制度の創設を求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長（福田 斉君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成28年第2回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時8分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議 長 福 田 齊

署名議員 高 岡 利 治

署名議員 藤 本 壽 子

平成28年6月第2回水俣市議会定例会（6月10日～6月30日）

〔議案〕

番号	件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
議第46号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	6月10日	総務産業	6月30日 承認	
議第47号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	6月10日	総務産業	6月30日 承認	
議第48号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	6月10日	総務産業	6月30日 承認	
議第49号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 平成27年度水俣市一般会計補正予算（第10号）	6月10日	各委	6月30日 承認	
議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	6月10日	各委	6月30日 承認	
議第51号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第2号）	6月10日	総務産業	6月30日 承認	
議第52号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6月10日	厚生文教	6月30日 原案可決	
議第53号	水俣市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6月10日	厚生文教	6月30日 原案可決	
議第54号	平成28年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	6月10日	各委	6月30日 原案可決	
議第55号	平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	6月10日	厚生文教	6月30日 原案可決	
議第56号	平成28年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	6月10日	厚生文教	6月30日 原案可決	
議第57号	平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	6月10日	厚生文教	6月30日 原案可決	

議第58号	平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月10日	総務産業	6月30日 原案可決	
議第59号	平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	6月10日	総務産業	6月30日 原案可決	
議第60号	工事請負契約の変更について	6月10日	総務産業	6月30日 原案可決	
議第61号	工事委託に関する基本協定の締結について	6月10日	総務産業	6月30日 原案可決	
議第62号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	6月23日	総務産業	6月30日 原案可決	
議第63号	平成28年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	6月23日	総務産業	6月30日 原案可決	
議第64号	固定資産評価員の選任について（久保敏博君）	6月30日	省 略	6月30日 同 意	

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第2号	行政庁舎再建等についての国庫補助制度の創設を求める意見書について	6月30日	省 略	6月30日 原案可決	

〔選 挙〕

件 名	選挙月日	当 選 人	備 考
選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	6月10日	（委 員） 吉村明賢・佐伯宗雄・松田喜正・大石健一（補充員） 井上信二・平田智士・松山勝征・市来敏明	指名推選

〔選 任〕

件 名	選任月日	氏 名
議会運営委員の選任について	6月10日	塩崎 達朗

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第2号	繰越明許費の報告について	6月10日
報告第3号	繰越明許費の報告について	6月10日
報告第4号	予算の繰越しの報告について	6月10日
報告第5号	水俣市土地開発公社の経営状況報告について	6月10日
報告第6号	株式会社みなまたの経営状況報告について	6月10日
報告第7号	株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況報告について	6月23日

〔継続調査〕

件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	6月30日	総務産業	6月30日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	6月30日	厚生文教	6月30日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	6月30日	議会運営	6月30日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔請願・陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第3号	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について	水俣市洗切町 18-17 廣田 孝	厚生文教	6月10日	6月30日 継続審査
陳第4号	水俣湾埋め立て地、八幡残渣プールに対し早急に適正な対策を講じる事を求める陳情について	水俣市袋 54番地117 上村 好男	厚生文教	6月23日	6月30日 不採択

〔前回から継続審査となっている請願・陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
請第1号	TPP協定を国会で批准しないことを求める請願について	熊本市中央区神水 1丁目30-7 鳥飼 香代子	総務産業	3月10日	6月30日 不採択
陳第1号	原子力規制委員会に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情について	水俣市月浦 247-96 永野 隆文	総務産業	3月10日	6月30日 不採択
陳第2号	九州電力株式会社に対して、川内原子力発電所免震重要棟建設問題についての対応を求める陳情について	水俣市月浦 247-96 永野 隆文	総務産業	3月10日	6月30日 不採択